

長 崎 大 学

総 合 環 境 研 究

第 12 卷 第 1 号

目 次

学術論文

EU 気候変動政策とエネルギー —政策文書と内在する国際的リーダーシップの脆弱性— 和達容子	1
「環境学」の組成とその形成 —「ジャーナル共同体」論を軸にして— 鋤田 慶・葉柳和則	15
非体験者にとっての継承活動の現状 —長崎・元平和案内人への聞き取りからの考察— 富永さとみ・葉柳和則	29
オート＝ノルマンディー地方のマレショール隊員の採用（1720～1750 年） 正本 忍	41

学術資料

研究ノート

小中学校の新学習指導要領における生活習慣病予防に関する記述の変遷 宮崎 藍・中村 修・片渕結子	55
義務教育の栄養・食生活分野における生活習慣病予防に関する学習指導要領・教科書の分析 本田 藍・中村 修・片渕結子	63
食に関する指導の現状と課題 —栄養教諭・学校栄養職員・学校栄養士のアンケート調査から— 片渕結子・中村 修・本田 藍	79
中国瀋陽市における児童のごみ分別に関する研究 王 正・豊澤健太・片渕結子・薛 慧慧・ 山口龍虎・遠藤はる奈・丸谷一耕・本田 藍・ 秋永優子・中村 修	89
中国地方の小水力の歴史 永井健太郎・中村 修・畑中直樹・中島 大・ 友成真一	97
大学における英語スピーキング力の養成について —学習者を中心とした音読アプローチ— 盧 宏亮・松田雅子	121
2つの「哲学的人間学」 —「近代の超克」再考（その6）— 菅原 潤	131

翻訳解説

「東アジアにおける三十三年」タイの部、再度の日本 翻訳 園田尚弘	139
---	-----

長 崎 大 学 環 境 科 学 部

2009年12月

学 術 論 文

【学術論文】

EU 気候変動政策とエネルギー —政策文書と内在する国際的リーダーシップの脆弱性—

和達容子*

EU Climate Change Policy and Energy Factors —Background of the EU Leadership in the International Environmental Politics—

Yoko WADACHI

Abstract

The EU adopted the targets for 2020 to reduce emissions of greenhouse gases: cutting greenhouse gases by at least 20% of 1990 levels (30% if other developed countries commit to comparable cuts), increasing use of renewables to 20% of total energy production, cutting energy consumption by 20% of projected 2020 levels by improving energy efficiency. These targets are also aimed to take the initiative in the negotiation for the post-Kyoto framework. The EU needs the ambitious targets and achievements to be followed by the other countries, but these are influenced by the institutional conditions: almost all EU climate measures are left to the member states to implement, the energy policy competence is within the member states, the diversity on the economic situation including energy supply often interrupts the political agreements. The EU diplomatic success depends on the efforts to reduce greenhouse gases at the level of member states and the political will within the EU, which seem to be fragile in fact without any institutional guarantee.

Key words : European Union, climate change, energy policy, international leadership, policy competence

1. はじめに

第2次世界大戦後着手された欧州統合はEUという組織を作り上げ、EUはその機構的特徴を生かして加盟国内外の様々な変化や事情から生じる社会的要請に应运してきた¹。本稿で取り上げようとしている環境 이슈もその一つである。元々は環境問題解決のための組織ではなかったEUが、1970年代の環境問題の社会化を受け、1980年代の市場統合を契機にして基本条約上の環境政策権限を確立することになった。今や環境政策は、EU市民の支持を広く

得る政策領域であり、国際社会による議論を先導するという対外的役割を象徴的に担う存在である。

この文脈においても解決すべき環境問題としても、気候変動問題はEU環境政策にとって現在最も重要な課題の一つとなっている。当該問題の解決には国際社会の取り組みが不可欠であり、EUは京都議定書やその後のレジーム形成に積極的に関わってきた。米国・中国といった温室効果ガス排出大国が軒並み削減公約に消極的な姿勢を変えない状況下で、EU環境外交は国際レジームの成否を左右する重要なファクターであった²。

そのEU環境外交を支えているのは何であろうか。Grubb等の論考に拠れば、国際環境政治におけるリーダーシップには概ね3つの型があり、構造的 (Structural)、手段的 (Instrumental)、指導的

* 長崎大学環境科学部

受領年月日 2009年 5月 31日

受理年月日 2009年 5月 31日

(Directional) リーダーシップに分類された³。EU がポスト京都議定書に係る国際交渉の基盤としているのは、域内の気候変動政策およびその結果としての実績と、交渉関係国を対象とした交渉環境の改善であろう⁴。中心的な前者は上記の分類からすると指導的リーダーシップに当たると考えられる。EU はしばしば 1990 年度比で温室効果ガス 20%削減、30%削減といった大胆な数字を出して国際交渉を主導しようとするが、それは域内で当該目標値に政治的合意ができていれば、あるいは達成に目途が立っていればこそその提案である。また、開発協力政策の文脈では途上国が国際交渉に応じていくことができるような環境行政組織作りを奨励し、援助プロセスにおいて環境対話を促し対策の必要性を説得することによって、国際交渉環境を間接的に整えている⁵。

本稿で注目するのは、前者の域内政策という点である。気候変動問題の場合は原因となる温室効果ガスの発生源が多岐にわたるため、その発生抑制対策も多方面に渡る。特に大量の二酸化炭素を発生させるエネルギー部門およびエネルギー政策状況の重要性を看過できない⁶。環境マネジメントシステムによって企業体に自主的活動を促し、生産者にはエネルギー効率の高い製品の開発、消費者にはその購入を奨励などしているが、これら生産・消費活動における対策以上に、持続可能なエネルギー政策という国家経済の根幹からの転換が求められよう。こうした課題に一定の共通認識を持って EU 全体が対外的に模範を示してこそ、国際交渉における説得力へとつながっていくというのが指導的リーダーシップの意味するところである。

しかし実態はそう容易に進んでいない。温室効果ガス排出削減自体の難しさはもちろんであるが、ポスト京都の枠組みを決定する 2009 年のコペンハーゲン会議 (COP15) を前にして EU 全体の政治的一体性には不安が付きまとう。2008 年 12 月に開催された EU 首脳会議での議論はそれを象徴的に表していた。本稿においては、ここ数年の EU 気候変動対策とそこに内在する加盟国対立を EU エネルギー政策との関係から追い、EU が公言して止まない「世界の気候変動対策でイニシアティブを取ること」との距離感を図る一助としたい。そのため後続の本論は、第 1 に、最近欧州委員会が提示した気候変動対策の概要を明らかにする。第 2 に、当該気候変動対策と密接な関係を持つ EU エネルギー政策を取り上げ、環境配慮の組み込みという要請を受けた近年の当該政策枠組みについて明らかにする。以上を踏ま

え、第 3 に、2008 年に欧州委員会が提出した立法パッケージに係る動向を含め EU の環境国際政治におけるリーダーシップの脆弱性について言及したい。

2. ポスト京都交渉を視野に入れた EU 気候変動政策の概要

近年の EU 気候変動対策については、2000 年から始まった欧州気候変動プログラム (ECCP) の下での活動が継続し、2005 年に出された EU 気候変動対策戦略に続いて⁷、2007 年 1 月には欧州委員会から『気候変動を 2℃までに抑える：2020 年以降の対策』と題する文書が提出された⁸。後述のエネルギー政策関連文書と連動している当該文書の中で、欧州委員会は、温室効果ガス目標を少なくとも 2020 年までに 1990 年比で 20%削減、他の先進国が同様の目標値を提示するなら 30%削減という目標値を提示した。また、同じく後述のエネルギー政策文書に沿って、2020 年までにエネルギー効率を 20%向上させること、2020 年までに再生可能エネルギーの割合を 20%に高めること、二酸化炭素の安全な回収と貯留技術を開発することを示した。温室効果ガス排出削減のための具体的施策としては、EU 排出量取引システム (ETS) の拡大発展、運輸部門からの排出削減措置の促進、住居や商業施設からの排出削減、農業や森林部門における他の温室効果ガスの削減、研究開発の促進などが掲げられた。

それと同時に、国際社会への言及があった。先進国は 2020 年までに 30%削減を追求すべきことと共に、温室効果ガスの排出を増やしている途上国も排出増加率、さらには排出量を削減すべきであることを強く主張したのである。

2007 年 2 月には環境相理事会が開催され⁹、春の欧州理事会に向けて、他の先進国が同様の目標を持つことを条件に EU は温室効果ガスの 30%削減を約束すべきであるという認識で一致した。これを可能とするには温室効果ガスの排出の少ない産業の発展に取り組んでいかなければならない¹⁰。環境にやさしいバイオ燃料の 10%目標を含め、今後の燃料に関する新指令にこれらの方向性は含まれていく予定であり、自動車からの CO₂ 排出削減戦略に関しては、2020 年までに一台あたり 120 g/km という目標水準に到達することが難しいのであれば規制的手法に進むことを示唆していた¹¹。さらに、加盟国間の貢献には差異あるアプローチが必要であることを強調

し、欧州委員会に作業を開始するよう求めた¹²。

資料 1：2020 年以降の気候変動対策

“Limiting Global Climate Change to 2 degree Celsius- The way ahead for 2020 and beyond”の構成

1. エグゼクティブ・サマリー
2. 気候変動：2°C 目標
3. 行動しない場合とした場合のコスト
4. 行動の利益、他政策領域との関係
5. EU における行動
 - (a) 排出削減目標の設定
 - (b) EU エネルギー政策からの行動
 - (c) EU 排出量取引の強化
 - (d) 交通からの排出制限
 - (e) 他セクターにおける温室効果ガスの削減
 - (f) 研究と技術開発
 - (g) 結束政策
 - (h) 他の手段
6. グローバルな気候変動対策における国際的な行動
 - 6.1. 先進国による行動
 - 6.2. 途上国における行動
 - (a) CDM への新しいアプローチ
 - (b) 資金へのアクセス改善
 - (c) セクトラル・アプローチ
 - (d) 量的排出制限
 - (e) 最貧途上国の義務免除
 - 6.3. 更なる要素
 - ・国際的な研究技術協力
 - ・森林保護
 - ・気候変動問題への適応

【出典】COM(2007)2.

2007 年 3 月 8 日・9 日に行われたブリュッセル欧州理事会では、リスボン戦略、より良い規制 (Better Regulation)、国際関係とともに、気候変動とエネルギー政策の統合が議題となり、欧州エネルギー政策 (EPE) に関連して『行動計画 (2007-2009)』が採択された¹³。議長国決議のうち「気候変動とエネルギー政策の統合」(III. An integrated climate and energy policy)に関する部分では、従来の議論に則り、「温室効果ガスの主な発生源はエネルギーの生産と使用であるため、気候変動とエネルギー政策への統合的アプローチ、すなわち包括的な政策が

必要となる」という認識の下、「エネルギー政策は、加盟国のエネルギー・ミックスの選択、主要エネルギー源への主権を尊重し、加盟国間の結束力に支えられながら、エネルギー供給の安全を増すこと、ヨーロッパ経済の競争力とエネルギー入手可能性を確実にすること、環境的持続可能性を促進し気候変動に取り組むこと」という 3 つの目的を追求する」とした¹⁴。

こうした議論は、2008 年 1 月、欧州委員会による「気候変動と再生可能エネルギーに関する立法パッケージ」採択へとつながっていく¹⁵。ここにおける戦略の中心は EU ETS の拡充であった。このシステムでカバーされるセクターからの温室効果ガス排出は、2005 年のレベルと比較して 2020 年で 21% の削減が見込まれ、排出量取引でカバーされない交通、家庭、農業、廃棄物のセクターでは、2020 年までに 2005 年レベルから 10%削減する予定で -20%から+20%の幅で加盟国ごとに目標が割り振られた。交通における再生可能な燃料 10%を含む加盟国別再生可能エネルギー目標もあり、バイオ燃料の持続可能なクライテリアも設定されていた¹⁶。

同時に出された『2020 年までの 20・20：ヨーロッパの気候変動対策の契機』と題する文書では¹⁷、2020 年までに温室効果ガス 20%削減、および 2020 年までにエネルギー消費のうち再生可能エネルギーを 20%にするという目標を改めて掲げて自らの政策への意欲を示しつつ、国際社会へのシグナルを再度送った。一方、欧州委員会が繰り出す提案は、目標遵守と加盟国間の公平性を確保し、費用は最小にして、温室効果ガス 2050 年半減を視野に入れ、国際交渉を進めるためにあらゆる手段を尽くすという原則に基づくものとし、国際競争力や加盟国の経済的負担への配慮も見せた。全体として、EU ETS、排出削減、再生可能エネルギー、エネルギー効率向上、新しい課題である炭素回収および貯留の活用と展開を軸にしながら、低炭素経済への移行を促すものとなっている。

パッケージの提案に当たっては、気候変動対策、特に再生可能エネルギーへの投資と普及が地域経済の活性化と雇用増大をもたらす¹⁸、また化石燃料の輸入を節約でき、エネルギー源の多様化によって外部脆弱性も低減することから産業界にとっても良い機会であるとして、経済的利益について正当化した¹⁹。

資料 2：2020 年における加盟国への法的拘束力のある目標値（案）

	2005 年と比較して EU ETS が網羅していないセクターにおける削減目標値	2020 年までの最終エネルギー需要における再生可能エネルギーの割合
オーストリア	-16.0%	34%
ベルギー	-15.0%	13%
ブルガリア	20.0%	16%
キプロス	-5.0%	13%
チェコ	9.0%	13%
デンマーク	-20.0%	30%
エストニア	11.0%	25%
フィンランド	-16.0%	38%
フランス	-14.0%	23%
ドイツ	-14.0%	18%
ギリシャ	-4.0%	18%
ハンガリー	10.0%	13%
アイルランド	-20.0%	16%
イタリア	-13.0%	17%
ラトビア	17.0%	42%
リトアニア	15.0%	23%
ルクセンブルク	-20.0%	11%
マルタ	5.0%	10%
オランダ	-16.0%	14%
ポーランド	14.0%	15%
ポルトガル	1.0%	31%
ルーマニア	19.0%	24%
スロバキア	13.0%	14%
スロベニア	4.0%	25%
スペイン	-10.0%	20%
スウェーデン	-17.0%	49%
英国	-16.0%	15%

【出典】IP/08/80, 23 Jan 2008

3. EU エネルギー政策と環境配慮

（1）欧州エネルギー政策

現 EU エネルギー政策形成の起点となっているのは²⁰、2006 年 3 月に欧州委員会によって採択されたグリーン・ペーパー『持続可能で競争的な安定したエネルギーのための欧州戦略』である²¹。近年の逼迫するエネルギー需要、石油価格の高騰、不安定なエネルギー供給状況と輸入への依存、エネルギー・

インフラへの投資不足および気候変動の深刻化を危惧し、エネルギー安全保障と安定した経済状況、効果的な気候変動対策はそれぞれ相互に依存しているという認識の下に、今後行動が必要な 6 つの主要領域を設定した。①ヨーロッパの成長と雇用を支える欧州域内の電力・ガス市場を完成させること。②加盟国間の結束の下にエネルギー供給の安定を保証する域内エネルギー市場を創設すること。③より持続可能で効率的かつ多様なエネルギー・ミックスによ

ってエネルギー供給の安定と競争に取り組むこと。
④再生可能エネルギー、エネルギー効率向上、さらには炭素回収・貯留など気候変動に取り組むために統合されたアプローチを取ること。⑤戦略的欧州エネルギー技術計画によって技術革新を促進すること。⑥エネルギー資源の安定した確保に向けて EU が一

つの声で追求する整合性のある対外的エネルギー政策を確立すること、である。

これらの行動の背景には、EU のエネルギー政策が持つべき 3 つの主要目的—持続可能性、競争力、供給の安定—があった。

資料 3：EU エネルギー政策の具体的課題

持続可能性	(i) 競争力のある持続可能なエネルギー源や他の低炭素エネルギー源および運輸、特に代替的な運輸燃料を開発する。 (ii) ヨーロッパ内部のエネルギー需要を抑制する。 (iii) 気候変動を抑制し、地域の大気の質を改善するためのグローバルな努力を主導する。
競争力	(i) クリーン・エネルギーの生産とエネルギー効率改善への投資を促進するとともに、エネルギー市場が全体として消費者や経済へ利益をもたらすことを確実にする。 (ii) より高い国際エネルギー価格による EU 経済とその市民への影響を減らす。 (iii) 最先端のエネルギー技術を維持する。
エネルギー供給	(i) 統合されたアプローチ—需要を減らす、競争的で固くかつ再生可能なエネルギーを増やして多様化する、輸入エネルギーの供給源とルートを多様化する。 (ii) 増加するエネルギー需要を満たすため十分な投資を促す枠組みを作る。 (iii) EU が緊急事態に対応できるよう備える。 (iv) グローバル資源へアクセスする欧州企業の条件を改善する。 (v) すべての市民とビジネスのエネルギー・アクセスを確保する。

【出典】COM(2006)105.

翌 2007 年 1 月、欧州委員会は『欧州エネルギー政策』と題するコミュニケーションを採択した²²。既出グリーン・ペーパーでの議論を踏襲し、世界が急速に高まるエネルギー需要と将来的な供給の不安定化の中で、気候変動を背景にしながら、いかにして競争的でクリーンなエネルギーを確保していくかという緊急かつ環境的な課題に直面していることを強調して、ヨーロッパに強力なエネルギー政策が必要であると説いた。欧州委員会によれば、EU エネルギー政策の起動点は、気候変動対策、雇用と成長の促進、天然ガスや原油輸入に対する EU の対外的脆弱性の低減である。そのなかで EU が自らのエネルギー消費から排出する温室効果ガスを 2020 年までに 20%削減するという目標は政策の要となった。

関心は、さらにヨーロッパのエネルギー供給、経済そして市民の福祉にまで及んだ。これらの目的を

達成するため、エネルギー効率の向上、エネルギー・ミックスの中で再生可能エネルギーの割合を上げること、域内エネルギー市場の利益をすべての人に行き渡らせること、エネルギー技術開発のより長期的なビジョンを持って、加盟国間の結束力を高め、原子力の安全と保安に関する新たな議論を進めること、エネルギー生産国・輸送経路国・高エネルギー消費国・途上国など国際的なパートナーと EU としてまとまって話し合いをしていく努力を進めていくことが示されたのである²³。

同年 2 月のエネルギー相理事会では、上記文書について決議を採択し、2020 年までに温室効果ガスの排出を 20%削減するという目標を支持した²⁴。

資料4：エネルギー相理事会の決議（2007年2月）

・再生可能なエネルギーおよびエネルギー効率

理事会は、2020年までにEUエネルギー消費の20%を削減する必要性、EUの全エネルギー消費における再生可能エネルギーの割合を2020年までに20%とするという目標に合意した。さらに、EUにおける輸送用のガソリンおよびディーゼル消費において、バイオ燃料の割合をすべての国のミニマム目標として2020年までに10%とすることを支持した。この目標はすべての加盟国において適正な価格で実現される。理事会はまた、再生可能エネルギーのためのグローバルな枠組みを要請した。

・域内ガス・電力市場

理事会は、投資決定と規制枠組み発展との相互作用を強調して、各国市場・地域およびガス・電力セクターの特徴を考慮した域内ガス・電力市場に関する方策を具体化するように欧州委員会に要請した。そこでは、ネットワーク・オペレーションと供給・生産活動の効果的な分離などを確保していく。

・供給の安全と加盟国間の結束力の問題

理事会は、エネルギー源および輸送ルートの多様化、あるいは効果的な危機対応メカニズムを発展させることによるEUおよび加盟国のエネルギー供給安定性向上の必要性を強調した。

・エネルギー技術

理事会は、2007年中に欧州戦略的エネルギー技術計画を提出するという欧州委員会の意向を歓迎した。

・国際エネルギー政策

理事会は、ロシアとの特にエネルギー領域におけるパートナーシップおよび協力協定を合意させること、中央アジア、カスピ海および黒海沿岸国との関係を強化すること、エネルギー共同体条約の実行を確認することの必要性を強調した。

（2）エネルギー政策を取り巻く政治環境の変化とEUの対応

上記欧州委員会による文書にも明らかな通り、従来共通政策から最も遠いと言われていたエネルギー政策にEUが急速に関心を高めて行ったのには、中国など経済新興国におけるエネルギー消費の増大、ロシアのエネルギー外交とも呼べるような動き²⁵や

地政学的不安定要因を抜きにして考えることは出来ない。自らの経済的安定を脅かしかねない状況を回避するために、エネルギー供給地や経由地の地域的安定と供給国との安定したパートナーシップの確立を求め、それはまずロシアとの関係、中東・地中海地域の安定を意味することになった。EUは1998年に欧州エネルギー憲章の採択、2006年にエネルギー共同体条約を発効させており、それらは経済共同体EUの存立を周辺から強化する新しい形のエネルギー政策として捉えられた²⁶。

このような文脈から見れば、エネルギー・イシューは安全保障問題であり外交問題となる²⁷。こうした問題を踏まえた長期的かつ戦略的対応の必要から、2006年のグリーン・ペーパーでは基本条約には存在しない「共通エネルギー政策」を求めるほどの意気込みとなったのであろう²⁸。当該グリーン・ペーパーで指定された重点6領域の中でも対外エネルギー政策の必要性に言及した第6項目は目を引くものであり、対外政策は域内政策、特にエネルギー域内市場の創設に依拠するものであるとしつつ、（i）エネルギー供給の安定と多様化のための明確なる政策、（ii）エネルギー生産国、経由国、他の国際アクターとのエネルギー・パートナーシップ²⁹、（iii）対外的な危機的状況への効果的な対応、（iv）他の対外政策にエネルギーを統合、（v）開発を促進するためのエネルギー³⁰を目的および手段として掲げていた。

一方、エネルギーは気候変動対策を担う主要な一領域となっていた。環境問題解決のためには狭義の環境政策に限らず、他の政策領域においても環境に配慮することがEC基本条約第6条で求められており、こうした動きは特に1998年のカーディフ欧州理事会の政治的決意を発端に「カーディフ・プロセス」として、理事会レベルで意識的に行われるようになった³¹。EUエネルギー政策においては1999年に第1回目のエネルギー統合戦略が採択され、2001年には、2000年に提示されたグリーン・ペーパー『エネルギー供給安全保障のための欧州戦略に向けて』³²を配慮して再検討された。気候変動対策ともなる再生可能エネルギーやバイオ燃料への取り組み、エネルギー効率向上への取り組みは、こうした大枠の元に位置づけられる³³。

このように多目的となったエネルギー政策において、EUは整合性を持って効率良く気候変動問題に対応できるのだろうか。グリーン・ペーパーで掲げられた3つの政策目的は、例えば再生可能エネルギー

の普及が多様化したエネルギー供給構造と気候変動対策へ貢献するように、概ね相互に密接な関係を持つと捉えられる。しかしながら、エネルギー市場の自由競争による価格低下がエネルギー消費を促す効果を持つように、相反する効果もあり得る。EU は政策間のバランスを考えなければならない。また、当該政策が安全保障とリンクして議論されることで注目を集めてきたことが逆にエネルギー議論を深刻かつ複雑にしてしまう懸念も指摘されており³⁴、気候変動対策にとって最近の政策環境は必ずしも良いとは言えない。

実際に EU はエネルギー政策に関わる権限を基本条約上十分に与えられているわけではない。国家権限に委ねられた当該政策において、エネルギー確保や再生可能エネルギーの普及など個々の政策の実行は加盟国以下の努力に係っている。目下欧州委員会 はヨーロッパ各国に定着していた反原発の流れに逆行して原子力利用に関する議論を促しているが、その原子力エネルギーの利用に関する決定も加盟国の権限内にある。国民の生活を保証する最も基本的な単位としてその根幹に関わると思われる政策権限は固持してきた加盟国であるが、それでも近年のエネルギーを取り巻く政策環境の変化によって、こうした政策にも事実上の政策統合が及ぼうとしているのだろうか³⁵。気候変動対策はエネルギー政策の中で確かな柱となっているものの、複雑な域内エネルギー政策事情の中で共通のアプローチを進め、かつ共通の環境目標を共に達成しようとするのには、即時に解消し難い EU の制度的な問題の影響を考慮しないではいられない。

4. 「気候変動・エネルギー立法パッケージ」をめぐる政治動向

先述の通り『2020 年までの 20・20』の目標数値を達成するための具体的な手段として、2008 年 1 月 23 日、欧州委員会は排出量取引システム (ETS) に関する指令改正案、非 ETS セクターにおける排出目標の分担に関する指令案、二酸化炭素の回収・貯留に関する指令案、再生可能エネルギー推進に関する指令案を含んだ立法パッケージを採択した³⁶。これは、EU が 2009 年の気候変動枠組み条約第 15 回締約国会合へ向けた交渉においてリーダーシップをとることを強く意識したものであり、国際会議の開催時期から遡って、遅くとも 2009 年初頭までに

法案採択が目指されることとなった³⁷。

加盟国、欧州議会、欧州委員会による合意への話し合いは 10 月に入ると加速した³⁸。しかし、ただでさえ合意の難しいイシューの上に、折からの世界的金融危機はさらに交渉を難しくしていた。当該パッケージは 12 月の EU 首脳会議の議題になったが、会議前日になっても多くの細かな論点で対立があり、コミュニケに合意できないほどであった³⁹。石炭依存度の大きなポーランドおよび旧東側諸国、イタリアそしてドイツ—国内産業界から特に排出量取引の割当分有料化に反対されて—が排出枠を有料とする新しい ETS 案に特に激しく抵抗していた⁴⁰。ハンガリーは経済的苦境により経済的負担への配慮を強く求め、英国やドイツは経済的支援のために基金を設けることは認めてもその負担率に難色を示していた。

それでも当該パッケージの成否は環境レジームの成否とともに EU の国際的信用を掛けた重大な事項と認識され、議長国フランスと欧州委員会による調整が強力に進められた⁴¹。2008 年中の合意を外せない EU は話し合いを維持し、最終的に首脳会議の場の決裂は回避されたのである。ただし、その合意は政治的成果として評価される一方で、反対派にサイド・ペイメントを提供し、当初の提案から数値等を後退させるという妥協を重ねるものとなった。例えば一つには、ETS 排出枠の有料化条件を緩くすること—産業界の 2013 年からの 100%有料購入が 2027 年まで緩和される。深刻なカーボン・リーケッジの恐れにさらされた製造業界には無料分を 100%まで拡大する。ポーランド電力業界は、2020 年まで無料の排出枠を受け取れるなど—であった。もう一つには、経済的に不利な国へのさらなる配慮—結束メカニズムの設定など—であった⁴²。

12 月 13 日には理事会と欧州議会の間で実質的な合意を得、その後 12 月 17 日の欧州議会本会議において修正案が採択された⁴³。それを受けて、2009 年 4 月 6 日には理事会が共同手続きの第 1 読会で気候変動・エネルギー立法パッケージを採択した⁴⁴。そこでの主な合意内容は資料 5 の通りである。

資料 5：理事会（2009 年 4 月 6 日）の概要

・再生可能エネルギーの推進

再生可能エネルギーを推進する EU 枠組みを定める指令を採択した。当該指令の目的は、EU エネルギー消費のうち再生可能エネルギーの割合を 2020 年までに 20%とすること、交通部門における再生可能エネルギー消費を 2020 年に 10%まで引き上げることである。そのために加盟国へ再生可能エネルギー導入の国家目標を設定し、加盟国はそのための行動計画を作成する。交通部門における 10%目標は加盟国一律の義務となる。バイオ燃料には、持続可能性の観点から目標達成算入可能とするクライテリアを設定した。

・EU ETS の改正

従来無償で配分してきた排出枠を段階的に減らし、オークションによる有料化を進める。産業分野は 2013 年に 20%、2020 年には 70%、2027 年に 100%とする。電力分野も完全有料化するが、10 カ国（ブルガリア、キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、ルーマニア）に対しては低減されたオークション枠—2013 年に少なくとも 30%、2020 年に 100%—が認められる。また、経済的に遅れている加盟国が低炭素経済へ移行するのを支援するために結束メカニズムを設け、オークション枠配分の 12%以上に相当する分を 12 の新加盟国とギリシャ、ポルトガルが受け取る。加盟国はオークション収入の半分以上を域内外の気候変動対策に使わなければならない。COP15 次第で生じるカーボン・リーケッジに対しては一定のセクターにオークション削減を行う。排出枠購入の負担や国際競争上の不利に対しては、数値化して評価し、一定の範囲内で配慮する。

・ETS 対象とならない分野における排出目標の分担

ETS 対象とならない交通、農業、建物を含む広範な活動からの二酸化炭素排出を 2020 年までに 2005 年基準で 10%削減する。そのために削減量を国別に差異を付けて設定する。この削減は加盟国に対し義務化され、達成できなければ是正行動計画の提出、未達成分の 108%を翌年に埋め合わせることを求められる。なお、より費用効果的な削減を実現するために、過剰削減分の持越しや CDM 利用など柔軟なメカニズムの導入も決めた。

・欧州クリーン自動車のための新ルール

2012 年から新乗用車からの二酸化炭素排出量に対し法的な基準値を設定する規則を採択する。新車からの平均 120 grCO₂/km という既存の目標に法的効果を与え、エンジン技術によって 130 grCO₂/km 削減、さらに 10 grCO₂/km 削減をより効率的な装備によって達成する。当該目標値は 2012 年から 65%、2013 年に 75%、2014 年には 80%の乗用車に段階的に導入し 2015 年からは全車を対象に適用される。さらに 2020 年からは 95 grCO₂/km の追加的目標を導入する。もしメーカーが遵守できなければ制裁金を課す。

・燃料およびバイオ燃料のための新しい環境質基準

理事会は、燃料を通じて大気質を改善し温室効果ガス排出を削減する指令の改正に合意し、燃料供給者は燃料精製における生産技術改善および石油やディーゼル燃料へのバイオ燃料混合によって全製品ライフサイクルから排出される気候変動物質を 2020 年までに 6%削減することとなる。加盟国は、電気機器のエネルギー供給や CDM を含む他のクリーン技術を通じて達成される追加的 4%削減を燃料企業に求めることができる。排出削減のために石油はバイオ燃料を混合でき、2011 年からは 10%までエタノール含有が可能。中古車用に 5%エタノール燃料は 2013 年まで有効であり、加盟国は延長することができる。指令は、再生可能エネルギーの推進に合わせて、バイオ燃料のためのより厳しい環境的社会的持続可能性クライテリアを設定する。また、エンジン燃料における硫黄および金属性添加物含有に制限を課す。揮発性大気汚染物質の排出最小化のために燃料の最大蒸気圧を規定する。

・炭素回収・貯留の規制枠組み

炭素回収・貯留は加盟国の決定事項であるが、それらを望む国に対し指令は貯留施設の評価、許可手続、閉鎖などの条件について定める。

【出典】 Council of the European Union, “Council adopts climate-energy legislative package”, 8434/09(press77), 6/4/2009.

この事例からは、当該案件の重要性に鑑み短期間のうちに域内目標や手段を整備しようとする EU の政治的意思の強さと共に、EU の枠を逸脱することはなかったものの、自国経済の不利を何としても回避しようとする加盟国の強い主張も確認できよう。

5. EU と国際環境政治

EU 環境政策では、その開始当初から国際社会の環境政策に対する関心が示されていた⁴⁵。それは、環境問題の解決そのものに EU だけでは対処できないであろうという認識があったからと推測できる。その後、1990 年のダブリン欧州理事会による宣言に続き、マーストリヒト条約本文において「国際環境問題の解決に貢献すること」が EU 環境政策の目的の一つとして明示され、国際社会に対する EU の働きかけ意欲がより鮮明になった。時期的に言って、環境政策の重視と EU の国際的リーダーシップへの欲求が反映されたものと解釈できる。

元々、環境 이슈に関わる EU の対外行動は当該域内政策を根拠にするものとされてきた⁴⁶。したがって過去の国際環境レジームでは EU 加盟国が条約の締約者となっても EU (EC) が締約者となることがないものもあった。EU (欧州委員会) の位置づけが域外アクターから受け入れられず、EU が希望するにもかかわらず参加できなかった条約もある⁴⁷。加盟国も外交主権を EU へ委譲しておらず、EU の実行責任の曖昧さは国際的信用を得るのに障害となった。他方、域内においても対外行動のための負担が生じていた。EU の環境政策権限は加盟国と共有され、国際交渉では EU・加盟国が共に関与する形を取ってきたため、共同歩調を取る、あるいはひとつの声で発言するには域内で十分な事前調整が必要であった⁴⁸。こうした権限や代表性の曖昧さを抱えたまま、EU 加盟国は国際社会で共同歩調をとることに多くの労力を費やしてきたのである。

その中で気候変動問題レジームにおけるリーダーシップをとろうとすることは、欧州委員会にとって EU の将来そのものと強く結びつけて考えられてきたという⁴⁹。EU 内の調整という点でも EU の対外行動という点でも、国際環境政治は EU および欧州統合の成熟度を測る場となった。そしてオゾン層保護レジームの形成過程では消極的アクター (Vienna laggard) であった EU が気候変動レジームでは主導的アクター (Kyoto leader) として評価されるまでに変化した⁵⁰。

周知のとおり、EU は常に効果的に国際レジームの主導的アクターとして機能しているわけではない。国際社会における相対的交渉力だけでなく、彼らの交渉力を支える域内意思の統一も制度的に保障されているわけではない。従来、EU の対外交渉活動は一般的に自らの制度的特徴に制約され即時対応能力

に欠けているという指摘があり、国際環境政治をリードするには EU 内で事前に政治的合意が存在することの重要性がその難しさとともに強調されてきた。例えば、ヨハネスブルク・サミットにおける EU は再生可能エネルギーの普及を目指し、使用目標数値を採択しようとした。その試みは国際社会の賛同を得ることが出来なかったが、EU 内においても強力な統一見解を形成することができていなかったのである⁵¹。EU の対外行動は不十分な権限など脆弱な制度の上に成り立っている不利を所与の条件として持っている。

しかし、こうした磐石ではない制度でも功を奏することはある。事前の域内交渉によって国際交渉結果は加盟国の許容範囲内に収まり、批准やその後の実行に異論が噴出する事態は生じにくい。京都議定書をめぐり米国の批准失敗のような事態は生じにくいということである。そして何より欧州統合の経験から国益対立において妥協すること、国際交渉の結果から生じる国内問題の処理に経験は豊富である⁵²。また、自らの強力な政治的意思によって国際社会に影響を及ぼしてきたこともある。京都議定書採択の際には、EU の取った戦術—事前交渉において大胆な数字を国際社会に提示すること—で交渉相手に政治的圧力を掛けることに成功した。気候変動枠組み条約 COP6 では、米国の撤退とも関連して会議をまとめることに尽力した。

このように EU が環境対外行動に意欲を示すのには、どのような理由があるのだろうか。第 1 に、環境問題解決への視点が指摘できる。EU は問題解決にとって一つの枠組みに過ぎない、ある種の環境問題解決のためには国際社会との協力が必要になると考える機能的なアプローチである。第 2 に、同じく問題解決の意図が含まれながら、地球環境ガバナンスにおける規範的なパワーとしての自覚から行動を起こすことが考えられる。第 3 に、環境保護以外の実質的利益の獲得である。国際環境レジーム形成にイニシアティブを取ることが経済的利益等の掌握に結びつけて論じられるような場合である。第 4 に、既に域内で政策を調和化させている場合、EU は国際社会でも当該事項に関与することになる。例えば、EU が権限を持つ通商政策に関連して環境 이슈が自由貿易を阻害したり、ある通商活動が環境を害するのであれば、EU は自らの権限事項として環境問題に関与する。

EU の対外行動に伴う多くの困難にもかかわらず、また上記の個別具体的な利益を見出しにくい時があ

ったにもかかわらず、EU 加盟国は国際社会で団結する努力を継続させてきた。一体、何がそうさせたのであろうか。この根底には、一つの国際アクターとして国際社会に影響力を持ちたいという欲求、すなわち欧州統合の当初からの目的の一つが強く影響していたと思われる。ここに第5の対外行動の理由とも言えるべき、EU が域内外における存在感を高めるといふ政治的目的が指摘できる。

EU 加盟国は、欧州統合という蓄積された経験の中で、共に妥協し、そこから得られた利益を共有しあうことによって欧州統合の意義を確認してきた。こうした考え方に支えられて上記 EU 対外行動の動機が促され、追求する目的が国際環境ガバナンスの向上と結びつくならば、加盟国・EU・国際環境の目指すベクトルは一致して EU の能力は国際環境へ活かされていくだろう⁵³。とすれば、伝統的な定義から言うと正統ではない国際交渉スタイル、すなわち曖昧で外部からわかりづらい代表性や不確かで混在したアイデンティティー、関連政策権限の分散など、共通外交に不利に働く制度的特徴が克服される可能性も否定できない。

6. 結語に代えて

前述のとおり、EU は気候変動問題対策の一環としてエネルギーに関連した目標数値を掲げている。

＜資料6：EU の気候変動対策に関わる目標＞

- ・ 2020 年までに先進国からの温室効果ガス排出を 20%削減する。国際社会の合意次第では、さらに 30%目標を掲げることも辞さない。
- ・ 2020 年までにエネルギー効率を 20%改善する。
- ・ 2020 年までにエネルギー消費のうち再生可能エネルギーの割合を 20%へ高める。
- ・ 2020 年までに輸送燃料におけるバイオ燃料の割合を 10%へ高める。

気候変動問題は安全保障に影響を及ぼすものと認識されるまでになった⁵⁴。EU には技術開発や国際協力にグローバル・アクターとしての役割が求められ、国際レジームの形成・発展ではリーダーシップを発揮すると自ら言明している。エネルギー領域を含めて、EU は新たな状況に応じてその政策関与を拡大し、対外的側面の強化にも意欲を見せており、後者の傾向は最近ますます強まっている。

ところが、環境政策の範疇で考えれば、域内政策に関する権限は国家の裁量を出来るだけ多く認める方向に舵取りをしてから久しい。EU の役割は、規範、政策枠組み、目標値を提示することに収斂しつつある。EU レベルからの規範や目標設定等を受けた加盟国が施策を具体化し、実行し、その成果を EU レベルへ投げ返すことによって、相互学習や当該政策更新へと展開していく。その一方で、EU は対外的には内部をまとめて一つの声で国際社会へ発信することを望んでいる。EU と加盟国は域内において補完性原則に依拠して権限分担しているが⁵⁵、域内権限の延長上に許された EU の対外権限は制度的に保障されていない幾つもの条件が揃わなければ有効な国際的リーダーシップを生み出せないでいる。補完性原則は域内政策には理に適った権限分担であっても、国際社会で環境政治のイニシアティブを取りたい EU には何の処方箋も示さないのである。

気候変動問題の特質とその国際的議論の推移を考えれば、ポスト京都を左右する国際交渉でのパフォーマンスは、第1に気候変動対策として掲げられた数々の目標数値をクリアしながら国際公約である 8%削減を実現できるかという“実績”にかかっているといえるだろう。自分達が成し遂げた削減実績と大胆な今後の取り組みを約束した政治的決意を携えて、国際社会の合意を主導していくのである。ちなみに欧州委員会の報告によれば、2005 年度の EU15 カ国で 1990 年度比 2.0%の削減を達成した⁵⁶。これは決して楽観的になれる数字ではなく、欧州委員会は各国の更なる行動を促している⁵⁷。

第2に、国際交渉は EU の政治的意思と結束力を試すだろう。立法パッケージという政治的決意を確認したものの、EU の総意に依拠する対外的行動は、加盟国にとっての直接的な利益を交渉で明確に共有できなければなおさらその勢いを弱め、国際社会に影響力を及ぼすのを難しくする⁵⁸。環境イシューは相対的に EU 対外行動への支持は大きいと思われる領域であるが⁵⁹、具体的ケースになれば意見対立の要因は尽きない。気候変動問題の厄介さを考慮すればなおさらである。

多くの指摘があるように、削減目標値を実現させる各アクターの温室効果ガス削減努力は予定外の経済的混乱などによって勢いを削がれる可能性がある⁶⁰。現に 2008 年末に頂点に達した世界的な金融危機は京都議定書の実行を危うくしている。EU 加盟国が自らの経済的損失を増やすまいと安易な合意に抵抗すれば、EU レベルは妥協を積み重ねざるを得

ない。域内政策と対外政策の 2 つを結びつける位置にある EU が、すべてを強制しない、権限の少ない調整役にとどまりながら、京都議定書という国際レジームの命運と自らの国際的影響力を掛けた厳しい立場に置かれている⁶¹。

注

¹ William Wallace, “Post-sovereign Governance: The EU as a Partial Policy”, in Helen Wallace, William Wallace and Mark A. Pollack (eds.) *Policy-Making in the European Union*, 5th edition, Oxford University Press, 2005.

² もう一方で、京都議定書自体への批判もあった。

³ Joyceeta Gupta and Michael Grubb, “Leadership”, in Joyceeta Gupta and Michael Grubb (eds.), *Climate Change and European Leadership*, Kluwer, 2000. 構造的リーダーシップは、政治的経済的パワーに基づくインセンティブを使用すること。手段的リーダーシップとは、何らかの構造を創造したり、外交技術を駆使すること。指導的リーダーシップとは、何が望ましく何が可能であるかという認識に影響を与えるため理念や国内実行を利用すること。

⁴ ここでは、国際交渉そのものではなく、交渉以前の準備活動を見ている。

⁵ European Commission, *EU action against climate change: Working with developing countries to tackle climate change*, 2006.

⁶ http://europa.eu.int/comm/environment/integration/energy_en.htm viewed on 30.10.2005. and on 8.10.2007. http://ec.europa.eu/environment/climat/home_en.htm viewed on 27.10.2007. European Commission, *Combating climate change – The EU leads the way*, 2007. 2007 年に実施され公表された世論調査ユーロバロメーターはこの点を踏まえ、エネルギーと気候変動に関する EU 市民の意識を探るものとなっている (“Attitudes on issues related to EU Energy Policy”, *Flash Eurobarometer 206a*, 2007)。さらに翌年実施されたユーロバロメーターでも気候変動とエネルギーの関係は焦点の一つであった。 (“Europeans’ attitudes towards Climate Change”, *Special Eurobarometer 300*, 2008.)

⁷ “Winning The Battle Against Global Climate Change”, COM(2005)35.

⁸ “Limiting Global Climate Change to 2 degree Celsius: The way ahead for 2020 and beyond”, COM(2007)2.

⁹ Press Release, 2785th Council Meeting, Environment, 2007.

¹⁰ “Commission proposes an integrated energy and climate change package to cut emissions for the 21st century”, IP/07/29, 10.1.2007.

¹¹ Bulletin of the European Union (以後 Bull. EU と略す), 1/2-2007, 1.22.3.

¹² Bull. EU, 1/2-2007, 1.22.15.

¹³ Council of the European Union, “Brussels European Council, 8/9 March 2007, Presidency Conclusions”, 7224/1/07, 2.5.2007.

¹⁴ Bull. EU, 3-2007, I.9.27. 当該欧州理事会で採択された行動計画は、I. 域内ガス・電力市場、II. 供給の安定、III. 国際的なエネルギー政策、IV. エネルギー効率と持続可能なエネルギー、V. エネルギー技術の 5 つに分けて優先的な行動を掲げ、例えば III では気候変動に関する部分として以下が挙げられた。「米国、中国、インド、ブラジル、他の新興国とのエネルギー対話におけるパートナーシップと協力を強化すること。温室効果ガス排出量の削減、エネルギー効率、再生可能エネルギー、温室効果ガス排出量抑制エネルギー技術、とくに CO₂ の回収・貯留を進めること。アフリカ諸国とのエネルギー政策に関する対話を構築すること。国連の持続可能な開発委員会におけるエネルギー・アクセス議論を推進すること。」

¹⁵ Proposal for a directive on the improvement and the extension of the emission trading system of the Community, COM(2008)16; Proposal for a decision on the effort of member states to reduce their green house gas emissions to meet the Community’s greenhouse gas emission reduction commitments up to 2020, COM(2008)17; Proposal for a directive on the geological storage of carbondioxide, COM(2008)18; Proposal for a directive on the promotion of the use of energy from renewable sources, COM(2008)19 など。

¹⁶ ここに掲げられているエネルギー消費削減を達成するのにエネルギー効率向上は必須であり、欧州委員会は EU エネルギー安全保障・結束行動計画の一部としてエネルギー効率パッケージを進めている。

¹⁷ “20 20 by 2020: Europe’s climate change opportunity”, COM(2008)30final.

¹⁸ EU における再生可能エネルギーは 300 億ユーロの売上げがあり、約 35 万人の雇用を提供するとした。

¹⁹ “Boosting growth and jobs by meeting our climate change commitments”, IP/08/80, 23 Jan 2008. “Memo on the Renewable Energy and Climate Change Package”, MEMO/08/33, 23 Jan 2008. http://www.ec.europa.eu/environment/climate/climate_action.htm viewed on 20.10.2008.

²⁰ EU エネルギー政策に関する研究書としては例えば以下がある。Janne Haaland Maltary, *Energy policy in the European Union*, Macmillan, 1997. Ute Collier, *Energy and environment in the European Union: the challenging of integration*, Avebury, 1994.

²¹ 緑書は、新政策導入の前に議論を促すために提示される。Bull. EU, 3-2006, 1.23.4. “A European Strategy for Sustainable, Competitive and Secure Energy”, COM(2006)105.

²² “An Energy policy for Europe”, COM(2007)1.

²³ レビューは 10 のポイントのエネルギー行動計画を含み、EU が新しい戦略的目的を達成するための措置のタイムテーブルを伴っている。Bull. EU, 1/2-2007, 1.24.1.

²⁴ Bull. EU, 1/2-2007, 1.24.2.

²⁵ ウクライナ向けの天然ガスの供給ストップやベラルーシを経由した石油パイプラインでの送油ストップなどの問題があった。フアマン・ミヒャエル「国際戦略強化の必要性に目覚めつつある EU(上・下)」『世界週報』4278・4279号、2007年。

²⁶ Council Decision 2006/500/EC of 29 May on the conclusion by the European Community of the Energy Community Treaty. Council and Commission Decision 98/181/EC, ECSC, Euratom of 23 September 1997 on the conclusion, by the European Communities, of the Energy Charter Treaty of and the Energy Charter Protocol on energy efficiency and related environmental aspects. エネルギー共同体条約ではその存在を通じて環境配慮に関する EU アキを対外的に伝播させることを想定していた。環境の組み込みはここにも含まれている。

²⁷ Amelia Hadfield, “The Role of Energy Policy in Sustainable Development: Greening the Environment and Securing Energy Supply”, in Marc Pallemarts & Albena Azmanova (eds), *The European Union and sustainable development*, VUBPRESS, 2006. エネルギー問題が外交問題としての側面を持つとしても、EU を代表して誰（どこ）がどこまで EU の利益を守るのか。リスボン条約にも共通エネルギー政策を実現させる基本条約上の明確なる進展は見当たらない。

²⁸ ECSC や EURATOM に伝統的に見られたエネルギー・イシューについて EU は改めて積極的関与を表明した。

²⁹ 資源生産国としては特にロシアと。また、エネルギー共同体条約やバイラテラルな協定によるパン・ヨーロッパ・エネルギー共同体の創設にも言及した。

³⁰ 開発援助の優先的事項としてエネルギー・アクセスを挙げた。

³¹ カーディフ・プロセスについては以下を参照のこと。拙稿「EU の持続可能な発展と環境統合」『日本 EU 学会年報』第 27 号。COM(98)571.

³² COM(2000)769.

³³ その他に Commission Green Paper “Energy Efficiency or Doing more with Less”, COM(2005)265 などがある。エネルギー領域における環境統合の進捗状況（1990-2003）をまとめたものには以下がある。EEA, *Energy and environment in the European Union- Tracking progress towards integration*, EEA Report, 8/2006. 2005 年以前の EU、特にドイツと日本のエネルギー政策については以下に詳しい。田北廣道『日欧エネルギー・環境政策の現状と展望：環境史との対話』九州大学出版会、2004 年。

³⁴ 坂口泉・蓮見雄『エネルギー安全保障：ロシアと EU の対話』東洋書店、2007 年、58 頁。

³⁵ 一旦は否定されたスパル・オーバー効果の実証例としてもこの行く末は興味深いところである。あるいは、権限は国家に置いたままで政策の収斂を進めていくのだろうか。今後の欧州統合の形を見極める上でも、EU エネルギー政策の展開は注目すべき対象である。

³⁶ 提案内容については以下に詳しい。Agence Europe,

24 January 2008. 田中良典「EU の気候変動・エネルギーパッケージの成立について」『環境情報科学』38-1、2009 年。

³⁷ Agence Europe, 4 March, 5 March, 6 June, 26 June, 11 October 2008. 欧州議会と理事会が水面下で事前調整を済ませてしまうことにより、欧州議会本会議で採択される欧州委員会提案への修正案をその後に開催される EU 理事会において 1 回で承認させるという異例の手続きであった（田中良典、前掲論文、34 頁）。また、2009 年 6 月には欧州議会議員選挙も予定されていた。

³⁸ Agence Europe, 17 October, 21 October, 7 November, 8 November, 14 November, 21 November, 25 November, 26 November, 28 November, 3 December, 4 December, 5 December, 9 December, 10 December 2008.

³⁹ Agence Europe, 11 December 2008.

⁴⁰ Agence Europe, 9 December, 10 December, 11 December 2008.

⁴¹ “Deal on climate and recession edges closer” & “Tilting at windmills”, *Financial Times*, December 11, 2008.

⁴² “Hopes rise after retreat on CO₂ auctions”, *Financial Times*, December 12, 2008. Agence Europe, 13 December 2008.

⁴³ Agence Europe, 16 December, 17 December, 18 December 2008.

⁴⁴ Council of the European Union, “Council adopts climate-energy legislative package”, 8434/09 (press 77), 6/4/2009. その後 “Climate action and renewable energy package” と呼ばれる。

⁴⁵ 第 1 次環境行動計画（1973 年）における記述を参照のこと。

⁴⁶ “Environmental policy. The Union as global leader”, in Charlotte Bretherton and John Vogler, *The European Union as a Global Actor*, second edition, Routledge, 2006, pp.95-96.

⁴⁷ 例えばワシントン条約（CITES）。

⁴⁸ Bretherton and Vogler, *op.cit.*, pp.97-101.

⁴⁹ M.Jachtenfuchs and M.Huber, “Institutional learning in the European Community: the response to the greenhouse effect”, in J.D.Liefferink, P.D. Lowe and A.P.J.Mol (eds.) *European Integration and Environmental Policy*, Belhaven Press, 1993.

⁵⁰ A.M. Sbragia, with C Damro, “The chaging role of the European Union in international environmental politics: institution building and the politics of climate change”, *Environmental and Planning C: Government and Policy*, vol.17, 1999.

⁵¹ Simon Light Foot and Jon Burchell, “The European Union and the World Summit on Sustainable Development: Normative Power Europe in Action?”, *Journal of Common Market Studies*, vol.43 no.1, 2005.

⁵² Sbragia, *op.cit.*, pp.61-62.

⁵³ 加盟国が自らの権限によって自国のみの利益を追求すれば EU 勢力の分裂と影響力低下は避けられない。

しかし、EU が持続可能な環境理念に基づくエコ経済を確立し、国際市場での競争力を高めることで域内共通の利益を有する、あるいは国際社会の環境規範を支える存在として自らを位置づける等の条件が揃えば、地球環境益・EU 益・国益を一致させる可能性はある。EU もそうした一致を望んでいる。これらの利益を実現させるには EU の対外影響力が問われ、何より EU 内の多様な事情を克服するという当初の課題に直面する。

⁵⁴ Council of the European Union “Climate change and international security”, 7249/08, 3.3.2008.

⁵⁵ 補完性原則とは「EU の排他的権限にあたらない分野において、意図されている行動の目的が中央・地方レベルを問わず加盟国によっては十分に達成できないが、提案されている行動の規模または効果の点で EU レベルにおけるほうがより良く達成できる場合に限り EU が行動すること。」（EC 条約第 5 条）

⁵⁶ “...excluding Land Use, Land Use Change and Forestry(LULUCF)”としての数値である。COM(2007) 757, p.1.

⁵⁷ *Ibid.*, p.1. “2007 Environment Policy Review”, COM(2008)409.

⁵⁸ Foot and Burchell, *op.cit.*

⁵⁹ 欧州議会議員に関するデータとして紹介されている。Christopher Lord, “Accountable and Legitimate? The EU’s International Role”, in Christopher Hill and Michael Smith (eds.), *International Relations and the European Union*, Oxford UP, 2005, pp.127-129.

⁶⁰ “Financial crisis tests industry’s green priority”, *Financial Times*, October 6, 2008. “Black clouds hang over green targets as EU states say we can’t afford them”, *The times*, Oct 17, 2008.

⁶¹ 近年、国際社会の中で EU 全体の利益を図る政策の成長が著しい。例えば、外交政策や安全保障政策は、各国の権限内にありながら政策調整によって EU 諸国に一定の方向性を持たせ、国際社会の中で EU 全体の共通利益を図ることに努めてきた。EU の共通外交安全保障政策はマーストリヒト条約以降の重要課題のひとつである。

【学術論文】

「環境学」の組成とその形成 —「ジャーナル共同体」論を軸にして—

鋤田 慶*・葉柳和則**

On the Composition and Formation Process of "Environmental Studies" Empirical Analysis Using the "Journal Community" Theory

Kei SUKITA and Kazunori HAYANAGI

Abstract

In this paper, we would like to investigate the composition and formation process of "Environmental Studies" reflexively. Needless to say, a significant number of studies that describe themselves as "Environmental Studies" have been made. But what seems to be lacking is consideration of the composition and formation process of these studies. Therefore, there are two main purposes to this paper: to identify the composition and formation process of "Environmental Studies", and to build an examination technique to highlight the content of vague interdisciplinary fields (like "Environmental Studies") First, in regard to examination technique, we draw upon the "paradigm" theory and the "journal community" theory. Following this examination, in both the composition and formation process, a clear-cut structure of the "center and margin" (especially the "moving center" and the "invisible margin") can be observed in "Environmental Studies".

Key Words : environmental studies, interdisciplinary field, journal community, subject-field, center/margin

0. はじめに

「環境学」は、大学や学会のような組織にしる、あるいは、それを標題に持つ書籍にしる、「学際的」、「文理融合型」、「領域横断型」といった性格を自らに対して付している。だが、「環境学」の内包や外延は、当の環境研究者の間においてすら必ずしも明確なものではない¹。他方、後述するように、自らを「環境学」にカテゴライズする研究成果は広汎な分野において数多く蓄積されてきている。それゆえ、一度その歴史を反省的に振り返る試みがなされてもよい時期に達している。しかしながら、このような

試みは、管見の限り、現在に至るまで十分になされてはいない。こうした現状を受けて、現在の「環境学」の組成およびその形成過程を反省的・実証的に明らかにすることを目的とする研究が構想された。この構想を現実化するためには、輪郭が不明瞭なものになりがちな学際領域の内包と外延を明らかにする調査技法を確立することが不可欠である。本稿は、この課題に応えるための、基礎作業のひとつとして、「環境学」の「中心部」の組成とその形成を前景化するための技法の確立と具体的データの分析を試みるものである。

1. 「環境学」の組成とその形成を問うこと

「環境学」の組成およびその形成過程とはいかなるものかという基本的な問いを立て、「環境学」の内実やその変遷を明らかにしようとする試みは十分

* 長崎大学大学院生産科学研究科大学院生

** 長崎大学環境科学部教授

受領年月日 2009年 5月 31日

受理年月日 2009年 5月 31日

になされているとは言えないが、皆無というわけではない。以下では、「環境学」がいかなる過程で成立していったのかという問いに取り組んだ先行研究を検討し、本稿の進むべき方向を見出していく。

まず、科学史家であるピーター・ボウラー(Peter Bowler)の研究を参照する。ボウラーは『環境科学の歴史』*THE FRONTANA HISTORY OF THE ENVIRONMENTAL SCIENCE*と題された研究書において、「地理学や地質学から進化論に至るまで、我々の自然的・生物的環境を扱う科学を網羅」(Bowler 1997=2002: i)する形で、「環境科学」の発展の過程を科学史的に考察している。議論の冒頭においてボウラーは、対象としての「環境科学」を次のように規定している。

「環境科学」はあるレベルで人為的なカテゴリーである。すなわち環境に対する大衆の関心によって、環境科学として浮上してきたということ以上には、何ひとつとして統一性をもたないさまざまに異なる専門領域の集合なのである。(Bowler 1997=2002: ii)

すなわち、ボウラーの認識では、「環境科学」としての「統一」は諸科学の内部から作られるのではなく、[……]諸科学の外部のこと」(Bowler 1997=2002: 2)によってもたらされるのである。この研究は、ボウラー自身が「環境科学の歴史を包括的に扱った最初の本」(Bowler 1997=2002: ii)と述べているように、すぐれて先駆的であり、本稿の調査で明らかになった知見(後述)からしても、その議論は的を射たものとして評価することができる。しかしながら、ボウラーが「異なる専門領域の集合」としてカテゴライズした「専門領域」は「自然的・生物的環境を扱う科学」に限定されており、その選び方も恣意的である²。加えて、ボウラーの議論には、選択した「専門領域」を記述するための視点が不明瞭であり、実証性に乏しいという難点もある。

次に、西川祥子の一連の研究(一部は森家章雄との共同研究)を検討する。西川は、主として「環境学」をタイトルに含む書籍および論文を資料とし、「環境学」のいわば「内包と外延」を実証的な方法によって明らかにしようと試みている。その結論は以下のテーゼに集約される。

1970年以降、「環境学」は(今日言うところの)いわゆる環境問題を背景としており、また、大半

の文献で「環境や環境問題に関する総合的・体系的な科学・学問・研究」という意味で使われていると言えよう。(西川・森家 2004: 177)

ここに見られるように西川は、「環境学」の性格付けについてのコンセンサスが1970年代に成立したという重要な知見を提示している。しかし、西川の一連の研究では、「環境学」が「総合的・体系的」であるとは論じられているものの、その内実が具体的にどのようなものであるのかという点にまでは議論が到達していない。しかも、議論の背景となる科学社会学的な理論枠組みが明示されていないという手続き上の問題も見られる。

以上、「環境学がいかにして形成されたのか」という問題意識を本稿と共有する2人の論者の研究を検討した。次節では、それらの問題点を克服する調査技法を確立し、「環境学」の組成と形成過程を明らかにするための理論的な枠組みを構築する。

2. 「パラダイム」論と「ジャーナル共同体」論

本稿では、理論的な枠組みとして、トーマス・クーン(Thomas S. Kuhn)の「パラダイム」論を参照したい。だが、「パラダイム」概念自体が、研究分野および研究者の間で、いやそれどころかクーン自身の議論内部において既に、かなりの揺らぎを示しているがゆえに、まずはその重要概念を操作的に定義するという迂路を経由する必要がある。

クーンは、累積的な発展という従来の科学史観に対して批判的な立場を表明した上で、自身の理論の中心概念である「パラダイム」を「一般的に認められた科学的業績で、一時期の間、専門家に対して問い方や答え方のモデルを与えるもの」(Kuhn 1970=1971: v)と定義している³。すなわち、「パラダイム」とは、野家啓一が端的に述べているように、「現場の科学研究を導いている具体的な手続きや指針あるいはモデルとなる研究業績の総体」であり、「研究上の規範を与えるもの」である(野家 2004: 124)。そして、「パラダイム」を基盤とした研究を、クーンは「通常科学」と命名し、「特定の科学者集団が一定期間、一定の過去の科学的業績を受け入れ、それを基礎として進行させる研究」(Kuhn 1970=1971: 12)と定義している。なお、ここでの「一定の過去の科学的業績」とは、「パラダイム」を指しているため、言い換えれば、ある共同体が自分たちの承認した「パラダイム」を研究の基盤に据え、

応用しうる範囲と精度を上げようとする営為、あるいはその「パラダイム」を維持ないし拡大再生産しようとする営為が、「通常科学」なのである。

クーンの「パラダイム」論において重要なのは、ある「パラダイム」に根ざした「通常科学」的な営為が単に累積的に、あるいは直線的に継続されることはないという知見である。「通常科学」が展開するにつれて、内部に「変則性」が生じ、それが徐々に拡大していく。そして、クーンが「変則性に気づいた事が——つまり、自分のパラダイムからは出てこないような現象に気付いたことが——革新に導く本質的役割を果たしたのである」（Kuhn 1970=1971: 64）と論じているように、「変則性」が「パラダイム」および「通常科学」の「危機」（Kuhn 1970=1971: 74）を生じさせることになる。さらに、その「危機」が引き金となり、「古いパラダイムがそれと両立しない新しいものによって、完全に、あるいは部分的に置き換えられる、という現象」（Kuhn 1970=1971: 104）、つまり「科学革命」が起こるのである。以上のような概念群の時系列的な流れが、クーンの理論の基本的なモデルを構成している。

ここまでの議論をごく簡略化して言えば、クーンは「…通常科学 a（パラダイム a）→危機→科学革命→通常科学 b（パラダイム b）…」という科学史観を採用している、ということになる。そして、クーンがこのような科学史観、つまり「現在の歴史過程を生き抜くダイナミックな科学の姿」（野家 2008: 102）を呈示しているということこそが、「環境学」の動的な形成過程を明らかにしようとする本稿において、「パラダイム」論を理論的な基本枠組とする所以なのである。

とはいえ、具体的な調査技法を確立し、それを用いて実証的な研究を目指す本稿においては、クーンの理論をそのまま用いることはできない。その理由は、既に数多の論者によって指摘し尽くされているように、クーンの「パラダイム」論において用いられている概念群がいずれも曖昧であるからに他ならない。それゆえ、本稿においては、「パラダイム」論の枠組みを踏襲しつつも、それを実証的、あるいは少なくとも具体的事例のレベルで論じている研究を参照する必要がある⁴。

ここではその条件を満たす研究として、藤垣裕子の「ジャーナル共同体」論を検討する。藤垣は現在では日本における STS（科学技術社会論）研究の中心人物として知られているが、1990 年代には「学際研究といわれるものが何故うまくいかないのか」（藤

垣 2003: 37）という問いを研究課題としており⁵、それをもとに「ジャーナル（journal）共同体」概念を核とする実証的な研究を展開していた。それゆえ、藤垣の研究は、「学際研究」としての「環境学」を対象とする本稿と発想を共有していると言える。

藤垣は「ジャーナル共同体」を「専門誌の編集・投稿・査読活動を行うコミュニティ」（藤垣 2003: 16）と定義している。こうした「共同体」は研究を生業とする者にとってなじみの深いもの、すなわち自身の〈環境〉を成すものである⁶。藤垣は次の理由により、この「共同体」は「科学者の生態と科学知識の生態を記述する」（藤垣 1995a: 139）際の基本概念として有効であると論じている⁷。

これ[ジャーナル共同体]を単位として分析することにより、科学の分野ごとの業績蓄積の形式や基準の違いを描き出すことができ、かつ 1 つの分野の知識形態形成の動的プロセスを論文産出行為という科学者の最も基本的行為をとおして描き出すことができる。（藤垣 1995a: 139-140）

より具体的には、以下の 4 点の理由（＝「ジャーナル共同体」の機能）が挙げられている。

第一に、科学者の業績は主に、専門誌に印刷され、公刊（publish）されることによって評価される。そのため、ジャーナル共同体は、科学者の日々の活動にとって大事な単位となる。[……]第二に、科学者によって生産された知識は、信頼ある専門誌に掲載許諾（accept）されることによって、その正しさが保証される（妥当性保証）。[……]第三に、科学者の後継者の育成は、まずこの種の専門誌に掲載許諾される論文を作成する教育をすることから始まる（後進育成・教育）。[……]第四に、科学者の次の予算獲得と地位獲得[……]は、主にこのジャーナル共同体に掲載許諾された論文の記された業績リストをもとに行われる（次の社会的研究環境の獲得）。（藤垣 2003: 16-17）

このように、研究者にとってなじみが深く、その「最も基本的行為」をめぐる現実に即しているという理由により、「学問の静的分類」（藤垣 1995a: 145）および「1 つの分野の形態形成の動的プロセス」を実証的に明らかにするためには、「ジャーナル共同体」が有効な分析の単位になりえるのである。

藤垣が焦点化しているのは、上の 4 つの機能を有

する「ジャーナル共同体」の中心的な機構としての「レフェリー (referee) 制」である。「レフェリー制」とは、文字通り「当該ジャーナルにおける『知の審判』機構を果たす」(藤垣 2003: 22) のものであり、いわば「ジャーナル共同体」の中核にある機構である。この機構の役割について、藤垣は「業績承認基準」ないし「妥当性境界」といった概念を用いて(藤垣 1995a: 151, 2003: 31) 説明している。

referee 制(学会誌に論文を掲載する前に、その論文の内容が雑誌の要求水準を満たしているかを、査読する制度)は、各分野の議論のレベルを上げるために設定されたものであるが、同時に、その分野の研究の「語られ方」、「研究のされ方」を制限するものでもある。(藤垣 1995a: 147)

すなわち、個々の「ジャーナル共同体」における「業績承認基準」ないし「妥当性境界」——内容的なものに加え「問題の立て方」、「語彙」、「研究のしかた」(藤垣 2003: 32) といった形式的なものも含まれる——を形成し、当該領域における研究の「語られ方」および「研究のされ方」を方向づける役割を「レフェリー制」が果たしているのである。

さらに、藤垣はそのような基準や境界が作り出す「再生産の機構」にも眼を向けている。

この再生産の機構は、referee の選出、その referee の要求に合わせた論文の産出／後継者の養成、またその後継者のなかからの referee の選出というループの中で維持される。査読と教育のプロセスで、分野ごとの業績承認基準とそれを支える感情論理とが暗黙のうちに形成・維持されていくわけである。(藤垣 1995a: 151)

この「再生産の機構」(あるいは上述の「後進育成・教育」の機能)からすれば、「ジャーナル共同体」は「ディシプリン」と密接な関係を有していると言える。廣重徹の言葉を借りると、「ディシプリン」とは「仕事を行うためのルール、心得、それを身につけるための訓練、そういう訓練を要する専門分科」(廣重 2008: 56) と定義される。そして、廣重は「専門学会」(すなわち「ジャーナル共同体」)と「ディシプリン」との関係について次のように論じている。

19 世紀の間に科学の各分野で成立した学会の意

味も、この観点[上に引用した定義]から捉えることができる。専門学会は、それぞれの分野のディシプリンを確立し、維持することをその重要な機能とした。学会はそのことによって、学問の専門性を維持し、門外漢の介入を排除する。(廣重 2008: 56)

すなわち、「ジャーナル共同体」が「レフェリー制」という中心的機構によって当該領域における研究のあり方を方向づけ、再生産しているということは、「ジャーナル共同体」が当該領域の「ディシプリン」の確立・維持の機能をも有しているということを意味しているのである。

以上、藤垣の「ジャーナル共同体」論における諸概念を俯瞰したが、この論を要約すると次のようになる。すなわち、「ジャーナル共同体」という研究者のコミュニティは、「レフェリー制」を通して、研究業績としての論文の形式や内容に関するそれぞれに独自の「業績承認基準」ないし「妥当性境界」を形成・維持することによって、当該領域の研究のあり方を方向づけており、それと同時に「ディシプリン」の確立と再生産にも与しているのである。

ここまでの議論を踏まえた上で、「パラダイム」論に立ち返り、「ジャーナル共同体」論を検討したい。そのためには、まずクーンの想定する「科学者集団」と「ジャーナル共同体」との関係を確認することから始めなければならない。「パラダイム」論において、「科学者集団とは、科学の専門にたずさわる人たちから成るもの」であり、「パラダイムを共通に持つ人たちから成る」(Kuhn 1970=1971: 199-200)。つまり、先に引用した「パラダイム」の基本的な定義からしても、両者は不可分の関係にあり、それゆえ「科学者集団」を「パラダイム共同体」と言い換えることができる⁸。

「パラダイム共同体」と「ジャーナル共同体」との関係を考えるためには、両者が保持している「パラダイム」と「ディシプリン」との関係について論じる必要がある。「パラダイム」論を日本に紹介した科学史研究者である中山茂によると、「パラダイム」は「水平的な学界構造」において形成され、「ディシプリンは教育の場の垂直的な構造」で形成される(中山 2000: 27)。すなわち、両者はいわば横糸と縦糸の関係にあり、そのため、知識社会学の観点からすれば、両者の交叉する地点こそが重要な意味を持つのである。そして、この交叉点は、中山の言う「パラダイムの階層性」(中山 2000: 23)、およ

び「ジャーナル共同体」の「教育の場」としての性格を確認することによって示すことができる。中山は、クーンの想定する「パラダイム」の下には「サブ・パラダイム」（中山 2000: 22）という層があり、「パラダイム」から「サブ・パラダイム」が生まれることによって、知の専門細分化が進行すると論じている。そこで想定されている範囲には、前者にはたとえば自然科学における「ニュートン力学」や人文・社会科学における「言語論的転回」などが当てはまり、後者にはその影響を受けた諸専門分野が該当する。そのため、この点と「ディシプリン」の定義とを併せて考えると、「サブ・パラダイム」とは「ディシプリン」と範囲を共有した層であり、「サブ・パラダイム」が「教育の場」としての「ジャーナル共同体」を構成することによって「ディシプリン」に転じると言える。とすれば、（少なくとも本稿の想定する）「ディシプリン」もまた上位の「パラダイム」から生まれ⁹、基本的に「パラダイム」の下位に位置する、ということになる。つまり、両者の関係はそこで交叉しているのである。それゆえ、「通常科学」においては、「ディシプリン」を有する「ジャーナル共同体」とは、クーンの想定する「パラダイム共同体」から派生するコミュニティであり¹⁰、その下位カテゴリであると規定することができる¹¹。

とすれば、「レフェリー制」によって形成・維持される「業績承認基準」ないし「妥当性境界」＝研究の「語られ方」・「研究のされ方」を方向づけるものとは、「サブ・パラダイム」のレベルでの「モデルを与えるもの」の謂いである¹²。

本稿の問いからすれば、「通常科学」の静的モデルを確認した上で、「パラダイム」論の動的な局面に焦点を当てて、ここまでの議論を再記述することが必要である。クーンの理論における「危機」や「科学革命」といった「ダイナミックな科学の姿」に関して、藤垣は以下のように論じている。

パラダイムの継続およびパラダイムチェンジは、あくまで journal 共同体のなかの、論文産出プロセスの中で生起するのである。[……] journal 共同体をメインに分析したほうが、分野ごとの業績蓄積基準の違いを描き出すという点からも、また、パラダイムの継続やパラダイムチェンジの生起の場面を論文産出プロセスの中に位置付けるという点からも、研究者の実態をより反映しやすいのである。（藤垣 1995a: 147）

つまり藤垣は、クーンの提示した動的な科学史観のモデルは「ジャーナル共同体」における論文産出プロセスの中においてこそ、実証的かつ具体的に確認することができると考えているのである。要するに、藤垣の「ジャーナル共同体」論は、クーンの「パラダイム」論における諸概念およびその科学史観のモデルを、「サブ・パラダイム」という下位のレベルにおいて、より具体的で実証的な形で再構成したものであると評価することができる。「通常科学」の内部に「変則性」が見出されるのは、個別の研究におけるデータ分析の場面であることを考えれば、藤垣の方法は妥当なものである。

以上の議論から、「環境学」の組成と形成過程を実証的に分析するためには、輪郭が不明瞭な「パラダイム共同体」ではなく、その下位カテゴリとしての「ジャーナル共同体」が有効な分析の単位になるということ、そしてその基本的営為としての論文産出プロセスに注目しなければならない、ということが示された。次節では、実際に「環境学」を分析するための調査技法を確立し、まずは「環境学」の組成（すなわち「学問の静的分類」）を明らかにしたい。

3. 調査技法と「環境学」の静的組成

前節での議論に基づいて、本節では「ジャーナル共同体」による論文産出に着目した調査技法を確定し、それを用いて実際にデータを抽出する。論文産出に着目するという方法は、クーンと同時期の科学史家であるデレク・プライス（Derek J. de Solla Price）によって 1960 年代にすでに試みられており、その意味では「科学の科学」（Price 1963=1970: 3）における古典的かつ基本的な技法である¹³。

もちろん、「ジャーナル共同体」そのものを分析の単位とし、「環境学」の組成と形成過程を明らかにしたとしても、それはあくまで「どのジャーナル共同体が環境学の組成と形成過程に与してきたのか」を示しうるにとどまる。それゆえ、ここで必要になるのは、「環境学に寄与してきたのは、どのような性格のジャーナル共同体なのか」という情報である。すなわち、「環境学」の組成と形成過程にどのような「ジャーナル共同体」が関与してきたのかを明らかにし、その上でそれらの「ジャーナル共同体」を別の指標を用いて分類することによって、初めて学際領域としての「環境学」の輪郭が明らかになるのである。そして、「どのような性格の」という情報は、それぞれの「ジャーナル共同体」を「い

かなるディシプリンに属しているのか」という観点から分類することによって得ることができる。

以上の議論を踏まえて、本稿では、次に示す調査技法を用いて「環境学」という学際領域の組成と形成過程を明らかにする。

- ①西川（2004 年）の議論に基づいて¹⁴、対象とする期間を 1970～2007 年に設定する。その期間内に出版された「環境学」の概説書の中から使用度（＝大学図書館の所蔵館数）の高い 10 冊を抽出し¹⁵、それらを検索用のキーワードを選別するための基礎資料とする¹⁶。
- ②10 冊の概説書に付されているキーワード集や索引などを利用し、そこに記載されているキーワードの中でも、10 冊中 5 冊以上に共通する 23 のキーワードを取り出す¹⁷。そして、それらを「環境学」という学際領域を構成する主要トピックであるとみなす。
- ③大規模データベース（CiNii NII 論文情報ナビゲータ）を用いて¹⁸、「環境学」で中心的に扱われる 23 のキーワードを含む研究成果（＝論文）を完全一致検索によって探す¹⁹。
- ④該当する研究成果をデータベース化する。
- ⑤その研究成果、すなわち論文を「ジャーナル共同体」ごとに分類する。
- ⑥それぞれの「ジャーナル共同体」を日本学術振興会の「系・分野・分科・細目表（平成 20 年度版）」におけるいずれかの「系-分野-分科」に分類する。
- ⑦「系・分野・分科・細目表」の「系-分野-分科」に当てはめることができない「ジャーナル共同体」（共同体そのものが学際的である場合）は、個々の論文を単位としていずれかの「系-分野-分科」に分類する。
- ⑧すべての研究成果を時系列的に再配列する。

上記の行程に関して少し注釈を加えたい。行程①と②は、いわば「環境学」がこれまでいかなるトピックを取り扱ってきたのかを機械的に描き出す作業である。そして、それによって中心的であると判断されたトピックに触れている論文を「環境学」の研究成果として捉え、その一覧を作成する（行程③および④）。

しかしながら、ここまでの行程は準備作業に過ぎない。この手順による調査技法の核となるのは、藤垣の「ジャーナル共同体」論を踏襲した行程⑤～⑦である。まず、行程⑤で収集した論文（の情報）を

「ジャーナル共同体」ごとに分け、行程⑥において「ジャーナル共同体」そのものを分類する。その際には、日本学術振興会の「系・分野・分科・細目表」を用い、各「ジャーナル共同体」をいずれかの「系-分野-分科」に当てはめる（たとえば、日本建築学会ならば「理工系-工学-建築学」）。

「系・分野・分科・細目表」を採用したのは、この分類表は「系」は 4 項目、「分野」は 10 項目、「分科」にいたっては 67 もの分類項目が設けられており、広汎かつある程度の客観性を確保した知の分類であると判断できるからである。すなわち、この分類を利用することによって、ボウラーの研究に見られた恣意性を大幅に回避することができるのである。

この分類表における「分科」を「ディシプリン」として捉えるならば、この分類方法はそれぞれの「ジャーナル共同体」をどの「ディシプリン」に属しているのかという基準で分類する、ということになるだろう。しかし、「ジャーナル共同体」それ自体が学際的であり、「系・分野・分科・細目表」の分類項目に当てはめることができないという事例も少なからず存在する（日本環境会議や日本環境学会、廃棄物学会、環境科学会など²⁰）。このような事例に関しては、「ジャーナル共同体」そのものを分類せず、そこで産出された個々の論文が（あるいはその著者が）どの「系-分野-分科」に属するかによって分類するという方法をとらざるをえない²¹。

以上の手順によって、2206 篇の論文を抽出し、各論文をすべていずれかの「系-分野-分科」に分類した。ただし、紙面の制約上、最も下位の「分科」に関しては、論文末の表 7 に調査結果として提示する以外には、議論の展開に必要な最低限の言及を行うにとどめることにし、「分野」を互いの距離が近い「ディシプリン」＝「分科」の集合体として捉えることにしたい。

このように議論の範囲を限定した上で、抽出された「環境学」の組成（「系」と「分野」のレベルまでの静的分類）を以下に提示する。

系	論文数	占有率
総合・新領域系	96	4.4%
人文社会系	222	10.1%
理工系	1451	65.8%
生物系	437	19.8%
計	2206	100.0%

表 1：「環境学」の組成（「系」）

分野	論文数	占有率
総合領域	82	3.7%
複合新領域	14	0.6%
人文学	15	0.7%
社会科学	207	9.4%
数物系科学	251	11.4%
化学	124	5.6%
工学	1076	48.8%
生物学	89	4.0%
農学	293	13.3%
医歯薬学	55	2.5%
計	2206	100.0%

表2: 「環境学」の組成（「分野」）

学際領域である「環境学」の組成を、1970年から2007年に至るまでの研究成果の蓄積として捉えるならば、上記の2つの表は、「環境学」の現在の組成、すなわち、どういった「系-分野」がこれまでにどの程度「環境学」に寄与してきたのかを示している。

学際研究としての「環境学」について論じるという本稿の性格からして、表における「総合・新領域系」の「総合領域」および「複合新領域」にどのような「分科」が含まれているのかをここで確認しておくべきだろう。論文末の表7にも記載しているが、前者には「情報学」、「健康・スポーツ科学」、「生活科学」、「科学教育・教育工学」、「科学社会学・科学技術史」、「地理学」という「分科」が、後者には「社会・安全システム科学」という「分科」が含まれている。とはいえ、こういった「総合」的あるいは「複合」的な「ディシプリン」よりも、「理工系-工学」などの伝統的な「ディシプリン」の方が、はるかに「環境学」の組成に寄与しているということがわかる。

このように、「環境学」の組成を研究成果＝論文の蓄積としてとらえ、分類するという作業を通して、学際領域としての「環境学」の組成においては、「理工系-工学」という「系-分野」が最も高い度数を示し、それに次ぐ「生物系-農学」や「理工系-地球惑星科学」との間に大きな差があるということがわかった。しかし、この結果はあくまで総数としての「学問の静的分類」に過ぎない。ここで示した現在の組成に至るまでに、「環境学」の内実が時代とともに変化してきたということは容易に考えられる。それゆえ、次節においてこの点を検討し、「環境学」の形成過程の数量的側面を明らかにしたい。

4. 「環境学」の形成過程

本節では、「環境学」の形成過程を、「系-分野」の組成を時系列的に比較することによって明らかにする。まずは表1および2を年代ごとに分け、それぞれの「系」と「分野」の論文数とその占有率＝寄与度の変遷を示す。

系/年代	70-79	80-89	90-99	2000-	計
総合・新領域系	0	1	35	60	96
人文社会系	1	0	54	167	222
理工系	48	318	249	836	1451
生物系	5	20	97	315	437
計	54	339	435	1378	2206

系/年代	70-79	80-89	90-99	2000-	計
総合・新領域系	0.0%	0.3%	8.0%	4.4%	4.4%
人文社会系	1.9%	0.0%	12.4%	12.1%	10.1%
理工系	88.9%	93.8%	57.2%	60.7%	65.8%
生物系	9.3%	5.9%	22.3%	22.9%	19.8%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表3: 「環境学」の形成過程（「系」）

分野/年代	70-79	80-89	90-99	2000-	計
総合領域	0	1	28	53	82
複合新領域	0	0	7	7	14
人文学	1	0	4	10	15
社会科学	0	0	50	157	207
数物系科学	20	122	64	45	251
化学	4	86	13	21	124
工学	24	110	172	770	1076
生物学	2	16	10	61	89
農学	0	4	84	205	293
医歯薬学	3	0	3	49	55
計	54	339	435	1378	2206

分野/年代	70-79	80-89	90-99	2000-	計
総合領域	0.0%	0.3%	6.4%	3.8%	3.7%
複合新領域	0.0%	0.0%	1.6%	0.5%	0.6%
人文学	1.9%	0.0%	0.9%	0.7%	0.7%
社会科学	0.0%	0.0%	11.5%	11.4%	9.4%
数物系科学	37.0%	36.0%	14.7%	3.3%	11.4%
化学	7.4%	25.4%	3.0%	1.5%	5.6%
工学	44.4%	32.4%	39.5%	55.9%	48.8%
生物学	3.7%	4.7%	2.3%	4.4%	4.0%
農学	0.0%	1.2%	19.3%	14.9%	13.3%
医歯薬学	5.6%	0.0%	0.7%	3.6%	2.5%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表4: 「環境学」の形成過程（「分野」）

以下、4-1～4-4 において、それぞれの年代における「環境学」の形成過程の特徴を検討する²²。

4-1 1970 年代

1970 年代においては、抽出された「環境学」の研究論文の総数が 54 篇と少ないため、主として論文数のみを参照したい。

先に触れたように、西川の研究によって、1970 年代に「環境学」の形について一定のコンセンサスが成立したということが指摘されている。つまり、表 3 に示した 1970 年代の「環境学」の組成は、学際領域としての「環境学」がいかなる形で成立したのかを示しているのである。そして、その中身を具体的にしてみると、表 3 からわかるように、「理工系-工学」と「理工系-数物系科学」という 2 つの中心が存在している。この 2 つの中心それぞれを「分科」のレベルまで掘り下げて検討するならば、「数物系科学」はすべて「地球惑星科学」（主に気象や大気に関するもの）という「分科」であるのに対し、「工学」には主として「材料工学」と「土木工学」という 2 つの「分科」が含まれている。それゆえ、「理工系-工学」と「理工系-数物系科学」という 2 つの中心の中でも、特に中心的な「ディシプリン」は「理工系-数物系科学-地球惑星科学」であり、この領域が 1970 年代、すなわち初期の「環境学」に最も寄与していたのである。

とはいえ、2 つの中心、およびその中でもとりわけ中心的な「分科」＝「ディシプリン」は、いずれも「理工系」という単一の「系」に含まれているということに留意しなければならないだろう。

4-2 1980 年代

1980 年代における大きな特徴は、1970 年代に見られた「環境学」の中心に変化が現れているという点にある。1970 年代には「理工系-数物系科学」および「理工系-工学」が「環境学」の中心であったが、1980 年代になると、「理工系-化学」という第 3 の中心が生じている。つまり、同じ「理工系」ではあるものの、異なる 3 つの「分野」（＝互いの距離が近い「ディシプリン」の集合）が、「環境学」の中心を構成するようになったのである。

この 3 つの中心を、前項と同じく「分科」のレベルでより詳細に確認したい。まず「数物系科学」においては、1970 年代と同様に「地球惑星科学」がそ

の全体を構成しており、「環境学」全体における占有率はほぼ横ばいで推移している。対して、「工学」に関しては、「材料工学」と「土木工学」という「分科」が最も多く寄与しているという点は 1970 年代と変わらないが、「環境学」全体におけるその占有率は両者ともに小さくなっている。そして、第 3 の中心として寄与度を高めた「化学」の内部では、「複合化学」（分析系の化学）が劇的に数を伸ばしていることが確認される。以上をまとめると、1980 年代における最も中心的な「ディシプリン」は、1970 年代と同じく「地球惑星科学」であり、「複合化学」、「材料工学」、「土木工学」がこれに次ぐ。言うまでもないことではあるが、この年代においても、「環境学」という学際領域の大半を構成しているのはいずれも「理工系」の「ディシプリン」である。

なお、この年代までは「人文社会系」の数はきわめて少なかったという点、そして「生物系」の寄与度もさほど大きくなかったという点も、1970～1980 年代の特徴として挙げるべきであろう。

4-3 1990 年代

1990 年代という時期は、表を一見しただけでもわかるように、「環境学」の形成過程上、最も激しい変化が見られる年代である。本稿とは異なるアプローチで「環境学」の内実を検討した西川も、「環境学」が包含する領域が 1990 年代に入って多様化・広汎化したと述べているが、この年代は「環境学」の形成過程において、最も大きい転換期として捉えることができるのである。

まず第一に、1990 年代に入って「環境学」という学際領域に寄与する「ジャーナル共同体」の数が飛躍的に増加したという事実を挙げることができる。これは西川の示唆した「環境学」の拡大・広汎化、そして表に見られる「系-分野」の多様化・広汎化に直結している。言い換えると、「環境学」にカテゴライズされる「ディシプリン」が急速に増加し始めたのである。

上記の傾向をより具体的に確認しよう。1980 年代以前と比較して、大きくその寄与度を高めているのは「生物系-農学」および「人文社会系-社会科学」の 2 つである。なお、この 2 つの「系-分野」には、前者に「農芸化学」、「農業工学」、「農学」が、後者に「教育学」、「政治学」、「経営学」といった「分科」が主として含まれており、これらの「ディシプリン」が学際領域としての「環境学」に新た

に参入するようになったと言える。

しかし、占有率が飛躍的に高まった「生物系-農学」および「人文社会系-社会科学」とは対照的に、以前よりもはるかに寄与度を落としている「ディシプリン」も確認される。それは、1970年代から1980年代にかけて「環境学」の中心に位置してきた「理工系-数物系科学-地球惑星科学」、そして1980年代に第3の中心として「環境学」に寄与した「理工系-化学-複合化学」という「ディシプリン」である。「理工系-数物系科学」に関しては、数そのものは「人文社会系-社会科学」よりも依然として多いことは変わらないが、寄与度は1/2以下になっている。そして、「理工系-化学」にいたっては、占有率が1/8にまで減少し、もはや「環境学」の中心として機能しなくなったのである。

このことを踏まえた上で、1990年代以前までは「環境学」の中心であった2つの「分野」が1990年代に入って寄与度を落としていることと、新たに「農学」および「社会科学」という「分野」が加わったこととの関係について改めて考える必要がある。この2つの傾向には、明らかに「かつての中心的な分野によって蓄積された研究成果が、他の分野にフィードバックされ、それらが新たに寄与するようになった」という関係がある。換言すると、「数物系科学」や「化学」に属する「ディシプリン」によって得られた知見は、「農学」および「社会科学」という実践の「ディシプリン」群に継承された、ということになる。つまり、「環境学」という学際領域が実践的な「ディシプリン」を指向するようになったということ、あるいは単に「環境学」が包含する「ディシプリン」が多様化・広汎化しただけでなく、その知のモードがより実践的な方向にシフトし始めたという傾向が、1990年代に顕在化したのである。

同じく実践的な「ディシプリン」の集合である「工学」という「分野」が寄与度を落としていないことも、この傾向に整合的である。ただし、「工学」の内部に関して言えば、1990年代以前との比較において「分科」の変化が確認される。すなわち、「材料工学」とともに占有率の高かった「土木工学」が寄与度を下げ、その一方で「機械工学」および「電気電子工学」に属する研究成果が増えているのである。この「分野」の内部における「分科」の変容も、つまりは内部での多様化を意味しており、先の議論との関連でいうならば、実践的な「工学」という「分野」に含まれるより多くの「ディシプリン」が「環境学」に寄与するようになったということの意味し

ている。

このように、1990年代という大きな転換期における「環境学」の特徴として、かつての中心の衰退、内に含まれる「ディシプリン」の多様化と広汎化、そして「環境学」における知のモードの実践的な方向へのシフト、という傾向を確認することができた。

4-4 2000年以降

2000～2007年の間に産出された「環境学」の研究成果の数は、1990～1999年のおよそ3倍に増加している。すなわち、1970～2007年の間に蓄積された研究成果の半数以上はこの期間に産出されたものである。

とはいえ、この年代の「環境学」の組成は、1990年代に確認された特徴をおおむね引き継いでいる。まず、「理工系-数物系科学」および「理工系-化学」の寄与度が1990年代に大きく減少しているという傾向はさらに顕著になっている。すなわちこれらの領域は、中心に位置していた1970～1980年代と比べると、もはや「環境学」という学際領域の中心から外れているといわざるをえないだろう。対して、「生物系-農学」と「人文社会系-社会科学」といった実践的「ディシプリン」群の寄与度は、1990年代よりもやや低いものの、ほぼ横ばいで推移している。とりわけ、「社会科学」内部の「分科」に関しては、1990年代までは少数であった「経済学」という「分科」の寄与が高くなったことから、知のモードの実践的な方向へのシフトという傾向のさらなる顕在化を確認することができる。

この年代において一層寄与度を高めた「理工系-工学」に関しても、「分科」にまで掘り下げてその組成を確認しよう。1990年代において「土木工学」の寄与度が下がっていたが、2000年代には再び「工学」の「分野」の中で最も寄与度の高い「ディシプリン」に返り咲いている。「土木工学」以外の「分科」の占有率は1990年代と大差はないが、新たに「建築学」という「分科」＝「ディシプリン」が大きく寄与するようになったことが、新たな傾向として確認される。そして、この「建築学」という「ディシプリン」もまた、実践的な知を含むものである。同時に、「建築学」は、「理工系-工学」領域において最も美学的、すなわち人文科学的性格の強い分科であるという点も見逃すことはできない。だが、「環境学」における実践的な方向へのシフトと、それと相反するかに見える方向への萌芽の消息を明らかに

するためには、資料のより具体的な分析を俟たねばならない。

5. 移り変わる中心と見えない周縁—まとめにかえて

本稿を結ぶにあたって、まずは、意識的に可視化しておかねばならない論点に触れておきたい。すなわち、本稿は「環境学」という広汎な学際領域全体の組成と形成過程を検討したのではない、という限定性についてである。無論、可能な限り周到に調査を設計し、「環境学」におけるより多くの領域を検討に付すように試みてはいる。しかし、「環境学」のような学際領域に限らず、ある学問領域におけるすべての下位領域について調査することは原理的に不可能である。それゆえ、本稿で確立した調査技法によって得られたのは、あくまで学際領域「環境学」の組成とその形成に関する一側面なのである。

このような留保が持つ意味は決して小さくない。本稿で用いた調査技法は、いわば「環境学」におけるメインストリームの諸相を明らかにするものである。それゆえ、本稿で詳述したデータは確かに、どの「ディシプリン」が中心に位置しているのか、あるいは時間軸上で中心はどのように移り変わっているのか、といった点を明らかにしてはいるものの、それ自体はあくまで広汎な学際領域における「中心」的ではあるが部分的な現象なのである。つまり、本稿における一連の試みの中から取りこぼされたものこそが、「環境学」における「周縁」であると言える。

このような「環境学」における「周縁」に関しては、規範的メディアとしての「環境辞書」に関する論考において既にその存在を指摘している（葉柳・鋤田 2008: 8、拙稿 2008: 79-80）。そこでは「環境学」における「周縁」的なものとして、あるいは排除される傾向すらある領域として、環境哲学や環境倫理学を抽出し、検討を加えているが、本稿における調査においても、これらの知は取りこぼされてしまっている。それゆえ、「環境学」のメインストリームの組成および形成過程（いわば「中心」的な出来事）に関する知見だけでなく、そこからこぼれ落ちてしまう「周縁」的な出来事をも議論の俎上に載せるためには、本稿とは別様の方法が必要になってくる。言い換えると、「環境学」の組成とその形成をより詳細に明らかにするためには、「環境学」のメインストリームからどのような領域が排除され、

「周縁」化されているのか、という問いを新たに立て、これに取り組まなければならないのである。

これに加えて、本稿の調査の枠内においても、紙面の制約によって十分に検討することができなかった論点がある。たとえば、各「ディシプリン」に属する主要な「ジャーナル共同体」についての事例分析、「系」と「分野」に加え、「ディシプリン」に該当する「分科」にまで掘り下げた分析、年代をより細かく分けた形成過程の分析、などがそれに当てはまる。

このような意味において、本稿は環境学の「内包と外延」、およびその変容過程を明らかにするための、端緒に過ぎないのである。

¹ 「環境学」と「環境科学」との差異は、単なる表記の違いにとどまらない。「学」と「科学」とではそれぞれが内包する領域の広がり方に大きな差異があるように、「環境学」と「環境科学」との間にも同様の差異が生まれる。すなわち、「環境学」という表記の方がより広い外延を描くのに対し、「環境科学」という表記の場合、狭義の自然科学、あるいは自然科学と「パラダイム」を共有する指向の強い領域に範囲が限定されるといった具合に、両者の内包と外延は一致したものではないと予想される。それゆえ、この2つの表記の差異が生み出すポリティクスは、本稿においても見過ごすことのできないものでもある。とはいえ、対象を狭義の「科学」に限定することは本稿の趣旨にそぐわないものであり、加えて表5からもわかるように、「学」を自称する資料が多いことから、本稿では一貫して「環境学」という表記を採用する。

² すなわち、ここでの分野の選択は、ボウラーの専門である「進化論史」を軸になされているが、なぜそのような軸を設定することが妥当であるかについての論証は行われていないのである。

³ ただし、後述するように、主著『科学革命の構造』におけるクーンの「パラダイム」の定義は曖昧で、ある程度の一貫性はあるものの、多義的に使用されている。そのため、ここでは、主著の導入の部分で提示され、多岐にわたる用法の中心に位置していると判断できる定義を引用した。

⁴ いわゆる「ポスト・クローニアン」の科学社会学の流れ、およびそれに対する批判については、紙面の制約上、本稿で論じることはいできない。これらに関しては、田中浩朗（1992年）や成定薫（1994年）、金森修（2000年）らが詳細な議論を行っている。

⁵ 藤垣は「学際を標榜する学科に育った」（藤垣 2003: 37）ため、上記の問いを追求していたと回顧しているが、「学際を標榜する学科」において教育研究活動を行う筆者たちもまた同様の問いを立てている。そして、「環境学」に限らず、学際研究が「何故うまくいかなかったのか」を考えるためには、対象としての学際研究の内実を検討するという作業は欠かせない。この意味で、本稿は「学際研究」という対象だけでなく、立場（あ

るいは境遇) やそれによって生まれる発想をも藤垣と共有していると言える。

⁶ 知識社会学的に見るならば、学問的成果にしる、芸術作品にしる、〈環境〉としての「知の共同体」の存在を抜きにして、その生成と変容について論じることにはできない。たとえば葉柳和則(2007年)は、20世紀スイスを代表する知識人マックス・フリッシュの仕事と、同時代の「メディア・研究者・芸術家」から成る「言説の共同体」、さらにはその背景にあるマクロ・ポリティクスとの関連において詳細に跡づけている。

⁷ 藤垣の「学際研究はなぜうまくいかないのか」という基本的な問いからすると、ここで用いられている「科学者」という語彙は、より広く「研究者」という語彙に置き換えるべきであろう。

⁸ ただし、「パラダイム」という概念が広汎で曖昧なものであるがゆえに、「パラダイム共同体」もまた輪郭が不明瞭であり、実体を捉えることが難しいコミュニティであると言わざるを得ない。この点も、後述するように、本稿において「パラダイム共同体」ではなく「ジャーナル共同体」を分析の単位とする理由の一つである。

⁹ 中山は「研究の場で発生したパラダイムが教育の場に入ってディシプリンとなる必然性は必ずしもない」(中山 2000: 27)と述べているが、本稿では「教育の場」を「ジャーナル共同体」として捉えている。それゆえ、この場合の「パラダイム」ないし「サブ・パラダイム」はすでに「ディシプリン」として「ジャーナル共同体」内部に入っていると言える。つまり、本稿では「ジャーナル共同体」を軸として調査を実施しているため、必然的に「パラダイム」ないし「サブ・パラダイム」から生じた「ディシプリン」が対象になるのである。

¹⁰ ここでは「ジャーナル共同体」を「パラダイム共同体」から派生するコミュニティであると述べているが、これはクーンが示した「科学革命の構造」の一局面を前景化させているに過ぎない。すなわち、これとは逆に、諸々の「ジャーナル共同体」の活動の結果として新たな「パラダイム」あるいは「パラダイム共同体」が生起することもまた「科学革命の構造」において重要な局面である。それゆえ、本稿の後半における分析作業は、新たな「パラダイム」の形成する可能性を内包した「ジャーナル共同体」の論文の産出という具体的な活動に焦点を当てたものであると言い換えることもできる。

¹¹ ただし、クーンが「この意味での集団[パラダイム共同体]はもちろんいろいろなレベルで存在する」(Kuhn 1970=1971: 201)と論じているように、「パラダイム共同体」と「ジャーナル共同体」が一致することもありえる。あるいは、1つの「ジャーナル共同体」が「パラダイム共同体」としてのヘゲモニーを獲得するという可能性もある。

¹² 「パラダイム」が研究者の参照する「研究業績」であるという定義からしても、藤垣のいう「業績承認基準」ないし「妥当性境界」には「どの『研究業績』を参照すべきか」という点も含んでいるため、「業績承認基準」ないし「妥当性境界」が「パラダイム」の謂いであると判断できる。

¹³ 「環境学」に関しては、管見の限りこの方法による

アプローチはいまだになされてはいない。しかし、他の領域に関しては、本稿とは発想を異とするが、西原和久と杉本学(2001年)が理論社会学を、上満信男(2005年)が分子生物学を対象とし、当該領域における論文産出に着目した実証的研究を行っている。

¹⁴ 西川の研究の結論は、言い換えれば、1970年代以前は意味内容が固定化されていないが、「1970年代以降は、大半の文献で「環境や環境問題に関する総合的・体系的な科学・学問・研究」という意味で使われている」(西川・森家 2004: 177)ということである。とすれば、本研究が対象とする時期も1970年代以降に設定しなければならないだろう。

¹⁵ ここでは、国立情報学研究所の「NACSIS WEBCAT」(<http://webcat.nii.ac.jp/>、2008年7月4日)を参照している。なお、概説書(クーンの語彙では「教科書」)を検索用のキーワードを選別するための資料として扱う理由は、クーンの「教科書はそれ自体、慣行の科学用語の語彙と文法を伝えることを目的とする」(Kuhn 1970=1971: 154)という議論にある。このクーンの議論に従えば、概説書には、その対象とする領域においてスタンダードとされる「語彙や文法」、さらにはその領域において中心的に扱われる話題が記載されており、そこからデータベース検索の際に用いるキーワードを取り出すことができるはずである。

¹⁶ ここで抽出された概説書の一覧は論文末に記載している(表5)。

¹⁷ ここで抽出された23のキーワードの一覧は論文末に記載している(表6)。

¹⁸ <http://ci.nii.ac.jp/cinii/servlet/CiNiiTop#> (2008年7月8日)

¹⁹ ここで完全一致検索によって不必要な情報を除外しなければ、マルク・ドゥ・メイが指摘するように、著しい「情報爆発」(De Mey 1982=1990: 185)によって分析が不可能になってしまう。

²⁰ 本稿においては、紙面の制約上、具体的な「ジャーナル共同体」への言及は必要最低限にとどめている。しかし、ここで例示した日本環境会議の『公害研究』(1971年創刊、1992年に『環境と公害』に改題)および日本環境学会の『人間と環境』(1975年創刊)は学際的な「環境学」のジャーナルの草分けとして位置付けられる。これらも含めて、筆者らの研究課題において、具体的な「ジャーナル共同体」についての事例分析は欠かすことができない作業であり、本稿の次の段階として位置付けなければならない。

²¹ 藤垣は「学際研究」のタイプを、「ジャーナル共同体を形成しているか否か」、「そこでは妥当性境界が共通のものであるか否か」という2つの基準を用いて「Ⅰ」、「Ⅱ」、「Ⅲ」という3つに分けている(藤垣 1995b: 74)。「環境学」という学際領域が、上記のどのタイプに当てはまるのかという論点は、本稿の問いとも密接な関連を持っているが、紙面の制約上、別の機会に詳論することにした。

²² 本稿では、「環境学」の形成過程を検討する際、何らかの指標を用いて、その変遷の外在的な要因を探ることはせず、あくまでここで示した資料に内在的な分析を行うというスタイルを採用する。その理由は、たとえば、エディンバラ学派の「科学知識の社会学」(SSK)がそうであったように、ある学際領域の変遷に関わる

外的な要因は無数に存在し、その中に因果関係を見出すことは——ジャーナリスティックな記述はともかくとして——方法的に困難であるという点にある。外在的な指標を用いる方法では、ある学際領域の形成過程を実証的に解明することは困難なのである。

《参考文献》

- 上満信男 2005 「分子生物学の発展過程の分析—事例分析を通して—」 『研究・技術・計画』 第20号 第4巻 pp.336-344。
- 金森修 2000 『サイエンス・ウォーズ』 東京大学出版会。
- 鋤田慶 2008 「環境辞書の知識社会学—知の制度化をめぐるメディアの役割を軸にして—」 『文化環境研究』 第2号 pp.73-81。
- 田中浩朗 1992 「科学者の社会学と科学知識の社会学」 『年報 科学・技術・社会』 第1巻 pp.55-70。
- 中山茂 2000 『20・21世紀科学史』 NTT出版。
- 成定薫 1994 「科学社会学の成立と展開」 新田義弘ほか(編) 『岩波講座 現代思想 10 科学論』 岩波書店 pp.315-336。
- 西川祥子・森家章雄 2004 「学術用語「環境学」の意味の歴史的分析」 『人文論集』 第39巻 第3/4号 pp.165-179。
- 2005a 「環境学の性質の分析—環境学を「環境や環境問題に関する総合的・体系的な科学・学問・研究」とする文献を対象として—」 『環境科学会誌』 第18巻 第1号 pp.41-51。
- 2005b 「環境学の「中身」の分析—教科書を対象として—」 『人文論集』 第40巻 第2号 pp.53-63。
- 西原和久・杉本学 2001 「社会学理論と日本の社会学——『社会学評論』の五〇年」 情況出版編集部(編) 『社会学理論の＜可能性＞を読む』 情況出版 pp.6-26。
- 野家啓一 2004 『科学の哲学』 放送大学教育振興会。
- 2008 『パラダイムとは何か—クーンの科学史革命』 講談社。
- 葉柳和則 2007 「忘却という癒しに抗して—初期フリッシュと精神的国土防衛—」 *Neue Beiträge zur Germanistik* Band. 5, Heft. 4. pp.81-206。
- 葉柳和則・鋤田慶 2008 「環境辞書と環境学—知の隠蔽と再生産の諸相—」 『総合環境研究』 第10巻 第2号 pp.1-13。
- 廣重徹 2008 『近代科学再考』 筑摩書房。
- 藤垣裕子 1995a 「科学知識と科学者の生態学—ジャーナル共同体を単位とした知識形態の静的分類および形態形成の動的把握—」 『年報 科学・技術・社会』 第4巻 pp.139-156。
- 1995b 「学際研究遂行の障害と知識の統合—異分野コミュニケーション障害を中心として—」 『研究・技術・計画』 第10巻 第1/2号 pp.73-83。
- ほか 1996 「学際研究における分野間知識統合の解析」 『年次学術大会講演要旨集(研究・技術・計画学会)』 第11号 pp.35-40。
- 2003 『専門知と公共性—科学技術社会論の構築に向けて—』 東京大学出版会。
- 2005 「解題：Advanced-Studiesのために」 藤垣裕子(編) 『科学技術社会論の技法』 東京大学出版会 pp.221-235。
- Bowler, Peter J., 1997: *The Frontana History of the Environmental Science*. Belfast: FrontanaPress. (=2002 小川真理子ほか(訳) 『環境科学の歴史 I』 朝倉書店。)
- De Mey, Marc, 1982: *The Cognitive Paradigm*. Dordrecht: D.Reidel Publishing Company. (=1990 村上陽一郎ほか訳 『認知科学とパラダイム論』 産業図書。)
- Kuhn, Thomas S., [1962]1970: *The Structure of Scientific Revolution*. Chicago: The University of Chicago Press. (=1971 中山茂(訳) 『科学革命の構造』 みすず書房。)
- , 1977: *The Essenyial Tension*. Chicago: The University of Chicago Press. (=1987 我孫子誠也・佐野正博(訳) 『本質的緊張』 みすず書房。)
- , 2000: *The Road Since Structure — Philosophical Essays, 1970-1993*. Chicago: The University of Chicago Press. (=2008 佐々木力(訳) 『構造以来の道 哲学論集 1970-1993』 みすず書房。)
- Price, Derek. J. de Solla, 1963: *Little Science, Big Science*. New York: Columbia University Press. (=1970 島尾永康(訳) 『リトル・サイエンス ビッグ・サイエンス』 創元社。)

《文末表》

編著者	出版年	書名	出版社	所蔵館数
高橋裕・加藤三郎編	1998	『現代科学技術と地球環境学』	岩波書店	545
武内和彦ほか	2002	『環境学序説』	岩波書店	438
石弘之編	2002	『環境学の技法』	東京大学出版会	339
高橋正立・石田紀郎編	1993	『環境学を学ぶ人のために』	世界思想社	294
瀬戸昌之	2002	『環境学講義』	岩波書店	281
市川定夫	1994	『環境学のすすめ』	藤原書店	265
市川定夫	1994	『環境学』	藤原書店	255
西岡秀三編	2000	『新しい地球環境学』	古今書院	248
日本化学会編	2004	『環境科学』	東京化学同人	228
田中修三編	2003	『基礎環境学』	共立出版	225

表 5：検索用キーワードの抽出に用いた概説書一覧

IPCC	汚染者負担（の）原則	温室効果	環境経済（学）
公害	持続可能な開発	森林破壊（伐採、減少）	生物多様性
生態系	ダイオキシン	大気汚染	地球温暖化
熱帯（雨）林	フロン	水俣病	リサイクル
赤潮	オゾンホール	国連環境計画（UNEP）	砂漠化
酸性雨	農薬	窒素酸化物	

表 6：検索用キーワード一覧

分科	70-79	80-89	90-99	2000-	計	分科	70-79	80-89	90-99	2000-	計
情報学	0	0	8	21	29	電気電子工学	1	4	28	106	139
健康・スポーツ科学	0	0	1	0	1	土木工学	7	31	19	185	242
生活科学	0	0	3	6	9	建築学	0	0	7	160	167
科学教育・教育工学	0	1	8	6	15	材料工学	11	55	74	176	316
科学社会学・科学技術史	0	0	1	4	5	プロセス工学	0	1	0	3	4
地理学	0	0	7	16	23	総合工学	3	0	7	25	35
社会・安全システム工学	0	0	7	7	14	基礎生物学	2	16	10	57	85
哲学	0	0	0	3	3	生物科学	0	0	0	4	4
人文地理学	0	0	2	2	4	農学	0	0	18	51	69
文化人類学	1	0	2	5	8	農芸化学	0	4	30	42	76
法学	0	0	3	12	15	森林学	0	0	2	27	29
政治学	0	0	8	14	22	水産学	0	0	7	19	26
経済学	0	0	4	54	58	農業経済学	0	0	1	10	11
経営学	0	0	7	22	29	農業工学	0	0	26	51	77
社会学	0	0	4	13	17	畜産学・獣医学	0	0	0	5	5
教育学	0	0	24	42	66	薬学	0	0	0	3	3
地球惑星科学	20	122	64	45	251	基礎医学	2	0	0	9	11
基礎化学	4	29	1	2	36	社会医学	1	0	2	24	27
複合化学	0	57	12	9	78	内科系臨床医学	0	0	0	7	7
材料化学	0	0	0	10	10	外科系臨床医学	0	0	1	2	3
応用物理学・工学基礎	0	1	0	1	2	看護学	0	0	0	4	4
機械工学	2	18	37	114	171	計	54	339	435	1378	2206

表 7：「環境学」の形成過程（「分科」）

【学術論文】

非体験者にとっての継承活動の現状 —長崎・元平和案内人への聞き取りからの考察—

富永佐登美*・葉柳和則**

Succession of Tragic Experiences to Descendants — Study from Interviews to a Former Peace-guide in Nagasaki —

Satomi TOMINAGA and Kazunori HAYANAGI

Abstract

After 64 years since the atomic bombing to Nagasaki, people have come to realize that they should pass on the memories of survivors of the atomic bombing to those who have not experienced that tragedy. In Nagasaki, several activities are ongoing intended to succeed the tragic experiences to others, especially to the next generation. However, both survivors and people with no first-hand experience sometimes mention that they are having difficulties while being engaged in those activities. This is due to the common assumption held both by senders and listeners of the message that only those who experienced the tragedy can express the reality. How the people who did not witness the tragedy themselves can communicate the reality of the tragedy to others? In this article, we probe the causes of difficulties people encounter in succeeding the tragic experiences in present situation by analyzing the words of a person who once served as a peace-guide.

Key Words : atomic bombing, succession, survivors, people with no first-hand experience, peace-guide

1. はじめに

20世紀は「戦争の世紀」とも言われる。この言葉は二度の世界大戦をはじめとして、世界各地で戦争や紛争が頻発した状態をあらわすと同時に、テクノロジーの発達にともなう戦争形態の変化により、被害が激増したことをも含意している。特に、第二次世界大戦においては、ナチスドイツによるホロコーストや、都市を標的にした戦略爆撃、広島・長崎への原子爆弾投下などを、非戦闘員である一般市民が体験することとなった。しかし、このような未曾有の出来事の体験者は年齢を重ね、日々その数を減じている。それゆえ、遅くとも数十年のうちに確実

に死期を迎えてしまう体験者たちの記憶を継承することは、現代社会における喫緊の課題のひとつである。

長崎においても、1945年8月9日の被爆の体験を、次の世代へ継承する試みが続けられている。被爆体験者による語りは1955年頃から反核・平和を訴える集会などにおいて実践されてきた。しかし、それは基本的には、核爆弾による被害を世界へ知らせ、反核を推進するという目的論的な枠組みの中に位置づけられている。

教育現場においては、地域のほとんどの小・中学校が毎年8月9日を登校日とし、祈念集会を開いている。さらに、小中学生たちは、副読本を読み、あるいは原爆資料館を訪問し、被爆と平和について学習する機会を与えられてきた¹。

民間組織である長崎平和研究所は、1968年の設立以来、年1回の証言集の発刊など、主に出版の分野

* 長崎大学大学院生産科学研究科大学院生

** 長崎大学環境科学部教授

受領年月日 2009年 5月 31日

受理年月日 2009年 5月 31日

において活動を続けている²。

1983年、被爆体験者の高齢化にともない継承の問題が前景化したことをきっかけとして、市の外郭団体である半官半民の財団法人、長崎平和推進協会（ピース・ウイング長崎）が設立された³。同協会の継承部会は被爆体験者で構成されており、修学旅行生らに対して自身の体験を語る「被爆体験講話（語り部活動）」を行なっている。さらに、協会は、2004年、平和案内人制度⁴の運営を開始した。平和案内人とは、高齢化した被爆体験者に代わって被爆遺構や原爆資料館を案内する市民ボランティアガイドであり、そのほとんどが非体験者である。

しかし、このような数々の継承活動が行なわれているにもかかわらず、昨今では、被爆をめぐる報道において、しばしば「体験の風化」というフレーズによって、被爆体験を次世代⁵（非体験者）へ継承することの難しさが強調されるようになってきた。

筆者（富永）の友人のひとりCさんは、平和案内人の経験者である。彼女は2年間の活動ののち、案内人としての登録更新を辞退した。その理由として、生活が忙しく案内人の活動が十分に行なえなかったことのほかに、活動のあり方に以下に記すような疑問を抱いたことを挙げた。

Cさんは、もともとガイドを行なうことそれ自体ではなく、自身が長崎の被爆について学ぶことを目的として制度に参加したが、学習の段階で、自分にも何かできるなら、と考え直し、案内人活動にも参加した。しかし、案内に際しては、「実相」と表現される被爆の実態や、それを証する数値を正確に呈示することが最も重要とされた。「実相」という言葉は戦争や被爆の継承の場においてとりわけ頻繁に使用される鍵語であり、この文脈においては、〈真実のありさま〉という一般的語義ではなく、〈数値などの客観的事実を根拠として真に本当の事と証されうるもの〉という限定された意味で使用されることが多い。Cさんは、案内人自身の考えを不確かなもの、「実相」とは異なるものとして、なるべく表面に出さないようにと協会が念を押すことに、違和感を覚えたと言う。

平和案内人制度は、高齢化した被爆体験者に代わり、被爆をめぐる語りを遂行するために設立された。それゆえ、平和案内人は、被爆体験者とより若い非体験者との間の媒介（メディア）としての役割を担っている。この媒介過程には、被爆体験者が記憶を表象、すなわち再現前化するという行為、それを平和案内人が受信するという行為、そして、平和案内

人が受信した情報をあらためて別の非体験者へ発信するという一連の段階が含まれている。受信したものを発信する際には、記憶を一旦自身にとって知解可能な形に再構成し、さらに聴き手に伝達可能な語りの方法で表象するという作業が不可欠である。対照的に、実際の活動では、平和案内人自身の解釈や感情の表明は抑制される傾向にある。しかし、平和案内人もまた発信者である以上、「自身の解釈や感情の表明」を抑圧することは、必然的に自己疎外を招来するのである。

Cさんが、自ら希望して始めた平和案内人活動に疑問を感じ、登録更新を見送ったこと背景には、表象行為をめぐるこのような存在論的かつ実践論的な断層があるのである。これは、決してCさん固有の状況に由来するものではなく、現在の継承活動のさまざまな局面において表明される困難と本質的に結び付いているものではないだろうか。

以上のような問いを踏まえて、本稿では、元・平和案内人であるCさんへのインタビューを資料として、長崎における被爆体験の継承活動に内在する諸問題を、表象論の枠内において考察する。

2. 出来事の表象不可能性と歴史記述

20世紀の経験をいかにして表象へともたらすか、という問題については数多くの論議が展開されてきた。その中で、フロイトの言うトラウマ的な出来事は、そのあまりの苛烈さゆえに、リアリズム的な表象が可能とする枠を超えている、という指摘がなされている⁶。とりわけナチスドイツによるホロコースト（ユダヤ民族大虐殺）を、いかにして表象へともたらすのか、その理論的かつ倫理的枠組みはいかなるものでありうるのかが、欧米の研究者を中心に活発に議論されている。1990年にはアメリカにおいて、「〈最終解決〉と表象の限界」をテーマにしたシンポジウムが開催され、その際の議論をもとにした論集が出版されている。「アウシュヴィッツ」をめぐる論争の中から、研究者たちは、「歴史叙述のありかた一般についてのさらに徹底した再考」（Friedlander [1992=1998: 35]）へと導かれることとなった。

日本においても、主として歴史記述のポストモダンの転換についての議論の中で、「語りえない経験」をいかに表象し、歴史の語りの中に組み込んでいくのかというテーマに焦点が当てられた。従来の歴史記述は、「大きな物語」としての「正史」を志向する傾向にあった。すなわち、何が「正史」なのかを

めぐるヘゲモニー争いが、歴史学における重大な問題であった。これに対して、野家啓一は、ポストモダンの状況認識に立って、「超越的なまなざし」から語られる「大きな物語」の失効を確認した後、個々の主体の多分に主観的な要素を含む語りから構成される「小さな物語のネットワーク」として歴史を構築する可能性を指摘した。ただし、野家は、「物語りえないことについては沈黙せねばならない」というテーゼを繰り返し強調し、表象されえないものを歴史記述に組み入れることは不可能であることを強調した（野家[1993: 175]）。これに対して高橋哲哉は、決定的な出来事の「核心にいたからこそ物語る能力を失ってしまう」（高橋[1995: 26]）という心的外傷の機制を根拠にして、「語りえないもの」を歴史記述のネットワークから排除することは、人類にとっての本質的な経験を「忘却の穴」の底深く沈めてしまうことであると批判した（高橋[1995: 11]）。葉柳和則は、非リアリズムの表象の理路を手がかりにして、野家と高橋の議論を止揚し、自己言及的「仮構」という様式による個々の経験の物語化と、それら小さな仮構の物語のネットワークの中で、出来事の構造を浮かび上がらせる可能性を呈示している（葉柳[2004: 171]）。

ただし、これらの議論の中では、体験者による表象を受け止めた非体験者のなす表象という二重の事後性の問題は考察の埒外に置かれている。これについて、たとえば岡真理は、「いかようにも表象してよい、ということでは断じて、ない」と条件をつけながらも、体験者にとっての「出来事のその語り得なさこそを」非体験者が証する、という非体験者ならではの表象の可能性を示唆している（岡[2000: 77]）。岡の議論は、「自身の解釈や感情」を表明したいという C さんの願望の在処を言い当てている。この非体験者こそが可能にする表象の地平に焦点を当てて議論を進めたい。

3. 継承活動実践の場における問題点

3.1. 継承の定義

継承活動の実践には発信者と受信者という二つの主体が必要である。まずはじめに、体験者によって、記憶が表象される。そこには、体験を自身にとって知解可能な形に整理し、記憶し、想起し、他者に伝達可能な方法で表象するという過程が必要である。さらに、この表象は他者（非体験者）によって理解され受容されるだけでなく、媒介すべきものとして

記憶され、再度知解可能な形に整理され、あらためて別の非体験者へ向けて表象されなければならない。この一連の作業を「継承」と定義するならば、継承活動の実践には、体験者と同様に、非体験者による表象の受容、整理、記憶、想起、表象、という作業が不可欠ということになる。

3.2. 実践の場における「実相」重視の傾向

『原爆の実相を語りつぐ 被爆者からの伝言』は、2006 年に日本原水爆被害者団体協議会により刊行された資料セットである。平和教育や被爆に関する小規模の展覧会にも対応できるよう、小冊子の他に DVD や紙芝居が付録として添付されている。小冊子には、シナリオが採録されており、その利用法について以下のように書かれている。

このシナリオ台本は DVD に録音されている音声とほぼ同一内容です。このシナリオ台本のコピーを紙芝居の裏に貼りつけて、朗読していただくのも一方法です。（日本原水爆被害者団体協議会・編[2006: 6]）

DVD 音声中の「ピー」という信号音は次の紙芝居にすすむ合図です。（日本原水爆被害者団体協議会・編[2006: 6]）

シナリオには、音声についても「B29 の爆音」、「爆音と時を刻む音、次第に早く」といったト書きが付されている。つまり、この DVD の内部空間では、音声も含め、細部にわたって作り込まれた被爆の再現が企図されている。つまり、DVD にしろ、紙芝居にしろ、シナリオの確定した物語を提供し、小道具や効果音、さらには時間の構造までも周到に統制することによって、上演者によるアレンジを極力排除する形で、「実相」を再現しようという企図に基づいているのである。

もちろん、各実践者が紙芝居という実践の場においてテンポや内容をアレンジし、即興で別様の要素を付加することは可能である。実際、小冊子にも「創意工夫」を求める記述が見られる。

しかし、この資料セットが、マルチメディアという形式によって、継承活動におけるひとつのモデル、それも非常に堅固な物語内容と再現形式を内包したモデルを提供していることは確かである。すなわちこのセットから読み取りうるのは、継承活動の実践の場においては、唯一正しいと見なされている「現

実」としての「実相」を、媒介者による解釈学的変容を極力排除して、歪みなく、透明に再現することへの志向が強固に存在していることである。

このような内容と方法の固定化は、上演がなされる社会的文脈の中で、演者による先行テキストの再解釈が生じること、観客との相互作用によってテキストがさらなる変容へと開かれていくことを埒外に置いている。

この資料セットが、1995年のビデオ版の利用者からの要望に応える形で、DVD版として復刊されたものであるという経緯を鑑みれば、被爆体験の継承の場においては、唯一の現実としての「実相」を忠実に反復することを「語り継ぎ」や「伝言」の理想的形であると見なす考えが今日なお支配的であると言えることができる。

3.3. 非体験者の葛藤——沖縄の試み

ノンフィクション作家の下嶋哲朗は、2004年から2005年にかけて、沖縄戦をめぐる記憶の継承活動に取り組んだ（下嶋[2004, 2006]）。下嶋は、ある高校生の「（語り部の）言葉がここに響かない」という発言に衝撃を受け、2004年から1年間、ひめゆり学徒隊員だった語り部と現代の学生を結びつける「虹の会」活動を主宰し、継承活動を実践しつつ、体験者と非体験者間に内在する問題を再考することを試みた（下嶋[2006: 3-4]）。

「語る人」の重すぎるほどの体験、それも、講演を重ねた慣れが、言葉を磨き上げる。その分、手触り、ひっかかりが摩滅して言葉が“滑る”。（下嶋[2004: 227]）

無惨な戦争の体験を、言葉などに置き換えられようか？それでも[……]無理やり言葉に置き換えた。体験は表現に変わったのである。そこへ「慣れ」が加わる。若者は練られた表現に演劇性をみる。事実を虚構ではないかと疑うのだ。（下嶋[2004: 227]）

体験者から非体験者へと発信される語りは、回数を重ねるごとに磨き上げられ、洗練されていく。そして、そのことが、受信者である非体験者にはむしろ演劇性や虚構性を感じさせるという逆説を招来する。トラウマ的体験を間主観的な言説の場へともたらそうという試みは、「語りえぬものを語る」ことが本来的に胚胎するアポリアに直面したのである。

「虹の会」は10度にわたる活発な議論の場を作り上げた後、1年後に活動を終え、2年ほどの間、活動停止状態に至った。「虹の会」において、非体験者として積極的に活動を行ってきた北上田源は、その2年を「停滞期」と表現し、非体験者としての継承活動への向き合い方に迷い、模索していた時期であると述べている。

「戦争体験を継承する」という言葉からは、戦争体験が世代を超えて、人づてに受け継がれていくというイメージがつきまとう。そして、実際に戦争体験者は「私の体験を美化もせず、誇張もせずにそのまま伝えていって欲しい」と言われる。しかし、「受け継ぐこと」を期待される人間にとっては、そうしたイメージや言葉は時に大きな壁として立ちちはだかる。そこに浮かび上がる、まるで手紙を受け渡していくような単純な伝達の図式の中に、「自分」をどう位置づければいいのか分からないためである。（北上田[2008: 114]）

「虹の会」では、体験者と非体験者双方にとって継承活動とはいかなる行為であるかについて1年間にわたり議論が続けられた。このような議論を経てもなお、体験者たちの記憶を他者へ発信する段階に至った時、非体験者は出来事とその表象における自らの当事者性という問題に突き当たらざるをえなかったのである。語りを受け取るという行為それ自体が、非体験者にとっては決定的な経験であり、それを自己の内部において選択し再構成し、記憶することもまた、「わたくしならではの行為」としかかなりえない。そこには体験者の経験を「そのまま」伝えることの不可能性が不可避免的に介在しているのである。それゆえ彼らは、自身の経験・記憶と、体験者の「そのまま」という希望との間の通約不可能性のただ中に置かれることになる。

北上田が指摘した葛藤は、沖縄のみならず、長崎の継承活動の実践においても生じうるものである。それどころか、純粋な民間の試みであった「虹の会」と比べて、長崎の平和案内人活動のように公的支援によって成立している組織を母体とする活動実践の中では、公的な歴史と私的な記憶の出会い界面において、この葛藤はいっそう強く出現するはずである。ところが、長崎においては、Cさんのように強い葛藤を抱いた主体は実践の場から離れるという傾向が見られ、それゆえ、非体験者の葛藤が公的にアクセス可能な言説の場において大きく表面化することも

——少なくとも現時点では——起きていない。

3.4. 長崎における現状——被爆体験者/非体験者双方のとまどい——

長崎における被爆体験者による継承活動の中で、長崎平和推進協会によって運営される語り部活動、いわゆる「被爆体験講話」は最も広く知られている。この活動の中心は、学生や団体客の平和学習活動の一環として、原爆資料館の見学の前後に、被爆体験者が語り部となって1時間ほど体験を語ることである。語りの内容は原則的に体験者の裁量にまかされているが、被爆当日の長崎で自身が見聞きした「地獄のような」町や人びとの様子が取り上げられることが多い⁷。

被爆体験講話を聴いた修学旅行生が、その感想を書き送ることもある⁸。語り部たちはそれらの反応に活動の原動力を貰う、と述べる⁹。この流れのみを見れば、長崎の被爆をめぐる継承活動はうまく機能しているかに見える。しかし、「彼らの反応を原動力として（活動を）続ける」との言葉にはく反応がなければ続けられない>という含意がある。これは、被爆体験者と「聴き手」の相互作用の場において、被爆体験者が再現のメカニズムの不全性を既に意識していることを意味している。

「虹の会」においても論議されたように、被爆体験者の言葉は、それが表象している出来事が非現実的なまでに苛烈であるがゆえに、ともすれば内在的な理解を拒んでいるかのように映る。この感覚は被爆体験者、非体験者の双方に、「どうせ体験者でなければわからない」という実感を生じさせる。

この問題は、非体験者による出来事の語りという場面においては、より明確に前景化する。継承の場において、非体験者は「体験していない自分が活動を行なっているのか」、あるいは「私は被爆者じゃないので・・・」¹⁰とのためらいをしばしば表明している。以下ではCさんの語りを詳細に検討することによって、非体験者による表象をめぐるアポリアの具体的現れを確認する。

4. インタビュー分析

4.1. 平和案内人制度

既に触れたように、1983年以降、語り部たちの被爆体験講話は、長崎平和推進協会の継承部会により運営されてきた。しかし、語り部たちが高齢化するにつれ、彼らに代わって、長崎の被爆の「実相」を

内外に向けて発信する主体を育成することの必要性が指摘されるようになった。この現状を受けて、2004年に平和案内人制度が発足し、ガイドの育成、活動の運営を行なっている¹¹。

平和案内人は、修学旅行生や団体の観光客を主な案内対象とし、原爆落下地点周辺の被爆遺構を歩き、また、原爆資料館の内部を案内し、解説を加えていく。

平和案内人になるためには、以下の手続きを経なければならない。まず、長崎平和推進協会により市民に向けて制度の説明および講座受講生の募集がなされる。応募した市民は体験講話の聴講を含む講義（全13～17回）を受講する。講義に80%以上出席した者には受講修了が認定され、平和案内人としてガイド登録をおこなう権利が与えられる。ガイド登録をした修了生は、自主研修を経て、平和案内人としての業務を行なう。表1に注記されているように、平和案内人は必ずしも非体験者である必要はない。そのため被爆体験者で平和案内人になっているケースもある¹²。

	育成の 年度	申込	受講修了 (80%以上の 出席)	登録	更新
第一期生	2004 (H16)	92	71	56	49
第二期生	2005 (H17)	47	36	36	35
第三期生	2007 (H19)	36	31	31	30
2008年11月時点の平和案内人登録者全123名のうち9名が被爆体験者					

表1. 平和案内人の育成に関する実数（人）

（2008年11月長崎平和推進協会にて担当係員より聞き取り）

表1は、第三期生までの受講申し込み、受講修了、平和案内人としての登録、2年目の更新それぞれの実数である。注目したいのは、第一期の受講の申し込みが最多であること、さらには、受講修了(80%以上の出席)を果たしていながら登録をしていない受講生が15名、そして、2年後の更新時に登録を見送った平和案内人が7名存在することである。これらの数が示しているのは、平和案内人というボランティアガイドを志す人が少なからず存在したこと、し

かし、ガイド育成のための講義を修了した段階で、もしくは実際にガイドとして一定期間活動した後に、なんらかの理由により、ガイドの実践を辞めた人が複数存在しているという現実である。C さんもまた、第一期生として講義を受講し、2 年間のガイド活動の実践を行なったのち、更新を辞退したひとりである。

4.2. C さんについて

C さんは長崎に生まれ育った 30 代の女性である。筆者（富永）とは旧知の間柄である。インタビューは、2007 年 9 月 12 日、2009 年 4 月 4 日にそれぞれ 2 時間程度行なわれた。

C さんの家族に被爆の体験者はいない。子どもの頃に、祖父母に連れられて長崎の旧・原爆資料室¹³を訪れた経験が、彼女にとって被爆との最初の出会いである。しかしその際に「怖い」という印象を抱いたため、その後何らかの活動に関わることは、平和案内人に応募するまでなく、長崎で行なわれている一般的な平和教育を受けるだけであった。

一方で C さんは、幼少期より常に「なぜ戦争がおきるのか。戦争の実態とはいかなるものか」を考え続け、その答えを求めて実際に行動している。例えば、高校時代には沖縄でガマ(洞窟)に入り、沖縄戦体験者による体験談を聴いた。また、25 歳の頃には、長年希望していたアウシュヴィッツ訪問を実現させている。平和案内人としての活動を辞退した後も、オランダで『アンネ・フランクの家』を訪問し、さらにはハワイでパールハーバーツアーに参加した。

4.3. インタビュー内容の分析

4.3.1. 継承活動の枠組み——平和案内人育成講座から見えるもの——

C さんは、平和案内人育成講座の傾向について以下のように語っている¹⁴。

C: [筆者付記： C さんがハワイ旅行中パールハーバー¹⁵を訪れ、ガイドを受けてきたことを話した後]・・・でも、どっちみち、こちらのことしか、知らない・・・向こうのことはよく知らないんで、あの平和講演¹⁶でも習ったのも、その・・・アメリカが、その、長崎、どういうふうに、どういう考えで、長崎を選んだのだ、そのために、原爆投下をきちんとするために、どういう演習を、やって[……]みたいな話を、聞いたんですけど、

結局・・・んね、その、じゃあ、し・・・その、原爆を引き起こしたのって、パールハーバーの、奇襲攻撃とか言われてるじゃないですか、結局、

T: セン、戦争がね

C: あれはそこに、で、だから、あれで、なんか、なんか、ね、でもそのへんの話は、なかったわけですよ・・・一切ね。長崎の歴史よりも、どっちかっていうかそっちの方が、必要なような気がするんですけど・・・で、そっかあ、みたいな・・・。（2009 年 4 月）

ここで話されている「長崎の歴史」について少し補足しておきたい。C さんによると、平和案内人の育成講座全 17 回の中に、1 度、江戸期以降の長崎の繁栄について学習する回があった¹⁷。一方、広島・長崎への原爆投下へと至る近現代史を学習する回はなかった。このことに C さんは違和感を覚えたと言う。C さんにとって、長崎の被爆を学ぶことは、歴史の流れの中でなぜそこに至ったのかを知ることには他ならない。ところが、講座では、長崎の被爆に直接的に関連する事柄か、町の歴史の学習に主眼が置かれていた。講座を提供する側と受講する C さんの間には、平和案内人が身につけておくべき事柄をめぐる認識にズレが存在していたのである。

とはいえ、C さんは講座に対して明示的に反感をいっている訳ではない。そのため、全体を通して滑らかな語り口の中で、「そのへんの話は、なかったわけですよ・・・一切ね」の直前だけ、「あれはそこに、で、だから、あれで、なんか、なんか、ね、」と言葉に詰まり、言い澀んでしまう。すなわち、講座の内容に違和感を覚えながらも、それを表明することにためらいを覚えているのである。

上の引用部分においては、もう一ヶ所、同様の言い澀みを見出すことができる。それは、「原爆を引き起こしたのって、パールハーバーの、奇襲攻撃とか言われてるじゃないですか」の直前の「結局・・・んね、その、じゃあ、し・・・その」という箇所である。これは、C さんが日本軍の奇襲攻撃が被爆の遠因のひとつであると語ることに抵抗を感じるということを示唆している。すなわち、長崎においては「被害者としての長崎」という文脈が支配的であり、この文脈に反した言葉を口にすることへの抑圧を C さんは内在化しているのである。

長崎において、被爆をめぐる語りにある種の枠組みが存在することは、別の事例からも知ることができる。2006 年 1 月、長崎平和推進協会は、語り部に

対して、「よりよい体験講話のために」という文書を配布し、被爆体験講話についての指針を示した。その中の「講話にあたって注意すべき事項」には、以下の文言が含まれていた。

- ① 自らの被爆体験を語る
 - ・個人の主義主張をする場ではない―中立を
 - ② 被爆体験以外の事柄について発言することは極めて慎重を要する。
 - ・平和に関する事柄は広いが、被爆体験以外は専門家ではなく評論家でもない。
- (長崎平和推進協会・継承部会総会[2006])

これに対して、語り部を含む市民グループが抗議活動を展開したため、同6月、文書は撤回された。しかし、この出来事は、長崎の継承活動の場において、平和案内人に比して発言や行動の自由が相対的に許容されている語り部に対してさえ、その活動内容に制限が加えられていることを指し示している。ましてや平和案内人の活動内容に対しては、実質的に公定の枠組みが提供されるだろうことは想像に難くない。

これに関連して、Cさんは次のように述べている。

C: うん、だから個人でやっているボランティアじゃないから、やっぱりそれだけの責任って言うのが、あるんだろうけれども・・・ただそこは、なんか、結構がんじがらめというか・・・なんか。あ、案内すること自体に関しては・・・その・・・このマニュアルどおりに絶対言えとか、そういう決まりはないんですよ。個人個人でいいんですよ言うことは考えて。ただ、そういうふうには、まあね、その、なんか、自分の・・・考えというか、訴えたりとか、そういうのはできない。(2007年9月)

長崎平和推進協会は、運営資金の一部を長崎市からの予算でまかない、職員も長崎市から派遣されている。長崎市の公式サイト内の「平和・原爆」のページには、長崎平和推進協会に所属する語り部の語りが紹介されており、彼らの「被爆体験講話」を受講するためのコンタクト先として、長崎平和推進協会がリンクされている。すなわち、長崎平和推進協会は長崎市の行政当局との結びつきの強い公益法人であり、このことが、特定の政治色があるにとられかねない言動を慎むよう、平和案内人にも注意を喚

起することへと繋がっている。こうした言説の統御に敏感に対応しようとするあまり、案内人が発言の自己規制を行う状況が形成されたと考えられる。

他方、平和案内人自身も、語りに枠が課されることに對して表立って異を唱えることは稀である。Cさんが語るように、公的な組織である限りは仕方がないと考え、「がんじがらめ」の状態も受け入れているのである。

4.3.2. 非体験者が継承活動を志望する契機

Cさんはどのような考えで平和案内人活動を志したのであろうか。継承活動の一端を担うという意識はあったのであろうか。

C: ああ・・・それはあんまりないですね。[……]
長崎にいるのに、あんまり知らないから実際は・・・お勉強したかったのと[……]私は原爆のことを言ってるというよりも・・・なんといったらいいんだろう・・・なんか、もっと、全体のことに捉えてほしいっていうか・・・だから、原爆って大変だったよねって、そうだったんだねって、もう原爆はやっちゃいけないね・・・っていうよりも・・・もっと広く、原爆、イコール戦争・・・戦争・・・イコール世界のどこでも起こってる戦争・・・に置き換えてもらって・・・なんか・・・こういう理由があっても戦争って、やるべきじゃないんだよ・・・って、いうのを、こう、したくて。

(2007年9月)

本稿では省略したが、Cさんは平和案内人を志望した理由を、現在のイラクやアフガニスタンの状況や日本の自衛隊派遣にも言及しつつ、かなり長く詳細に語った。このことから、まず、Cさんが明確な意図を持って活動に入っていたことがわかる。

しかし、Cさんの語りの中に、長崎の被爆体験を継承する、という意識を見出すことは難しい。むしろCさんは、継承活動の実践を通して、戦争が絶えない世界の現状を認識してもらうことを目的としており、もともと被爆の悲惨さを訴えることのみに特化した形で案内を行なうことについては懐疑的である。

つまり、Cさんは長崎の被爆の語りにおいて主流となっている「体験者によるあの日の再現」を単に反復する形で継承することにはあまり意義を感じておらず、被爆体験を、歴史の流れの中で、現在の自分自身に繋がる一連の出来事の中に布置すべきもの、

ととらえているのである。

同様の例として、ある大学生の「継承を意識した瞬間」についての語りを挙げる。彼は1980年代に長崎生まれ、被爆と平和に関する教育を受けて育った。また、離れて暮らしていた祖父母と食事をする機会がある度に、祖父からシベリア抑留の体験談を、祖母からは被爆の体験談を聞かされたと言う。つまり、彼は「被爆体験の語り」に比較的多く接して育った。しかし、平和教育には「つまらなくて苦痛」という感想を抱き、祖父母の語りを「繰り返される昔語り」と捉えるに留まっていた。

大学3年の時、筆者（葉柳）の担当する講義において「戦争もしくは災害の記憶をインタビューし考察する」という課題が与えられたため、彼は、あらためて祖母に被爆体験について聴くことにした。祖母は、彼の要望を受けて、時間軸に沿って被爆体験を語ったが、被爆当日の町の様子については語ることが難しいというそぶりを見せた。そして、祖母は「[話せないことも話そうとする]語り部さんはえらい」と述べた。彼は、被爆体験が昔語りへと整序することのできないほどの激烈さをもって祖母を今なお襲い続けていると感じ取り、今彼女と同じ時間を生きる非体験者として祖母の体験に向き合い、それをたとえわずかであっても共有したい、と考えるに至った。祖母の体験を他者へ伝えること、すなわち「継承」行為を自身の問題として意識し、被爆三世として何か行動すべきではないか、とはじめて考えたのはこの時である、と彼は述べている。

Cさんやこの大学生の語りからは、継承活動への動機付けは、それまで自身とは関係がないと思っていた過去の出来事と「わたし自身の体験」が結び付いた時に生ずるという連関を見て取ることができる。すなわち、平和案内人に対する役割期待が、一義的には高齢化した被爆体験者に代わり「実相」を伝えることであるにしても、歴史の中での自己定位という継承活動参加者の願望を満たしていく契機を活動の枠組みの中に取り入れていかない限り、Cさんの事例が例外的なものにとどまることはないと思予想できるのである。

4.3.3. 受信者として

では、平和案内人として活動した二年間で、Cさんはどのような経験をし、何を感じ、考えてきたのだろうか。まず、17回にわたる平和案内人の育成講座で最も印象的だったことについて訊ねた。Cさんは、ある語り部（Yさん）に被爆遺構を案内しても

らった経験を挙げた。

C: えっと・・・そうですね。私が一番、あの・・・なんだろう、覚えてたのが[.....]すごい元気なおじいちゃんて・・・で・・・あの・・・なんだろう[.....]結局なんかもう・・・辛いから死にたいって思うぐらいの体験をしてるのに・・・あの・・・すごく明るくて・・・で、その人が、こう、遺構、被爆遺構を案内してくれた時に・・・えっと・・・なんでそれを、私が、心に、深く刻んだのかはわかりませんが[.....]結局その、相当な爆風だったから、ああいふ50トンの重いものが・・・ふっとぶくらい・・・だから・・・その、人間なんて、そういう原爆の威力の前で、自分達は、あの、木の葉、一枚・・・葉っぱ一枚・・・ぐらいの、本当にちっぽけな存在・・・だったんだよ、っていう・・・それを・・・あの・・・笑いながら言ったのが、なぜか私の心には一番響いて・・・。（下線は筆者による。以下も同様。）
(2007年9月)

Cさんが最も強い印象を受けたのは、「あの日の体験談」ではなく、10代で被爆し今は高齢者になっているYさんが、現在の視点から経験を俯瞰し「笑って語る」部分である。CさんはYさんの様子に、彼の戦後の人生を見出し、強く共感した。これは、非体験者の継承活動には出来事と現在の自身とを結びつけるなんらかの契機が必要である、ということの傍証である。

原爆が50トンの重さの鐘楼を吹き飛ばす威力を持つという非常に重い事実を伝え、だから原爆の威力に比較すれば人間も木の葉のようなものだ、と付け加える語りの内容自体には、笑いを引き起こす要素は含まれていない。しかし、Yさんは、それを笑いながら表現することによって、すなわち語る内容の重さと語る様子の軽やかさのギャップによって、Cさんに忘れがたい印象を与えた。それは、Cさんの「あの・・・なんだろう」、「なんでか」、「なんかもう・・・」などと逡巡したのちに、「えっと・・・なんでそれを、私が、心に、深く刻んだのかはわかりませんが・・・」という語り口に端的に現れている。

Cさんにとって、Yさんの語りは二重の意味で印象深いものであった。すなわち、眼前の年齢を重ねた被爆体験者が生きてきた歳月を感じさせる内容と、それを「被爆の語り」の常套的な表現から逸脱する

形で、明るく笑って伝える様子である。このような語りの内容と形式の複合は、「実相」の再現のみに特化しようとする継承活動における支配的な語りのあり方の自明性に揺らぎをもたらしている。

4.3.4. 発信者として

自身が平和案内人活動を行なうようになってから、すなわち発信者の立場になってからの活動の中で、どのようなことが記憶に残っているかをCさんに訊ねた。これに対して、Cさんは前述のYさんの話を伝えたことと答えた。

C: で、それは、天主堂を案内する時には必ず、みんなに、言ってたんですよね。

T: あっこういう風なことを言った、人がいますと。

C: そうですそうです。・・・で結局、そしたら、聞く人もみんな、なんか、やっぱりそういうナマの情報というか、そういう実際に被爆に遭われた方が感じられたこと・・・っていうのを、聞くのが、なんか一番、感じるものがあるらしくて・・・

T: そうなんですか・・・

C: なんか、なぜか一番、なんか、私はそれが一番・・・なんかこう・・・気持ちが伝わったというか・・・それだけ、自分の無力さっていうか、なんか、ふがいなさっていうか・・・何もできなかったというか・・・なんかそういう・・・悲しいのか悔しいのか・・・なんかそういうのが・・・ただそれだけなんですけど、すごい感じられたんですよね。だからかな、と思うんですけど・・・それが一番、覚えて、いる、ことと・・・。(2007年9月)

Cさんは自身でも「なぜそれを選んで伝えたのか」、「なぜそれが伝わったと感じられたのか」解釈を試みている。それによるとCさんの語りが「実際に被爆に遭われた方が感じられたナマの情報」を伝えているからとのことである。しかし、実は、この語りは、Cさんが選択と再構成を経て媒介したYさんの像であって、平和案内人Cという人間にしかなしえない表象である。このことは、Cさんの案内にはく私には何より笑いながら語るおじいさんの姿が印象的でした>というCさん自身のメッセージも含まれていることから知ることができる。このような表象の形は、「実相」の「ありのままの」再現とは存在論と方法論を異にしている。

上の引用部分の最後で、Cさんは、気持ちが伝わったと感じることが、自身にとって一番であると述

べている。このような「共感の伝播」は主観的イメージに基づくものであり、客観的に証することは困難である。それゆえ、Cさんは「なんか」、「なぜか」を幾度も繰り返し、言い淀む。ただし、同時に「ただそれだけなんですけど・・・」と付け加えることによって、現在の継承の場において「実相」重視の傾向が規範化されていること、また、その傾向に対してCさん自身は受容と違和がない交ぜになった感情を抱いていることを示唆している。

Cさんが発信者として継承をやりとげたとき最も強く感じたのは、Yさんの言葉と姿を紹介した時であった。自身がYさんの語りに共感し感銘を受けたからこそ、彼の感情を受信者の共感をも得る形で代理＝表象することができた。つまり、最も伝達すべきなのは、被爆の「実相」ではなく、体験者の語りによってもたらされた自身の内面というテキストの変容であるとCさんは感じているのである。すなわち被爆経験をめぐる<語りの相互作用によってもたらされた主体の変容についての語り>こそがここでは「継承」として意識されているのである。

4.3.5. 離脱の理由

強い目的意識を持って平和案内人活動を志し、受信者としても発信者としても主体の変容する瞬間を経験しながら、Cさんはなぜ2年で平和案内人活動を辞退するに至ったのか。以下は活動の中で違和感を覚えたことがなかったかを訊ねた際のやりとりである。

C: はい、ありました。[……]数字っていうのが、すごく重要で・・・で、私からすると、あまり、そんなに細かくは重要じゃない・・・ですね、なんかこう、感覚で、こう、感じ、るというか、なんかこう、感じ、ればいいっていう感じだったので、感じてもらえれば。ただ、やっぱり案内するなら、やっぱり正確さが一番なので、もちろん、その、話とかも、こう自分の、多分こうだと思います、みたいな・・・そういう推測みたいなことは絶対言っちゃいけないんですけど、それは当たり前だと思うんですけど、その、数字とかを、もう完璧に、あの、確実なものじゃないと逆に案内しちゃいけないって言って・・・ただ、やっぱりああいう状況なので、色んなところで、色んな数字があるんですよね。[……]まあ、それはじゃ、どれを案内する、とか、ねえ、結構そういうのって・・・大きな問題だったみたいで・・・

T: あっその・・平和案内人のその・・組織の中で
C: そうですそうです
T: どれを公式のものとするかっていうのが大事で
C: そうですそうです、はいはい
T: それ以外のことは・・ま、言う、言うなっていう・・
感じ・・あああ
C: そうです。もう言っちゃいけない。自分の私情と
かも言っちゃいけない、[……]そういう質問っ
ていう・・政治的なっていうか、そういう話をし
てくる人もいらっしゃるんですけど、そこでうっか
り自分のことを言っちゃいけない、って言って、
あくまで、平和案内人は事実だけを伝えて・・
で、その・・そこで・・その事実をもとに、自分
の考えを・・言っちゃいけない・・っていう活
動方針だったんですよ。うん、なんで、ま、事実
を、伝えないといけない、っていうのは、そう思
うんですよね。だから、あの、推測でものを言っ
ちゃいけないっていうのは、わかるんですけ
ど・・・・・まあ、自分の自論をあんまり言っちゃい
けないっていうのも、ある意味わかるんですけ
ど・・・・・ただそこで・・・・・なんかこう・・・・・ちょっ
と・・・・・や・・・・・りがいを失ったっていうのは
あります。(2007年9月)

Cさんは平和案内人制度の現状に対して声高に批
判を展開しているわけではない。しかし、活動に対
する違和感をためらいがちに表明していく過程で、
Cさんは自身がやりがいを失った原因のひとつにま
で思考を拡げている。特に注目すべきなのは、Cさ
んが平和案内人制度の運営サイドから強いられた
「しなくてはならないこと」と「してはいけないこ
と」という差異線、およびその彼岸と此岸の風景に、
少なくとも前意識のレベルでは強く拘泥しているこ
とである。

まず、「実相」を中心とした正確な案内を「しな
くてはならない」とされていることに対して、Cさ
んは、「数字っていうのが、すごく重要」、「正確
さが一番」、「数字とかを、もう完璧に」、「あく
まで、平和案内人は事実だけを伝えて」、「事実を、
伝えないと」と繰り返している。この反復の中に、
平和案内人が伝えるべき内容が「実相」、しかもあ
いまいな数値もゆるされず、事実とされているもの
に限定されていることへのCさん自身の違和感を読
み取ることができる。

これとパラレルな形で、Cさんは、平和案内人に
課せられた制限に関連して、「～してはいけない」

というフレーズを8回繰り返している。こうした反
復は、意識のレベルでは制度に従いつつも、心のど
こかでは強い圧力を感じ取っていたことの表出であ
る。とりわけ注目すべきなのは、受信者から政治的
な意見を求められても自分の意見を言うてはいけな
いと指導された経験について、「自分の意見をつい
うっかり言っちゃいけないって、[協会が]言って」
と表現していることである。つまり、透明なメディ
アたる平和案内人もまた、不可避免的に自身の意見
を持つようになるということを、長崎平和推進協会も
インフォーマルには認めており、それにもかかわら
ず表向きは認めないという矛盾にCさんは拘泥して
いるのである。

別の機会に、Cさんが以下のように話したことが
ある。

C: だから、なんか多分、なんかわかんないけど・・
なんか、そうですねー、私はこう、伝えきれない
って思ったかもしれません

T: 何を？数字を

C: (笑) 数字だけじゃなくて、ハハハ、別に数字は
ね、なんとか見ながらでもよかったんです

T: あー

C: いいですよ。こう・・・・・自分が体験していな
いことを、・・・・・自分が体験したかのようにとい
うのは、ちょっと語弊があると思うんですけど

T: ああああ

C: なんていうかな、それと、同じには無理でしょう
けど、そこに近づけるような、説明とか案内と
か・・・・・しなきゃいけないって多分私が思って、い
たんですけど、というか・・・・・ねえ・・・・・自分が
感じたことを、つ、なんか今言ってしまいますけ
ど、その通り言ってる、言うわけではないので、
実際そうなるじゃないですかその、実際体験した
人の話、ではないけれども、それをお勉強したひ
と、のお話だから、ここにはいかないけど、私は
これはならないけど、できるだけ、こ、こういう、

T: その人、自身に成り代われる・・・・・のを、も、ゴ、
ゴールじゃないけど

C: 成り代われ、ないですけど

T: 成り代われないんだけど成り代わりたい、とい
う、目標にする感じ

C: うーん、だから、こう、うん、なにも、なにも知
らない、ほんとに頭でっかちの部分で、こう、ど
こまで、言うのみたいな、どこまで言えるのみた
いな、多分私がそれが自分にはすごく負担・・・・・

だと思います。だから多分向かない、ていうのも
そうかなと思います。（2009年4月）

Cさんは、「自分が感じたことを[……]、その
通り言うわけではない」と述べているが、それは<
非体験者としての自身が感じたことをそのまま話
すことは許されない>と、<被爆体験者の話を勉強
した非体験者の自分による話だから被爆体験者の
話そのままではない>という二重の意味を持って
いる。あるいは、「自分が体験していないこと
を、・・・自分が体験したかのように」、「それと、
同じには無理でしょうけど、そこに近づけるような、
説明とか案内とか・・・しなきゃいけないって多分私
が思って、いた」と言う語りからは、明確に意識し
ていたかは別としても、Cさんが被爆体験者に同一
化し、「実相」を再現するための透明なメディアと
して案内活動を行なうことを、自分自身に課してい
たことを知ることができる。ただし、直後に「成り
代われ、ない」と断言していることからわかるよう
に、実際には自己を透明化することが不可能である
ことも、Cさんは十分に承知している。むしろ被爆
体験者に成り代わり案内を行なうことに対して、
「頭でっかち」で「どこまで言えるの」と自問する
状態になっていったと吐露している。このようにC
さんの内部において、被爆というトラウマの出来事
とその再現をめぐる多様な意味作用の位相が折り
重なり、語り手としての自らの在り方を定めること
のできない状態に陥っていたのである。

これは、3.3.において、「虹の会」の北上田らが陥
った「停滞期」の心理と同様のものである。非体験
者は、体験者の言葉をできる限り「ありのままに」
伝えていきたいと願う。しかしそのようにして自ら
を透明なメディアとして位置付けることは、語りの
場の存在論と実践論の中の幽霊のような主体、すな
わちありえない主体へと自らを成型することにほか
ならないのである。北上田らやCさんが逢着したア
ボリアや停滞は、非体験者の継承活動を考えていく
際に最も基本的な課題として現出するのである。

5. インタビューから見える継承活動の現在

Cさんのインタビューからは、継承活動の実践者
が、現在の活動に対して覚える矛盾や違和感の諸相
を読み取ることができる。そこには、活動の主眼が
「実相」と「体験」の引き継ぎにおかれ、非体験者
自身によって新たに創出される経験や感情が排除さ

れることへの疑問が内在する。すなわちこのような
モデルにおいて、継承活動に参加する非体験者は、
理想的なリアリズムの語り手のように、透明な存在
にとどまり続けるという不可能な要請がなされてい
るのである。

本稿において検討してきたように、非体験者にと
って、出来事を認識し、理解し、表象へ結びつける
ためには、非体験者自身の経験との関連性の認識や
感情の共有が不可欠の要素となる。ところが、現在
の長崎の継承活動、とりわけ平和案内人制度におい
ては、運営形態による制限や、「実相」「体験」を
重要視するリアリズム的傾向が強固に存在する。こ
のことが、Cさんのような活動辞退というケースを
生じさせている。

本稿では、長崎の被爆の継承の場における非体験
者の活動が、参加主体の内面においてどのように捉
えられているかについて、Cさんへのインタビュー
を事例として考察した。今後は、平和案内人制度に
関わる別の人物へのインタビューを通して、本稿の
知見の裏付けを行なうとともに、沖縄での「虹の会」
の継承活動との比較を詳細に行なうことによって、
「長崎の被爆体験の継承」を「20世紀の経験の継承」
へとリンクさせていくことが課題となる。

<注>

¹ 筆者（富永）は1970年代にこの教育を受けたが、長
崎で起きた歴史的出来事の学習と考えるのみで、自身
が次世代の継承者になるという意識は持たなかった。
教育内容にも特にその傾向はなかったように記憶して
いる。したがって継承の問題が表面化するのには1980
年代以降と推測できる。

² 1969年に『長崎の証言』を発刊して以来、季刊や年
刊で証言集の発刊を続けている。

³ ピース・ウィング長崎のサイトより。

⁴ 正式名称は「被爆建造物等・原爆資料館ガイド」で
あるが、本稿では長崎において一般的に使用されてい
る「平和案内人」という表現を使用する。

⁵ あるいは他の地域から来訪した非体験者。

⁶ 葉柳和則（2008）は、戦後スイスの知識人マックス・
フリッシュの著作を対象として取り上げ、1930年代か
ら1940年代のドイツ語圏における「経験」(Erfahrung)
に焦点を当て、「語りえぬ経験を語る」というアボリア
を克服する試みが非リアリズム的表象の形式へとつな
がっていく理路を解明している。

⁷ 長崎市のサイトには「被爆者の証言」とする語り部
の語りが紹介されている。2008年10月時点では4名、
2009年5月時点では3名の語りが掲載されていた。

⁸ 長崎原爆資料館内には、贈呈された千羽鶴や感想を
展示するコーナーが設置されている。この展示は、被
爆体験者と非体験者の間に結ばれるインタラクティブ
な関係を示すものでありながら、一方で、そのやりと

りが定型的なものの枠を出ることができないというメタ・メッセージも放っている。

⁹ たとえば、長崎で活発に語り部活動をしている体験者の一人、吉田勝二氏は、長崎市報でのインタビューにおいて「このような平和の輪をさらに広げていくために、私も頑張らないといけないと思います。これからも健康に気をつけながら、たくさんの人に語り続けていきますよ」と述べている（長崎市広報広聴課 [2008: 9]）

¹⁰ Cさんにも「自分にできるのか」という思いは常にあったという。また、筆者（富永）を案内してくれた平和案内人は被爆二世とのことだったが、ガイドの合間にしばしばこの言葉を発した。

¹¹ 体験者は、自身の体験を語る「講話」を行なうが、その後継とされる「平和案内人」は、遺構や資料館のガイド、すなわち「説明」を業務とし、「講話」は行なわない。また、「講話」の継承が「説明」であることが内包する存在論的差異が表面化することもない。つまり長崎においては「体験者と非体験者ではできることが違う」ことは自明とされているのである。

¹² 筆者（富永）をガイドしてくれた平和案内人の一人は被爆体験者であった。しかし「当時 2 歳だったので当日の記憶を話すことはできない、ものごころがついてからのその後のことは話せるけれども」と語った。彼の語りからは、当日の記憶が特別視されている現在の語りの傾向を察することが可能である。

¹³ 1955 年に長崎市平和町の長崎国際文化会館内に「原爆資料展示室」が開設された。その後、1995 年に建て替えられ、「原爆資料館」と改称された。「(旧) 資料室」では、現在の「資料館」とは違い、暗く狭いスペースに雑然と資料展示がなされており、来訪者に強い印象を残した。C さんも繰り返し「(旧) 資料室」の怖さに言及している。

¹⁴ 本稿におけるインタビュー部分では「C」はインフォーマント C さん、「T」は聴き手である筆者を示す。また、文中の「・・・」は「・」1 個で 0.5 秒の沈黙をあらわす。

¹⁵ 1941 年 12 月 8 日、旧日本軍の奇襲攻撃によりアメリカ軍の艦隊が沈没した場所。C さんは、アリゾナ・メモリアルという記念館で日本語ガイドを受けたという。

¹⁶ 「平和講演」と話しているが、「平和案内人育成のための講習」を意味していると考えられる。

¹⁷ 2007 年度の第三期生育成講座（全 13 回）では、「長崎の歴史」の講義は行なわれていない。現在、育成講座の資料の開示を平和推進協会へ申請中である。講座の回数が減じられたこと、および「長崎の歴史」の講義がなくなったことの理由は今後調査する予定である。

<参考文献>

岡真理 2007 『思考のフロンティア 記憶／物語』 岩波書店。

北上田源 2008 「次のスタートラインを目指して——沖縄・虹の会が『戦争』を語るまで」 小森陽一（監）『戦争への想像力 いのちを語りつぐ若者たち』 新日本出版社 pp.109-128。

下嶋哲朗 2004 「戦争を語り継ぐ形」 『世界』 2004 年 5 月号 岩波書店 pp.225-235。

——— 2006 『平和は「退屈」ですか 元ひめゆり学徒と若者たちの 500 日』 岩波書店。

高橋哲哉 1995 「記憶されえぬもの語りえぬもの」 『記憶のエチカ』 岩波書店 pp.2-40。

長崎市広報広聴課（編） 2008 「特集・継承の息吹」 『広報ながさき』2008 年 8 月号 長崎市。

長崎の証言刊行委員会（編） 1969 『長崎の証言 創刊号』 あゆみ出版。

日本原水爆被害者団体協議会（編） 2006 『DVD 付被爆者からの伝言』 あけび書房。

野家啓一 1996 「物語としての歴史——歴史哲学の可能性と不可能性」 『物語の哲学——柳田國男と歴史の発見』 岩波書店 pp.117-175。

葉柳和則 2004 「史学と詩学のあわいに——出来事の語りにおける仮構性をめぐる考察——」 長崎大学環境科学部（編） 『環境と人間』 九州大学出版会 pp.154-175。

——— 2008 『経験はいかにして表現へともたらされるのか——M・フリッシュの「順列の美学」——』 鳥影社。

Friedlander, Saul, ed. 1992: *Probing the Limits of Representation. Nazism and the "Final Solution."* Cambridge: Harvard Univ. Press. (=1998 上村忠男ほか訳 『アウシュヴィッツと表象の限界』 未来社)。

<参考サイト>

浅井基文 2006 「長崎におけるとんでもない動き」 『21 世紀の日本と国際社会』
(<http://www.ne.jp/asahi/nd4m-asi/jiwen/thoughts/2006/139.html>)。

長崎市 2008 「平和・原爆 被爆体験講話」 『ながさきウェブシティ』
(<http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/peace/japanese/talk/>、2009.5.16)。

長崎平和推進協会 2007 『ピース・ウィング長崎』
(<http://www.peace-wing-n.or.jp/heiwa/top.html>, 2007.7.21)。

【学術論文】

オート＝ノルマンディー地方のマレショール隊員の採用 (1720～1750年)

正本 忍*

Le recrutement des hommes de la maréchaussée en Haute-Normandie (1720-1750)

Shinobu MASAMOTO

Résumé

Cet article a pour but d'étudier les conditions et les formalités de recrutement des hommes de la maréchaussée en Haute-Normandie entre 1720 et 1750. Nous avons d'abord examiné le mode de recrutement prescrit, et ce principalement dans la législation royale, et puis analysé, surtout du point de vue du processus de recrutement, une liste des hommes que nous avons établie en 2004 à partir du registre du personnel de la maréchaussée conservé au Service historique de la Défense. Il ressort de cette analyse que des conditions strictes n'étaient pas encore requises législativement, au moins jusqu'au milieu du XVIII^e siècle. Ainsi, en général, et suivant l'ordonnance de 1720, les formalités commençaient par la nomination et la présentation du candidat faites par le prévôt général et se finissaient par sa réception via la délivrance de lettres de commission. Au final, la sélection des hommes et les formalités de recrutement se déroulaient, le plus souvent, régulièrement et rapidement malgré quelques exceptions.

Key Words : maréchaussée, France, Ancien Régime, police, Normandie

1 はじめに

本稿の目的は、近世フランスの騎馬警察隊マレショールに、どのような条件を満たす人物がどのような手続のもとで隊員として採用されたかを明らかにすることである。

マレショールはアンシアン・レジーム期フランスにおいて主として田園地帯、幹線道路上の治安維持を担う警察かつ国王軍の一部隊(騎馬警察隊)であり、同時に、浮浪、乞食、幹線道路上での窃盗、騒擾などプレヴォ専決事件を最終審として裁く国王の特別裁判所(プレヴォ裁判所)でもある。1720年3月、王権はその組織のほとんどを解体し新たに創設し直すというマレショールの全面的改組を断行する。この

改革(本稿ではマレショール改革と呼ぶ)によって、マレショールは王国全体をカバーする、統一された組織・指揮命令系統を持つ裁判所・警察として生まれ変わったのであった⁽¹⁾。

新生マレショールでは王国全体の30 総徴税管区それぞれに1つの中隊が配備された。各中隊の編成は統一され、中隊全体を統括し裁判権を行使する将校(プレヴォ (prévôt général, prévôt des maréchaux) 及びその副官)、将校とともにプレヴォ裁判を実施するプレヴォ裁判役人(陪席裁判官、国王検事、書記官)、そして田園地帯や幹線道路を日常的にパトロールし犯罪を摘発する騎馬警察隊員(上級班長、班長、班長補佐の3階級から成る班の指揮官、及び騎兵)によって構成された。本稿は、これらの成員のうち、現場での警察活動を担いかつ成員の大部分を占める隊員に注目する。

1720年のマレショール改革以降、3,000人を超え

*長崎大学環境科学部

受領年月日 2009年 5月 31日

受理年月日 2009年 5月 31日

る隊員は、5 名から成る班 (brigade) の形で王国全土に展開し、日々のパトロールによって国土の大部分を占める田園地帯、幹線道路の治安維持を担うようになる。治安の安定が統治の最も基本的な前提の 1 つであることはいうまでもない。隊員が王権の地方統治の根幹たる地方長官 (intendant) の監督下にあったことも併せて考慮するならば、マレシヨーセ隊員の研究は絶対王政による都市外の生活空間の統治、そして地方統治のあり方を検討する上で必要不可欠である。

マレシヨーセ改革はまた、隊員の職を、プレヴォ裁判役人の職と同様、官職 (office) から親任官職 (commission) へと変更した。つまり、マレシヨーセ隊員の職は、取得を希望する者が購入したり相続したりするものから、王権が適任者、有資格者に委任するものになったのである。この変更に関しては、王権が隊員職をどのような人物にどのような手続で委任したのか、という疑問がまず提起されるし、同時に、国王役人のほとんどを官職保有者 (officier) が占めていた時代にあつて王権はなぜ隊員職を親任官職に変更したのかという点もまた問われるだろう。本稿では隊員職の親任官職への変更の歴史的意義を検討するところまでは至らないが、それでも、マレシヨーセの隊員像及びその採用のあり方を明らかにすることは、単にマレシヨーセという一組織の成員の実像を明らかにするに留まらず、最終的には絶対王政を支えた官僚制の再検討、さらに絶対王政の統治構造の再検討へと発展していくものである。

さて、マレシヨーセ隊員に関する研究はすでにいくつか為されているが⁽²⁾、隊員採用に関する研究は未だ不十分である。確かに、先行諸研究は、後述するマレシヨーセの成員名簿から得られる隊員の個人情報进行分析し、採用された隊員の実像を一部明らかにした。しかし、18 世紀前半の隊員採用の条件や手続に関しては今なお検討の余地が残されている。したがって、本稿では、我々がすでにいくつかの研究成果を公にしているフランス北西部オート＝ノルマンディー地方の 18 世紀前半 (1720～50 年) のマレシヨーセに研究対象を設定し⁽³⁾、このような研究史上の欠落を些かでも埋めようと試みる。以下、まず、隊員の採用条件について整理、再検討し、次に、採用に要した期間の分析から採用手続を検討し、最後に、具体例を挙げつつ採用の実態を明らかにしたい。

本論に入る前に、本稿の主要な史料である国防省歴史課古文書館 (Service historique de la Défense. 以下では S.H.D. と略す) (旧陸軍歴史課古文書館) 所蔵の

マレシヨーセの成員名簿について簡単に述べておこう。当該時期に関わる成員名簿は分類記号 Y^b 858 と Y^b 859 の 2 冊。前者が 1720～30 年、後者が 1730～60 年を対象とし、いずれも 18 世紀前半期のマレシヨーセの成員を研究する上で必要不可欠な史料である。ここに含まれるのは主として隊員の氏名、年齢、身長、出身地 (Y^b 858 のみ)、親任状 (lettres de commission) の日付、任命 (nomination) 及び受け入れ (réception) の日付、マレシヨーセ入隊前に所属していた部隊及び兵役期間、退職の理由、異動先などの情報である。なお、我々はすでに、オート＝ノルマンディーのマレシヨーセ隊員についてこの 2 つの成員名簿から得られる情報を隊員リストとして整理、公表しており、本文中に挙げた隊員名に付された番号はこのリストにある隊員の番号である⁽⁴⁾。

2 採用条件

本章では隊員の採用条件について、第一に、マレシヨーセ改革時を中心に 18 世紀半ばまでの諸法令の規定を確認し、第二に、諸法令に規定されていない実質的な条件を検討し、第三に、採用手続中に作成された文書でほとんど唯一残されている隊員の任命・推薦状を紹介、検討する。

2.1. 諸王令に見る隊員の採用条件

1720 年 3 月のマレシヨーセ改革時の諸法令は、隊員の採用条件についてほとんど規定していない。生活・品行の調査 (証人尋問) (information de vie et mœurs) の事前実施 (1720 年 3 月の王令第 5 条) と執達吏あるいは下役と騎兵の兼任不可 (1720 年 3 月 28 日の国王宣言第 5 条) が命ぜられた他は⁽⁵⁾、採用条件は特に規定されていない。騎馬警察隊員の職務遂行に必要なと考えられる身体的・知的能力、あるいは年齢、経験、出身社会層、出身地などに関する制限も、新マレシヨーセ創設の際には設定されていない。品行、身長、読み書き能力、軍隊経験の 4 点で具体的な条件が付けられるようになるのは 1760 年 4 月 19 日の王令^{オルドナンス}以降のことで、①品行の良さ、②5 ピエ 4 プス (約 173 cm) 以上の身長、③読み書き能力、④「可能な限り」国王軍での兵役経験が条件として課された (第 1 編第 8 条)⁽⁶⁾。18 世紀後半にはマレシヨーセの「軍隊化 (militarisation)」に伴って採用条件がさらに厳しくなることが知られている⁽⁷⁾。

しかしながら、マレシヨーセ改革の際に規定されなくても、改革前のマレシヨーセの騎兵が無条件に

採用されていたわけでは勿論ない。騎兵採用に何らかの条件がつけられたのは1559年2月の王令^{エディ}からだと思われる。騎兵の採用は当初プレヴォに任されていたが、16世紀半ば、国王は騎兵の任命権をプレヴォの手から奪い、自らに留保した。その結果、騎兵の官職を購入した者たちがプレヴォの命令に服さず、職務を遂行しないという事態が発生したという。1559年2月の王令は、プレヴォに対する敬意と服従を騎兵に守らせるため、彼らの任命権をプレヴォに戻し、「有能で適切な人物 (personnes capables & idoines)」だけを採用するようプレヴォに命ずる⁽⁸⁾。しかし、この条件では「無能で不適切な」人物を排除するだけで、採用条件としては曖昧にすぎる。

1573年1月15日の国王宣言は第4条で、プレヴォに対して、直接、間接にかかわらず騎兵職を売却することを禁じ、「善良な兵士 (bons soldats)」にだけ騎兵職を委ねよう命ずる⁽⁹⁾。第4条は、この「善良な兵士」に関してプレヴォが「責任を持ち」、「国王への奉仕のために彼らに命ぜられたことについて彼らがプレヴォに従うことを拒絶する場合には、彼らを罷免し、解任し、彼らのポストに別の人物を採用することができる」と続けている。

騎兵の任免権と監督権をプレヴォに認めると同時に、「善良な兵士」という採用条件を規定しているわけだが、ここで注目すべきは、その規定の曖昧さよりも、兵士からの採用が望まれた点である。1720年の改革以降の新マレショールにおいて、隊員採用の際に軍隊経験の有無が法的に問われるのは18世紀後半のことであったが、すでに1573年の時点でマレショールの騎兵には元兵士が望まれていたわけである。もっとも、マレショールはもともと、民衆を脅かす兵士の非行に対処するために大元帥及びフランス元帥が指揮下に置いた部隊であったから（したがって隊員自身、当初より軍人である）⁽¹⁰⁾、その隊員の採用には兵士の経験がある程度前提とされていたであろう。

1579年5月のブロワ (Blois) の王令^{オールドナンス}は第188条で、プレヴォに対して、決まった住居を持たない者や自分の奉公人を騎兵に任命しないよう命じている。第188条はまた、プレヴォは騎兵に任命した人物を国王のバイイ、セネシャル、あるいは彼らの代理官 (lieutenant) に推薦し、バイイらは推薦された人物の資格及び生活態度 (qualités, vie et mœurs) を事前に調査しなければならないと規定する。この人物調査には採用候補者の負債の有無の調査も含まれ、候補者自身も借金を残していない旨、宣誓によ

って保証しなければならなかった⁽¹¹⁾。

その他、1623年1月23日のパリ高等法院裁決 (arrêt) が、国王裁判所の執達吏とマレショール騎兵職の兼職を禁止している⁽¹²⁾。先述のように、この2つの職の兼任の禁止は1720年の王令でも再確認されることになるだろう。

2.2. 隊員職応募の経済的条件

諸法令で具体的に規定されていないものの、入隊希望者にとって最も厳しい条件の1つとして考えられるのが経済的条件である。1720年の改革によって新生マレショールの隊員職は官職から親任官職に変わったから、入隊希望者は隊員職を購入したわけではない。また、隊員職に自分を任命し国王に推薦してくれたプレヴォに対して、彼らが任命手数料を払うことも禁じられていた(1720年3月の王令第5条)⁽¹³⁾。しかし、隊員は騎乗馬を自ら調達せねばならなかったのである⁽¹⁴⁾。

それでは彼らの騎乗馬はどのくらいの価格であったのか。時代は下るが1771年のマレショール視察総監 (inspecteur général des maréchaussées) の関兵記録に隊員の騎乗馬に関する詳細な記録がある。それによれば、オート＝ノルマンディーの当時のマレショールの隊員114名が購入した騎乗馬の価格帯は150～600リーヴルで、その平均は約282リーヴルである⁽¹⁵⁾。この時期、彼らの俸給は年額270～450リーヴルだから、騎乗馬の購入は入隊希望者にとって相対的に大きな先行投資であったといえる⁽¹⁶⁾。また、職務遂行に伴う諸経費の立て替え払いなどを考えると⁽¹⁷⁾、隊員としての俸給だけでは賄えないことも十分にあり得る。実際、先行研究は辞職に追い込まれるほどの隊員の困窮を指摘しているから⁽¹⁸⁾、副業に頼らないとすれば、ある程度の資産を持つ者しか隊員職は務まらなかったと考えられる。

以上の諸条件を総合すると、新生マレショールの隊員には、執達吏でもプレヴォの奉公人でもなく、決まった住所を持つ「善良な（元）兵士」で、「有能で適切な人物」、そしてまたある程度の財産を持っている者が採用される、ということになるだろう。

2.3. 任命・推薦状

隊員の採用手続中に作成された文書としてほとんど唯一見出せたのが、18世紀後半のものではあるが、プレヴォによる隊員の任命・推薦状である。以下がその全文である⁽¹⁹⁾。

本日〔1768年12月20日〕、サン＝ルイ騎士団の騎士であり、ルアン管区駐在のオート＝ノルマンディーのプレヴォである余、ジャン＝ニコラ・ドゥ・カンボン (Jean-Nicolas de Cambon) は、1720年3月のマレシヨーセ創設の王令によって余に付与された、前述のルアン管区のマレシヨーセの中隊の〔騎兵の〕職務を遂行するのに適切な臣民を陛下に推薦する権限に従って、〔Charles Chevalier〕の人格に認められる善良かつ称赞すべき長所 (qualités)、同様に軍務に関する彼の経験、国王に対する奉仕及び公共の利益への献身、忠誠及び熱意に関する余の認識に基づいて、余は、(前任者である：筆者補足)〔Joseph Arnoult Barjac〕の廃兵院への引退のために空いているルアン駐屯地のマレシヨーセの騎兵の職務を遂行し、務めるよう、前述の〔Charles Chevalier〕を任命し、陛下に推薦したし、任命し、陛下に推薦するものである。

また、余の任命、推薦に同意下さり、前述の〔Charles Chevalier〕に対して必要な親任状が交付されるようお命じ下さるよう恐れながら陛下にお願い申し上げます。上記に基づき、余は上記の年月日、余の邸宅において手ずから本状に署名した。 Cambon (署名)

ここでは騎兵に必要とされる資質として、「善良かつ称赞すべき長所」、軍隊経験、「国王に対する奉仕及び公共の利益への献身」、「忠誠及び熱意」が挙げられているが、注目すべきは、言及されてしるべき条件、すなわち1760年4月19日の王令で規定された最低身長、読み書き能力についての言及がないことである。この任命・推薦状は〔 〕の箇所を空欄にしてそれ以外は印刷されており、同様の書式が印刷された文書はその他の地方のマレシヨーセについても残されているので⁽²⁰⁾、この時期、隊員の任命・推薦状にはこの書式が一般化していたと思われる。先に挙げた1770年代のマレシヨーセ視察総監の閲兵記録には身長を記入する欄があり、また備考欄には読み書き能力に関する記載も多く見られるので、上記の任命・推薦状とは別の資料もこれに添付されて中央に送られたと考えられる⁽²¹⁾。

3 採用手続 ―手続に要した期間の分析―

本章では、隊員採用の手続について、まず諸王令の規定を確認し、次に成員名簿に記載された日付に注目して、採用手続に要した期間を、前任者の退職から後任の任命までの期間と任命から受け入れに至る期間に分けて分析する。

3.1. 諸王令及び先行研究に見る採用手続

隊員の採用手続は、将校やプレヴォ裁判役人の採用条件⁽²²⁾に比して簡単である。1720年3月の王令によれば、プレヴォは、事前に生活・品行の調査をした人物を国王に推薦し、国王はこの人物に対して陸軍卿を介して親任状を与える。隊員の職は国王の「大印爾で封印された親任状に基づいて」行使される親任官職である。当該人物の受け入れがプレヴォによって「いかなる費用の請求もなく」行われ(以上、同王令第5条)、親任状が任地のマレシヨーセの書記局に登録される(1720年3月28日の国王宣言第6条)。

このように、プレヴォによる任命、国王・陸軍卿への推薦、親任状の交付、プレヴォによる受け入れと手続は進行するが、マレシヨーセ改革時の諸法令がこの過程を具体的に規定しているわけではない。また、少なくとも18世紀前半期のオート＝ノルマンディーのマレシヨーセに関しては、これらの手続を詳らかにする史料、例えば、隊員に発給された親任状や隊員受け入れの記録簿は見つかっていない。先行研究では唯一、1770～91年のブルターニュ地方ナント副官管区のマレシヨーセを扱う E. エストーの研究が、採用手続を詳述する。彼は、1720年の諸王令の規定よりもはるかに複雑な採用手続を、史料に基づいて明らかにしてみせる⁽²³⁾。しかし、採用条件の明確な規定(1760年)、そしてその厳格化(1769年)以降の採用手続が18世紀前半の時点ですでに導入されていたとは考え難い。18世紀前半の採用手続を同様に詳述した研究者はおらず、我々もまた、史料の欠如のため、当該時期のオート＝ノルマンディーのマレシヨーセにおいて採用手続がどのように行われていたかを具体的に示すことはできない。したがって、我々はエストーとは違った側面から採用手続に迫ることにしよう。以下の2節では、成員名簿から任命、親任状、受け入れ、及び退職の日付を抽出し、まず前任者の退職から後任の任命に至る期間、次いで採用候補者の任命から親任状交付を経て候補者の受け入れまでに要した期間を検討していく。

1720～50年にオート＝ノルマンディーに展開する20班に採用された隊員は延べ440名。表1に見るように、ここには新規に採用された者のほか、内部で昇進した者、他班から異動(昇進、転任)してきた者、一度隊を離れて再び採用された者も含まれる。

表1 オート＝ノルマンディーのマレシヨーセにおける
新規採用、昇進、転任の数（1720～1750 年）

階級（ポスト数）	新規	昇進 ⁽¹⁾	転任 ⁽¹⁾	計
上級班長（6）	8	5	2	15
班長（6）	14	15	2	31
班長補佐（8）	12	17	1	30
騎兵（80）	327 ⁽²⁾		37 ⁽¹⁾	364
計（100）	361	37	42	440

S.H.D., Y^b 858, pp. 461-481, Y^b 859, pp. 466-488 より作成。以下の
2つの表も同様である。

- (1) 再任された者と同様に、昇進した者、転任した者はいずれも
1750 年までに異動した者のみ延べ数にカウントされる。なお、
他の地方のマレシヨーセで採用され、当該地方のマレシヨー
セに異動してきたのはアランソン総徴税管区のブルトゥイユ
班からマニ班に異動してきた Ch. Melotte [n° 280] 1 名のみで、
転任者の中に含まれる。
- (2) 再任による重複 6 を含む。すなわち、騎兵は 321 名が採用さ
れ、そのうち 5 名が 6 回再任された。再任についてはその都
度、採用手続が行われたと考えられるので、新規採用者と同
様に扱う。

3.2. 後任補充に要する期間

さて、新マレシヨーセ創設時を除けば、隊員の採
用手続は実際には、前任者がそのポストを離れた時、
あるいは離れることがあらかじめ想定される時から
開始される。隊員は退職（辞職、免職、死亡など）、
昇進、転任によってポストを離れる。前任者がこれ
らの理由でそのポストを去った後で後任の補充に要
した日数を見ることは、後任の人選に十分な時間が
取られていたのか、隊員職にどれだけの希望者があ
ったのか（隊員職は人気の職であったのか）、採用候補
者は事前登録されていたのか⁽²⁴⁾等の観点から興味
深い。そこでまず、後任補充の側面から採用手続に
要した期間に注目してみよう。

成員名簿の記載は、隊員の就任に関する日付に比
べて、彼らが隊を離れた日付について淡泊である⁽²⁵⁾。
退職日を正確に記しているのは 94 例に過ぎない⁽²⁶⁾。
前任者の退職日と後任の任命日あるいは親任
状の公布日から得られる後任補充に要した日数に注
目してみると、前任者の退職と同日に後任が任命さ
れたのは 44 例（46.8%）。前任者の退職前に後任が
任命されていた 17 例、前任者の退職直後（退職の翌
日：6 例、2 日後：3 例）までを合わせた 70 例（74.5%）
では、前任者の退職前から後任の人選は終わってい
たと考えられる。

また、退職予定の隊員に対して、例えば、後任の
人選が終わるまで退職を延ばすとか、採用手続を一
括して処理するために退職を遅らせるとか、退職時

期の調整が行われたかどうかは定かではないもの
の、前任者がポストを去ってから後任の任命まで 8
日以上かかったのは 13 例（13.8%）に過ぎないから、
欠員はできるだけ早く補充されたといえる。

ところで、1720～21 年に新マレシヨーセの創設メ
ンバーである隊員 100 名が採用された後、1750 年ま
でに新規に採用された隊員は 261 名、年平均 9 名で
ある。1 年に 9 名ほどの人材を確保すること自体は
さほど難しくないとしても、欠員とその補充の必要
が生じたちょうどその時に、プレヴォが後任の候補
者を見いだすのは必ずしも容易ではないだろう。隊
員の徴募がどのように行われたかを示す史料は残っ
ていないが、上述のような迅速な後任補充は、プレ
ヴォが駐在するルアンに隊員採用の希望者が常に
ある程度の人数いたこと、あるいは何らかの形で希望
者の事前登録が為されていたこと（エストーが示した
18 世期後半の採用手続を想起せよ）を想定させる。

3.3. 隊員の任命から受け入れまでに要する期間

次に、隊員の任命から親任状交付を経て隊員受け
入れに要する期間を算出してみよう。親任状あるい
は転任命令⁽²⁷⁾の日付は全ての隊員について成員名
簿に記されているが、任命と受け入れの日付が記載
されているのはそれぞれ 254 例、88 例である。この
うち 3 つの日付がすべて分かる 84 例のみ表 2 に示
してみた。これらを見る限り、2 例を除いて、採用
手続は実際に任命 → 親任 → 受け入れの順に進ん
でいる。

国王と陸軍卿、及び彼ら配下の役人たちが単なる
警察官であるマレシヨーセ隊員の採用予定者をどの
程度の時間と厳密さと迅速さをもって審査したかは
わからない。実質的な審査などなく、発送された書
類による手続の形式的な確認だけだったかもしれない。
しかし、いずれにしても、先に見たような任命・
推薦状がルアンから恐らくパリを経由してヴェルサイ
ユまで送られたわけだから、ある程度の日数は必
要である。任命から親任状発給まで要する日数が判
明する 254 例の平均は 13.1 日、親任状発給から受け
入れまでのそれは 88 例で 3.4 日である。それぞれの
手続の間に隔たりがあることは、プレヴォが白紙委
任の親任状を持っていないこと、少なくとも形式的
にはヴェルサイユの国王・陸軍卿の統制のもとで隊
員が採用されていることを示唆している。

表2 隊員の任命～親任状交付～受け入れに要する日数

騎兵の採用の事例							
番号	名前	所属班、階級	a 任命日	a～b 間の日数	b 親任状の日付	b～c 間の日数	c 受け入れ日
18	Poisson (G.)	Rouen-1, Cer.	1731/11/12	8	1731/11/20	3	1731/11/23
19	Drely (G.)	Rouen-1, Cer.	1735/07/28	7	1735/08/04	2	1735/08/06
20	Lecocq (Fr.)	Rouen-1, Cer.	1736/09/30	1	1736/10/01	2	1736/10/03
32	Coueffin (G.)	Rouen-1, Cer.	1731/08/20	5	1731/08/25	-2	1731/08/23
33	Le Clers (C.)	Rouen-1, Cer.	1738/07/09	3	1738/07/12	3	1738/07/15
54	Doubet (J.)-1er	Rouen-2, Cer.	1734/05/12	4	1734/05/16	2	1734/05/18
60	Lefevre (J.)	Rouen-2, Cer.	1731/04/29	8	1731/05/07	3	1731/05/10
66	Pellissier (Ch.-A.)	Rouen-2, Cer.	1747/02/10	6	1747/02/16	2	1747/02/18
97	Lesire (A.)	Rouen-3, Cer.	1731/03/06	1	1731/03/07	2	1731/03/09
98	Demarguenat (D.)	Rouen-3, Cer.	1732/09/28	18	1732/10/16	2	1732/10/18
99	Fretté (J.)	Rouen-3, Cer.	1737/04/04	29	1737/05/03	2	1737/05/05
135	Engrand (Fr.)	Dieppe, Cer.	1734/10/25	4	1734/10/29	3	1734/11/01
143	L'herondel (F.)	Dieppe, Cer.	1733/02/20	6	1733/02/26	2	1733/02/28
145	Hebert (J.)	Dieppe, Cer.	1747/07/10	6	1747/07/16	4	1747/07/20
159	Bertrand (J.)	Eu, Cer.	1739/12/01	22	1739/12/23	3	1739/12/26
165	Welffy (G.)	Eu, Cer.	1748/04/17	3	1748/04/20	66	1748/06/25
173	Latignan (Fr.)-1er	Eu, Cer.	1731/05/15	1	1731/05/16	2	1731/05/18
174	Cotüillet (A.)	Eu, Cer.	1733/02/08	4	1733/02/12	2	1733/02/14
175	Godequin (Fr.)	Eu, Cer.	1740/08/25	4	1740/08/29	3	1740/09/01
178	Parison (N.)	Neufchâtel, Cer.	1738/02/18	9	1738/02/27	2	1738/03/01
190	Le Clerc (J.)	Neufchâtel, Cer.	1731/04/14	3	1731/04/17	3	1731/04/20
192	Fayel (J.-Ph.)	Neufchâtel, Cer.	1737/02/15	4	1737/02/19	1	1737/02/20
199	Alavoine (J.-P.)	Neufchâtel, Cer.	1738/05/20	5	1738/05/25	2	1738/05/27
218	Sauvée (A.)-1er	Aumale, Cer.	1734/03/19	-5	1734/03/14	3	1734/03/17
237	Le Mercier (J.)	L. F. & Lyons, Cer.	1734/10/10	2	1734/10/12	3	1734/10/15
241	Denis (N.)	L. F. & Lyons, Cer.	1733/09/29	9	1733/10/08	2	1733/10/10
250	Leclers (G.-R.)-1er	Ecouis, Cer.	1731/12/13	3	1731/12/16	2	1731/12/18
251	Veron (G.)-1er	Ecouis, Cer.	1733/03/13	6	1733/03/19	2	1733/03/21
252	Giaux (M.)-1er	Ecouis, Cer.	1733/12/05	3	1733/12/08	2	1733/12/10
253	Leclers (G.-R.)-2e	Ecouis, Cer.	1735/07/22	7	1735/07/29	3	1735/08/01
257	Lefranc (A.)	Ecouis, Cer.	1733/05/20	4	1733/05/24	2	1733/05/26
270	L'huillier (J.)	Magny, Cer.	1739/09/26	11	1739/10/07	1	1739/10/08
275	Galliard (J.-Fr.)	Magny, Cer.	1737/02/11	4	1737/02/15	1	1737/02/16
276	Le Meunier (J.)-1er	Magny, Cer.	1738/01/31	10	1738/02/10	3	1738/02/13
277	Balavoine (V.)	Magny, Cer.	1740/05/14	9	1740/05/23	2	1740/05/25
278	France (Fr. de)-1er	Magny, Cer.	1740/10/01	4	1740/10/05	5	1740/10/10
285	Lafontaine (C.)	Magny, Cer.	1732/05/08	6	1732/05/14	2	1732/05/16
286	Fournier (J.-B.)	Magny, Cer.	1733/05/20	4	1733/05/24	2	1733/05/26
289	Martin (Fr.)-1er	Magny, Cer.	1739/11/18	11	1739/11/29	2	1739/12/01
294	Le Gros (D.)	Magny, Cer.	1736/11/30	15	1736/12/15	2	1736/12/17
295	Bellet (J.)	Magny, Cer.	1737/02/22	3	1737/02/25	4	1737/03/01
296	Querisier (J.-B.)	Magny, Cer.	1747/02/10	6	1747/02/16	2	1747/02/18
312	Soulbelle (G.)	Louviers, Cer.	1733/04/09	2	1733/04/11	11	1733/04/22
319	Barenson (A.)	Louviers, Cer.	1747/06/01	6	1747/06/07	3	1747/06/10
328	Ducy (Fr.)	Evreux, Cer.	1733/03/13	6	1733/03/19	2	1733/03/21

オート＝ノルマンディー地方のマレショール隊員の採用（1720～1750 年）

350	Geuedry (J.)	Caudebec, Cer.	1733/03/19	7	1733/03/26	2	1733/03/28
352	Le(s)ger (P.)-1er	Caudebec, Cer.	1733/07/21	4	1733/07/25	2	1733/07/27
358	Hesquet (R.)	Caudebec, Cer.	1731/10/23	2	1731/10/25	0	1731/10/25
371	Gorge (A.)	Cambremer-2e, Cer.	1732/01/21	2	1732/01/23	3	1732/01/26
372	Bouin (G.)	Cambremer-2e, Cer.	1733/07/02	6	1733/07/08	2	1733/07/10
373	Masson (J.-Fr.)	Cambremer-2e, Cer.	1734/06/06	5	1734/06/11	2	1734/06/13
374	Martin (Fr.)	Cambremer-2e, Cer.	1735/03/29	3	1735/04/01	2	1735/04/03
375	Louvet (C.-P.)	Cambremer-2e, Cer.	1738/04/25	3	1738/04/28	3	1738/05/01
381	Blot (J.-P.)	Cambremer-2e, Cer.	1736/03/28	5	1736/04/02	3	1736/04/05
382	Le Bourg (R.)-1er	Cambremer-2e, Cer.	1738/04/01	7	1738/04/08	2	1738/04/10
391	Fleury (P.)-1er	Cambremer-2e, Cer.	1738/01/31	10	1738/02/10	3	1738/02/13
392	Aubert (P.-N.)-1er	Cambremer-2e, Cer.	1738/11/01	4	1738/11/05	2	1738/11/07
393	Le Doux de Glatigny (M.)	Cambremer-2e, Cer.	1739/12/12	5	1739/12/17	2	1739/12/19
396	Harou (J.-P.)-1er	Cambremer-2e, Cer.	1738/04/01	7	1738/04/08	2	1738/04/10
407	Houlbresque (J.)	St.-Romain, Cer.	1734/01/09	4	1734/01/13	2	1734/01/15
410	Hebert (J.-B.)	St.-Romain, Cer.	1732/01/27	3	1732/01/30	2	1732/02/01
424	Montier (Fr.)	Pont-l'Evêque, Cer.	1732/01/11	3	1732/01/14	12	1732/01/26
425	Le Doux de Glatigny (N.)	Pont-l'Evêque, Cer.	1733/02/20	6	1733/02/26	2	1733/02/28
447	Jubert (L.)	Vernon, Cer.	1731/10/01	2	1731/10/03	3	1731/10/06
451	Goubard (J.)	CM-1er & Vernon, Cer.	1731/07/07	10	1731/07/17	3	1731/07/20
453	Le Grand (J.)	Vernon, Cer.	1733/02/24	2	1733/02/26	2	1733/02/28
458	Marche (L.)	Vernon, Cer.	1732/04/29	0	1732/04/29	2	1732/05/01
465	Tassard de la Croix (Fr.)	Vernon, Cer.	1733/02/09	5	1733/02/14	2	1733/02/16
495	Aubracé (J.)	Pont-Audemer, Cer.	1735/03/01	7	1735/03/08	0	1735/03/08
504	Jacquelin (J.-B.)-1er	Bourg-Achard, Cer.	1733/10/27	2	1733/10/29	3	1733/11/01
515	Pepin (A.)	Bourg-Achard, Cer.	1731/04/14	3	1731/04/17	3	1731/04/20
516	Scellier (Fr.-Ph.)	Bourg-Achard, Cer.	1732/05/06	5	1732/05/11	11	1732/05/22

班の指揮官の採用の事例

番号	名前	所属班、階級	a 任命日	a～b 間の日数	b 親任状の日付	b～c 間の日数	c 受け入れ日
74	Simon (J.-B.)-1er	Rouen-3, S.-Ber.	1739/04/08	6	1739/04/14	2	1739/04/16
131	Bruchon (G.)-1er	Dieppe, Ber.	1749/02/10	10	1749/02/10	3	1749/02/23
321	Piques de Montarvaux (J.-Fr.)-1er	Evreux, Ext.	1732/04/02	1	1732/04/03	0	1732/04/03
341	Le Rouget (H.)-1er	Caudebec, S.-Ber.	1737/09/14	17	1737/10/01	2	1737/10/03
366	Hesquet (C.)-1er	Cambremer-2e, Ber.	1738/01/31	10	1738/02/10	3	1738/02/13

班の指揮官への昇進の事例

番号	名前	所属班、階級	a 任命日	a～b 間の日数	b 親任状の日付	b～c 間の日数	c 受け入れ日
43	Jores (M.)-3e	Rouen-2, Ber.	1739/04/08	6	1739/04/14	2	1739/04/16
44	Simon (J.-B.)-2e	Rouen-2, Ber.	1739/11/15	14	1739/11/29	2	1739/12/01
75	Lecocq (Fr.)-2e	Rouen-3, S.-Ber.	1739/11/15	14	1739/11/29	2	1739/12/01
106	Baudot (H.)-2e	Tôtes, S.-Ber.	1734/05/12	4	1734/05/16	2	1734/05/18
299	Fromont (L.)-2e	Louviers, Ber.	1747/06/01	6	1747/06/07	3	1747/06/10
400	Dubosc (A. P.)-2e	St.-Romain, S.-Ber.	1733/03/19	7	1733/03/26	2	1733/03/28
440	Marche (S.)-2e	Vernon, S.-Ber.	1733/02/08	4	1733/02/12	2	1733/02/14

L. F. : La Feuillée, CM : Cambremer, Cer. : cavalier, S.-Ber. : sous-brigadier, Ber. : brigadier, Ext. : exempt

S.H.D., Yb 858, pp. 461-481, Yb 859, pp. 466-488 より作成。

表3 任命から親任状交付まで、親任状交付から受け入れまでに要した日数

任命日と親任状交付日の間隔	事例数	親任状交付日と受け入れ日の間隔	事例数
一日	1 (0.4 %)	一日	1 (1.1 %)
0日	2 (0.8 %)	0日	3 (3.4 %)
1日	12 (4.7 %)	1日	4 (4.5 %)
2日	33 (13.0 %)	2日	48 (54.5 %)
3日	22 (8.7 %)	3日	23 (26.1 %)
4日	27 (10.6 %)	4日	3 (3.4 %)
5日	13 (5.1 %)	5日	1 (1.1 %)
6日	28 (11.0 %)	6日	0
7日	8 (3.1 %)	7日	0
8～14日	48 (18.9 %)	8～14日	4 (4.5 %)
15～31日	31 (12.2 %)	15～31日	0
32日以上	29 (11.4 %)	32日以上	1 (1.1 %)
計	254	計	88

任命から親任状交付までに要した日数、及び親任状交付から受け入れまでに要した日数をより細かく見たのが表3である。ここでまず注目したいのが、親任状の日付と受け入れの日付の間隔である。採用予定者の親任状は交付後直ちに発送されたと考えられるから、この2つの日付の差がヴェルサイユからルアンまでの親任状発送に必要な日数だと考えられる。事例数は2日と3日に突出して多く、この2つで8割強を占める。したがって、ルアン・ヴェルサイユ間の書状の発送には一般的に2～3日かかったと考えられる。そうだとすれば、ルアンでプレヴォによって任命が為され、任命・推薦状などの関係書類がヴェルサイユに発送されて、何らかの手続きを経て親任状が発給されるまでの期間は、書類受領後直ちにその手続に入ったとしても、最短でも3～4日はかかるだろう。確かに、ルアン・パリ間の郵便はすでに17世紀には両都市から毎日1便出ていたほど便は良かった⁽²⁸⁾。また、1731年6月25日にフォンテーヌブロー（パリの南東約60キロに位置する王宮）で陸軍卿によって書かれた書状が遅くとも2日後の27日にはルアンの地方長官に届いていた事例も我々は知っている⁽²⁹⁾。それでもやはり、プレヴォが任命・推薦した翌日や2日後付で親任状が出されるのはいかにも不自然である。任命当日やそれ以前の親任状交付の不自然さはいうまでもない。

この奇妙な親任状交付について考えられる解釈は3つ。すなわち、成員名簿の日付が間違っていないとすれば、採用候補者を正式に任命する前にプレヴォがその候補者の親任状の申請を行っていたか、プレヴォが白紙委任の親任状を持っていたか、あるいは

は中央がプレヴォに対してその人物の採用を求めたか、である。いずれかを判断する十分な材料を我々は持たないが⁽³⁰⁾、任命から親任状交付まで8日以上かかった事例が4割強、108例もあったことも考え合わせると、任命の2日後までに親任状が発給された事例では、採用手続が不規則に行われたと、少なくとも拙速に行われたと考えられるのである。

4 隊員採用の実態

本章では成員名簿から抽出できるより具体的な隊員採用の実態を、再採用（再任）、何らかの働きかけによる採用、変則的な採用、採用の失敗の順に紹介、検討する。

4.1. 再採用（再任）

マレショーセから一度離れた人物が再び採用される事例がある。

1727年1月11日付親任状でルアン第3班の騎兵に就任した Fr. Buquet [n° 90] は「逮捕命令？(décret) と病気のため解任された (congédié)」。Buquet がいつまで勤務したのか正確な日付はわからないが、その後任が1730年6月2日付の親任状で採用された翌月にはもう Buquet はルアン第1班の騎兵として任命されている [n° 9]。隊員採用を主導するプレヴォが自らが駐在するルアンの班の隊員の免職を知らないはずはないが、中央もこの任命を特に問題視しなかったようで、その12日後には Buquet の親任状が発給されている。Buquet はこの後15年以上ルアン第1班に勤務するので、この人事は成功したといえるだろう。このほか、ヴェルノン班の騎兵として恐らく3年強勤め、約5年間のブランクを経てエクウイ (Ecouis) 班で少なくとも10年以上騎兵を勤めた P. Marche [n°s 460, 254] の再採用も、長く勤務したという面から見れば、失敗ではなかった。

しかし、失敗といわざるを得ない再任の事例もある。1724年6月17日付の親任状でポン＝トードゥメール (Pont-Audemer) 班の騎兵に就任した Guillaume-A. Accard [n°s 491, 479] は、1726年の年末のことと思われるが、暴行のため免職になっている (cassé)。ところが、プレヴォはポン＝レヴェク (Pont-l'Évêque) 班に異動したポン＝トードゥメール班の騎兵 Pierre Accart [n°s 478, 435] なる人物の後任として1727年9月27日、前述の Guillaume を再び任命するのである。Guillaume の親任状は同年10

月 2 日付で公布されているから、中央がこの人事を特に問題視したとは思われない⁽³¹⁾。だが、彼は恐らく 1 年ほど勤務した後で、今度は瀆職 (malversation) によって免職になっている。この同姓の二人の血縁関係ははっきりしないが、彼らがポン＝トードゥメール徴税管区内の同じ小教区の出身であることを考えると、二人の間にあった何らかの関係が Guillaume の免職直後の再採用をもたらした可能性はある。

そのほか、3 度採用された事例もある。J. Picot [n° 490, 512, 503] は 1722 年 1 月 27 日付の親任状でポン＝トードゥメール班の騎兵に就任している。「後任の任命によって退職した (s'est retiré suivant la nomination du subsequent)」(後任 Guillaume Accart の任命は 1724 年 5 月 8 日付) 彼は、その直後の 1724 年 7 月 27 日には東隣のブル＝アシャール (Bourg-Achard) 班の騎兵に任命され、8 月 28 日付の親任状を得る。ところが、このブル＝アシャール班も「後任の任命によって退職した」(後任の任命は 1728 年 9 月 22 日) 彼を、プレヴォは三度、任命することになる。すなわち、2 度目の退職から 3 ヶ月後の 1728 年 12 月 22 日、Picot は再びブル＝アシャール班の騎兵に任命され、親任状も 12 月 28 日付で発給されている。3 度目の採用時すでに 55 才になっていた彼は 1733 年 10 月 27 日、高齢のため職務を続けるのが困難になり退職している。この奇妙な採用は、後任の任命まで任期が限定された採用形態⁽³²⁾、また一種のつながりの人事の存在を想定させる。

4.2. 情実による採用

時代や場所を問わず人事に絡んでくるのは情実である。王令はプレヴォによる隊員職の私物化を阻止したが、縁故による採用や外部の有力者の働きかけによる採用と思われる事例がいくつか見られる⁽³³⁾。

まず、採用の際、有力者の働きかけが明白な事例、働きかけが疑われる事例がそれぞれ 1 例ある⁽³⁴⁾。ルアン第 1 班の騎兵 Ch. Canut [n° 11] は「ダルクール夫人？(嬢?) によって推薦された (recommandé par Me. La Mlle. (sic) d'Harcourt)」という。ダルクールとは恐らく 1764 年から 2 代にわたってノルマンディー地方総督を務める、ノルマンディー出身の名門貴族ダルクール家⁽³⁵⁾の縁の者であろう。もっとも、Canut は 6 年弱の勤務後、「不品行のために」^{コンジェディエ}解任されている。

新マレシヨーセ創設メンバーの一人、エヴルゥ班の J. Lethon [n° 331] は 60 才で騎兵に就任している。これは 18 世紀前半のオート＝ノルマンディーのマ

レシヨーセ隊員の最高齢採用記録で、このような高齢にかかわらず彼が採用されたのは、約 4 年間の旧マレシヨーセでの勤務経験も考慮されたのだろうが、何より「ルアン高等法院の検事総長殿が彼を庇護している」ことが大きかったのであろう。

次に、縁故採用が疑われる事例だが、当時の文書で「部隊の子弟 (enfant du corps)」と表現される存在が問題になる。代表例としてポン＝レヴェク班の Le Doux de Glatigny 親子の採用のみ挙げよう。父 François [n° 416] は 1728 年 6 月 2 日付の親任状で当班の班長に就任している。その息子 Maurice [n° 376, 417] は 1750 年 4 月 16 日付の親任状をもって第 2 期カンブルメール班で騎兵としてのキャリアを開始する。Maurice はカンブルメールで 10 年ほど騎兵として勤務した後、父 François が廃兵院 (Invalides) に引退した後を襲って (François は 62 才前後になっている)、1760 年 6 月 23 日付の親任状でポン＝レヴェク班の班長に昇進している。

このように親子で同時期にマレシヨーセに勤務した事例、あるいは親子でポストを引き継いだ事例は確認できるだけで Le Doux de Glatigny 親子の他に 7 例見られる。また、兄弟でポストが継承される事例も 2 例確認できる。具体的な関係は不明ながらも同じ班や近隣の班に同名の隊員が勤務している事例は他にもいくつか見出され、縁故採用が他にも存在した可能性は高い。

4.3. 変則的な採用例

成員名簿からはいくつかの変則的な採用例も抽出できる。任命 → 親任状公布 → 受け入れの順番が逆になった事例は 2 例だけである。

「これ以上の駐在を望まずに解任され」^{コンジェディエ} 1734 年 3 月 19 日を最後に班を去った前任者の後をうけて、オマール (Aumale) 班の騎兵 A. Sauvée [n° 218] は同年 3 月 14 日付の親任状で着任しているが、彼の任命は 3 月 19 日、受け入れは 3 月 17 日となっている。プレヴォは、親任状を持って彼のもとに来た Sauvée を隊員として受け入れた後、手続を完了させるために任命手続を行ったように見える。プレヴォではなく中央主導の採用人事だったのであろうか。

ルアン第 1 班の騎兵 G. Coüeffin [n° 32] は、「立っていることができなくなって退職を申し出た」前任者の勤務最終日 (1731 年 8 月 20 日) に任命されている。受け入れは 8 月 23 日。しかし、彼の親任状は 8 月 25 日付である。親任状が届く前に、騎兵として受け入れられ、勤務を開始したことになる⁽³⁶⁾。

採用手続の順番が変わったのは上述の2例のみだが、採用手続の途中であるべき手続がなかったり、生じた問題がより具体的にわかる事例がある。以下に整理してみよう。

○プレヴォによる任命が取り消された事例：1例

密輸の疑いのために解任されたヴェルノン班の騎兵 J. Viennet [n° 452] の後任人事に関して、「プレヴォの Desplantiers 氏は1733年2月8日付で Noël Cameux に任命状を送る。しかし、その Cameux は自らの騎乗馬を調達できず、かつ奉公人でもあったため、後任の任命により（当該任命は）無効」との記述がある⁽³⁷⁾。騎乗馬の調達は隊員の採用条件であり、プレヴォの奉公人だけでなく、奉公人一般も問題視されたと考えられる。プレヴォは Cameux の任命の際、これらについて事前にチェックできなかったことになる。しかし、親任状は交付されていないから、ヴェルサイユに Cameux を推薦する前にこれらの問題点に気づいたのであろう。結局、Viennet は2月20日まで勤務し、その4日後に J. Le Grand [n° 453] が新たに任命されている。

○任命されずに採用されている事例：1例

エクウイ班の騎兵 C. Chapuis [n° 258] に対する親任状は1741年8月12日付で出されているが、成員名簿には任命、受け入れの日付はなく、「任命なし」との記載があるだけである。11ヶ月ほど勤務した後で退職したこの騎兵に関しては、通常記載される年令、身長、入隊前の軍隊経験に関する記載もなく、その採用の不規則性が目立つ。プレヴォの任命を経ず、しかし親任状が交付されているということは、中央からプレヴォに強要された人事であったのだろうか。

○親任状が交付されたにもかかわらず就任しなかった事例：3例⁽³⁸⁾

ポン＝レヴェク班の班長になるはずであった A. De l'Estang [n° 414] は1724年5月8日に任命され、親任状も6月17日付で出されているが、「受け入れられなかった」という。近衛騎兵 (gendarme)、歩兵中隊長として18年の軍隊経験を持つ De l'Estang が受け入れられなかった理由を、成員名簿は何も語らない。ただ、任命後、親任状の交付まで1ヶ月以上を要するのは異例で、任命後に何らかの問題が生じた可能性はある。ポン＝レヴェク班の班長ポストの後任人事はようやく翌1725年11月9日に近衛騎兵隊出身の P. de Villers [n° 415] が任命されることになるが、彼の親任状も1ヶ月以上後の12月22日にしか出されていない。

ディエップ班の騎兵 J. Vaudieu [n° 141] は1733年3月8日付の命令で、トットウ (Tôtes) 班に転任することになった。彼の後任として同年3月30日に J. Hermet [n° 142] が任命され、4月3日付で親任状が交付されたにもかかわらず、「彼に関する悪い報告が来て、何も行われなかった」、つまり Hermet は就任しなかったのである。Hermet に代わって F. L'herondelle [n° 143] が同年2月20日に任命され、2月26日付の親任状で就任することになった⁽³⁹⁾。

もう一つ、いったん公布された親任状が当局に返送されてしまったコードベック班の騎兵 J. Jenevois の事例については、採用の際の人物調査の不十分さを示している。後に具体的に上げよう。○一度は受け入れられなかったものの結局同じ班で採用された事例：1例

ヌーシャテル (Neufchâtel) 班の騎兵 M. Vallée [n° 182] は1726年7月29日付で任命され、1726年8月28日付で親任状が出されたが、前任者 Fr. Chedruve [n° 181] がそのままポストに残されたため、「受け入れられなかった」。Vallée は、Chedruve の後ではなく、上記の親任状で同じヌーシャテル班の騎兵 P. Aloüette [n° 187] (1726年にある事件で殺害された) の後任として就任している。この人事に関しては、「上記の Chedruve が元のポストに戻されたので、Vallée は、殺された Aloüette のポストを得た」との記載があり、彼自身に問題があったのではなく、Chedruve の異動が何らかの理由で延期されたために、このような事態が生じたようである⁽⁴⁰⁾。

4.4. 隊員採用の失敗例：事前の人物調査の不備

先述の Cameux の事例のほかにも、隊員採用の際の事前の人物調査が十分に行われていないと思わせる事例がある。最後に、事前の人物調査の不備が原因で採用直後に採用の失敗が明らかになる事例を3つ紹介して本章を閉じることにしよう。

まず、マニ (Magny) 班の騎兵 D. Le Gros [n° 294] の事例である。決闘の廉で告発され退職した前任者の後をうけて、Le Gros は1736年11月30日に任命され、12月15日付の親任状を得ている。しかし、彼はわずか2ヶ月半勤務した後、「貧困のため」^{コンジェディエ}解任されている。詳細は不明だが、Le Gros が入隊後に急に困窮したのでなければ、プレヴォが彼の経済状態をあらかじめチェックできなかったことになるだろう。

次に、コードベック班の騎兵 P. Dubosc [n° 349, 400, 401] の後任人事を見よう。1733年3月19日付

で隣接するサン＝ロマン班の班長に任命された Dubosc の後任に同日付で任命されたのは、メヌ (Maine) 連隊で 3 年間兵士を務めた J. Geuedry [n° 350] である。ところが、この Geuedry は 2 ヶ月半ほど過ぎた 1733 年 6 月 8 日、「騎乗馬を調達できず、またならず者であるため (ne pouvant se monter et d'ailleurs mauvais sujet)」解任され、マレショールを離れている。彼の後任 J. Jenevois [n° 351] は同年 6 月 15 日に任命され、6 月 20 日付の親任状が出されている。しかし、今度は Jenevois が「不治の病により勤務できない状態」であり、彼の「親任状は返送される (commission renvoyée)」に至っている。また、Jenevois に関しては、「閲兵記録には彼に関する言及はない」とあり、実質的には彼はほとんど勤務していないと思われるのである。つまり、副官の勤務地でプレヴォ裁判所も置かれていたコードベックの班において、2 回続けて騎兵人事が失敗しているわけで、いずれも採用前の人物調査が不十分だったことは明らかである。

最後に、違法タバコ取締り隊員 (garde de tabac)⁽⁴¹⁾ を 3 年間勤めた N. Beton Desrochers [n° 327, 311] の事例は、親任状、転任命令が発送されたにもかかわらず実際にはほとんど勤務していないと思われるものである。エヴルゥ班の騎兵 S. Marche [n° 326, 440] は 1733 年 2 月 8 日、ヴェルノン班の班長補佐に任命される。その後をうけて、Beton Desrochers も同日、エヴルゥ班の騎兵に任命され、2 月 12 日付の親任状を得ている。Marche は 2 月 13 日までエヴルゥで勤務してヴェルノンへと去っていったが、Beton Desrochers はわずかに月ほど過ぎた 3 月 19 日付の命令でルヴィエ班に転任となっている。ところが、成員名簿の Beton Desrochers の欄には、「勤務を続けるのに必要なものを持たなかったので (n'ayant pas de quoy se soutenir)、誰も受け入れられなかった」と記載されている。つまり、Beton Desrochers の転任はおろか、彼の受け入れ自体も認められなかったようなのである。彼の後任として 4 月 9 日には G. Soulbelle [n° 312] がルヴィエ班の騎兵に任命されているので、彼はエヴルゥでもルヴィエでも実際にはほとんど勤務していないと考えられる。この事例もまた、採用候補者の事前調査が不十分だったといわざるを得ない。

5 おわりに

以上、16 世紀から 18 世紀半ばまでの諸法令によ

ってマレショール隊員の採用の条件、手続を確認した上で、18 世紀前半期のオート＝ノルマンディー地方のマレショールを対象に、特に成員名簿に見られる採用に関わる日付の分析を通して、隊員採用の実態を検討してきた。その結果、第一に、隊員の採用条件はマレショール改革時も含めて 18 世紀前半期には厳密には規定されなかったことを再確認し、第二に、変則的事例はあるものの、採用手続は基本的にプレヴォによる任命・国王への推薦、国王による親任状の交付、プレヴォによる受け入れと規則的にまた迅速に進められていることを明らかにした。

確かに、18 世紀前半、マレショールの「軍隊化」が進行する 18 世紀後半に比べて、隊員の採用条件はより曖昧であった。しかし、隊員職が売官職であった旧マレショールにあったはもとより厳密な採用条件を課せられるわけもなかったから、ここで強調すべきは 1720 年のマレショール改革で隊員職が官職から親任官職に変わったことによって採用条件の厳格化への道が開かれたことであろう。

隊員採用が手続に則って行われていたことは、国王による親任状交付の手続が加わった新マレショールにおいては、プレヴォによる恣意的な採用の余地が大いに狭まり、採用に国王及び陸軍卿の直接の統制が入ったことを意味している。アンシアン・レジーム期、一般の中隊は実質的に中隊長の所有物であって、兵士は国王以上に中隊長と結び付いていた。旧マレショールにおけるプレヴォと隊員の関係も同様であったと推測される。15 世紀以降の王権の軍隊政策の柱の 1 つは「君主と兵士との間に直接的な繋がり、すなわち部分的に中隊長の影響を脱した統制を確立すること」であったから⁽⁴²⁾、1720 年のマレショール改革はこの文脈で捉えることもできる。警察、裁判所、そして軍隊の折衷した組織マレショールには、軍制史の視点も決して欠かせないのである。

ところで、本稿で参照した成員名簿には 1720～30 年を扱う名簿と 1730～60 年を扱う名簿があり、両者には記載事項に若干の違いがあった。すなわち、前者に記載されていた身体的特徴と出身地（一般的には出身小教区名）が後者では記されなくなるのである。前者で身体的特徴と出身地が記されていたのは、近世フランスの軍隊にしばしば見られた脱走や定員充足のための偽兵士 (passe-volant) の対策のため、つまり隊員の本人特定のためだったと考えられる。後者でこれら 2 つの事項が記されなくなるのはなぜか。新マレショール創設から 10 年を経て、王権の関心が、偽隊員対策や定員数から、マレショールの運

営、管理のためのその組織全体の把握、特に警察としてのマレショールセの活動の能力や質の把握へと移っていったことを示しているのではなかろうか。

本稿ではマレショールセ隊員の採用の実態を採用条件と採用手続、及び成員名簿から抽出できたいくつかの注目すべき事例から見てきたが、実際にどのような人物が採用されたのかという意味で採用の実態をさらに詳細に解明するためには、成員名簿が提供する隊員のその他の個人情報、すなわち隊員の年齢、身長、出身地、採用前に所属した部隊や兵役期間、退職理由、異動の分析が不可欠である。王権はそれらを 1720 年のマレショールセ改革では採用条件と規定しなかったものの、新マレショールセ創設当初から成員名簿に記録していた。恐らく王権はマレショールセの運営、管理のためにこれらの情報に少なからぬ関心を払っていたであろう。上述の諸条件の分析へと我々は進まねばならない。次稿を期することにした。

註

- (1) 1720 年のマレショールセ改革に関しては、拙稿「1720 年のマレショールセ改革 ―フランス絶対王政の統治構造との関連から―」（『史学雑誌』第 110 編第 2 号、2001 年、1～36 頁）、同「近世フランスにおける地方警察の創設 ―オート＝ノルマンディー地方のマレショールセ（1720～1722 年）―」（『法制史研究』第 57 号、2008 年、161～188 頁）を参照。
- (2) 以下では主要な研究のみを挙げる。Martin (Daniel), « La maréchaussée au XVIII^e siècle : les hommes et l'institution en Auvergne », *Annales historiques de la Révolution française*, 1980, a. 50, n° 239, pp. 91-117 ; Cameron (Iain A.), *Crime and repression in the Auvergne and the Guyenne 1720-1790*, Cambridge, 1981 ; Sturgill (Claude C.), *L'organisation et l'administration de la maréchaussée et de la justice prévôtale dans la France des Bourbons, 1720-1730*, Vincennes, 1981 ; Emsley (Clive), « La maréchaussée à la fin de l'Ancien Régime : note sur la composition du corps », *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, 1986, t. 33, pp. 622-644 ; Lorgnier (Jacques), *Maréchaussée, histoire d'une révolution judiciaire et administrative*, Paris, 1994, 2 vol ; Hestault (Eric), *La lieutenance de maréchaussée de Nantes (1770-1791)*, Maisons-Alfort, 2002.
- (3) オート＝ノルマンディー地方を研究対象とするのは主として以下の 2 つの理由による。第一に、当該地方の新生マレショールセについて、未だ研究が為されていないからである。隣接するバス＝ノルマンディー地方のマレショールセについてはいくつか研究があり、オート＝ノルマンディーの旧マレショールセについても論文が 1 つあるものの、当該地方の新マレショールセに関する研究は皆無である。第二に、王権が当該地方の治安維持に特に留意したと考えられるからである。王国北

西部、英仏海峡と首都パリとの間に位置するこの地方は、陸海いずれでもイングランド、オランダ、スペイン領ネーデルランドと近接し、陸路とセヌ川を介して首都にも近い。また、第 1 次宗教戦争の際、ユグノー派の指導者たちがイングランド女王エリザベスに援助を求め、ル・アーヴルを委ねようとしたことや 17 世紀前半にノルマンディー地方全域で民衆叛乱が頻発したことを思い起こさねばならない。このように、オート＝ノルマンディーは首都と王国の防衛上、極めて重要な位置にあり、王権に反旗を翻した歴史を持つことから、王権はこの地方の治安維持により多くの関心を抱いていたと考えられるのである。

- (4) 拙稿 « Liste des hommes de la maréchaussée en Haute-Normandie (1720-1750) » (『総合環境研究』、長崎大学環境科学部、第 6 巻第 2 号、2004 年、81～131 頁)。本稿で挙げた各隊員に関する情報は、特に記さない限り、成員名簿による。そのページは上記隊員リストで個別に示しているので、本稿ではその都度示す煩雑さを避け、隊員の番号で代えることにする。
- (5) マレショールセ改革の際に発布された王令等に関しては以下、拙稿「史料紹介 『全王国におけるマレショールセのすべての将校・プレヴォ裁判役人、隊員の官職の廃止、及び新しいマレショールセの中隊創設を定める王令』（1720 年 3 月）」（『西洋史学論集』第 45 号、2007 年、95～111 頁）、同「史料紹介 『マレショールセの指揮命令系統及び規律に関する王令』（1720 年 3 月 16 日）」（『総合環境研究』第 10 巻第 2 号、2008 年、67～78 頁）及び同「史料紹介 1720 年のマレショールセ改革に関連する 2 つの国王宣言：『マレショールセの新しい中隊に関する規則を記した』国王宣言（1720 年 3 月 28 日）、『新マレショールセに関する』国王宣言（1720 年 4 月 9 日）」（『総合環境研究』第 11 巻第 2 号、2009 年、59～80 頁）を参照。
- (6) Ordonnance du Roi, « Sur la discipline, subordination & Service des Maréchaussée du Royaume », S.H.D., X^F 1.
- (7) マレショールセ入隊前に経験すべき兵役期間は、1769 年 12 月 27 日の王令（第 2 条）で、班の指揮官には 12 年間、騎兵には 8 年間と明確に規定された。さらに、1778 年 4 月 28 日の王令（第 1 条）では騎兵に必要とされる軍隊経験はさらに 16 年にまで延長される。Larrieu (Louis), *Histoire de la maréchaussée et de la gendarmerie des origines à la Quatrième République*, Maisons-Alfort, 2002, pp. 145-147.
- (8) 当該王令の本文は Saugrain (Guillaume), *La Maréchaussée de France ou recueil des Ordonnances, Edits, Declarations, Lettres patentes, Arrests, Reglemens & autres Pieces ...*, Paris, 1697, pp. 135-137 参照。1720 年のマレショールセ改革前の騎兵の徴募条件に関しては Larrieu, *op. cit.*, pp. 120-121 に整理されている。
- (9) Saugrain, *op. cit.*, p. 178.
- (10) Larrieu, *op. cit.*, pp. 24-25, 33-34.
- (11) Saugrain, *op. cit.*, pp. 234-235.
- (12) *Ibid.*, pp. 470-471.
- (13) プレヴォが採用者から任命料を取るとは、1720 年 3 月 16 日の王令第 2 条で改めて厳禁されている。プレヴォは、上級班長以下の隊員の任命の際、彼らに任命料を要求してはならないし、彼らから自主的に申し出があってもそれを受け取ってはならない。違反に対しては 10 年間の投獄刑が規定されている。これはプレヴ

オによる隊員の私兵化を避ける措置でもある。

- (14) 新マレショール隊員の中に「閲兵式に臨むため、あるいは彼らに対して命ぜられている巡回の一部を実施するために、自分の騎乗馬を所有するかわりに、馬を賃借りしてあるいは借りて済ませる」者がいると知らされて、国王は 1722 年 7 月 16 日の王令で、1720 年 3 月 16 日王令第 5 条に指示されているように騎乗することを命じている。ロルニエはこの王令をもって騎乗馬の所有が隊員に義務付けられたとする。Lorgnier, *op. cit.*, t. I, p. 176.
- (15) *Revue d'inspection*, S.H.D., Y^b 790. 参考までに、1733 年 11 月 1 日の王令が、遊撃竜騎兵中隊 (*compagnie franche de dragons*) の徴募の際、竜騎兵の騎乗馬 1 頭分として 250 リーヴルの支給を命じていることを、付け加えておこう。Corvisier (André), *L'armée française de la fin du XVIII^e siècle au ministère de Choiseul. Le soldat*, Paris, 1964, 2 vol, p. 159, n. 3.
- (16) 隊員は採用時に自らの騎乗馬を用意するだけでなく、在職中も騎乗馬の状態によっては買い換えが必要になってくる。1769 年 12 月 27 日の王令第 27 条は新馬の補充（騎乗馬の交換）(*remonte*) のための積立金 (*masse*) を規定する。すなわち、上級班長は 35 リーヴル、班長は 30 リーヴル、班長補佐は 30 リーヴル、騎兵は 30 リーヴルが、隊員に支給される俸給とは別に、彼らのために積み立てられる。1778 年からは入隊後 1 ヶ月以内に新馬の補充積立金として 300 リーヴル（この時の騎兵の俸給は 366 リーヴル）を払い込まねばならず、多くの騎兵はこの資金の調達ができずに借金したという。Hestault, *op. cit.*, pp. 179-180.
- (17) Cameron, *op. cit.*, pp. pp. 24-28 ; Emsley, art. cit., p. 640
- (18) Martin, art. cit., pp. 103-106 ; Cameron, *op. cit.*, pp. 29-32 ; Emsley, art. cit., pp. 639-641. ある程度黙認されていた隊員本人の副業が正式に禁止されるのは、1769 年 12 月 27 日の王令（第 1 編第 16 条）による。
- (19) S.H.D., X^F 12. 本文のテキストは以下の通り。
 « AUjourd'hui *Vingt decembre Mille Sept cent soixante huit*
 Nous, JEAN-NICOLAS DE CAMBON, Chevalier de l'Ordre Royal & Militaire de Saint Louis, Prévôt Général de la Haute-Normandie au Département de Rouen, en conséquence du pouvoir qui Nous est donné par l'Edit de création des Maréchaussées du Royaume du mois de Mars mil sept cent vingt, de presenter à SA MAJESTÉ les Sujets convenables, pour remplir les Places de *Cavalier* de notre Compagnie de ladite Maréchaussée Générale dudit Département de Rouen, & sur la connoissance que Nous avons des bonnes & loüables qualités qui sont en la personne de *Charles Chevalier* ainsi que de son expérience au fait des Armes, zèle, fidélié & affection au Service du Roy & au bien public ; Nous avons nommé & présenté, nommons & présentons à SA MAJESTÉ ledit *Charles Chevalier* pour remplir & faire les fonctions de *Cavalier* de ladite Maréchaussée Générale à la résidence de *Rouen* vacante par la *retraite aux Invalides de Joseph arnoul* *Barjac* suppliant très-humblement SA MAJESTÉ d'agréer notre presente nomination & presentation, & d'ordonner que la Commission nécessaire soit délivrée audit *Charles Chevalier*
 En foi de quoi avons signé la Presente de notre main, en notre Hôtel, les jour & an que dessus. *Cambon* »

(20) S.H.D., X^F 5.

- (21) マレショールの隊員名簿やオート＝ノルマンディーのマレショールの閲兵記録（1740 年～50 年代のものが部分的に残存。Archives départementales de la Seine-Maritime, C 750）には通常、身長、入隊前の軍隊経験、兵役期間、階級が記載されているし、閲兵記録には読み書き能力に関する記述も時に見られるので、これらの項目に関して当局が関心を持っていなかったわけでは決してない。
- (22) 将校とプレヴォ裁判役人の採用の条件、手続きに関しては Lorgnier, *op. cit.*, t. I, pp. 148-159 を参照。
- (23) エストーによれば、18 世紀末期のナント副官管区において、元兵士の志願者の採用手続は以下のように進んだという。Hestault, *op. cit.*, pp. 151-156, 167-170.
- ① 志願者の元兵士は上官である将校の推薦状を添えてプレヴォに志願の手紙を出す。
 - ② 隊員ポストが空いた時、プレヴォは任命状 (*lettre de nomination*) を陸軍卿に発送し、ポストが空いた理由を述べ、当該候補者（志願者）の軍隊での勤務状態と彼についてプレヴォが受け取った様々な推薦を詳述しつつ彼の素性を明らかにする。
 - ③ ヴェルサイユの「事務所」は、諸王令の遵守に留意し、特に徴募基準を考慮した上で、親任状の許可証 (*brevet de commission*) を交付する。陸軍卿は常にプレヴォの推薦を尊重したので、プレヴォが隊員の人選について第一の権利を持っていたことになる。
 - ④ プレヴォは採用候補者の任地を示した上記許可証を陸軍卿に返送する。
 - ⑤ プレヴォから受け入れ可との連絡を受け、親任状許可証を得た候補者は、「健全なる生活、品行、カトリックの信仰に関する調査（証人聴取）」の実施を求めて、プレヴォに請願書を提出する。
 - ⑥ プレヴォはこの請願書をマレショールの国王検事へ送付し、人物調査の手続が始まる。
 - ⑦ 人物調査の手続はプレヴォあるいは副官の前で行われる。候補者の品行方正を証明する証人は 3 名。うち 1 名は聖職者でなければならない。
 - ⑧ 候補者の品行方正が証明されると、国王検事は、候補者がプレヴォの両手の間に手を差し入れて宣誓し当該ポストに任じられることを承認する。
 - ⑨ 候補者が受け入れられると、親任状はプレヴォの駐在地のマレショール書記局に登録される。
 - ⑩ この登記をもって軍務官 (*commissaire des guerres*) は彼自身の閲兵記録に当該人物を記入し、採用手続は完了する。
- (24) 1778 年、騎兵職の欠員を補充するために定員外隊員 (*cavalier surnuméraire*) の制度が設けられる。彼らは正式採用に際には他の志願者に対して優先権があり、実質的な事前登録制度である。王権側にとっては採用候補者を事前に実地試験する意味合いもあった。Hestault, *op. cit.*, pp. 164-166. ただし、この制度の先駆けとなる慣行があったかどうかという点については、今後の研究を待たねばならない。
- (25) 兵籍簿 (*contrôle de troupes*) は、兵役中の兵士を除けば、兵士の離隊について記載しない。そのため、兵籍簿として記録されているマレショールの隊員名簿にも、隊員の退職に関する情報が少ないのである。Corvisier, *L'armée française de la fin du XVIII^e siècle au ministère de Choiseul*, p. 578.

- (26) 成員名簿に時に見られる「〇〇日まで在籍 (présent)」という表現は、俸給の日割り計算用の記載だと考えられる。このことは、例えば、「ならず者 (mauvais sujet)」として解任されたルアン第3班の騎兵 A. Lesire [n° 97] について « à payer jusqu'au d^{er}. [dernier] 7^{bre}. [septembre] 1732 » と書かれていることから窺える。なお、免職などの処分が決定された日付も成員名簿には記されていない。
- (27) オート＝ノルマンディーの隊員の異動を見る限り、昇進の場合は親任状が改めて公布されるが、転任の場合には新たな親任状は発給されなかったようである。転任と異なり昇進の場合、職務権限が変わってくるので、新たな親任状発送の必要があったのだろう。例えば、昇進と転任を経験した France (Fr. de) [n° 278, 226 et 367] を例にとると、France は 1740 年 10 月 5 日付の親任状でマニ班に騎兵として採用され、1741 年 11 月 25 日付の親任状でリヨン班の班長補佐に昇進しているが、この後 1744 年 3 月 9 日付の「命令」で第2期カンブルメール班の班長補佐に転任した際には、成員名簿に記された親任状の日付は 1741 年 11 月 25 日のままである。
- (28) *Almanach de Normandie, pour l'année mil sept cens cinquante*, Rouen, s.d. (1750). すでに 17 世紀半ばにはこの両都市間の郵便は毎日、出発していたようである。Desmonts (Michel), *La poste en Haute-Normandie, 1575-1850*, Rouen, 1933, pp. 10, 13.
- (29) Lettre de D'Angervilliers à De Gasville, 25 juin 1731, A.D.S.M., C 748. この書状の左肩には「この書状に書かれていることをマレショールセの将校・プレヴオ裁判役人 (officiers) に遂行させるためにエナン (Hennin) 氏へ 1731 年 6 月 27 日ルアンにて」(署名は解読不能) という書き込みがある。
- (30) 封印状 (lettre de cachet) の使用が頻繁になった時期、國務卿が国王の署名のある白紙委任の封印状を手許に数百通置いていたことを考慮すれば、隊員採用のための白紙委任された親任状の可能性もないわけではない。Mousnier (Roland), *Les institutions de la France sous la monarchie absolue*, t. II, Paris, 1980, p. 240.
- (31) ただし、Guillaume Accart の最初の採用の際は、任命の 40 日後に親任状が交付されているので、人事が問題視された可能性はある。
- (32) 18 世紀の法学者フェリエールによれば、親任官の任期は通常、限定されないという。しかし、17 世紀の法学者ロワゾーや現代の制度史家ムニエは、委任された任務の完遂、予定された期限の満了、免職、及び死という 4 つの場合に親任官職が終了すると指摘しているので、委任期間が設定されることもあったと考えられる。Picot の事例が前者だとすれば、特に期限を定めないうまま彼を採用し、同時に後任の適任者を探していたということになる。Ferrière (Claude-Joseph de), *Nouvelle introduction à la pratique, ou Dictionnaire des termes de pratique, de droit, d'ordonnances et de coutumes*, Paris, 1734, t. I, p. 377 ; *Les Œuvres de maître Charles Loyseau*, Paris, 1678, pp. 247-248 ; Mousnier (Roland), *Les institutions de la France sous la monarchie absolue*, t. II, Paris, 1980, p. 70.
- (33) 1720 年代の王国全体のマレショールセの隊員の縁故採用や有力者による候補者推薦については Sturgill, *op. cit.*, pp. 67-70 を見よ。ギュイエンヌ地方やオーヴェルニュ地方のマレショールセにおける情実による採用や昇進については Cameron, *op. cit.*, pp. 44-45 を参照。
- (34) 1750 年代の事例だが、1758 年にヴェルノン班の騎兵となった J. Choüette [n° 470] に関して「大臣によって (このポストに：著者補足) 据えられた」との記述がある。
- (35) Veyrat (Maurice), « Les gouverneurs de Normandie du XV^e siècle à la Révolution », *Etudes normandes*, t. IX, 1953, pp. 584-586.
- (36) 親任状を得る前に騎兵としての勤務を開始した例は他にもある。拙稿「近世フランスにおける地方警察の創設」177 頁、185 頁註(46)。
- (37) 原文は以下の通り。« M. Desplantiers P^t. g^l. [prévôt général] envoie sa noön [nomination] po^t. [pour] Noel Cameux du 8 f^{er}. [février] 1733. Nulle par la noön du subseq^t. [subséquent] led. Cameux nay^t. [n'ayant] pû se monter et ay^t. esté domestique ».
- (38) この他、親任状が一度破棄された後にその親任状が執行されて採用されたと思われる事例が 1 例ある。ウー班の騎兵 G. Welfy [n° 165] の採用人事で、成員名簿には以下のようにある。「George Welfy に対する 1748 年 4 月 20 日付の親任状。彼は、プレヴオのドウ・カンボン氏に発送された兵役証明書によれば、ボーヴィリエ連隊に 13 年間勤務。当該親任状は Chaumont (誰かは不明：筆者) の親任状により無効。後、Welfy の親任状が執行されたため、Chaumont の親任状は無効 (coön [commission] 20 avril 1748 po^t. [pour] George Welfy qui a servi 13 ans dans le R^t. [régiment] de Beauvilliers s^t. [suivant] sa cartouche renvoyée a M. de Cambon P^t. [prévôt] g^l. [général] lad. [ladite] coön nulle par celle de Chaumont cy apres celle dudit Chaumont nulle celle de Welfy aiant lieu)」。
- (39) 興味深いのは、L'herondelle の任命が同年 2 月 20 日 (受け入れは 2 月 28 日) に為されていることである。この日付は、Hermet の任命よりも、また Vaudieu の異動命令よりも早い。ということは、L'herondelle は他の班の騎兵に任命されながら、Hermet の採用に問題が生じたため、急遽、ディエップ班にまわされた可能性がある。
- (40) その後、Chedruve は 1728 年 1 月 19 日付の命令でトゥットウ班に転任し、その後任には E. Maillard [n° 183] が 1728 年 1 月 29 日付の親任状で入ることになる。Maillard はその 2 ヶ月以上前の 1727 年 10 月 16 日に任命されており、Chedruve の異動はここでも何らかの支障を引き起こしたようである。
- (41) タバコや塩などの総徴税請負業者が独自に持つ取締り組織については、Robisheaux (Earl), « The "Private Army" of the Tax Farms : The Men and their Origins », *Histoire Sociale - Social History*, No. 12, 1973, pp. 256-269 及び千葉治男『義賊マンドラン —伝説と近世フランス社会—』平凡社、1987 年、125～134 頁参照。
- (42) Corvisier (André), *Armées et sociétés en Europe de 1494 à 1789*, Paris, 1976, pp. 75-76.
- 【付記】本稿は、平成 20～22 (2008～2010) 年度科学研究費補助金「フランス絶対王政の統治構造におけるポリス：オート＝ノルマンディーのマレショールセ」(基盤研究(C)、研究代表者：正本忍) の研究成果の一部である。

学 術 資 料

【研究ノート】

小中学校の新学習指導要領における生活習慣病予防に関する記述の変遷

本田 藍*・中村 修**・片渕結子*

Changes in Descriptions on Prevention of Lifestyle-related Diseases in New Curriculum Guidelines for Elementary and Junior High Schools

Ai HONDA, Osamu NAKAMURA and Yuiko KATAFUCHI

Abstract

We did this research to verify descriptions of lifestyle-related diseases by comparing the new curriculum guidelines with the current curriculum guidelines. We compared the contents of descriptions between the current curriculum guidelines and the new curriculum guidelines for elementary and junior high schools by extracting passages related to “lifestyle-related diseases” in “2. Goals and contents for respective grades” and “3. Preparation of an instruction plan and handling of content” from both guidelines.

The descriptions in the new curriculum guidelines had more emphasis on lifestyle-related diseases, compared with the current curriculum guidelines. Also noted in the new curriculum guidelines were descriptions that expand the width of education, such as consideration of the viewpoint of eating habit-related education, promotion of linkage with ethical education, technology / home economics, and special activities, and promotion of linkage with family and community. However, no change was noted regarding the number of class hours and goals.

As issues of the new curriculum guidelines, securing an adequate number of class hours and presentation of a specific method of linkage with other subjects were indicated.

Based on this report, in the future I plan to research how the content of the new curriculum guidelines will be reflected in textbooks and actual educational fields, and how the instruction will affect children / students.

Key words: lifestyle-related diseases, elementary and junior high schools, curriculum guideline

1. はじめに

学校は、危険因子を持つ全ての子どもが集まるため、生活習慣病の一次予防に効果的な場所である(村田、2000)。さらに、学校は、国内すべての児童・生徒に等しく生活習慣病に関する教育を実施することが可能な場所でもあり、その社会への影響力は大

きい。

現在、小学生(6～11歳)、中学生(12～14歳)の人口はそれぞれ720万人(総人口の5.6%)、377万人(総人口の3.0%)である¹⁾。単純計算で、1学年あたり、総人口の約1%の国民に対策を講じることができる場である。それにもかかわらず、学校における生活習慣病対策の先行研究には、個別指導を前提とした研究や、二次予防を目的とした研究が多い。

乙丸ら(2003)は、2003年までに行われた国内と国外の小学生に対する生活習慣病予防に関する文献を調査している。その結果、「欧米では、有所見者

* 長崎大学生産科学研究科博士後期課程

** 長崎大学生産科学研究科

受領年月日 2009年 5月 31日

受理年月日 2009年 5月 31日

だけではなく、社会全体に働きかけるような健康教育が行われていた」一方、「国内では、健康教育は検診などでの有所見者を対象に事後指導という形で行われていた」ことが明らかとなったと報告している。この報告から国内では、学校における生活習慣病対策が、一次予防より、二次予防に重点がおかれていたことが伺える。

さらに、高木ら（2005）は、小・中学校において教員がすべての児童・生徒を対象にして、生活習慣病予防のための声かけや指導を行わない要因を調査している。調査の結果、家庭科で指導しない理由として最も多いのは「現行の学習指導要領に記載されていない」であり、その他、日常生活、給食時間、特別活動、保護者会で指導しない理由の多くが「十分に指導内容を研究していない」であることが明らかになったとしている。また、教員のほとんどは、生活習慣病の指導の必要性については認めているものの、熱心に指導している教員はごく一部であることを報告している。そして、「食教育の実施有無が教員の裁量にゆだねられている現状を改善し、食教育を学校教育の特定の場所で実施し、教員が正確な内容を指導できる状況を作るべき」と指摘している。

高木らの報告から、学校が国内すべての児童・生徒に等しく基本的な生活習慣病予防技術を習得させることが可能な場所であるにもかかわらず、学校や担当教員の裁量や判断によって実施内容どころか実施の是非までもが左右される現状があることが読み取れる。

一方で、全国すべての小中学校で実施すべきことを規定している文書である²⁾ 学習指導要領には、生活習慣病の対策を講じることが記されている。

文部省体育局学校健康教育課（1999）は、1999年度に、学校における生活習慣病の予防に関して、体育・保健体育、道徳、特別活動等で行われているとし、「特に体育・保健体育では、学習指導要領において、小学校では「病気の予防」、「健康な食生活」、中学校では「疾病の予防」、「健康と生活」、高等学校では「現代社会と健康」、「集団と健康」といった項目の中で、取り扱うこととしている」と述べている。

2008年3月に新しい学習指導要領が公示された現在では、社会的に生活習慣病への関心がより強まっている³⁾ ため、更に生活習慣病を重視する記述となっていることが予想される。

そこで本稿では、新学習指導要領と現行学習指導要領とを比較して、表記の変化について検証を行う。

2. 調査方法

学習指導要領とは、文部大臣により公示される教育課程の基準であり、小・中・高校、盲・聾・養護学校の教育内容や学習事項の学年別配当、授業時間などの編成基準が示されている。1947年に試案として出され、当初は教師が自ら教育課程を編成する際の手引きとしての性格をもっていたが、1958年の改訂以来法的拘束力をもつようになった。教科書の編集基準でもある（三省堂提供「大辞林 第二版」）。小中学校の学習指導要領は、第1章総則、第2章各教科、第3章道徳、第4章特別活動からなる。このうち、学習指導要領で生活習慣病に関して規定している箇所が、「第2章 各教科」の、小学校では「第9節 体育」、中学校では「第7節 保健体育」であるため（文部省体育局学校健康教育課、1999）、今回は現行学習指導要領（1998）、新学習指導要領（2008）の第2章の小学校第9節、中学校第7節を対象に調査を行う。

また、学習指導要領の各節には、「第1目標」「第2各学年の目標及び内容」「第3指導計画の作成と内容の取り扱い」の3つの項があり、このうち本研究では、具体的な各学年の各教科の指導内容について規定されている「第2各学年の目標及び内容」「第3指導計画の作成と内容の取り扱い」において、「生活習慣病」と関連が見られる箇所を抽出し、記述内容の比較を行う。

「生活習慣病」と関連がみられる箇所の判断基準としては、「内容」の文章中に「生活習慣病」という用語が含まれていることと、その内容を包括する「目標」と、内容から派生した「内容の取扱い」とする。それ以外に、文部省が学校における生活習慣病の予防として取り扱っているとした、小学校では「病気の予防」、「健康な食生活」、中学校では「疾病の予防」、「健康と生活」について紹介している箇所を抽出し、比較する。

比較の手順としては、まず、上記の判断基準に基づき現行の学習指導要領における生活習慣病に関連する箇所を抽出し、次に抽出した箇所と文章が同様、あるいは類似する箇所を新学習指導要領から探し抽出する。そこから現行の学習指導要領における記述と、新学習指導要領における記述に違いがみられるかどうかを検証する。

3. 結果と考察

3-1. 小学校学習指導要領新旧比較

1) 変化が見られた箇所

第5学年及び第6学年の2内容G保健(3)「ウ 生活習慣病など生活行動が主な要因となって起こる病気の予防には、栄養の偏りのない食事や口腔の衛生など、望ましい生活習慣を身に付けることが必要であること。また、喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること(a)。」の下線部(a)が削除され、新指導要領では、新たな項目「エ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること(b)」が追加されている。生活習慣病に関する記述が限定されひとつの項目となったことで、以前より重要視されてきていることが伺える。

現行の学習指導要領の第3「2(6) 保健の内容のうち食事、運動、休養及び睡眠については、保健を除く第3学年以上の各領域及び学校給食に関する指導においても関連した指導を行うよう配慮すること(c)」が、新学習指導要領では「保健の内容のうち食事、運動、休養及び睡眠については、食育の観点も踏まえつつ健康的な生活習慣の形成に結びつくよう配慮するとともに、保健を除く第3学年以上の各領域及び学校給食に関する指導においても関連した指導を行うよう配慮すること(d)」となっており、下線部に食育と健康的な生活習慣の形成に関する記述が追加されている。また、指導が健康的な生活習慣の形成に結びつくことを、より重視した内容に改善されている。

現行の学習指導要領の「(7) 保健の指導に当たっては、積極的に実習などを取り入れたり、課題を解決したりしていくような学習を行うなど指導方法の工夫を行うこと(e)」の下線部が、改定後、新学習指導要領では「知識を活用する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行うこと(f)」となり、実習や課題解決に関する学習が削除され、知識を活用する学習が追加されている。知識を活用する学習活動とは、新学習指導要領において、「知識を習得する学習活動を重視するとともに、習得した知識を活用する学習活動を積極的に行うことにより、思考力・判断力等を育成していくことを示したものである」と説明されている。

また、新学習指導要領(2008)では、「第3 指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い」の1「(5) 第1章総則の第1の2及び第3章の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容

について、体育科の特質に応じて適切な指導をすること(g)」において、道徳で健康に関する指導の実施を求める記述が追加されていた。

2) 変化が見られなかった箇所

以上の記述に変化がみられた以外では、特に記述に変化は見られなかった。

現行の学習指導要領の「第2 各学年の目標及び内容」の第2節、第3学年及び第4学年の目標及び内容、2内容F保健(1)「ア 毎日を健康に過ごすためには、食事、運動、休養及び睡眠の調和の取れた生活を続ける必要があること(h)」が、改正後、新学習指導要領では「イ 毎日を健康に過ごすには、食事、運動、休養及び睡眠の調和の取れた生活を続けること、また、体の清潔を保つことなどが必要であること(i)」となっており、体を清潔に保つことに関する記述が他の項目から移動して加わっているのみで、特に変化は見られなかった。

また、「各学年の目標及び内容」や、授業時間数に関しては、記述に変化は見られなかった。

3-2. 中学校学習指導要領新旧比較

1) 変化が見られた箇所

現行の学習指導要領の第2章保健分野1(4)「イ 健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活が必要なこと。また、食事の量や質の偏り、運動不足、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れは、健康を損なう原因となること(a)」の下線部が、改正後、新学習指導要領では「生活習慣病などの要因となること(b)」と変更され、生活習慣病が強調される表記となっている。

また、現行の学習指導要領の「オ 個人の健康と集団の健康とは密接な関係があり、相互に影響し合うこと。また、健康を保持増進するためには、保健・医療機関を有効に利用することが大切であること(c)」が、改正後、新学習指導要領では「オ 健康の保持増進や疾病の予防には、保健・医療機関を有効に利用することがあること。また、医薬品は、正しく使用すること(d)」、「カ 個人の健康は、健康を保持増進するための社会の取り組みと密接なかわりがあること(e)」の2つと言及している項目が増えた。この結果より、各項目が、より重点的に取り扱われるようになったと考えられる。

現行の学習指導要領の、3内容の取り扱いの「(7) 内容の(4)のイについては、必要に応じて、コンピュータなどの情報機器の使用と健康とのかかわり

表1. 小学校の学習指導要領における生活習慣病に関する記述新旧比較

現行学習指導要領		新学習指導要領	
位置づけ	表記	位置づけ	表記
第2各学年の目標及び内容〔第3学年及び第4学年〕1目標	(3) 健康な生活及び体の発育・発達について理解できるようにし、身近な生活において健康で安全な生活を営む資質や能力を育てる。	第3各学年の目標及び内容〔第3学年及び第4学年〕1目標	(3) 健康な生活及び体の発育・発達について理解できるようにし、身近な生活において健康で安全な生活を営む資質や能力を育てる。
2内容F 保健	(1) 健康の大切さを認識すると共に、健康によい生活の仕方が理解できるようにする。 ア 毎日を健康に過ごすためには、食事、運動、休養及び睡眠の調和の取れた生活を続ける必要があること(h)。	2内容G 保健	(1) 健康の大切さを認識するとともに、健康によい生活について理解できるようにする。 イ 毎日を健康に過ごすには、食事、運動、休養及び睡眠の調和の取れた生活を続けること、また、体の清潔を保つことなどが <u>必要であること(i)</u> 。
3内容の取り扱い	(6) 内容の「F保健」の(1)については、学校でも、健康診断や学校給食など様々な活動が行われていることについて触れるものとする。	3内容の取り扱い	(4) 内容の「G保健」の(1)については、学校でも、健康診断や学校給食など様々な活動が行われていることについて触れるものとする。
〔第5学年及び第6学年〕1目標	(3) けがの防止、心の健康及び病気の予防について理解できるようにし、健康で安全な生活を営む資質や能力を育てる。	〔第5学年及び第6学年〕1目標	(3) 心の健康、けがの防止及び病気の予防について理解できるようにし、健康で安全な生活を営む資質や能力を育てる。
2内容 G 保健	(3) 病気の予防について理解できるようにする。 ア 病気は、病原体、体の抵抗力、生活行動、環境がかかわりあって起こること。 ウ 生活習慣病など生活行動が主な要因となって起こる病気の予防には、栄養の偏りのない食事や口腔の衛生など、望ましい生活習慣を身に付けることが必要であること。また、喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること(a)。	2内容 G 保健	(3) 病気の予防について理解できるようにする。 ア 病気は、病原体、体の抵抗力、生活行動、環境がかかわりあって起こること。 ウ 生活習慣病など生活行動が主な要因と成って起こる病気の予防には、栄養の偏りのない食事をとること、口腔の衛生を保つことなど、望ましい生活習慣を身に付ける必要があること。 エ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること(b)。 オ 地域では、保健にかかわる様々な活動が行われていること。
3内容の取り扱い	(6) 内容の「A体づくり運動」の(1)のアと「G保健」の(2)のウについては、相互の関連を図って指導するものとする。	3内容の取り扱い	(6) 内容の「A体づくり運動」の(1)のアと「G保健」の(1)のウについては、相互の関連を図って指導するものとする。
第3指導計画の作成と各学年にわたる内容の取り扱い	1(3) 第2の第3学年及び第4学年の内容の「F保健」に相当する授業時数は、2学年間で8単位時間程度、また、第2の第5学年及び第6学年の内容の「G保健」に相当する授業時数は、2学年間で16単位時間程度とすること。 1(4) 第2の第3学年及び第4学年の内容の「F保健」並びに第5学年及び第6学年の内容の「G保健」(以下「保健」という。)については、効果的な学習が行われるよう適切な時期に、ある程度まとまった時間を配当すること。 2(6) 保健の内容のうち食事、運動、休養及び睡眠については、保健を除く第3学年以上の各領域及び学校給食に関する指導においても関連した指導を行うよう配慮すること(c)。 (7) 保健の指導に当たっては、積極的に実習などを取り入れたり、課題を解決したりしていくような学習を行うなど指導方法の工夫を行うこと(e)。	第3指導計画の作成と内容の取り扱い	1(3) 第2の第3学年及び第4学年の内容の「G保健」に相当する授業時数は、2学年間で8単位時間程度、また、第2の第5学年及び第6学年の内容の「G保健」に相当する授業時数は、2学年間で16単位時間程度とすること。 1(4) 第2の第3学年及び第4学年の内容の「G保健」並びに第5学年及び第6学年の内容の「G保健」については、効果的な学習が行われるよう適切な時期に、ある程度まとまった時間を配当すること。 (5) 第1章総則の第1の2及び第3章の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、体育科の特質に応じて適切な指導をすること(g)。 2(5) 保健の内容のうち食事、運動、休養及び睡眠については、食育の観点も踏まえつつ健康的な生活習慣の形成に結びつくよう配慮するとともに、保健を除く第3学年以上の各領域及び学校給食に関する指導においても関連した指導を行うよう配慮すること(d)。 (6) 保健の指導に当たっては、知識を活用する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行うこと(f)。

※新旧学習指導要領で異なる記述が見られる箇所に、下線と記号を追加。

表2. 中学校学習指導要領新旧比較

現行学習指導要領		新学習指導要領	
位置づけ	表記	位置づけ	表記
第2<保健分野> 1目標	個人生活における健康・安全に関する理解を通して、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる。	第2<保健分野> 1目標	個人生活における健康・安全に関する理解を通して、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる。
2内容	(4) 健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにする。	2内容	(4) 健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにする。
	ア 健康は、主体と環境の相互作用の下に成り立っていること。さらに、疾病は主体の要因と環境の要因がかかわりあって発生すること。		ア健康は、主体と環境の相互作用の下に成り立っていること。また、疾病は主体の要因と環境の要因がかかわりあって発生すること。
	イ 健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活が必要なこと。また、食事の量や質の偏り、運動不足、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れは、健康を損なう原因となること(a)。		イ健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた食事、運動、休養及び睡眠の調和の取れた生活を続ける必要があること。また、食事の量や質の偏り、運動不足、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れは、生活習慣病などの要因となること(b)。
	オ 個人の健康と集団の健康とは密接な関係があり、相互に影響し合うこと。また、健康を保持増進するためには、保健・医療機関を有効に利用することが大切であること(c)。		オ健康の保持増進や疾病の予防には、保健・医療機関を有効に利用することがあること。また、医薬品は、正しく使用すること(d)。
3内容の取り扱い	(7) 内容(4)のイについては、必要に応じて、コンピュータなどの情報機器の使用と健康とのかかわりについて取り扱うことも配慮するものとする(f)。	3内容の取り扱い	(7) 内容(4)のイについては、 <u>食育の観点も踏まえつつ健康的な生活習慣の形成に結びつくように配慮するとともに、必要に応じて、コンピュータなどの情報機器の使用と健康とのかかわりについて取り扱うことも配慮するものとする(g)。</u>
	(10) 保健分野の指導に際しては、 <u>積極的に実験や実習を取り入れたり、課題学習を行うなど指導方法の工夫を行うものとする(h)。</u>		(10) 保健分野の指導に関しては、 <u>知識を活用する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行うものとする(i)。</u>
第3指導計画の作成と内容の取扱い	1指導計画の作成(1) 授業時数の配当については、次のとおり取り扱うこと。	第3指導計画の作成と内容の取扱い	1指導計画の作成(1) 授業時数の配当については、次の通り取り扱うこと。
	ア 保健分野の授業時数は、3学年間で、48単位時間程度を配当すること。		ア保健分野の授業時数は、3学年間で、48単位時間程度を配当すること。
	エ 保健分野の授業時数は、3年間を通して適切に配当し、各学年において効果的な学習が行われるよう適切な時期にある程度まとまった時間を配当すること。		エ保健分野の授業時数は、3年間を通して適切に配当し、各学年において効果的な学習が行われるよう適切な時期にある程度まとまった時間を配当すること。
	1(2) 第1章総則第1の3に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。なお、体力の測定については、計画的に実施し、運動の指導及び体力の向上に活用するようにすること。		1(2) 第1章総則第1の3に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切化通継続的に実践できるよう留意すること。なお、体力の測定については、計画的に実施し、運動の指導及び体力の向上に活用するようにすること。
	3 選択教科としての「保健体育」においては、生徒の特性等に応じ多様な学習活動が展開できるよう、第2の内容その他の内容で各学校が定めるものについて、各種の運動の学習及び体育に関する知識、健康・安全に関する事項についての課題学習などの学習活動を各学校において適切に工夫して取り扱うものとする。		(3) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、 <u>保健体育科の特質に応じて適切な指導をすること(i)。</u>

※新旧学習指導要領で異なる記述が見られる箇所、下線と記号を追加。

について取り扱うことも配慮するものとする(f)」が、改正後、新学習指導要領では「(7) 内容(4) のイについては、食育の観点も踏まえつつ健康的な生活習慣の形成に結びつくように配慮するとともに、必要に応じて、コンピュータなどの情報機器の使用と健康とのかかわりについて取り扱うことも配慮するものとする(g)」となり、食育の観点を踏まえることが追加されている。

現行の学習指導要領の「(10) 保健分野の指導に際しては、積極的に実験や実習を取り入れたり、課題学習を行うなど指導方法の工夫を行うものとする(h)」が、改正後、新学習指導要領では「(10) 保健分野の指導に関しては、知識を活用する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行うものとする(i)」となり、小学校と同様に、実習や課題解決に関する学習が削除され、知識を活用する学習が追加されている。

また、新学習指導要領では「第3章指導計画の作成と各学年にわたる内容の取り扱い1 指導計画の作成」に、「(3) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、保健体育科の特質に応じて適切な指導をすること(j)」が追加されている。

2) 変化が見られなかった箇所

上記以外の記述や、「1 目標」、授業時間数に関しては、記述に変化は見られなかった。

4. 結論

小学校、中学校ともに、新学習指導要領では、現行学習指導要領と比較し、生活習慣病をより重要視する記述が見られた。また、食育の観点を踏まえることや、道徳教育や技術・家庭科、特別活動との連携を図ること、家庭や地域社会との連携を図ることなど、教育の幅を広げる記述も見られるようになっていた。

しかし、授業時間数は以前と変わっていない。以前より充実した内容を従来と同じ時間数で実行することは困難であることが想定される。

また実際の指導の際に、他の教科等と、どのように連携を図るべきなのか、具体的には記述されていない。

以上を踏まえた結果、新学習指導要領において記載が望まれる事柄として、以下の事項が考えられる。

1. 目標を達成するために必要な時間数の提示
2. 具体的な他教科との連携方法の提示

今後は、授業時間数の過不足、連携の手法も含め、新学習指導要領の内容が、教科書や、実際の教育現場にどのように反映されるのか、また指導の結果、児童・生徒にどんな影響をもたらすのか、本稿を元に調査を行っていく予定である。

注釈

1) 総務省ホームページ

<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/topics/topics03.htm> 参照。閲覧日：2009年5月1日。

2) 学習指導要領とは、「文部大臣により公示される教育課程の基準。小・中・高校、盲・聾(ろう)・養護学校の教育内容や学習事項の学年別配当、授業時間などの編成基準が示されている。1947年に試案として出され、当初は教師が自ら教育課程を編成する際の手引きとしての性格をもっていたが、58年の改訂以来法的拘束力をもつようになった。教科書の編集基準でもある」とされている(出所：三省堂提供「大辞林 第二版」)。→学習指導要領に記載がある事項は、全国すべての小中学校で実施されることが法的に規制されている。

3) 現行学習指導要領が公示された1998年以降今日まで、日本では生活習慣病対策が推進されてきた。2000年に生活習慣病の一次予防に重点を置いた国民運動である健康日本21が開始され、その後、2002年に健康増進法が成立。2008年からは特定検診特定保健指導も始まり、生活習慣病予防の推進が盛んに行われている。以上のような活動の結果、国民の生活習慣病に対する認知度は向上し、対策への関心が高まっている。よって、1998年当時と比較して、2008年現在の学習指導要領において、生活習慣病に関する記述がより充実していることが予測される。

参考文献

- 乙丸晶世・叶谷由佳・佐藤千史、小学生に対する生活習慣病予防のための健康教育のあり方に関する文献的考察、保健婦雑誌、59巻、12号、pp.1172-1177(2003)
- 高木道代・西園大実、小・中学校において食領域における生活習慣病一次予防の指導が行われない要因に関する一考察。群馬大学教育学部紀要 芸術・技術・生活科学編、40巻、pp.173-186(2005)
- 村田光範、子どもの生活習慣に関する諸問題。日本医師会雑誌、124巻、4号、pp.497-501(2000)
- 文部省体育局学校健康教育課、新学習指導要領に見る健康的な生活習慣の形成と生活習慣病の予防、

スポーツと健康、31 巻、8 号、pp.15－17（1999）

文部省、小学校学習指導要領(1998)

文部省、中学校学習指導要領(1998)

文部科学省、小学校新学習指導要領(2008)

文部科学省、中学校新学習指導要領(2008)

【研究ノート】

義務教育の栄養・食生活分野における生活習慣病予防に関する学習指導要領・教科書の分析

本田 藍*・中村 修**・片渕結子*

Analysis of Curriculum Guidelines and Textbooks Regarding Prevention of Lifestyle-related Diseases in the Field of Nutrition / Dietary Life in Compulsory Education

Ai HONDA, Osamu NAKAMURA and Yuko KATAFUCHI

Abstract

In this study, we organized the presence or absence and contents of the descriptions that fell under the nutrition / dietary life field in Health Japan 21, in the curriculum guidelines and textbooks, aiming to study the issues of lifestyle-related disease prevention education in the dietary area of compulsory education. Regarding the survey method, we used the nine survey items I prepared based on the target items in the nutrition / dietary life field of Health Japan 21, as indexes, and extracted the related descriptions from the curriculum guidelines and textbooks, and organized the contents. The subjects were curriculum guidelines and textbooks of elementary and junior high schools.

As a result of the survey, we were able to identify the following issues in the guidelines and textbooks of elementary and junior high schools, regarding the state of guidance on dietary life to prevent lifestyle-related diseases.

- Concerning the items regarding lifestyle-related diseases, some textbooks have related descriptions and others do not.
- Even among textbooks that have descriptions, the levels of emphasis of importance and concreteness of guidance vary among the textbooks.

Key Words : analysis of curriculum guidelines and textbooks, prevention of lifestyle-related diseases

1. 序論

生活習慣病を予防するには、できるだけ早い時期からの対策が必要である。特に小学校時代は将来にわたる基本的な生活習慣が形成される時期であり¹⁾、中学校では理解力も増すため、義務教育における生活習慣病対策は重要であることが認識されている²⁾。

実際、文科省(旧文部省)は義務教育において生活習慣病対策を実施しているとしており、現行の小学校の学習指導要領(平成10年度改定)にも各教科

における生活習慣病対策の実施についての記載がある³⁾。よって、この現行の学習指導要領に基づく教科書で学んできた1998年以降の児童生徒は生活習慣病予防について学んでいるはずである。それにもかかわらず、児童・生徒の食生活の乱れや脂質摂取比率の増加、夜型生活習慣の普及、運動不足などの現状から肥満傾向児の増加、若年性生活習慣病患者の増大が報告されており⁴⁾、特に小児期の肥満は膨大な医療費のかさむ疾病の温床になっている(岡田、2007)。

さらに成人においても、「健康日本21」の中間評価における暫定直近実績値より、糖尿病有病者、予備軍の増加、肥満者の増加や野菜摂取量の不足、日常生活における歩数の減少など健康状態及び生活習

* 長崎大学生産科学研究科博士後期課程

** 長崎大学生産科学研究科

受領年月日 2009年 5月31日

受理年月日 2009年 5月31日

慣の悪化が指摘されている（熊野、2008）。

また、健康日本 21 中間報告によると、生活習慣病にかかる要因のうち、野菜摂取量の増加やカルシウムに富む食品の摂取量の増加、自分の適正体重を認識し、体重コントロールを実践する人の増加、朝食を欠食する人の減少、外食や食品を購入するときに栄養成分表示を参考にする人の増加など、特に栄養・食生活分野（※健康日本 21 の分類名）での悪化傾向が見られた（厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会、2007）。このような現状の一因として、これまでの義務教育における生活習慣病予防教育の不十分さがうかがえる。

そこで本研究では、義務教育の食領域における生活習慣病予防教育の課題を検討するため、学習指導要領と教科書における、健康日本 21 の栄養・食生活分野に該当する記述の有無と内容について整理を行う。

尚、義務教育における生活習慣病対策の指導内容

に関する先行研究は、その多くが義務教育における生活習慣病対策実施の重要性を指摘するものや⁵⁾、ハイリスクアプローチ⁶⁾、実践報告等であり⁷⁾、本研究のような学習指導要領、教科書における生活習慣病対策の実態調査は実施されていない（乙丸、2003）。

2. 調査方法

生活習慣病予防と一口に言っても、その方法は、食生活の改善から、運動習慣をつけること、そして禁煙まで、生活全般に関係しており、多岐にわたる。生活習慣病の具体的な予防方法を調査するには、それらの方法を網羅する指標が必要である。それらの方法を包括的に実施する運動を推進しているのが、厚生労働省が作成した健康日本 21 である。そこで、本研究では、義務教育の食領域における生活習慣病予防教育の有無を調査する指標として、健康日本 21 の栄養・食生活分野の目標項目（表 1）を採用する。

表 1. 健康日本 21 目標項目（厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会、2007）と調査項目

健康日本 21 目標項目		調査項目
—	—	生活習慣病について(A)
適切な栄養素（食物）の摂取について（栄養状態、栄養素（食物）摂取レベル）	適正体重を維持している人の増加	適正体重の維持について(B)
	脂肪エネルギー比率の減少	脂肪エネルギー比率の減少について(C)
	食塩摂取量の減少	食塩摂取量の減少について(D)
	野菜摂取量の増加	野菜摂取量の増加について(E)
適正な栄養素（食物）を摂取するための行動の変容について（知識・態度・行動レベル）	カルシウムに富む食品の摂取量の増加	カルシウムに富む食品の摂取量の増加について(F)
	自分の適正体重を認識し、体重コントロールを実践する人の増加	適正体重の維持について
	朝食を欠食する人の減少	朝食欠食について(G)
	量、質ともにきちんとした食事をする人の増加（※2）	量、質ともにきちんとした食事をするについて(H)
	外食や食品を購入するときに栄養成分表示を参考にする人の増加	栄養成分表示について(I)
	自分の適正体重を維持することの出来る食事量を理解している人の増加	適正体重の維持について

※1 「適正な栄養素（食物）の摂取のための個人の行動変容に係る環境づくりについて（環境レベル）」「自分の食生活に問題があると思う人のうち、食生活の改善意欲のある人の増加」を除いた。

※2 1 日最低 1 食、きちんとした食事を、家族 2 人以上で楽しく、30 分以上かけてとる人の割合。

「きちんとした食事」とは、1 日あたりのエネルギー必要量及び各種栄養素密度について一定条件を満たす食事

この目標項目を基にして作成した調査項目「A.生活習慣病について」「B.適正体重の維持について」「C.脂肪エネルギー比率の減少について」「D.食塩摂取量の減少について」「E.野菜摂取量の増加について」「F.カルシウムに富む食品の摂取量の増加について」「G.朝食欠食について」「H.量、質ともにきちんとした食事をするについて」「I.栄養成分表示について」の9項目を指標として、学習指導要領と教科書の関連する記載事項を抜き出し、その内容について整理を行う。尚、健康日本21の対象は、乳幼児から高齢者まで、すべての年代であり、本研究で取り上げる義務教育中の児童生徒も対象に含まれる。

本調査の対象は、小学校、中学校の学習指導要領⁸⁾と、生活習慣病予防の指導に関連すると考えられる家庭科、保健体育の2008年度に日本で使用されている全種類（小学校家庭科2種、小学校体育〔保健分野〕4種、中学校技術家庭〔家庭分野〕2種、保健体育2種）の教科書とする。

学習指導要領とは、文部大臣により公示される教育課程の基準であり、小・中・高校、盲・聾・養護学校の教育内容や学習事項の学年別配当、授業時間などの編成基準が示されている。1947年（昭和22）に試案として出され、当初は教師が自ら教育課程を編成する際の手引きとしての性格をもっていたが、58年の改訂以来法的拘束力をもつようになった。教科書の編集基準でもある（三省堂提供「大辞林 第二版」）。基準ではあるが、学習指導要領自体には調査項目の詳細について書かれているとは考えにくい。

よって、本項では「生活習慣病」という用語が記述されている箇所と、表1の調査項目に関連すると思われる箇所を抜き出し、生活習慣病に関連する指導の概要と方向性をつかむことを目的とする。

学習指導要領では、調査項目に関連のある記述を抜き出し、指導の方向性について探る。

教科書では、調査項目に関連のある記述を抜き出し、その指導内容について教科書ごとに比較、検討を行う。

3. 結果

3. 1. 小学校学習指導要領分析

小学校学習指導要領に関する調査結果を表2に記す。

3. 1. 1. 各学年の目標

各学年の目標については、表2の右から2段目の欄に記す。

学年の目標において、「生活習慣病」という用語の記述は見られなかった。

調査項目のうち、「量、質ともにきちんとした食事をするについて」に関連する記述として、家庭において「第5・6学年(3)製作や調理など日常生活に必要な基礎的な技能を身につけ、自分の身の回りの生活に活用できるようにする」との記述が見られた。

一方で、その他の調査項目に直接関連する記述はいずれも見られなかった。

3. 1. 2. 各学年の内容

各学年の内容については、表2の一番右の欄に記す。

各学年の内容の、第5・6学年の体育において、「(3)病気の予防 ウ 生活習慣病等生活行動が主な原因となって起こる病気の予防には、栄養の偏りのない食事や口腔の衛生等、望ましい生活習慣を身につけることが必要であること」という、生活習慣病に直接関連する記述が見られた。

調査項目のうち「適正体重の維持について」に関する記述は見られなかった。

「脂肪エネルギー比率の減少について」に関する記述として、第5・6学年の家庭科において、「食品の栄養学的な特徴を知り、食品を組み合わせると必要があることが分かること」、第5.6学年の体育において、

「病気の予防には、栄養の偏りのない食事や口腔の衛生等、望ましい生活習慣を身につけることが必要であること」等、バランスのよい食事を取ることにに関する記述が見られた。しかし、直接的に脂肪エネルギー比率の減少を強調する記述までは見られなかった。

「野菜摂取量の増加について」は、第5・6学年の家庭科の「(5)日常よく使用される食品を用いて簡単な調理ができるようにする。ウ ゆでたり、いためたりして調理ができること」の詳細において「野菜は生食に比べてかさが減り、多くの量を食べることができる等の調理の特性に気づく」という配慮がなされていた。しかし、より多くの量の野菜を食べることを促す記述までには至っていない。

「カルシウムに富む食品の摂取量増加」については、直接関連する記述は見られなかったものの、第5・6学年の家庭科の「(4)日常の食事に関心をもって、調和のよい食事のとり方が分かるようにする」という記述の中の「調和のよい食事」が、間接的にカル

シウム等ミネラルの摂取につながるものが予測できるような記述が見られた。

「朝食欠食について」は、第5・6学年の家庭科の「(4) 日常の食事の関心をもって、調和のよい食事のとり方が分かるようにする。イ 1 食分の食事を考えること。(5) 日常よく使用される食品を用いて簡単な調理ができるようにする。エ 米飯及びみそ汁の調理ができること」に朝食を用意するための調理技術に関連する記述が見られた。

「栄養成分表示について」は、第5・6学年の家庭科において「(4) 日常の食事の関心をもって、調和のよい食事のとり方が分かるようにする。ア 食品の栄養学的な特徴を知り、食品を組み合わせると必要があることが分かること。イ 1 食分の食事を考えること」との記述が見られた。

全体的には、家庭科を中心として、生活習慣病に直接、あるいは間接的に関連のある記述が見られた。

3. 2 中学校学習指導要領分析

中学校学習指導要領に関する調査結果を表3に記す。

3. 2. 1. 各分野の目標

各分野の目標については、表3の右から2段目の欄に記す。

各分野の目標において、生活習慣病に関連する記述は見られなかった。また、調査項目に関連する記述も見られなかった。

3. 2. 2. 各分野の内容

各分野の内容については、表3の一番右の欄に記す。

各分野の内容において、生活習慣病に直接関連する記述は見られなかった。

調査項目については、「適正体重の維持について」「朝食欠食について」に関連する記述は見られなかった。

「脂肪エネルギー比率の減少について」に関連する記述として、技術・家庭〔家庭分野〕において「中学生に必要な栄養を満たす1日分の献立を考えること」という記述が見られた。また、保健体育〔保健

分野〕において、「食事の量や質の偏り……(中略)は、健康を損なう原因となること」という記述が見られた。

「食塩摂取量の減少」、「野菜摂取量の増加について」「カルシウムに富む食品の摂取量の増加について」も、技術・家庭〔家庭分野〕における「中学生に必要な栄養を満たす1日分の献立を考えること」の記述に関連が見られた。しかし、上記のいずれも直接関連する記述は見られなかった。

「量、質ともにきちんとした食事をするについて」に関連する記述として、技術・家庭〔家庭分野〕の「中学生に必要な栄養を満たす1日分の献立を考えること」と「簡単な日常食の調理が出来ること」との記述が見られた。

「栄養成分表示について」に関連する記述として、技術・家庭〔家庭分野〕の「生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用が出来ること」という、栄養成分表示に間接的に関連があることが予測される記述が見られた。

全体的に、生活習慣病に直接関連する記述は見られなかったものの、保健体育と技術・家庭の家庭分野において、生活習慣病に間接的に関連することが予測される記述が見られた。

3. 3. 小中学校教科書分析

3. 3. 1. A.生活習慣病について

生活習慣病に関する調査結果を表4に記す。

小学校5・6学年の保健では、生活習慣病を題材とした見開き1ページの記述がなされていた。内容としては、生活習慣病の原因、一般的な予防方法、生活習慣病の具体的な病名などが記述されていた。

一方、家庭科には、生活習慣病の記述はまったく見られなかった。

中学校では、家庭科、保健体育の両方で生活習慣病の記述が見られた。

家庭科では、食生活が生活習慣病との関連が深いことが示されており、東京出版の教科書では、「食塩や砂糖のとり過ぎ」という具体的な食行動が生活習慣病の原因としてあげられていた(表4中学校の太字下線部参照)。

表 2. 小学校学習指導要領における調査項目に関連する記述

調査項目	関連教科	各学年の目標	各学年の内容
A.生活習慣病について	—	—	第5・6学年(3)病気の予防 ウ 生活習慣病など生活行動が主な要因となって起こる病気の予防には、栄養の偏りのない食事や口腔の衛生など、望ましい生活習慣をみにつけることが必要であること。また、喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。
B.適正体重の維持について	—	—	—
C.脂肪エネルギー比率の減少について	家庭	—	第5・6学年(4)日常の食事の関心をもって、調和のよい食事のとり方が分かるようにする。ア 食品の栄養学的な特徴を知り、食品を組み合わせとる必要があることが分かること。
	体育	—	第5・6学年(3)病気の予防 ウ 生活習慣病など生活行動が主な要因となって起こる病気の予防には、栄養の偏りのない食事や口腔の衛生など、望ましい生活習慣をみにつけることが必要であること。また、喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。
D.食塩摂取量の減少	家庭	—	第5・6学年(4)日常の食事に関心をもって、調和のよい食事のとり方が分かるようにする。
E.野菜摂取量の増加について	家庭	—	第5・6学年(5)日常よく使用される食品を用いて簡単な調理ができるようにする。ウゆでたり、いためたりして調理ができること。
F.カルシウムに富む食品の摂取量の増加	家庭	—	第5・6学年(4)日常の食事に関心をもって、調和のよい食事のとり方が分かるようにする。
G.朝食欠食について	家庭	—	第5・6学年(4)日常の食事の関心をもって、調和のよい食事のとり方が分かるようにする。イ 1食分の食事を考えること。(5)日常よく使用される食品を用いて簡単な調理ができるようにする。エ 米飯及びみそ汁の調理ができること。
H.量、質ともにきちんとした食事をするについて	家庭	第5・6学年(3)製作や調理など日常生活に必要な基礎的な技能を身に付け、自分の身の回りの生活に活用できるようにする。	第5・6学年(4)日常の食事の関心をもって、調和のよい食事のとり方が分かるようにする。ア 食品の栄養学的な特徴を知り、食品を組み合わせとる必要があることが分かること。イ 1食分の食事を考えること。
I.栄養成分表示について	家庭	—	第5・6学年(7)身の回りの物や金銭の計画的な使い方を考え、適切に買物ができるようにする。イ身の回りの物の選び方や買い方を考え、購入することができること。

表 3. 中学校学習指導要領における調査項目に関連する記述

調査項目	関連教科	各分野の目標	各分野の内容
A.生活習慣病について	—	—	—
B.適正体重の維持について	—	—	—
C.脂肪エネルギー比率の減少について	技術・家庭〔家庭分野〕	—	A 生活の自立と衣食住 (1)中学生の栄養と食事について、次の事項を指導する。 ア 生活の中で食事が果たす役割や、健康と食事とのかかわりについて知ること。 イ 栄養素の種類と働きを知り、中学生の時期の栄養の特徴について考えること。 ウ 食品の栄養的特質を知り、中学生に必要な栄養を満たす1日分の献立を考えること。 .
	保健体育〔保健分野〕	—	(4)イ 健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活が必要なこと。また、 <u>食事の量や質の偏り</u> 、運動不足、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れは、健康を損なう原因となること。
D.食塩摂取量の減少	技術・家庭〔家庭分野〕	—	A 生活の自立と衣食住 (1)中学生の栄養と食事について、次の事項を指導する。 ア 生活の中で食事が果たす役割や、健康と食事とのかかわりについて知ること。 イ 栄養素の種類と働きを知り、中学生の時期の栄養の特徴について考えること。 ウ 食品の栄養的特質を知り、中学生に必要な栄養を満たす1日分の献立を考えること。
E.野菜摂取量の増加について		—	
F.カルシウムに富む食品の摂取量の増加		—	
G.朝食欠食について	—	—	—
H.量、質ともにきちんとした食事をするについて	技術・家庭〔家庭分野〕	—	A 生活の自立と衣食住(1)中学生の栄養と食事について、次の事項を指導する。ウ 食品の栄養的特質を知り、中学生に必要な栄養を満たす1日分の献立を考えること。(2)食品の選択と日常食の調理の基礎について、次の事項を指導する。イ 簡単な日常食の調理ができること。 .
I.栄養成分表示について	技術・家庭〔家庭分野〕	—	B 家族と家庭生活(4)家庭生活と消費について、次の事項を指導する。ア販売方法の特徴や消費者保護について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。

表 4. A. 生活習慣病について

小学校

教科書	ページ	表題	表現
新編新しい家庭 東京書籍	—	—	—
わたしたちの家庭科 開隆堂	—	—	—
わたしたちのほけん 3・4年 文教社	—	—	—
わたしたちのほけん 5・6年 文教社	23	3病気の予防 健康もの知り度チェック!	「生活習慣病の名前が1つ言える?」せまくなった血管の絵とともにクイズ形式となっている。
	30	3病気の予防4生活習慣病の予防	「生活習慣病はどうすれば予防できるのだろう。」「生活習慣病は、子どものころからのよくない生活習慣が原因で起こる病気です。」「生活習慣病の具体例としてがんの一部、脳こうそく、心臓病などがあげられている。
	31	3病気の予防4生活習慣病の予防	「子どものころからの食生活が、生活習慣病の大きな原因です。とくに、さとうや脂肪、塩を取りすぎないように、みなさんのころから注意しましょう。」「生活習慣病にならないために、自分の生活のしかたをふり返り、改めたらよいことは何か、調べて発表してみよう。」「血管の異状によって起こる生活習慣病も多いんだよ。」
新・みんなのほけん 3・4年 学研	—	—	—
新・みんなのほけん 5・6年 学研	30	3病気の予防3生活のしかたと病気	「食事、運動、休養などの生活習慣が深く関係して起こる病気は生活習慣病があります。生活習慣病はよい生活習慣を身につけることによって予防することができるようになります。」「生活習慣病には、どんなものがあるでしょうか。」「具体例として、高血圧症や心臓病などが紹介されている。」「生活習慣病の多くは、おとなになってから症状が現れますが、子どものころからの生活習慣が大きく関係します。また、最近では子どものうちから生活習慣病にかかることも多くなっています。」
	31	3病気の予防3生活のしかたと病気	「生活習慣病はどのようにして起こるのか、心臓と脳卒中について調べてみましょう。」「健康によい生活習慣を身につけるために①字分野で遠お人の生活の健康度をチェックしてみましょう。②健康のために、これから自分はどうなことを実行していきたいですか。また、家の人にどんなことをアドバイスしたいですか。」「記入欄有。

中学校

教科書	ページ	表題	表現
新しい技術・家庭 家庭分野 東京書籍	77	3章わたしたちのより豊かな食生活	「課題 食塩や砂糖のとりすぎは高血圧、肥満など生活習慣病の原因になるといわれる。ふだん食べているものにはどのくらい塩分や糖分が含まれているか調べる。」
技術・家庭 家庭分野 開隆堂	99	4. 楽しく豊かに食べる 1日常生活をよりよくしよう 1わたしたちの食生活の課題	「バランスのよい食生活になっていますか いつでも簡単に食べるものが手に入るようになり、わたしたちの食生活は、べんりなものになりました。一方で、好きなものを好きなときに好きなだけ食べる食生活が、生活のリズムをくずし、生活習慣病の増加を引き起こしています。」
新版中学校保健体育 大日本図書	102	4. 健康な生活と病気の予防第3学年5調和のとれた生活と健康①	「食習慣、運動習慣、休養やすいみん、喫煙、飲酒などの生活習慣がかかわって起こる病気を生活習慣病といいます。」「生活習慣が主な原因であるといわれる病気」として、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病があげられ、その説明が記されている。
	104	4. 健康な生活と病気の予防第3学年5調和のとれた生活と健康②	「○生活習慣病の予防 生活習慣病は生活習慣を改善することによって病気の発症や進行を予防することができます。生活習慣病を予防し、健康に生活するためには、食事、運動、休養やすいみんの調和のとれた生活をおくるひつようがあります。生活習慣は、私たちの年ごろからつくられます。中学生のころから、よい生活習慣を身につけ、生活習慣病を予防しましょう。」
新中学保健体育 学研	66	4健康な生活と病気の予防 1 健康の成り立ち	「食生活の変化や運動不足などによって、がん、心臓病、脳卒中などの生活習慣病が増加しています。」「資料1現代の日本のさまざまな健康問題」のひとつとして生活習慣病が図示されている。
	68	4健康な生活と病気の予防 2 運動と健康	「運動不足は、体力の低下だけでなく、肥満症や高血圧、糖尿病などの生活習慣病の原因になります。」
	74	4健康な生活と病気の予防 5 生活習慣病とその予防	「①生活習慣病とは 生活習慣病とは、食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症・進行に関係する病気のことです。高血圧や糖尿病、日本人の3大死因であるがん、心臓病、脳卒中などの多くは、生活習慣と関係が深いことがわかっています。生活習慣は子どものころにその基本がつくられ、一度身についた生活習慣を変えるのは難しいものです。また、最近では子どもの生活習慣病も目だってきました。」「資料2 生活習慣病とかかわりの深い生活の例」として、具体例が複数図示されている。
	75	4健康な生活と病気の予防 5 生活習慣病とその予防	「循環器の病気」を表題として、動脈硬化や高血圧、心臓病、脳卒中について説明されている。「資料3 循環器の病気の起こり方」図示。
	76	4健康な生活と病気の予防 5 生活習慣病とその予防	「糖尿病」「がん」それぞれを表題として、その原因と病気の構造などについて説明されている。「資料4 がんを防ぐための12か条」図示。「?」ががんを防ぐための12か条を①実行できているもの、②実行できていないものに分けてみましょう。そして、②を改善するためにはどうしたらよいか考えてみましょう。」
	77	4健康な生活と病気の予防 5 生活習慣病とその予防	「生活習慣病は、生活習慣をできるだけ望ましいものにして健康を増進し、発症そのものを予防することが重要です。また、定期的に検査を受けることも有効です。生活習慣病は初期にはほとんど自覚症状がなく、じわじわと進行するからです。」「健康な生活習慣作りには、個人の自覚と実践とともに、個人を支援する社会的環境の整備が必要です(資料6)。」「資料5生活習慣病の予防」運動、栄養などの予防の例が図示されている。「資料6個人の取り組みを支援する社会的環境衣の整備の例」運動施設の整備など具体例が図示されている。「実践しよう 自分の生活をふり返り、生活習慣の改善に挑戦してみましょう。」
	102	研究課題	「生活習慣の改善に挑戦、健康な生活習慣は、自分の能力をよりよく発揮したり、心身の状態をより快適にしたりすることにつながります。自分の生活習慣の改善に挑戦してみましょう。生活習慣改善のためのヒント 1自分の生活をふり返り、改善すべき生活習慣は何か考えて見ましょう 21、2週間で達成できそうな、具体的な目標を立てましょう。 3周りの人の協力があれば改善の可能性がさらに高くなります。できれば協力をたのみましょう。 4達成のために努力しているか、目標は適切かを確認し、その時々気持ちを記録しましょう。 5自分へのほうびを用意しておく有効です。また、達成できたときには自分をほめてあげましょう。」以上の具体例についても図示されている。
	104	ふり返ろう	「3. 以下のことが説明できますか。・生活習慣病を予防するためには、どうすればよいか。」

3. 3. 2. B.適正体重の維持について

適正体重の維持に関する調査結果を表5に記す。

適正体重の維持については、小学校、中学校家庭科では記述が見られなかった。中学校保健体育では記述が見られたものの、大日本図書の教科書では、食生活指針（下線部 a）や7つの健康習慣のひとつとして取り上げられている（下線部 b）のみであっ

た。学研の教科書では、研究課題として無理なダイエットの危険性を取り上げてあるものの、肥満の危険性についての記述は見られなかった（下線部 c）。以上2つの教科書を比較した結果、教科書によって適正体重の維持に関する着眼点が異なるなど、記述に差が見られた。

表5. B. 適正体重の維持について

中学校			
教科書	ページ	表題	表現
新しい技術・家庭 家庭分野 東京書籍	—	—	—
技術・家庭 家庭分野 開隆堂	—	—	—
新版中学校保健体育 大日本図書	97	4. 健康的な生活と病気の予防第3学年2食生活と健康	「 <u>適正体重を知り、日々の活動に見合った食事を。日ごろから体重をはかりましょう。</u> 」食生活指針の掲載。(a)
	104	4. 健康な生活と病気の予防第3学年5調和のとれた生活と健康②	「 <u>適正な体重を守る</u> 」7つの健康習慣の掲載。(b)
新中学保健体育 学研	77	4健康な生活と病気の予防 5生活習慣病とその予防	「資料5生活習慣病の予防 早期発見・早期治療」の例として、体重を量っている様子が図示されている。
	102	研究課題	「 <u>ダイエット 無理なダイエットをしている人はいませんか。理想の減量方法は、余分な体脂肪のみを減らす方法です。減量について、詳しく調べてみましょう。</u> 」調べた内容の例の羅列、「 <u>ダイエットで体の何が減るか</u> 」「 <u>リバウンドをくり返すとどうなるか</u> 」についてグラフが表示されている(c)。

3. 3. 3. C.脂肪エネルギー比率の減少について

脂肪エネルギー比率の減少に関する調査結果を表6に記す。脂肪エネルギー比率の減少については、小学校保健の5・6学年の教科書、中学校の技術・家庭、保健体育の教科書に記述が見られた。

小学校の保健の教科書には、生活習慣病の原因のひとつとして脂肪のとり過ぎがあげられている点は共通しているものの、学研と比較して文教社の教科書の方が、油の具体的な量を紹介するなど、脂肪の

摂取に注意を促す記述が多く見られた（下線部 a、b）。

中学校の技術・家庭の教科書には、食品に含まれる脂質の量の例が具体的に図示されるといった、脂質の量に注意を促す記述が見られた。開隆堂の教科書では、スナック菓子を例に挙げ、その問題点を説明している（下線部 c）。

中学校の保健体育の教科書には、文章での記述は見られなかったが、資料や図の中で、脂肪を控えめにすることを促す記述が見られた。

表6-1. C. 脂肪エネルギー比率の減少について

小学校			
教科書	ページ	表題	表現
新編新しい家庭 東京書籍	—	—	—
わたしたちの家庭科 開隆堂	—	—	—
わたしたちのほけん 3・4年 文教社	—	—	—
わたしたちのほけん 5・6年 文教社	30	3病気の予防4生活習慣病の予防	「 <u>糖分、脂肪分、塩分の取りすぎ</u> 」生活習慣病の原因としてあげられている。(a)
	31	3病気の予防4生活習慣病の予防	「 <u>子どものころからの食生活が、生活習慣病の大きな原因です。とくに、さとうや脂肪、塩を取りすぎないように、みなさんのころから注意しましょう。</u> 」「 <u>おやつにふくまれている脂肪・食塩の量</u> 」「1目にとる量は、65gぐらいが望ましい」「 <u>油で揚げたコーンスナック(1箱約100g)脂肪約27g</u> 」「 <u>ピーナッツ(1ふくら100g)脂肪約49g</u> 」具体的な脂肪の量の例として、紹介されている。(b)
新・みんなのほけん 3・4年 学研	—	—	—
新・みんなのほけん 5・6年 学研	31	3病気の予防3生活のしかたと病気	「 <u>しぼうや塩分の多い食事</u> 」生活習慣病の原因としてあげられている。「健康によい生活習慣を身につけるために①自分や家の人の生活の健康度をチェックしてみましょう。□しぼうや塩分の多いものを食べすぎないようにしている。」チェック項目の1つとしてあげられている。

表 6-2. C. 脂肪エネルギー比率の減少について

中学校

教科書	ページ	表題	表現
新しい技術・家庭 家庭分野 東京書籍	77	3章わたしたちのより豊かな食生活	「深めよう 脂質の量調べ 近年、食生活の変化によって、脂質の摂取量もふえてきています。どんな食品に脂質が多く含まれているのかについても調べましょう。」食品に含まれる脂質の量の例が図示してある。「課題 食塩や砂糖のとりすぎは高血圧、肥満など生活習慣病の原因になるといわれる。ふだん食べているものにはどのくらい塩分や糖分が含まれているか調べる。」
技術・家庭 家庭分野 開隆堂	98	4. 楽しく豊かに食べる 1日常食をよりよくしよう 1わたしたちの食生活の課題	「自分の食生活では、砂糖や塩、油脂を取りすぎではないだろうか。」「食品にふくまれる砂糖・塩・油脂の量」として、油脂の量の具体例が図示されている。
	99	4. 楽しく豊かに食べる 1日常食をよりよくしよう 1わたしたちの食生活の課題	「わたしたちの食生活は、以前は米飯を中心としたものでした。しかし、この40年間で米を食べる量は半減し、かわって油脂類や畜産物が急増しています。」参考「スナック菓子などの問題点は、油脂や塩分、糖分をとりすぎる原因になることです(c)。」
新版中学校保健体育 大日本図書	97	4. 健康的な生活と病気の予防第3学年 2食生活と健康	「食塩や脂肪は控え目に。脂肪のとりすぎをやめ、動物、植物、魚の脂肪をバランスよくとりましょう。」食生活指針の掲載。
	102	4. 健康な生活と病気の予防第3学年5 調和のとれた生活と健康①	「毎日の生活を振り返ってみましょう。毎日こんな生活をしていませんか。当てはまるものにチェックをしてみましょう。口油っこいのが好き。」
	105	4. 健康な生活と病気の予防第3学年5 調和のとれた生活と健康②	「③食べすぎをさげ、脂肪はひかえめにする。」がんを防ぐための12か条。チェック項目有。
新中学保健体育 学研	74	4健康な生活と病気の予防 5生活習慣病とその予防	「資料2 生活習慣病とかかわりの深い生活の例 脂肪のとりすぎ」図示
	76	4健康な生活と病気の予防 5生活習慣病とその予防	「がん 喫煙や動物性脂肪のとりすぎ、塩分のとりすぎ、食物繊維や緑黄色野菜の不足などは、がんにつながります。」「資料4 がんを防ぐための12か条 ③食べすぎをさげ、脂肪はひかえめに」

3. 3. 4. D.野菜摂取量の増加について

野菜摂取量の増加に関する調査結果を表 7 に記す。野菜摂取量の増加については、小学校の家庭科では開隆堂、中学校の技術・家庭では東京書籍、保健体育では、すべての教科書に記述が見られた。

小学校の開隆堂の家庭科教科書、中学校の東京書籍の技術・家庭の教科書の内容としては、直接野菜摂

取量増加を促すものではなく、生の野菜を加熱するとかさが減り、より多く食べることができるという、技術的な説明であった(下線部 a、b)。

中学校保健体育の教科書では、いずれも、食生活指針や、がんを防ぐための 12 か条やその他の資料 1 部として、野菜を多く食べることが取り上げられていた。

表 7. D. 野菜摂取量の増加について

小学校

教科書	ページ	表題	表現
新編新しい家庭 東京書籍	—	—	—
わたしたちの家庭科 開隆堂	60	計画的に生活しよう 1生活を見直そう 3朝食に合うおかずを作ろう	「野菜は加熱することで、柔らかくおいしく食べやすく、また消化しやすくなります。さらに、加熱によって「かさ」が減るので、生のときよりも多く食べられるようになります。」(a)

中学校

教科書	ページ	表題	表現
新しい技術・家庭 家庭分野 東京書籍	33	レッツクリック 和食のよさを知ろう	「食物繊維は、エネルギー源にはなりませんが、便通をよくしたり、糖質の吸収を穏やかにして肥満を防止したりするなど、体によいはたらきがあります。」和食の特徴として紹介されている。
	61	2章わたしたちの食品の選択と調理 参考例さつま汁	「『野菜』生で食べるほうがビタミンは失われないが、加熱すると柔らかくなり、かさが減るため、量を多くとることができる。」(b)
技術・家庭 家庭分野 開隆堂	—	—	—
	—	—	—
新版中学校保健体育 大日本図書	97	4. 健康的な生活と病気の予防第3学年 2食生活と健康	「たっぷり野菜と毎日のくだもので、ビタミン、ミネラル、食物繊維をとりましょう。」食生活指針の掲載。「自分の食生活を振り返ってみましょう。どのような問題がありますか。例をあげて考えてみましょう。●野菜を食べるようにしていますか。」
	105	4. 健康な生活と病気の予防第3学年5 調和のとれた生活と健康②	「⑥食物から適量のビタミンと繊維質のものを多くとる。」がんを防ぐための12か条。チェック項目有。
新中学保健体育 学研	71	4健康な生活と病気の予防 3食生活と健康	「資料5 中学生の時期の食生活で気をつけたいこと 野菜と果物を十分に食べよう にんじん、かぼちゃ、ほうれんそうには発育期の体に重要な鉄やビタミンA、食物繊維などが多くふくまれています。」
	76	4健康な生活と病気の予防 5生活習慣病とその予防	「がん 喫煙や動物性脂肪のとりすぎ、塩分のとりすぎ、食物繊維や緑黄色野菜の不足などは、がんにつながります。」「資料4 がんを防ぐための12か条 ⑥適量のビタミンと繊維質のものを多くとる」

3. 3. 5. E.食塩摂取量の減少について

食塩摂取量の減少に関する調査結果を表 8 に記す。小学校の 5・6 学年の保健の教科書、中学校の全ての教科書に記述が見られた。

小学校の保健の教科書では、塩分のとりすぎが生活習慣病の原因になるとして取り上げられていた。特に文教社の教科書では具体的な食品の塩分量が掲載されていた（下線部 a）。

中学校技術家庭の教科書でも同様に、塩分のとりすぎが生活習慣病の原因になるとの一文が記載されていた。

中学校保健体育の大日本図書の教科書ではチェック項目を用いるなど、塩分のとりすぎに注意を促す記述が見られたのに対し（下線部 b）、学研の教科書では資料の 1 部として記述されているに過ぎない（下線部 c、d）という違いが見られた。

表 8. E. 食塩摂取量の減少について

小学校

教科書	ページ	表題	表現
新編新しい家庭5・5 東京書籍	—	—	—
わたしたちの家庭科 開隆堂	—	—	—
わたしたちのほけん 3・4年 文教社	—	—	—
わたしたちのほけん 5・6年 文教社	30	3病気の予防4生活習慣病の予防	「糖分、脂肪分、塩分の取りすぎ」生活習慣病の原因としてあげられている。
	31	3病気の予防4生活習慣病の予防	「子どものころからの食生活が、生活習慣病の大きな原因です。とくに、さとうや脂肪、塩を取りすぎないように、みなさんのころから注意しましょう。」「おやつにふくまれている脂肪・食塩の量」「1日にとる量は、6g以下が望ましい」「ポテトチップス(1ふくら約100g)食塩約1g」「カップめん(1個約100g)食塩約6g」(a)具体的な食塩の量の例として、紹介されている。
新・みんなのほけん 3・4年 学研	—	—	—
新・みんなのほけん 5・6年 学研	31	3病気の予防3生活のしかたと病気	「しぼうや塩分の多い食事」生活習慣病の原因としてあげられている。「健康によい生活習慣を身につけるために①自分や家の人の生活の健康度をチェックしてみましょう。□しぼうや塩分の多いものを食べすぎないようにしている。」チェック項目の1つとしてあげられている。

中学校

教科書	ページ	表題	表現
新しい技術・家庭 家庭分野 東京書籍	76	3章わたしたちのより豊かな食生活	「食塩や砂糖をとり過ぎていませんか。」
	77	3章わたしたちのより豊かな食生活	「塩分、糖分調べ」食品に含まれる塩分の量が具体的に図示されている。「課題 食塩や砂糖のとりすぎは高血圧、肥満など生活習慣病の原因になるといわれる。ふだん食べているものにはどのくらい塩分や糖分が含まれているか調べる。」
技術・家庭 家庭分野 開隆堂	98	4. 楽しく豊かに食べる 1日常食をよりよくしよう 1わたしたちの食生活の課題	「自分の食生活では、砂糖や塩、油脂を取りすぎているだろうか。」「食品にふくまれる砂糖・塩・油脂の量」として、塩の量の具体例が図示されている。
	99	4. 楽しく豊かに食べる 1日常食をよりよくしよう 1わたしたちの食生活の課題	参考「スナック菓子などの問題点は、油脂や塩分、糖分をとりすぎる原因になることです。」
新版中学校保健体育 大日本図書	97	4. 健康な生活と病気の予防第3学年 2食生活と健康	「食塩や脂肪は控えめに。塩からい食品をひかえめに、食塩は1日10g未満にしましょう。」食生活指針の掲載。
	102	4. 健康な生活と病気の予防第3学年5 調和のとれた生活と健康①	「毎日の生活を振り返ってみましょう。毎日こんな生活をしていませんか。当てはまるものにチェックをしてみましょう。□濃い味のものが好き。」
	105	4. 健康な生活と病気の予防第3学年5 調和のとれた生活と健康②	「⑦塩辛いものは少なめに、あまり熱いものはさましてからとる。」がんを防ぐための12か条。チェック項目有。(b)
新中学保健体育 学研	74	4健康な生活と病気の予防 5生活習慣病とその予防	「資料2 生活習慣病とかかわりの深い生活の例 塩分のとりすぎ」図示(c)。
	76	4健康な生活と病気の予防 5生活習慣病とその予防	「がん 喫煙や動物性脂肪のとりすぎ、塩分のとりすぎ、食物繊維や緑黄色野菜の不足などは、がんにつながります。」「資料4 がんを防ぐための12か条 ⑦塩辛いものは少なめに、(d)」

3. 3. 6. F.カルシウムに富む食品の摂取量の増加について

カルシウムに富む食品の摂取量の増加に関する調査結果を表9に記す。カルシウムに富む食品の摂取量の増加については、中学校の技術・家庭の教科書では東京書籍のみ、保健体育の教科書ではすべてに記述が見られた。

東京書籍の技術・家庭の教科書には、カルシウムを

とる方法を読者に考えさせる表記(下線部 a)や、そのほかカルシウムの摂取について多くの記述が見られた(下線部 b)。一方、開隆堂の教科書には全く記述されておらず、記述に教科書間で大きな差が見られた。

保健体育の教科書では、食生活指針の1つ(下線部 c)や資料(下線部 d)として、カルシウムの摂取を促す記述が見られた。

表9. F. カルシウムに富む食品の摂取量の増加について

中学校

教科書	ページ	表題	表現
新しい技術・家庭 家庭分野 東京書籍	25	1章わたしたちの食生活3食品にふくまれる栄養素を知ろう	「2表を見て、どの食品がカルシウムをとりやすいかを考えましょう。」「2表食品の可食部100gと1回に食べやすい量に含まれるカルシウムの量」図で例が示してある。(a)
	78	3章わたしたちのより豊かな食生活 実習例 栄養的なバランスのよい食事を考えよう	「課題 牛乳が苦手なので、カルシウムが不足しがちである。」「計画・実行①第1章での学習をもとに、カルシウムを多く含む食品を調べる。②カルシウムが十分にとれる料理を調べる。③料理をきめる④材料を準備する。⑤手順を考えて調理する。」「5図食品100g中にふくまれるカルシウム」具体例をあげている。カルシウムが十分にとれる料理の例として、ひじきのいため煮があげられており、カルシウムの量も示されている。「評価・反省…生活にいかすために 牛乳や小魚のほかに、緑黄色野菜などにもカルシウムがふくまれていることがわかりました。家族の好みもきいて、調べた料理を家でつくってみようと思います。また、きれいなにんじんやピーマンを食べやすくする調理方法についても調べてみようと思います。(b)
技術・家庭 家庭分野 開隆堂	—	—	—
	—	—	—
新版中学校保健体育 大日本図書	97	4. 健康的な生活と病気の予防第3学年 2食生活と健康	「牛乳・乳製品、緑黄色野菜、豆類、小魚などで、カルシウムをじゅうぶんにとりましょう。」食生活指針の掲載(c)。
新中学保健体育 学研	71	4健康な生活と病気の予防 3食生活と健康	「資料5 中学生の時期の食生活で気をつけたいこと 牛乳・乳製品を進んでとうろく これらには、体の発育に必要なカルシウムやたんぱく質などが豊富に含まれています(d)。」

3. 3. 7. G.朝食欠食について

朝食欠食に関する調査結果を表10に記す。

朝食欠食については、小学校家庭科教科書では開隆堂のみ、保健の教科書では3・4学年の文教社と3・4、5・6学年の学研、中学校の全ての教科書において記述が見られた。

小学校の開隆堂の家庭科教科書では、朝食の献立を児童が自分でたてるなど、朝食摂取につなげる記述が見られた(下線部 a)ものの、東京書籍の家庭科教科書では朝食に関する記述は全く見られなかった。

小学校保健の教科書では、資料や規則正しい生活を送るための方法のひとつとして朝食が取り上げられていた。

中学校技術・家庭の東京書籍の教科書では、具体的な料理例などが記述されており(下線部 b)、開隆堂の教科書では朝食をとることの意義について説明されている(下線部 c)。

中学校保健体育の教科書でも、朝食をとることを促す記述が見られた。しかし、こちらも教科書によ

って記述に差があり、大日本図書では朝食摂取を促す記述のみ(下線部 d)であるのに対し、学研では朝食をとることの意義についても触れられている(下線部 e)。

3. 3. 8. H.量・質ともにきちんとした食事をする

量・質ともにきちんとした食事をするに関する調査結果を表11に記す。

量・質ともにきちんとした食事をするについて、すべての教科書に繰り返し記述が見られた。チェック項目(表11-2 下線部 b、c)や、バランスよく食べさせるためのグループわけの練習問題(表11-2 下線部 a)など、読者の食に対する知識、意識ともに高めるような記述が見られた。

3. 3. 9. I.栄養成分表示について

栄養成分表示については、いずれの教科書にも関連した記述は見られなかった。

表 10. G. 朝食欠食について

小学校

教科書	ページ	表題	表現
新編新しい家庭 東京書籍	—	—	—
わたしたちの家庭科 開隆堂	54	計画的に生活しよう 1生活を見直そう 2朝の生活を見てみよう	「朝の時間をあわだく過ごしたり、朝食をゆっくり食べられなかったり、時には朝食を食べなかったりすることはないでしょうか。余ゆうを持って一日をはじめることができるように、朝の時間の過ごし方を考えましょう。」
	58	計画的に生活しよう 1生活を見直そう 3朝食に合うおかずを作ろう	「朝食は私たちが午前中に活動するのに必要なエネルギーを得るために大切な食事です。朝、協力して食事の用意などをすると、短時間で作るだけでなく、家族とふれあうことができます。体や手を動かすことによって食欲も増し、おいしく食べることもできます。」 <u>「どんな朝食にするといいかな ごはん、みそ汁と合わせて パン、飲み物と合わせて」朝食例が図示されている。「どのように作るとういかな 買い物・準備 調理 あとかたづけ」について表記されている。(a)</u>
わたしたちのほけん 3・4年 文教社	5	1毎日の生活とけんこう11日の生活	「朝ごはんを食べると体にいいの？」女の子のイラストのコメント
	6	1毎日の生活とけんこう2生活のリズムを見直そう	「ごはんを食べた」朝、昼、夕チェック項目
	13	1毎日の生活とけんこう4けんこうなへやけんこうめいろ	「早ね早おきをして〇〇〇〇をきちんと食べると、元気が出るよ。」クイズ形式。
わたしたちのほけん 5・6年 文教社	—	—	—
	—	—	—
新・みんなのほけん 3・4年 学研	2	1毎日の生活とけんこう1わたしたちの生活とけんこう	「朝ごはん きちんと食べないと……元気に動けない。考える力が出ない。いらいらする。」イラストとともに説明されている。
	6	1毎日の生活とけんこう2リズムのある生活を送ろう	「きのうの放課後からきょうの朝までの生活のようすを、書き入れてみましょう。書き入れることのれい」のひとつとして朝食があげられていた。
新・みんなのほけん 5・6年 学研	31	3病気の予防3生活のしかたと病気	「健康によい生活習慣を身につけるために①自分や家の人の生活の健康度をチェックしてみましょう。□毎日朝食を食べている。」チェック項目の1つとしてあげられている。

中学校

教科書	ページ	表題	表現
新しい技術・家庭 家庭分野 東京書籍	79	3章わたしたちのより豊かな食生活 実習例 規則正しい食生活をめざそう	「30分でできる朝食づくり」「課題 朝食を食べないことが多い」「計画・実行①朝食を毎日食べるために、夜ふかしをしないようにする。寝る前におやつなどを食べない。②自分や家族のために朝食をつくる。③献立を考える④材料を準備する」 <u>料理例が複数記されている(b)。「評価・反省…生活にいかすために 朝早く起きるのはつらいけれど、家族がとても喜んでくれたので、たまには、自分や家族のために朝食をつくろうと思います。」</u>
技術・家庭 家庭分野 開隆堂	27	1.健康的に食べる 2食習慣と食事の役割について考えてみよう	<u>「朝食をしっかりと食べていますか?～1日の活力は朝食から」朝食をとらない弊害や朝食をとることの意義が説明されている(c)。</u>
新版中学校保健体育 大日本図書	97	4.健康な生活と病気の予防第3学年2食生活と健康	<u>「朝食で、生き生きした1日をはじめましょう。」食生活指針の掲載。「自分の食生活を振り返ってみましょう。どのような問題がありますか。例をあげて考えてみましょう。●朝食は毎朝とっていますか。」(d)</u>
	102	4.健康な生活と病気の予防第3学年5調和のとれた生活と健康①	「毎日の生活を振り返ってみましょう。毎日こんな生活をしていませんか。当てはまるものにチェックをしてみましょう。□朝食を食べない。」
	104	4.健康な生活と病気の予防第3学年5調和のとれた生活と健康②	「朝食を毎日とる。」7つの健康習慣の掲載。
新中学保健体育 学研	70	4健康な生活と病気の予防 3食生活と健康	「朝食抜き」図示されており、どんな問題があるか考えさせる内容。
	71	4健康な生活と病気の予防 3食生活と健康	<u>「近年では生活が夜型になって、夜食をとったり、朝食を抜いたりする人が増えてきました。夜食は消化管に負担をかけ、朝食を抜くことにつながります。朝食を抜くと、午前中の活動に必要なエネルギーが不足して、体も脳も十分に働きません(資料4)。生活リズムを整えて、規則正しい食生活を送ることが大切です。(e)」</u> 「資料4朝食をとらないと……朝食をとらないと体温があまり上がらず、体も脳も十分に働きません。また、1日3食よりも2食の方が太りやすいことが知られています。」図示。「資料5 中学生の時期の食生活で気をつけたいこと 朝、昼、晩、いつもバランスのよい食事を 特に、きちんと朝食を食べること、いろいろな食品を食べることを心がけましょう。」

表 11-1. H. 量・質ともにきちんとした食事をするについて

小学校

教科書	ページ	表題	表現
新編新しい家庭5・6 東京書籍	27	2料理って楽しいね！おいしいね！3なぜ食べるのか考えよう	「食品にふくまれている栄養素は、食品の種類によってちがいます。体に必要な栄養素すべてを、ちょうどよい割合でふくんでいる食品はありません。そのため、わたしたちは、いろいろな食品を組み合わせで食べなければなりません。」
	62	5見直そう！毎日の食事3おかずの必要性を考えよう	「どの群からも食品を選んで多くの種類の食品を食べるようにすると、栄養がかたよらず、バランスのよい食事になります。」食品が3つのグループに分けられるという説明の後に記述されている。
	63	5見直そう！毎日の食事3おかずの必要性を考えよう	「体内でのおもなはたらきによる食品のグループ分けの図をみながら、自分の食事の栄養的なバランスを調べてみましょう」組み合わせの例としてごはんのみそしるがあげられている。「いろいろな食品を、バランスよく組み合わせで食べることの大切さがわかりましたか。」チェックして学習時自己評価を行う。
	76	7まかせてね！きょうのごはん1食べ物の組み合わせを考えよう	「わたしたちは、主食やしる物、おかずなどを組み合わせ、いろいろな種類の食品をバランスよく食べることが、けんこうのために必要であることを学習してきました。ここでは、いろいろな食品を組み合わせで、1食分の食事計画を立てられるようにしましょう。」食品の図が並べられ、1食分の食事として食べ物を組み合わせる作業が示されている。
	78	7まかせてね！きょうのごはん2家族の喜ぶおかずをつくらう	「かぞくのために、栄養的にバランスのよい食事を考え、つくってみよう。」
わたしたちの家庭科 開隆堂	41	作ってみよう、調べてみよう 2作っておいく食べよう 2どんなものを食べているだろう	「食品は、主な働きによって分類することができます。働きの違う多くの食品を組み合わせで食べることは、楽しみであるだけでなく、成長し、健康を保つためにも必要です。成長期にある私たちは、特にバランスよい食事をするようにしましょう。」体内でのおもなはたらきによる食品の分類の例について図示されている。
	83	生活に生かそう 2楽しい食事をくふうしよう 11食分の食事について考えよう	「食事を作るときには、食品の種類や分量、調理のしかたなどを考えて計画を立てるようにします。」
	85	生活に生かそう 2楽しい食事をくふうしよう 11食分の食事について考えよう	「健康を保つためには、数多くの食品を組み合わせで食べることが大切です。計画を立てたら、用いた食品を体内での主なはたらきによる三つのグループに分けて、食事の栄養的なバランスが取れているか確かめましょう。」
わたしたちのほけん 3・4年 文教社	17	2育ちゆく体とわたし1体の発育	「食事、運動、休養、睡眠について自分の生活をふり振り返り、どうかえていけいのか考えて、発表してみよう。」この他、「体のよりよい発育のためには」として、バランスの取れた食事の例の絵が載っている。
わたしたちのほけん 5・6年 文教社	31	3病気の予防4生活習慣病の予防	「おやつだけでなく、毎日の食事にも気をつけることが大切だね。」「そうだね。そのほかに、適度な運動や規則正しい生活などを続けることも必要だね。」
新・みんなのほけん 3・4年 学研	4	1毎日の生活とけんこう1わたしたちの生活とけんこう	「食事や運動、きょうよう・すいみんは、けんこうとどのようにかんけいしているのでしょうか。食事をきちんととると……」答えを書き込む形になっている。
	7	1毎日の生活とけんこう2リズムのある生活を送ろう	「わたしは三度の食事をきちんととることをめあてにするわ！」「わたしのせいかつのめあて 三度の食事をきちんと」の箇所例としてあげられている。
	18	2育ちゆく体とわたし2すくすく育てわたしの体	「主食、主菜、副菜と、バランスよく食べましょう」図で例を示しながら説明されている。
	19	2育ちゆく体とわたし2すくすく育てわたしの体	「体をよりよく成長させるためには、調和の取れた食事、てきどな運動、きょうよう・すいみんなどが必要。」「食事や休養・すいみんなどについて、きょうから実行しようとおもっていること(めあて)を書いてみましょう。また、実行してみて感じたことを書いてみましょう。」書き込みスペース有。
新・みんなのほけん 5・6年 学研	31	3病気の予防3生活のしかたと病気	「健康によい生活習慣を身につけるために①自分や家の人の生活の健康度をチェックしてみましょう。□栄養バランスのとれた食事をしている。」チェック項目の1つとしてあげられている。

表 11-2. H. 量・質ともにきちんとした食事をするについて

中学校

教科書	ページ	表題	表現
新しい技術・家庭 家庭分野 東京書籍	18	1章わたしたちの食生活2栄養素のはたらきを知ろう	「現在の日本人の食生活は、平均的には摂取すべきエネルギー量や栄養素がほぼ満たされていて、バランスもとれています。しかし、個人個人の食生活の内容を見ると、必ずしも満足はいく状態ではないこともあります。自分の食生活を振り返り、課題を見つけましょう。」
	20	1章わたしたちの食生活1食事のとり方を考えよう	「けんこうな生活を送るために、2図を見て栄養素の働きを知り、食品を上手に組み合わせて食事をとりましょう。」
	21	1章わたしたちの食生活1食事のとり方を考えよう	炭水化物、脂質、たんぱく質などの栄養素とその働きを紹介が図とともに行われている。
	24	1章わたしたちの食生活3食品にふくまれる栄養素を知ろう	「栄養成分のよく似た食品をグループ分けしたものが、6つの食品群です。必要な栄養素をバランスよくとるために、各群の食品を組み合わせてとるようにします。」P26～29で6つの食品群と摂取量のめやすについて図解されている。
	25	1章わたしたちの食生活3食品にふくまれる栄養素を知ろう	「毎日の食事で食事摂取基準を満たすために、どのような食品をどのくらい食べればよいかを示したものが、食品群別摂取量のめやすです。めやすに示された数値を毎日の食事と結びつけて考えるために、実際に食べる食品で示したのが食品の概量です。各食品群に示された概量をとると、1日の食事摂取基準をほぼ満たすことができるので、献立を考えるときに便利です。」
	32	1章わたしたちの食生活 学習のまとめ	「〇1日の献立を立てましょう。・材料を食品群に分けて栄養的なバランスを確かめましょう。(1日分の記入欄有)」
技術・家庭 家庭分野 開隆堂	24	1. 健康的に食べる 1 毎日の食事について考えてみよう	「健康的な食生活とはどのようなものだろう」「毎日の食事で、どんなことに気をつけたらよいのか調べてみよう」調べる方法の具体例が図示されている。「わたしたちは、生命を維持したり、健康を維持・増進したり、成長したりするために必要な栄養素を毎日の食事からとっています。中学生の時期は身長や体重の増加が著しく、活動が盛んな成長期にあたります。この時期の食生活が、これからのわたしたちの健康に大きく影響していきます。これからの学習を通して、自分の食生活が健康的かどうか、自分で点検できるようにしましょう。」
	26	1. 健康的に食べる 2 食習慣と食事の役割について考えてみよう	「食事はわたしたちが成長し、健康を維持して活動するために欠かすことができないものです。わたしたちが心身ともに健康であるためには、栄養的にバランスのよい食事をする……(以下略)が必要です。」
	27	1. 健康的に食べる 2 食習慣と食事の役割について考えてみよう	「必要な量を、きちんと食べえていますか？」減食ダイエットの危険性について説明されている。
	28	1. 健康的に食べる 2 栄養と健康 1 栄養と栄養素について知ろう	「栄養所要量 わたしたちが健康を維持増進し、成長するために必要なエネルギーや栄養素の量を示したもの」その他、五大栄養素について説明されている。
	29	1. 健康的に食べる 2 栄養と健康 1 栄養と栄養素について知ろう	五大栄養素に関する説明、図示。
	30	1. 健康的に食べる 2 栄養と健康 2 いろいろな食品の栄養素を調べよう	「ひとつの食品にはひとつの栄養素だけではなく、何種類もの栄養素が含まれています。それぞれの食品にどのような栄養素が含まれているかを知り、食品の栄養的な特長について考えましょう。」食品成分表を使って、いろいろな食品に含まれる栄養素の種類や量を調べることを促す記述や、食品例が図示されている。
	31	1. 健康的に食べる 2 栄養と健康 2 いろいろな食品の栄養素を調べよう	六つの基礎食品群の説明と図示。「それぞれの食品群がもつ特徴を知り、食事づくりを生かせるようにしましょう。」六つの基礎食品群と食品例の図示。
	32	1. 健康的に食べる 2 栄養と健康 3 食品を組み合わせてみよう	「どのような食品をどう組み合わせたら、栄養的にバランスのとれた食事になるのでしょうか。1日に必要な食品の種類と量を調べてみましょう。」今日食べて昼食の材料を調べて食品群に分けてみましょう」「毎日の食事で必要な栄養素を過不足なくとるためには、全ての食品群からまんべんなく食品を組み合わせるようにします。」その他食品群別摂取量の目安の説明。
	33	1. 健康的に食べる 2 栄養と健康 3 食品を組み合わせてみよう	六つの食品群別摂取量の目安と食品例の図示。
	52	1. 健康的に食べる 4 食生活を自分の手で 1 食事の計画を立てよう	「献立は、食品群別摂取量のめやすをもとに、食品をバランスよく組み合わせ立てます。」「献立を立てるときは、まず主食、次に主菜、副菜、汁ものとそろえようと考えやすく、栄養的にバランスのよいものになります。」他に、「1食分の食事を整える手順図示。
	53	1. 健康的に食べる 4 食生活を自分の手で 1 食事の計画を立てよう	「4表のような食事をしたとき、夕食にはどのような食品をとればよいでしょうか。朝食と昼食に使われている食品の種類や分量を調べ、夕食の計画を立ててみよう。」他に、「献立点検シートと1日分の献立を立てるときの注意」図示。 <u>練習問題あり(a)。</u>
	54	1. 健康的に食べる 4 食生活を自分の手で 2 食生活を見直そう	「下の図を見て、中学生に不足しがちな栄養素を補うためには、どんな食品をとったらよいのか考えて見ましょう。」「自分の好きなもののだけの食事や間食を続けていると、栄養素のバランスがくずれることにもなります。六つの基礎食品群からかたよりなく、1日30食品を目標に、出来るだけたくさん食品を選ぶようにして、体に必要な栄養素を摂取するようにします。活動や成長に必要なエネルギーは、不足やとりすぎが長く <u>続く</u> と病気の原因になります。」
	59	「健康的に食べる」の学習のまとめ	「〇「1日分の食事」を計画してみよう。献立に使う食品を「食品群別摂取量のめやす」と照らし合わせて、とりすぎたり、不足したりしている食品群はないか調べてみよう。」「栄養バランスのよい弁当を作ろう ポイント①1食分の食事の計画を立てる。主食、主菜を決め、足りないものを副菜でおきながらよくする。②弁当箱につめる。弁当箱の半分に主食をつめ、残りを3等分して、主菜1・副菜2の割合でつめるようにするとよい。」
新版中学校保健体育 大日本図書	96	4. 健康的な生活と病気の予防第3学年 2 食生活と健康	「バランスのよい食生活になっていますか いつでも簡単に食べるものが手に入るようになり、わたしたちの食生活は、べんりなものになりました。一方で、好きなものを好きに好きなだけ食べる食生活が、生活のリズムをくずし、生活習慣病の増加を引き起こしています。」
	97	4. 健康的な生活と病気の予防第3学年 2 食生活と健康	「〇健康によい食生活 ●年齢や運動量に応じて栄養素の質や食事の量を考えること」が大切であると記されている。「 <u>あなたはきのう、何を食べましたか。次の6つの基礎食品群からそれぞれバランスよくとれていたか、チェックしてみましょう。</u> 」(b)
	105	4. 健康な生活と病気の予防第3学年5 調和のとれた生活と健康②	「〇多くの食品を組み合わせた食事 1つの食品で、私たちの体に必要な栄養素の種類も量もじゅうぶんにとることはできません。そのため、わたしたちはいろいろな食品を組み合わせてつくる食事を、毎日食べることが大切です。」「主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。」食生活指針の掲載。
新中学保健体育 学研	71	4 健康な生活と病気の予防 3 食生活と健康	「1」バランスの取れた栄養をとる。」「がんを防ぐための12か条。 <u>チェック項目有(c)。</u>
	76	4 健康な生活と病気の予防 5 生活習慣病とその予防	「健康のためには、栄養素をバランスよくとることが必要です。栄養素の不足やとりすぎは、さまざまな障害の原因となります。」「資料5 中学生の時期の食生活で気をつけたこと 朝、昼、晩、いつもバランスのよい食事を 食べ過ぎ、偏食、ダイエットにはご用心」
	104	ふり返ろう	「がん 喫煙や動物性脂肪のとりすぎ、塩分のとりすぎ、食物繊維や緑黄色野菜の不足などは、がんにつながります。」「資料4 がんを防ぐための12か条 ③食べすぎをさけ、脂肪はひかえめに」「3. 以下のことが説明できますか。・健康のためには、どんな食生活を送ることがたいせつか。」

4. 結論

結果をまとめると、小学校の学習指導要領には、家庭科を中心として、生活習慣病に直接、あるいは間接的に関連のある記述が見られた⁹⁾。

一方、中学校の学習指導要領には、生活習慣病に直接関連する記述は見られなかったものの、保健体育と技術家庭の家庭分野において、生活習慣病に間接的に関連することが予測される記述が見られた。

教科書では、生活習慣病について、小学校、中学校ともに全ての教科書において記述が見られた。

適正体重の維持については、中学校保健体育の教科書に間接的に関連する記述は見られるものの、適正体重の維持を促す記述は見られなかった。

脂肪エネルギー比率の減少については、小学校中学校の教科書ともに関連する記述が見られたが、その記述内容については同じ教科の教科書であっても、取り上げ方に差が見られた。

野菜摂取量の増加については、同じ教科の教科書でも、出版社によって取り上げているところと取り上げていないところがあり、内容にも差が見られた。

食塩摂取量の減少については、小学校中学校の全ての教科書に記述が見られたものの、その取り上げ方については教科書によって重要度に差が見られた。

カルシウムに富む食品の摂取量の増加については、中学校の保健体育の教科書に記述が見られ、技術家庭については1種のみで重点的に取り上げられていた。

朝食欠食については小学校中学校の教科書で記述が見られるものの、教科書によって記述の内容に大きな差が見られた。

量・質ともにきちんとした食事をすることについては、すべての教科書に繰り返し記述が見られた。

以上の結果から、小学校中学校の学習指導要領、教科書における生活習慣病を予防する食生活の指導状況について以下の課題が導き出された。

- ・ 生活習慣病に関連のある項目について、記述されている教科書とされていない教科書がある
- ・ 記述されていても、取り上げ方の重要度や指導の具体性などが教科書によって異なっていた。

以上のことから、生活習慣病に関連する項目、予防指導の内容はいまだ教科書によって統一されていないことがわかる。ひとつの事項、例えば野菜の摂取量増加について、ある学校では教えられ、その他のある学校では教えられていないのであれば、それは公教育として平等であるとはいえない。このため、義務教育における生活習慣病予防教育については改

善の余地があると考えられた。

※注釈※

- 1) 中村 (2001)、吹野 (1997)、岸田 (2006)、久道 (1998)
- 2) 村田 (2000)、辻岡 (2002)
- 3) 文部省体育局学校健康教育課 (1998)、文部省体育局学校健康教育課 (1999)
- 4) 中村 (2001)、岸田 (2006)、村田 (1996)、福渡 (1996)
- 5) 村田 (2000)、辻岡 (2002)、村田 (1996)、岡田 (2007)、熊野 (2008)、高石 (2005)、児玉 (1996)
- 6) 上原 (2001)、甲田 (2001)、神田 (2000)、萩原 (1999)、佐藤 (1998)、柳 (1997)、平田 (1994)
- 7) 藤井 (2008)、群馬県高崎市立寺尾中学校(1998)
- 8) 文部省、小学校学習指導要領、大蔵省印刷局、1998、文部省、中学校学習指導要領、大蔵省印刷局、1998
- 9) 本研究は江頭財団の支援を受け実施されている。本研究への協力を心から感謝したい。

参考文献

- 井上岳、一次予防の重要性、糖尿病ケア、2 巻(1)号、pp.21-26 (2005)
- 上原真理子ほか、小学生への喫煙防止教育のアンケート調査結果について、第2 報、沖縄の小児保健、28 号、pp.27-31 (2001)
- 岡田知雄、子どもにおける生活習慣病とその対策、15 巻(3)号、pp.328-334 (2007)
- 乙丸晶世ほか、小学生に対する生活習慣病予防のための健康教育のあり方に関する文献的考察、保健婦雑誌、59 巻(12)号、pp.1172-1177 (2003)
- 神田晃ほか、小児の肥満度変化と生活習慣に関する3 年間のフォローアップ研究、肥満研究、6 巻(1)号、pp.55-60 (2000)
- 岸田典子ほか、学童の健康状況・生活習慣と生活習慣病予備軍のスクリーニング方法に関する研究、県立広島大学人間文化学部紀要、1 号、pp.31-45 (2006)
- 久道茂、「生活習慣病」の考え方、日本公衆衛生雑誌、62 巻(2)号、pp.92-94 (1998)
- 熊野宏昭、認知行動療法を用いた生活習慣病対策、臨床スポーツ医学、25 巻(2)号、pp.119-124 (2008)
- 群馬県高崎市立寺尾中学校、生活習慣病の予防に焦

- 点を当てた健康教育、群馬県高崎市立寺尾中学校、生活習慣病の予防に焦点を当てた健康教育、スポーツと健康、30 卷(2)号、pp.38－41 (1998)
- 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会、「健康日本 21」中間評価報告書 (2007)
- 甲田勝康ほか、思春期における身長増加と総コレステロールの推移、3 年間の継続的研究、学校保健研究、43 号、pp.109－115 (2001)
- 児玉浩子、小児のメタボリックシンドロームの対策、日本医師会雑誌、136 卷、pp.266－269 (2007)
- 坂本元子、小中学生における小児期の成人病対策、日本公衆衛生雑誌、60 卷(12)号、pp.864－868 (1996)
- 佐藤幸美子ほか、学校における肥満児の追跡調査、慶應保険研究、16 卷(1)号、pp.70－73 (1998)
- 三省堂提供「大辞林 第二版」
- 高石昌弘、ヘルスプロモーションに基づく生活習慣病の予防、スポーツと健康、30 卷(2)号、pp.26－29 (1998)
- 辻岡三南子ほか、青少年期における生活習慣病の予防、臨床スポーツ医学、19 号、pp.293－298 (2002)
- 中村伸枝ほか、学童とその親の日常生活習慣・健康状態と親の気がかりから見た看護活動の方向性、小児保健研究、60 卷(6)号、pp.721－729 (2001)
- 萩原忠ほか、肥満児童に潜在する臨床医学的所見と保健指導プログラムの評価、岩手医学雑誌、51 卷(4)号、pp.401－416 (1999)
- 平田大介ほか、埼玉県栗村における児童・生徒の成人病予防、地域医学、8 卷(12)号、pp.631－640 (1994)
- 吹野洋子ほか、富士市学童の栄養摂取状況、生活活動および血液正常に関する研究、栄養学雑誌、55 卷(3)号、pp.1119－1128 (1997)
- 藤井千恵ほか、家庭・学校・地域連携による児童生徒の生活習慣病予防活動の試み、日本公衆衛生雑誌、9 号、pp.790－797 (2008)
- 福渡靖ほか、新しい地域保健体制における小児期からの健康的なライフスタイルの確立について、日本公衆衛生雑誌、60 卷(12)号、pp.869－876 (1996)
- 村田光範、小児期からの成人病予防について－その現状と今後の課題、日本公衆衛生雑誌、60 卷(12)号、pp.842－844 (1996)
- 村田光範、子どもの生活習慣に関する諸問題、日医雑誌、124 卷(4)号、pp.497－501 (2000)
- 文部省、小学校学習指導要領、大蔵省印刷局 (1998)
- 文部省、中学校学習指導要領、大蔵省印刷局 (1998)
- 文部省体育局学校健康教育課、学校における生活習慣病の予防に関する指導と管理、スポーツと健康、30 卷(2)号、pp.34－37 (1998)
- 文部省体育局学校健康教育課、新学習指導要領に見る健康的な生活習慣の形成と生活習慣病の予防、スポーツと健康、31 卷(8)号、pp.15－18 (1999)
- 柳久子ほか、小児生活習慣病予防検診と事後指導は動脈硬化の危険因子を減らせるか－10 歳児における介入に関する 3 年後の追跡調査、日本公衆衛生雑誌、44 卷(3)号、pp.174－183 (1997)

【研究ノート】

食に関する指導の現状と課題 — 栄養教諭・学校栄養職員・学校栄養士のアンケート調査から —

片渕結子*・中村 修**・本田 藍*

Consideration on the Present State and Issues of Food and Nutrition Education —Based on the Questionnaire Survey of Nutrition Teachers, Nutrition Staff, and School Nutritionists—

Yuiko KATAFUCHI, Osamu NAKAMURA and Ai HONDA

Abstract

In order for children at every school to acquire the basic abilities to have healthy dietary lives, it is necessary to secure certain learning opportunities and quality of study in dietary education at every school. In this study, therefore, we clarified the present states and issues of collaboration between nutrition staff and school personnel as well as support systems in food-related guidance. In addition, we clarified the present state of education on lifestyle-related diseases in food-related guidance. As the study method, we used the questionnaire survey of a total of 355 nutrition staff members in three districts of A, B, and C.

The items that students need to acquire through school meal / dietary education are diverse, and the priority placed on prevention of lifestyle-related diseases was not high among the goals of food-related guidance. Furthermore, many nutritionists think they have not studied enough to implement education on prevention of lifestyle-related diseases. As such, there are issues regarding education on prevention of lifestyle-related diseases. Also, it became clear that nutritionists thought food-related guidance depended on the school's situation and the support system by the government and school were inadequate.

Key words : food and nutrition education, questionnaire, nutrition teachers, nutrition staff, school nutritionists

1. 緒言

2005年に食育基本法が制定され、食育が国の政策として推進された。学校の責務・役割として食育の推進に積極的に取り組むことが掲げられ、子どもたちへの食育の重要性が示された(内閣府 2005)。また、学校における食に関する指導の推進のために、栄養教諭制度が創設された。栄養教諭制度創設以前から、学校における食に関する指導は、給食指導や家庭科をはじめとする各教科での指導、学級活動などでも行われてきた。しかし、それぞれの立場で個

別に食に関する指導が行われてきた。現在、食に関する指導を学校全体で取り組むため、給食指導や各教科の指導を、全体計画の中で、体系的、継続的に行うことが求められている。そして、栄養教諭はその要として、食に関する指導の全体計画の策定の中の中心的役割や、各教職員間の連携、調整、さらには地域や家庭との連携を行い、食に関する指導のコーディネーターとしての役割を担うことが期待されている。しかし、連携の要として期待されている栄養教諭であるが、その配置は地域によって異なっている状況がある。なお、子どもたちに健康的な食生活を実践するための力を身に付けさせるためには、食に関する指導において家庭科も重要であると考えられる。家庭科は知識の習得だけでなく、実践的、体験的活動を通じて、技能習得も行う。栄養、献立、食

* 長崎大学大学院生産科学研究科博士後期課程

** 長崎大学大学院生産科学研究科

受領年月日 2009年 5月 31日

受理年月日 2009年 5月 31日

品選択、調理、食文化など食生活について総合的に指導を行う教科である。石井（2006）は、学校における食育では、家庭科と給食指導が中心であり、家庭科の学習と給食指導は全ての教科、領域の連携を図っていく上で重要な役割をもっていると述べている。

また、学校教育における食に関する指導では、野菜の栽培や残菜を減らす取り組みなど様々であり、地域や学校ごとに内容や実施回数に差が見られる（例えば、楠本ら 2008；渡邊ら 2006）。このような状況は、子どもたちの学習機会や学習の質などの面で不平等であり問題があると考えられる。さらに、食に関する指導の重要性が認められているにも関わらず、食に関する指導のための授業時間の設定はなされず、食物領域を有する家庭科の授業時間数の増加も行われていない。このような現状では、全ての子どもたちに健全な食生活を営むための力を身につけさせることが難しいと考えられる。このように、食に関する指導には多くの課題がある。

一方で、学校教育における生活習慣病予防教育の重要性が指摘されている。わが国では糖尿病などの生活習慣病患者の増加などが見られ、一般診療医療費のうち約3分の1が生活習慣病に関する医療費であるという実態（内閣府 2007）がある。現在の国民における健康問題の第1が生活習慣病であるとも言われている（村田 2007）。生活習慣病は生活習慣が関わって引き起こされるが、発症するまで自覚症状がなく、突然重篤な症状が発症する。現在、大人に限らず、子どもの生活習慣にも食生活の乱れや運動不足など多くの問題がある。そして、肥満や高脂血症などの生活習慣病の蔓延は小児期から起きている（岡田 2001）。このような状況の中、小児期における生活習慣病予防教育の必要性が指摘され（永田ら 2008）、学校教育が重要な役割を果たすべきであるとされている（村田 2000）。井上（2005）は6歳頃より肥満傾向の者の割合が大きく増加していることから、小学校低学年時期からの導入教育が必要であり、学校などにおける健康教育を通じて基本的な生活習慣の形成を図れるように取り組む必要があると指摘している。桑原（2005）は子どものころからの健康教育が重要であるとし、「生活習慣病」という具体的、かつ切実な今日の課題を中心に支援していくことが大切であると考え、中学校での実践に取り組んでいる。このように、生活習慣病予防教育の重要性が指摘されながらも、食に関する指導においては、ねらいが多岐にわたり、生活習慣病予防が明

確なねらいとして定められていない。現在でも、バランスよく食べるための指導など、生活習慣病予防につながる教育は実施されている。しかし、子どもたちの健康状態や、乱れた生活習慣の現状などから、食に関する指導においても生活習慣病予防教育が、今後、さらに重要になると考えられる。

そこで、本研究は、全ての学校で子どもたちに健全な食生活を営むための基礎的な力を身に付けさせることができる教育システムの構築を最終目的とした。その第一段階として、本論では、栄養教諭・学校栄養職員・学校栄養士（以下「栄養士」とする）と教職員の連携、栄養士への支援体制、食に関する指導における生活習慣病予防の指導の現状と課題を明らかにすることを目的とした。

2. 栄養教諭制度の創設と配置状況

1997年の保健体育審議会の答申以来、学校における食に関する指導は給食の時間を中心に特別活動、教科指導、総合的な学習の時間など学校教育活動全体の中で学校給食を「生きた教材」として活用されつつ行われてきた。しかし、明確に学校における食に関する指導体制が整備されてこなかったために、地域や学校ごとの取り組みがまちまちであった。そこで、食に関する指導が国民的な課題であることから、栄養に関する専門性に裏打ちされた効果的な食に関する指導をすべての学校で行うため、新たに栄養教諭制度が創設された（金田 2005）。しかし、栄養教諭の配置は学校給食の実施そのものが義務的ではないこと、現在の学校栄養職員も学校給食実施校すべてに配置されているわけではないこと等から、栄養教諭の配置は義務的なものとはせず、公立学校については地方公共団体の、国立及び私立学校についてはその設置者の判断に委ねられるべきであるとされた（文部科学省 2004）。その結果、2005年より栄養教諭の配置が開始されたが、配置されていても十分とはいえない都道府県があり、都道府県ごとに配置に差が見られる（文部科学省 2008）。この状況を受け、文部科学省から各都道府県教育委員会に2007年に「栄養教諭の配置促進について（依頼）」が出され、栄養教諭の配置及び配置拡大を依頼した。しかし、配置が義務ではないため現在でも配置が推進されていない地域もあり、地域ごとに差がある状況である。村上ら（2006）は、栄養教諭が複数校を兼任している場合には、連携授業のための事前打合せを行わなかった場合が優位に高く、教職員が担当してもらいたい授業に入ってもらえないことなどを

明らかにしている。そのため、栄養教諭が1校に専属的に配置する必要性があるとし、配置形態に関わる問題点については、今後の栄養教諭制度の定着や活用のために最も改善していかなくてはならない点であると考えている。このように、食に関する指導の取り組みが地域や学校ごとに様々であることの解決策として期待された栄養教諭制度であるが、現在の配置に差がある状況は問題である。

このような状況の中、栄養教諭未配置校においては、学校栄養職員や学校栄養士が食に関する指導の推進を担っている場合も少なくない。また、センター方式を取っている学校では、1人の栄養士が複数の学校を兼任しており、食に関する指導の実施回数が少なくなる傾向があることが認められている（楠本ら 2008）。このため、栄養士未配置校、栄養教諭未配置校などの状況に左右されず、全ての学校で全ての子どもたちに最低限の基礎基本となる内容を指導するための方法について検討する必要があると考えられる。

3. 栄養教諭の職務

「食に関する指導体制の整備について（答申）」では、栄養教諭は、教育に関する資質と栄養に関する専門性を併せ持つ職員として、学校給食を生きた教材として活用した効果的な指導を行うことが期待され、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとしてその職務とすることが適当であるとされている。具体的な役割は、「食に関する指導」、「学校給食の管理」、「食に関する指導と学校給食の管理の一体的な展開」が挙げられている（文部科学省中央教育審議会 2004）。文部科学省が作成した、「食に関する指導の充実と栄養教諭に期待される役割」を図1に示す。栄養教諭には「食に関する指導の計画策定への参画」「他の教職員との連携協力による食に関する領域や内容に関する指導」などが期待されている。また、図1に示されているように、食に関する指導の充実のためには、各教科や学級活動など、学校教育全体で行われなくてはならない。それぞれが連携して行う必要があり、栄養教諭の食に関する指導のコーディネーターとしての役割にも期待がある。

しかし、従来の学校給食の管理業務に加えて、このような様々な役割を担うことで、栄養教諭の業務や責任が過重になると考えられる。そして、栄養教諭制度が食に関する指導の推進に有効的に機能しなくなると考えられる。鈴木（2007）の調査では、学

校栄養職員が食育実践を行っていない理由の大半は、給食に関する作業時間の影響であった。また、伊波（2007）は栄養教諭が教科指導に充てられる時間には制約があることが、容易に推測できるとし、教科指導をはじめとする栄養教諭との連携のあり方を模索する必要があると指摘している。さらに、尾崎ら（2008）は栄養教諭に期待される「食に関する指導について」の具体的な捉え方には統一性がなく、また内容の説明についても曖昧であり、役割が明確とは言えないと指摘している。このように、栄養教諭は期待が大きいにも関わらず、従来の業務の軽減もなく、役割が明確でない。

4. 研究方法

調査は、A、B、Cの3地区の栄養教諭、学校栄養職員、学校栄養士355名を対象に平成20年8月～9月にかけて自記入質問法により実施した。A地区では163名中136名、B地区では82名中71名、C地区では110名中106名から回答を得た。合計313名から回答を得た。回収率は88.17%であった。また、調査は地域が特定されないことを前提として行った。

調査内容は、食に関する指導の際の教職員・教科との連携、行政の支援体制、給食・食に関する指導を通じて身につけさせたい事項、給食献立の脂肪エネルギー比率、栄養士の生活習慣病予防の指導に関する知識や指導能力などである。C地区では食に関する指導における、生活習慣病予防の指導の実態についても調査を行った。

5. 結果および考察

5. 1 食に関する指導の目標について

「給食、食に関する指導を通じて身につけさせたい事項」について質問したところ、回答は多岐に渡っており、8項目で50%以上の栄養士が「身につけさせたい」と回答した（図2）。最も多くの栄養士が身につけさせたいと回答した項目は「栄養バランスがよくなる」で214人（68.4%）であった。次いで、「食料や農業の大切さを身に付ける」208人（66.5%）、「食品選択の知識を得る」203人（64.9%）であった。「生活習慣病が減る」は144人（46.0%）であった。このように、給食、食に関する指導によって身につけさせたい事項は栄養士ごとに異なっていた。さらに、栄養士は給食、食に関する指導によって身に付けさせたい事項として、複数の項目に回答していた。栄養士の食に関する指導の目標が様々な背景には、食育の言葉の定義が広義であるこ

とがあると考えられる。食育の意義や概念などについての研究はこれまでもなされてきた（例えば、足立 2005；上岡 2006）。しかし、食育の意義や実践の対象は限定されることなく、立場によって定義や意義は異なっている。そして、食に関する指導の手引きに示されている目標也多岐にわたっている（表 1）。そのため、栄養士が身につけさせたいと考えている事項が多岐に渡っていることは当然であると考えられる。

5. 2 食に関する指導における教職員との連携

「食に関する指導体制の整備について（答申）」や「食に関する指導の手引き」などでは、効果的な指導を行うためには、校長のリーダーシップの下、関係する教職員が連携・協力して取り組むことが必要であるとされている（文部科学省中央教育審議会

2004；文部科学省 2007）。特に、栄養教諭には連携・調整の要として、コーディネーターとしての役割が求められており、食に関する指導の推進には栄養士と他の教職員との連携を欠くことができない。

「食に関する指導を行う際に教職員との連携がうまくいっていると思う」と回答したものは、150 人（47.9%）であった（表 2）。連携がうまくいっていないと答えた理由の記述から主なものを表 3 にまとめた。「打合せの時間が確保できない」が特に多く挙げられた。また、センター勤務であり複数校担当している場合や非常勤職員の場合などは、他の教職員と連携を行うことは難しいことが挙げられた。さらに、栄養士が他の教職員と普段からコミュニケーションが取れているかどうか、食に関する指導を連携して行うことができるための要因となっていた。鈴木（2007）は、教科担当者と栄養士の連携協力に

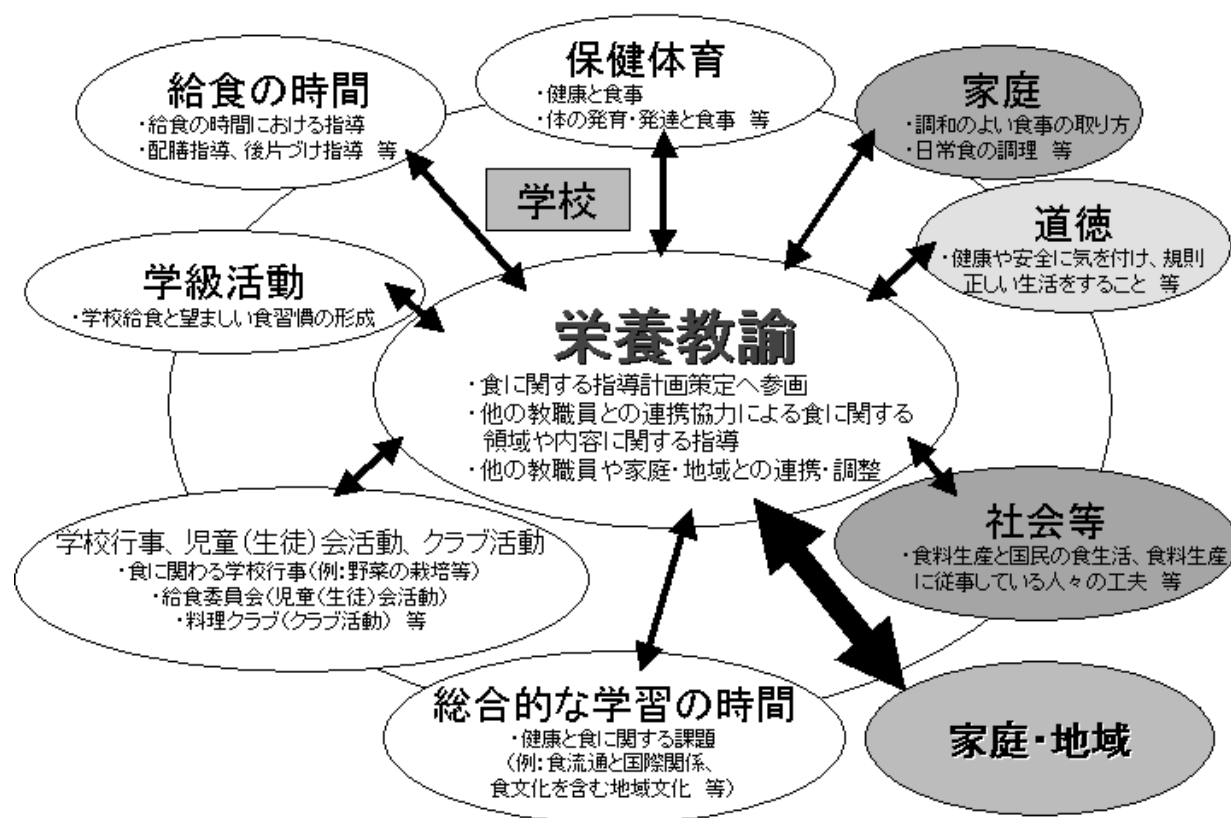


図1 食に関する指導の充実と栄養教諭に期待される役割（文部科学省作成）

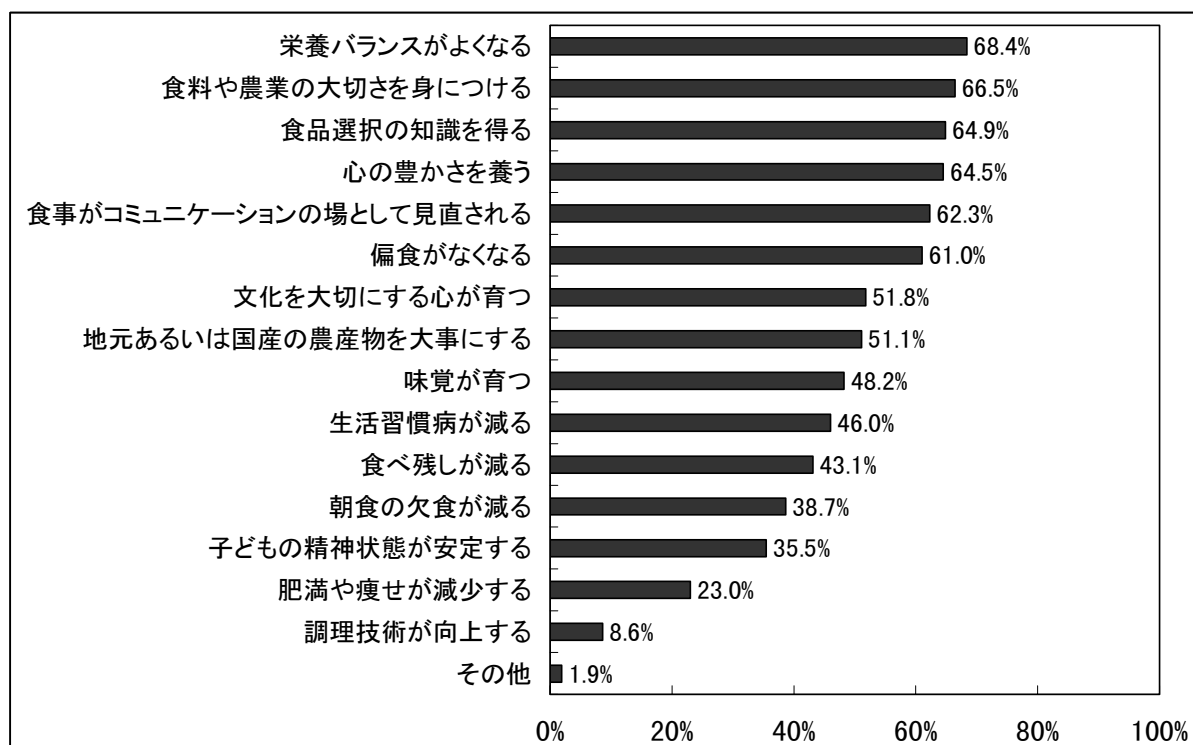


図2 給食、食に関する指導を通じて身につけさせたい事項（複数回答）

n=313

表1 食に関する指導の目標

- 食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。
- 心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事の取り方を理解し、自ら管理していく能力を身につける
- 正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身につける
- 食物を大事にし、食物の生産などに関わる人々へ感謝する心をもつ
- 食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身につける
- 各地域の産物、食文化や食に関わる歴史等を理解し、尊重する心をもつ

表2 教職員との連携がうまくいっていると思うか
人(%)

	教職員との連携
はい	150 (47.9%)
いいえ	119 (38.0%)
その他	44 (14.1%)

n=313

よる授業運営が、担当者らの職場の人間関係に左右される実態は、子どもたちの学習機会と質の均等の面で問題であると述べている。なお、うまくいっていると答えた理由では、「学校長のリーダーシップがある」「教職員が食に関する指導の必要性を感じている」「小規模校なので連携が可能である」「普段からコミュニケーションが取れているため連携が可能である」などが挙げられた。以上から、他の教

職員と連携を図るためには「栄養士と担当者の普段の人間関係が良好であること」「事前打合せ時間の確保ができること」「学校全体の食に関する指導に対する意識の高まりがあること」が必要であると考えられる。尾崎ら（2008）の調査でも連携授業に関する問題の内容は「時間に関するもの」が最多であり、次いで「学校・教職員の認識に関するもの」が多く挙げられていた。

5. 3 食に関する指導の全体計画

平成21年度から施行された学校給食法では、「校長は当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連づけつつ、当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成すること、その他の必要な措置を講ずるものとする。」とされた。食に関する指導の全体計画は「作成され、実践されている」

表3 教職員との連携がうまくいっていないと答えた理由

①学校、他の教職員の状況に関わるもの
学校の教職員内での共通理解がされていない、教職員の食に対する意識が希薄である
教職員が忙しそうでコミュニケーションをとれない
コミュニケーションが取れている教職員とは連携できるが、そうでない教職員とは難しい
栄養士任せである
食に関する指導の時間がもらえない
事前の打ち合わせ、事後の指導のお願いがしにくい
②栄養士自身に関わるもの
時間がなく、指導までできない
どう連携してよいのか分からない
自分に積極性がないので関われない
③事前打ち合わせに関わるもの
打ち合わせの時間が確保できない、教職員と時間が合わない
事前打ち合わせの際に担任から聞かされていた児童・生徒の実態とは違ったりする
④センター勤務に関わるもの
センター勤務であり、教職員と話をすることが得られない
センター勤務であり、児童・生徒の実態が分からない
所属校では連携も可能だが、それ以外の学校の教職員と普段のつながりがないため、難しい
センター勤務の為所属校以外では、給食担当の教職員との話し合いがほとんどであり、他の教職員と話ができない
⑤継続的な指導に関わるもの
単発で指導を行うことが多い
全体計画がないので計画的に関わっていくことができない
⑥非常勤職員に関わるもの
非常勤職員の場合、他の業務に追われ、指導のための時間がとれない
非常勤職員のため、立場が弱く授業に入ることができない

が 128 人 (40.9%)、「作成されているが実践されていない」が 97 人 (31.0%)、「作成されていない」が 61 人 (19.5%)であった (表 4)。全体計画の作成状況は 71.9%であった。また、計画を作成していても食に関する指導を実践していない場合があり、食に関する指導を進めていくためには、様々な課題があり、実践が困難な状況があることが考えられる。全体計画は、作成することが目的ではなく実践されてこそ意味があるものである。そのため「作成され、実践されている」が約 4 割に留まっていることは問題であると考えられる。

表 4 食に関する指導の全体計画の作成、実践状況

	人 (%)
作成され、実践されている	128 (40.9%)
作成されているが実践されていない	97 (31.0%)
作成されていない	61 (19.5%)
無記入	27 (8.6%)

n=313

5. 4 食に関する指導における栄養士への行政の支援体制

食に関する指導の行政の支援体制については、充分であるという回答が 65 人 (20.8%)に留まった (表 5)。さらに、A 地区では 47 人 (34.6%)、B 地区では 16 人 (22.5%)、C 地区では 2 人 (1.9%)であった。この結果は、栄養教諭の配置人数と比例しており、行政が栄養教諭の配置に積極的であるかどうか、栄養士が支援体制が十分であると感じる要因であると考えられる。支援体制が充分でないと答えた理由の記述から主なものを表 6 にまとめた。「栄養教諭配置への支援」「業務の明確化がなされていない」「業務が過重であり、人員不足」に関わる内容が多く挙げられた。

5. 5 食に関する指導における生活習慣病予防の指導の現状

5. 5. 1 給食献立の脂肪エネルギー比率

平成 19 年度国民健康・栄養調査によると、脂肪エネルギー比率が 25%以上の者の割合は年々増加する傾向にある (厚生労働省 2008)。脂質の過剰摂取

は肥満や高脂血症などに関与している。さらに、脂質の過剰摂取の習慣が、子どもの食物の選択や食嗜好に影響を及ぼし、生活習慣病予防の視点から大きな問題となっている（岡田 2001）。そのため、脂質の摂取に関する指導は重要であると考えられる。

学校給食における脂肪エネルギー比率の基準は「25%～30%」である。しかし、平成 17 年の日本人の食事摂取基準では、17 歳以下の基準が、それまでの「25%～30%」から「20%～30%」へと変更された。

表 5 食に関する指導において行政の支援体制は充分か

	A 地区	B 地区	C 地区	合計
はい	47 (34. 6%)	16 (22. 5%)	2 (1. 9%)	65 (20. 8%)
いいえ	66 (48. 5%)	48 (67. 6%)	94 (88. 7%)	208 (66. 5%)
その他	6 (4. 4%)	5 (7. 0%)	4 (3. 8%)	15 (4. 8%)
無記入	17 (1. 3%)	2 (2. 8%)	6 (5. 7%)	25 (8. 0%)

n=313

表 6 支援体制が充分でないと答えた理由

①栄養教諭に関わるもの
栄養教諭配置のための予算が十分でない、行政が栄養教諭の採用に消極的である
栄養教諭の免許を取るための支援体制がない
県に栄養教諭の指導主事が配置されていない
支援体制が充分でなく、栄養教諭になると激務になる
②業務、勤務先に関わるもの
職務内容、指導の内容が具体的に明確化されていない
地区としての食に関する指導の方針や具体策が示されていない
学校配置の栄養士が少ない、人数不足である
栄養士としての職務以上に雑務が多い
給食管理、食に関する指導の両立のための支援体制が不十分である
③研修に関わるもの
研修が少ない
非常勤が受けられる研修が少ない
実践的な研修が少ない
④教材に関わるもの
食に関する指導書がない、指導方法のマニュアルが欲しい
⑤その他
食育といいながら調理の外部委託などで調理現場は合理化が進んでいる
栄養士個人の力に頼るところが大きい

表 7 提供している給食の脂肪エネルギー比率と教材としての給食としての理想の脂肪エネルギー比率

人 (%)

	30～25%	25～20%	20%以下	無記入
実際の献立の脂肪エネルギー比率	178 (56. 9%)	115 (36. 7%)	5 (1. 6%)	15 (4. 8%)
教材としての給食の理想の脂肪エネルギー比率	117 (37. 4%)	151 (48. 3%)	25 (8. 0%)	20 (6. 4%)

n=313

表 8 脂肪エネルギー比率に関する理由

①現状の割合が適切とする理由

文部科学省の基準に従うべきである

脂質の取りすぎは心配だが、子どもの摂取基準に合わせた PFC バランスが整ったものが理想である

成長期の子どもには脂肪も必要である、それほど低くする必要はない

ある程度の脂質の摂取は必要。肥満児に対しては個別指導で改善を行うべきである

②現状より低い方が望ましいとする理由

家庭で多く摂っているので少なめがよい

脂質を多く含む献立を好む子どもが多いため

低くしたいが、現状では、おかずの数に限界があるため、エネルギーを満たす為に多めになってしまう

低くしたいが、現状では、毎日牛乳が付く為、脂質がどうしても上がってしまう

肥満や生活習慣病の多くは脂質の摂りすぎが原因であるから

述された理由からは、「文部科学省の基準に従うべきである」「子どもにとっては必要な栄養」という栄養士の考えが伺えた。現状よりも低いほうが望ましいとする理由の記述では、「家庭で脂質を多く取っている現状がある」「低くしたいが、実際には高くなってしまう」という子どもの現状や学校給食の現場の事情などが挙げられた。

5. 5. 2 生活習慣病予防の指導に関する知識及び指導能力

生活習慣病予防の指導に関する知識及び指導能力については、「指導のために十分な知識や指導能力を持っている」という回答が 9.6%に留まった(表 9)。知識や指導能力が十分でないと答えた理由について表 10 にまとめた。病状に関する知識不足などが挙げられた。以上より、食に関する指導において、生活習慣病予防の指導を推進するためには、栄養士の生活習慣病予防の指導に関する知識と指導方法についての研修が必要であると考えられる。また、授業を行う際に、生活習慣病予防に関する知識や発問方法などが確認できる具体的な指導書なども必要であると考えられる。

5. 5. 3 C地区における生活習慣病予防の指導の現状

C地区では、生活習慣病予防の指導は 34.0%で実施されていた(表 11)。指導の担当者は栄養士が 21 回答、養護教諭が 19 回答、担任が 10 回答であった(図 3)。また、指導形態は、チームティーチングによる実施が最も多く、23 回答であった(図 4)。指導は、特別活動、保健の授業、総合的な学習の時間に実施されていた。その他では給食の時間が多く挙げられた(図 5)。

表 9 生活習慣病予防の指導に関する知識及び指導能力は十分か

人(%)	
はい	30 (9.6%)
いいえ	235 (75.1%)
その他	48 (15.3%)

n=313

表 10 生活習慣病予防の指導に関する知識及び指導能力が十分でないと答えた理由

指導の前に書物で確認している
病態の勉強が必要である
時間がなくて勉強できない
指導力不足を感じる
基礎知識があっても、まだ子どもには伝えられない

表 11 C地区における生活習慣病予防の指導の実施状況

人(%)	
実施している	36 (34.0%)
実施していない	66 (62.3%)
無記入	4 (3.8%)

n=106

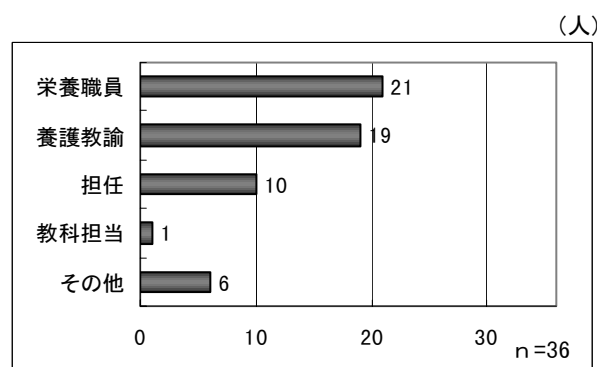


図 3 C地区における生活習慣病予防の指導の担当者(複数回答)

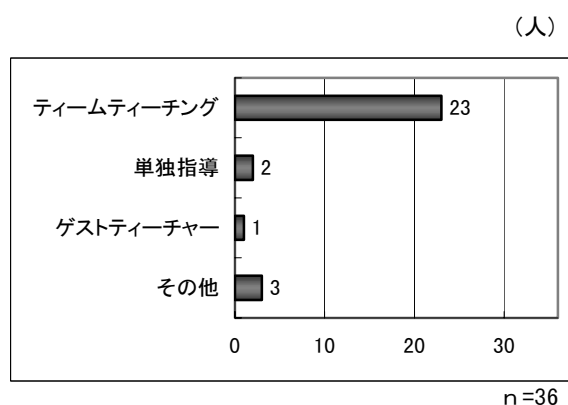


図 4 C地区における生活習慣病予防の指導の指導形態
(複数回答)

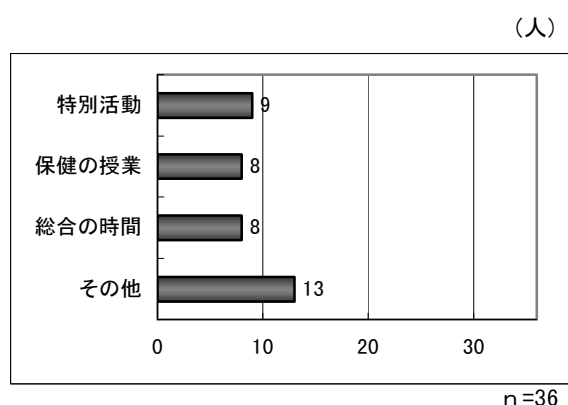


図 5 C地区における生活習慣病予防の指導の実施時間
(複数回答)

以上より、生活習慣病予防の指導は全ての学校では実施されておらず、指導の担当者は栄養士と養護教諭が担う場合が多かった。指導は教科の時間では保健のみで実施されていた。指導の実施がチームティーチングでの実施が最も多かったことから、生活習慣病予防の指導が全ての子どもに実施されるためには、事前打合せの時間の確保などの面で課題があると考えられる。

6. 結語

食に関する指導は、学校の状況に左右され、行政や学校の支援体制も不十分であると栄養士は感じていると考えられる。また、従来の給食管理と食に関する指導を両立するためには現在の業務内容が多すぎることも考えられる。全ての学校に栄養教諭が配置されることが望ましいが、全ての学校に栄養教諭の配置が難しい現状や、栄養士個人への負担の大きさ、職場の人間関係に左右されるような食に関する指導では学校ごとに実施に差があり問題である。今後は、栄養士個人への負担を減らしたり、人間関係に左右されたりしないような指導体制を整備してい

く必要がある。

生活習慣病予防の指導においても課題があり、食に関する指導における生活習慣病の指導を推進するためには栄養士に研修を行うとともに、具体的な指導方法について示す必要があると示唆された。また、チームティーチングでの実施が多かったことから、全ての学校で実施するには打合せ時間の確保などから課題があると考えられる。そのため、生活習慣病予防の指導を全ての子どもに対して同様に実施するためには、教科の時間に担当教員によって実施ができる授業の展開が望ましいと考えられる。そのため、学習指導要領を踏まえた指導の提案が必要であると考えられる。

なお、食生活に関する指導は家庭科が長年担ってきており、栄養や食品選択、調理、食文化など食生活について総合的に指導が行われてきた。家庭科教員と栄養士がそれぞれの専門性を活かし、連携することで、食に関する指導はさらに充実すると考える。家庭科教員との連携方法の検討については今後の課題である。

謝辞

本研究の実施にあたり、ご多忙の中、アンケート調査にご協力くださいました栄養士の方々、関係者の皆様に心より感謝し、お礼を申し上げます。

引用・参考文献

- 足立己幸、衛藤久美：食育に期待されること、栄養学雑誌、第 63 巻、2005、pp201 - 212
- 石井克江：学校における食育の現状と今後のあり方（特集 食育の推進）、中等教育資料、第 55 巻、2006、pp14 - 19
- 井上岳：一次予防の重要性（次世代の子どもたちのための糖尿病予防）、糖尿病ケア、第 2 巻、2005、pp21 - 26
- 伊波富久子：「食育」と「家庭科教育」リアリティーと具体性を伴った学びのための栄養教諭との連携、宮崎大学教育文化学部紀要 教育科学、第 16 号、2007、pp123 - 135
- 岡田知雄：小児生活習慣病と栄養・食事―いま、なぜ小児生活習慣病なのか、臨床栄養、第 98 巻、2001、pp390 - 394
- 尾崎沙和子、西本憲弘、香川昭夫：栄養教諭への期待と連携授業における課題の一考察 - 家庭科教諭ならびに栄養教諭・学校栄養職員等への意識調査から -、女子栄養大学紀要、第 39 巻、2008、

pp81 - 91

金田雅代編：栄養教諭論理論と実際、建帛社、2005、

pp3 - 4

上岡美保：わが国の食生活の現状と食育の意義に関する研究 - 福島県河沼郡会津坂下町を事例として

-、農林業問題研究、第 164 号、2006、pp263 - 273

楠本健二、山岸あづみ、戸嶋ひろ野、坂野麻里子、

大森桂、大貫義人、田村朝子：山形県の小学校における食に関する指導の実態、日本家政学会、第

59 巻、2008、pp517 - 524

桑原淳子：中学校での生活習慣病対策について（次

世代の子どもたちのための糖尿病予防）、糖尿病ケ

ア、第 2 巻、2005、pp35 - 38

厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室：平成 19

年国民健康・栄養調査結果の概要、2008、p27

鈴木洋子：小学校における家庭科担当教員と栄養教

員（教諭）の連携による食育の実態と課題、日本教科教育学会誌、第 30 巻、第 2 号、2007、pp9 - 15

内閣府：食育基本法、2005

内閣府：平成 19 年度食育白書、2007、pp54 - 56

永田絵子、大関武彦：3. 食が関連する疾患 3) 子ども

もの生活習慣病・メタボリックシンドローム、小児科臨床、第 61 巻、2008、pp1338 - 1343

村上亜由美、荒井紀子：栄養教諭の小学校配置による

家庭科及び学級活動への影響 - 平成 17 年度福井県における家庭科主任及び学級担任への調査をもとに -、福井大学教育地域科学部紀要（応用科学 家政学編）、第 45 巻、2006、pp1 - 14

村田光範：子どもの生活習慣病に関する諸問題、日

医雑誌、第 124 号、2000、pp497 - 501

村田光範：学校医の立場から - 生活習慣病 - （特集

児童・生徒に今起こっている保健問題と対策）、保健の科学、第 49 巻、2007、pp180 - 187

文部科学省：栄養教諭制度の創設に係る学校教育法

等の一部を改正する法律等の施行について（通知）、2004

文部科学省：食に関する指導の手引き、2007

文部科学省：平成 17～平成 20 年度の栄養教諭の配置状況（平成 20 年 4 月 1 日現在）、2008、

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/08040314.htm（last access 2009/5/27）

文部科学省中央教育審議会：食に関する指導体制の

整備について（答申）、2004

渡邊美穂、中村修、宮崎藍、秋永優子：学校教育に

おける食育の現状、長崎大学総合研究、第 8 巻、

2006、pp53 - 60

【研究ノート】

中国瀋陽市における児童のごみ分別に関する研究

王 正*・豊澤健太**・片渕結子*・薛慧慧**・山口龍虎*・遠藤はる奈*・丸谷一耕*
本田 藍*・秋永優子***・中村 修***

The Study on Children's Waste Sorting in Shenyang City, China.

Sei OU, Kenta TOYOZAWA, Yuiko KATAFUCHI, Keikei SETU, Ryuko YAMAGUCHI,
Haruna ENDO, Ikkou MARUTANI, Ai HONDA, Yuuko AKINAGA and Osamu NAKAMURA

Abstract

We conducted a survey on the waste disposal situation and elementary school children's waste sorting in Shenyang city, China, to check if the "class on waste" in elementary schools that we undertake in Japan is effective also in China.

China's population of 1,307.6 million (2005) accounts for 20% of the world population. Accompanying China's economic progress, the waste problem is now a major issue. Also, local governments' waste disposal costs are increasing every year.

In this study, we researched the outline of waste disposal based on the case examples in Shenyang city, Liaoning province, an inland area of China. Furthermore, we conducted a questionnaire survey on how elementary school students considered and actually practiced waste sorting as citizens. The result revealed that the children's enthusiasm for study on the environment and waste sorting was strong, but information supply by the government and education at school were insufficient.

Keywords : Shenyang City, Waste Sorting, Elementary School

1. はじめに

本研究では、われわれが福岡県築上町、大木町、筑後市で試みている小学校の「ごみ分別授業」「循環授業」（中村ほか 2009）が中国でも有効ではないかという視点で、中国瀋陽市におけるごみ処理事情、小学生のごみ分別に関する調査をおこなった。福岡県大木町、筑後市で実施している授業では、児童のごみへの理解が深まり、ごみ分別能力も向上し、実際に自宅でのごみ分別も徹底するようになった。

ごみ分別授業の成果については、自治体の環境行政からの関心も高く、熊本県山鹿市、長崎県雲仙市でも 2010 年度から実施する準備をはじめている。

中国は、13 億 760 万人（2005 年）と世界人口の 20%を占めている。中国の経済発展に伴って、ごみ問題も大きな課題となっている。また、自治体のごみ処理費用も年々大きくなっている。そこで本研究では、中国内陸部の遼寧省の瀋陽市を事例に、ごみ処理の概要について調べた。また、ごみ分別を、市民としての小学生がどのように受け止め、実践しているのかについて、アンケート調査をおこなった。

2. 「ごみ分別授業」の概要

日本では、家庭ごみの処理は地方自治体の責任でおこなっている。近年の「循環型社会」指向、およびごみ処理費用の低減のために、多くの自治体では、

* 長崎大学大学院生産科学研究科博士後期課程

** 長崎大学大学院生産科学研究科博士前期課程

*** 福岡教育大学家政教育講座

**** 長崎大学大学院生産科学研究科

受領年月日 2009 年 5 月 31 日

受理年月日 2009 年 5 月 31 日

家庭ごみの分別収集をすすめている。

例えば、福岡県筑後市では、「燃やすごみ」「資源ごみ」「燃えないごみ」「粗大ごみ」と大きく4つに別れている。「燃やすごみ」は週2回、指定の場所、指定の時間に、指定の袋にだすことが決まっている。

また、資源ごみは「容器類」として、缶、ビン、ペットボトル、トレイ。「古紙類」として、紙パック、新聞紙、段ボール、雑誌。「その他」として、古布、蛍光管、乾電池、とそれぞれ分別の方法が細かく指示されている。「燃えないごみ」「粗大ごみ」も、細かく出し方が決まっている。

これでは、きちんと学習をしないと、市民は理解できない。

そこで、市民の協力を得るために自治体は、地区の説明会開催、分別の情報提供、ポスター・資料の配付などをおこなって、市民へ働きかけている。

例えば、福岡県大木町（人口1万4千人）では、2007年より家庭の生ゴミも資源ごみとして循環利用している。その結果、ごみの量が4割以上も減った。ごみ処理費用も減らしている。

大木町は「もったいない宣言」をだして、焼却ごみゼロをめざしている。つまり、ごみは出さずに、すべて資源として循環利用する、ということである。

そのため大木町では、市民への働きかけ、説明会だけでなく、小学生を対象にした「循環授業」も小学校と連携しておこなっている。

大木町に隣接する福岡県筑後市では、大木町を参

考に、「ごみ分別授業」を市内のすべての小学校で実施している。

このことで、学校側は社会科教育の充実になり、環境課は、ごみ分別の啓発事業となっている。

成人にごみ分別の指導をしても、そもそも指導する場（説明会）に参加できる人は多くはいない。また、説明会は、わずかな時間しかないため十分な説明ができない。

一方、社会科を利用した授業では、ごみ分別の必要性を丁寧に説明していくことができる。ごみ分別を学習した児童は、学校で実践し、さらに家庭で実践することで、ごみ分別の重要性を理解するだけでなく、分別方法も身につけている。（注1）

筑後市の小学校4年生11クラス（318人）で2009年5月に実施した授業では、ごみ分別テストを授業前に実施したところ、平均53点であったが、授業後は平均78点になった。また、家庭でも分別の実践ができるようになった。

廃棄物処理を担う環境政策の立場からは、安いコストで分別の意識、能力向上が望めるのが「ごみ分別授業」である。そのため環境課の啓発事業として、学校に対して、ワークブックの作成・提供、処理場見学の支援をおこなっている。この事業の費用対効果は、一般の啓発事業と比較して、きわめて大きい。

大木町、筑後市で実施している「循環授業」「ごみ分別授業」は多くの自治体の環境政策担当者から注目され、拡大しつつある。



写真1 大木町くるるんでの「循環授業」



写真2 筑後市水洗小学校での「ごみ分別授業」



写真3 ワークブックに書きこまれた児童の感想
(注2)

3. 瀋陽市の廃棄物政策

3-1 瀋陽市の概要

瀋陽市は中華人民共和国遼寧省の省都であり、中国東北部の主要都市の一つである。瀋陽市は東北地方における経済、文化、交通の中心都市であり、その経済的重要性から省クラスの自主権を持つ副省級市に指定されている。副省級市とは、中華人民共和国の地方自治体の一種であり、特に重要な地級市(二級行政区)で大幅な自主権が与えられる都市のことである。中国全土では、10の副省級市がある。

図1に遼寧省の位置を図2に遼寧省における瀋陽市の位置を示す。2008年現在、総面積12,980平方キロメートル、市区面積は3,495平方キロメートル。総人口は739万人、うち市区人口は508万人である。

瀋陽市は地級市として5市区、4郊区、1県級市、3県を管轄する(表1)。ごみ処理について、瀋陽市建設管理局が管轄する範囲は5市区と4郊区である。



図1 遼寧省の地理位置

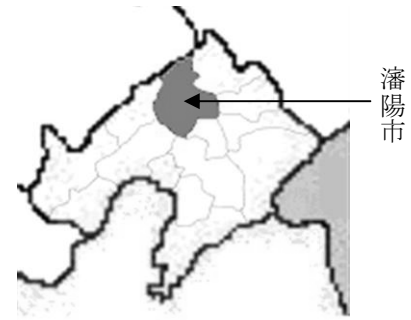


図2 瀋陽市の地理位置

表1 瀋陽市政府の管轄区画

行政区分	管轄区の区画
市区	和平区、瀋河区、皇姑区、大東区、鉄西区
郊区	東陵区、于洪区、新城子区、蘇家屯区
県級市	新民市
県	法庫県、遼中県、康平県

3-2 瀋陽市の廃棄物処理体制

(1) 市民による生活ごみの排出

1994年以前、瀋陽市の社区では、下部が開いてトラックに回収できる鉄製直方体のごみ箱を使用していた。

この鉄製品のごみ箱でごみを収集する時、フォークリフトがごみ箱をトラックの真上に上げ、ごみ箱の下部からトラックに入れる。市民はごみをポリ袋に入れずにそのままごみ箱に捨てていたため、ごみ箱から出る汚水が問題となった。

そこで1994年、瀋陽市政府は「瀋陽市都市袋入り生活ごみ管理規定(以下、「規定」と表記する)」を公布した。この第九条では、社区の住民は毎日朝6時から8時30分の間に、指定された場所にゴミ袋にいれて生活ごみを捨てること。第十一条では、清掃作業員はごみ箱内のごみを当日中に収集することが定められている。また、この定めを違反する市民に対する罰金制度も詳しく定めている。

瀋陽市都市建設管理局の統計では、2009年現在、瀋陽市の63%以上の社区でポリ袋入りの収集方式が採用されている。なお、一部の区域では、まだ鉄製品のごみ箱を使っている。

ごみをポリ袋で収集するようになったため、汚水の問題は解決したが、大部分の社区では分別に対応したごみ収集箱が設置されていない(写真4)。

このため、市民のごみの出し方は定められた分別方法に従ったものではない。

写真5は、ある家庭における分別状況を示す。こ

の家庭では新聞紙やプラスチック、金属など資源として回収できるものは家で分別し、廃物回収所でお金と交換している。一方、分別せずにすべてのごみをごみ袋に入れている市民も多くいる。



写真4 市民が捨てた生活ごみ



写真5 市民の自宅で資源ごみとして分別された新聞紙、紙類、プラスチック

(2) 分別のためのごみ箱の意味

2009年3月5日、瀋陽市都市建設管理局環境衛生所の李課長にヒアリング調査をおこなった。「2004年5月から瀋陽市の道路横に、4,000ほどの分別用ごみ箱を設置した。しかし、瀋陽市民の環境意識が低いため、分別用ごみ箱は機能していない。見せかけだけの存在である。清掃作業員はごみを収集しながら、ごみの分別作業もやっている。」

写真6、7に道路横の分別用ごみ箱を示す。ごみ箱の両側に「可回収物」と「不可回収物」の表示とマークが書いてある。

日本の自治体では、ごみ減量・ごみ処理費用の削減のために、ごみ分別の地域説明会の開催、ポスター、資料の配付などをおこない、市民への啓発活動をおこなっている。一方、中国のほとんどの自治体と同様、瀋陽市政府は市民への分別方法についての情報提供をおこなっていない。ごみ分別のための管

理規定をつくり、ごみ分別用のごみ箱、罰則規定までつくっているにも関わらず、市民への情報提供、啓発事業はない。それゆえ、大部分の市民はごみ分別の方法がわからないでいる。

このような現状について、ヒアリング調査では、李課長は次のように述べている。

「ごみ分別箱の設置は、ごみ分別を実施しているという市の意思表示です。」

「残念ながら市民はごみ分別の意識を持っていない。政府はごみ分別に関する法律と規定を分布していない。市がごみ分別箱を設置するのは、ごみ分別して捨てたほうがよいことを市民に宣伝することでしかない。今後、環境衛生部門としては、ごみ分別について市民にどのように理解させるかについて検討していく。」



写真6 道路横に設置したごみ箱



写真7 ごみ箱の分別回収マーク

(3) ごみ処理の組織と流れ

中国では一般的に、生活ごみの収集と管理業務を担うのは街道弁事所である。街道弁事所とは、日本では市役所にあたる。

瀋陽市の生活ごみの収集と管理は、街道弁事所と物業会社が共同で責任を負っている。環境衛生管理

所の責任は主に街道弁事所と物業会社が収集した生活ごみと公共場所のごみをごみ処理場に運搬することである。物業会社とは建物の衛生・安全などの管理をおこなう会社であり、日本ではビル管理会社にあたる。

瀋陽市における現行のごみ収集から処理の流れは、以下のように定められている。市民がポリ袋に入れて出したごみは、清掃作業員によって大きいブルーのごみ袋に入れられ、集められる。（写真8）集められたごみはトラックで市外の中継輸送場に運ばれ、ここでごみ分別作業がおこなわれる。

金属や、プラスチックなど資源として再利用できるものは分別回収され、残ったものは中継輸送場を経由して、埋立場に運ばれ、埋め立て処分される。しかし、多くの市民は分別をしないため、中継輸送場において、手作業で分別がおこなわれている。それゆえ、市民が分別をおこなうようになれば、運送料、分別作業のコストが大幅に減少する。



写真8 市民が捨てたごみを集める清掃作業員



写真9 収集トラックの回収地点にごみを集める

（4）瀋陽市のごみ処理場

現在、瀋陽市の生活ごみ埋立処理場は二つある。老虎沖ごみ処理場と大辛ごみ処理場である。

老虎沖ごみ処理場は市中心部から 28 km 離れており、埋立場と中継輸送場の二つの役割を果たしている。2003 年 5 月から稼働し、処理能力は一日 1500 トンであり、使用期間 40 年と想定されている。2009 年 4 月 29 日、老虎沖ごみ処理場は埋立メタンガス回収及び発電をはじめた。中国東北地方で最初のごみ埋立メタンガス発電所である。

大辛ごみ処理場は市中心部から 22km 離れており、その面積は 53.9 ヘクタールである。ここは 2006 年から稼働し、処理能力は一日 2000 トン、使用期間は 16.5 年と想定されている。

現在、老虎沖ごみ処理場は瀋陽市から 1800 トン／日のごみを受け入れている。大辛ごみ処理場は 2900 トン／日のごみを受け入れている。二つのごみ処理場とも実際の処理能力以上の生活ごみを受け入れている。この問題解決のため、2010 年までにもう一つ 1600 トン／日のごみ処理能力の新しいごみ処理場の建設が検討されている。

（5）ごみ処理費用

瀋陽市からは一日 4900 トンのごみが出されている。そのうち、およそ 200 トンのごみは資源ごみとして廃棄回収センターが回収している。残りの 4700 トンのごみが前出の二つのごみ処理場で処理されている。

瀋陽市のごみ処理場の一日のごみ処理費用は約 12 万元（約 160 万円）である（表 2）。瀋陽市政府は年間 4 億元以上のごみ処理費用をだしている。（瀋陽市都市建設管理局 2008）。瀋陽市の、ごみ排出量は増加傾向にありコストが増加している。そこで瀋陽市政府はごみ処理有料化を検討している。

表 2 瀋陽市一日ごみ処理場の運営費用（2008 年）

	1 トン当たり費用	一日の費用
埋め立て費	18 元	84,600 元
汚水処理費	27 元	31,725 元
瀋陽市一日ごみ処理場の運用費用		116,325 元

出典：李課長によるヒアリング調査から

4 ごみ分別に関する児童の意識・行動について

瀋陽市のごみ処理量が増えていること、それに伴い市の支出が増えていることを紹介した。仮に、瀋陽市において、市民への啓発を積極的におこない、ごみの分別を徹底することで、ごみが 30%削減されれば、（単純計算ではあるが）ごみ処理場運用費用は、およそ年間 1 億 2 千万元節約することができる。

市民への啓発活動事業費、小学校での「ごみ分別授業」実施費用として、処理費用の1%（400 万円）を投資しても、十分に採算がとれる事業となる。

そこで、瀋陽市における小学生の現状についてアンケート調査をおこなった。なお、アンケート調査項目は多くあるため、本論文の主旨との関連ある一部を紹介する。

4-1 アンケートの方法

・対象、調査方法

瀋陽市の小学校から無作為抽出によって5校を選んだ。その5校の4年生児童849人に対してアンケート用紙を配布し、学級の担任教師にアンケートを依頼する方法で、2009年3月に実施した。学校の協力が得られたため、アンケートは全員から回収することができた。調査に参加した児童は、男子415名、女子434名である。

・質問の設定について

アンケートの質問は、結果を比較検討をするために、項目作成においては、「小学校・中学校・高等学校の児童・生徒のエネルギー問題に対する知識・関心、判断、行動に関する調査研究」（三崎ほか 2005）「ベトナムの小学校の児童、保護者、教師の環境教育に対する意識調査」（グエン 2001）「生徒の環境問題に対する判断と行動」（西川ほか 1998）を参考にした。

4-2 アンケート結果

児童へのアンケートは質問1～10および、ごみ分別テストをおこなった。以下、その一部を紹介する。

<ごみ分別の授業について>

●Q1.「ごみ分別について考えたり調べたりする授業を今までに受けたことがありますか？」

849人の中で29%の児童（249人）が、ごみ分別について考えたり調べた授業を受けたことがあると答えた。残り、71%（600人）はその経験はなかった。

<ごみ分別能力テスト>

瀋陽市の協力を得て、ごみ分別テストを作成した。瀋陽市として市民に理解してもらいたい重要度の順に10の品目を上げてもらい、それを児童がどれほど理解しているかテストをおこなった。（資料1）

質問は10個であり、満点は10点である。

表2に示すような結果となった。平均点数はおよそ5点である。

これは福岡県筑後市で小学校4年生に実施した、ごみ分別テスト平均53点（100点満点）と、ほぼ同じといえる。

表3 ごみ分別テストの正解率

テスト正解率		
①使用済ボールペン	280	32.98%
②新聞紙	780	91.87%
③使用済電池	85	10.01%
④生ごみ	316	37.22%
⑤ビール缶	712	83.86%
⑥ティーバッグ	215	25.32%
⑦ビニール袋	433	51.00%
⑧果物の皮	388	45.70%
⑨紙ファイル	679	79.98%
⑩使い捨て食器	377	44.41%

ちなみに、1994年、瀋陽市は「瀋陽市都市袋入りの生活ごみの管理規定」第十条で、生活ごみの中に有毒・有害な物質を入れることを禁止した。1996年、瀋陽市の小中学校は市の呼びかけに答え、学校の中で使用済の電池回収箱を設置した。

しかし、表3に示すように、849人の中でわずか85人（10.01%）しか使用済電池は「他のごみ」に分別することがわかっていない。大多数の子どもは、使用済電池の分別方法を知らないでいる。

5 おわりに

本研究で明らかになった点は、以下の点である。

瀋陽市では、ごみ分別をすすめているにもかかわらず、市民への情報発信、啓発事業の展開をしていない。その結果、市民の意識は変わらず、ごみの分別はすすんでいない。結果的に、ごみが増加し、処理費用のコスト増加につながっている。

小学生のアンケート結果からは以下の2点が明らかになった。

①ごみ分別について授業で学習していない

これは、調査対象となった4年生だけでなく義務教育全体を通して言えることである。

その背景としては、系統的なごみ分別に関する授業プログラムがない、ということがあげられる。

②低い分別能力

ごみ分別への教育、情報提供がなされていないれば、児童のごみ分別能力は低い。そしてこれ

は、成人のごみ分別能力の低さ、関心の低さへとつながっていく。

以上をふまえて、本研究では瀋陽市における「ごみ分別授業」の必要性、啓発事業としての投資の根拠を明らかにした、と考える。

今後は、瀋陽市の小学校において「ごみ分別授業」プログラムの開発、実践、効果の測定をおこないながら、中国における環境教育普及の可能性を検討していく。

注

1 筑後市でのごみ分別授業については、筑後市から委託を受けて、長崎大学環境科学部中村修研究室が指導、調査をおこなっている。2009年度の授業の成果については、現在整理中である。

2 川に不法投棄されたごみの写真には、「ごみを捨てるなら、ごみ箱に捨てればいい」。ごみ箱の横に捨てられたごみの写真には「ごみ箱が横にあるのに、なぜちゃんと捨てないのかな」、と大人への意見が書かれている。

参考文献

秋永優子・中村修・田中宗浩・甲斐純子・小林法子・古賀夏奈：し尿液肥循環に基づく循環授業プログラムの実施による効果に関する研究、福岡教育大学紀要、第56号、第5分冊、pp147-154 (2007)

王正，秋永優子，中村修：中国の小学校における環境教育の現状、福岡教育大学紀要、第57号、第五分冊、pp99-110 (2008)

ゲン・テイ・タン：ベトナムの小学校の児童、保護者、教師の環境教育に対する意識調査、環境教育、VOL. 11-1、pp45-54 (2001)

中村修・遠藤はる奈・山口龍虎・王正・豊澤健太・片渕結子・本田藍・藤本登：福岡県大木町における循環授業の実践、地域環境研究、長崎大学環境科学部環境教育研究マネジメントセンター年報、第一号、pp71-76 (2009)

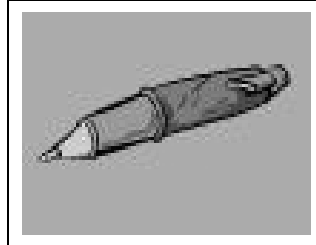
西川純・高野知子：生徒の環境問題に対する判断と行動、環境教育、VOL.7-2、pp40-49 (1998)

三崎隆・中島剛：小学校・中学校・高等学校の児童・生徒のエネルギー問題に対する知識、関心、判断、行動に関する調査研究（1）、環境教育、VOL. 14-3、pp25-34 (2005)

資料2 ご分別テスト

瀋陽市ではごみを三種類に分別しています。右のごみは下の3つのどの種類のごみになるでしょう。

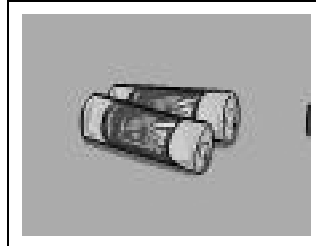
不可回収ごみ（資源ごみ）



①（使用済ボールペン）



②（新聞紙）



③（使用済電池）



④（生ごみ）

可回収ごみ（埋め立て処理ごみ）



⑤（ビール缶）



⑥（ティーバッグ）

他のごみ（別の処理をするごみ）



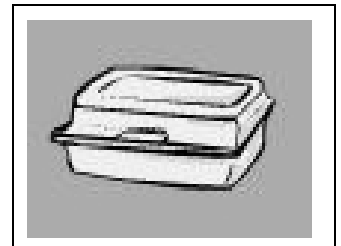
⑦（ビニール袋）



⑧（果物の皮）



⑨（紙ファイル）



⑩（使い捨て食器）

【研究ノート】

中国地方の小水力の歴史

永井健太郎*・中村 修**・畑中直樹***・中島 大****・友成真一*****

The History of Hydropower in the Chugoku Region, Japan

Kentaro NAGAI, Osamu NAKAMURA, Naoki HATANAKA,
Masaru NAKAZIMA and Shinichi TOMONARI

Abstract

Small hydropower is one of renewable energy that is suitable for Japan's geographical feature of annual abundant rainfall. But the exploitation of small hydropower is backward, compared to EU countries. This paper studies a history of small hydropower in the Chugoku region, in which a large number of small hydroelectric power plants remain. By investigating the electrical projects of the region and Japanese modern history, the vicissitude of the small hydropower history of the region is arranged. Until 1945 hydropower development was the main electrical project of Japan and the scale of hydroelectric power plants was getting larger. After World War , the tendency was kept but inflowing of fossil fuel changed the role of hydropower. On the other hand, when energy problem like oil shock happened, some small hydropower plants are constructed with aims of the development of rural communities and the utilization of unused energy. This investigation showed the development of small hydropower is influenced by the international and national situation.

Key Words : small hydropower, Chugoku region,

1. はじめに

世界的に地球温暖化が叫ばれ、日本のエネルギー事情も変化の時を迎えている。自然エネルギーと呼ばれる二酸化炭素の増加を抑える発電方式に注目が集まっている。太陽光・風力・地熱・バイオマスなどが挙げられる。その中に含まれるのが、水力発電。特に、大規模なダムなどの建設を含まない小水力発電も含まれている。小水力発電は、水を利用するために、エネルギー効率や施設利用率、発電の安定性

などから、太陽光・風力について注目を集めている。

本稿では、その小水力発電がもっとも多く残存している中国地方に焦点をあてる。そのうえで、いままでほとんど注目されてこなかった小水力発電の歴史を整理することが、本稿の目的である。

なお、電気事業は経済事業としてスケールメリットを考慮にいて建設されており、いまや大規模な発電所が電力供給量の大きな割合を占めている。それゆえ、「小水力」だけに焦点を当てて論じることが、難しい。

そこで本稿では、はじめは水力発電の歴史を日本の電気事業の歴史から追う。次に、「小水力」が中国地方で拡大するまでの歴史、日本の電気事業の流れを、電気事業の開始から第二次世界大戦の終戦までを概観する。その後、その有用性が注目され、「小水力」が多く開発された戦後から、現代までの流れをその開発主体を中心に整理する。

* 早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科修士課程

** 長崎大学大学院生産科学研究科

*** 長崎大学大学院生産科学研究科博士後期課程

**** 全国小水力利用推進協議会

***** 早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科

受領年月日 2009年 5月 31日

受理年月日 2009年 5月 31日

2. 電気事業の開始と水力発電のはじまり

中国地方で電気事業がはじまったのは、1890年の岡山電燈の開業であった。一方、日本全国では、1887年（明治20年）に東京電燈が架空配電による電力供給を開始したのははじまりである。その後の1895年（明治28年）までに全国各地で34社の事業者が開業している。

当時の発電施設は、開業した34社中、火力発電が22社、水力発電が9社、火力水力・受電が3社という構成になっており、電力事業の黎明期は火力発電所がその比重を占めていた。もちろん、中国地方に開業した岡山電燈も火力発電施設を備えている。

当時の電力供給は主に、電燈用に発電されており、明治28年末では、全国で約2万1千戸へと供給され、電燈数は約9万6千燈であった。電燈普及は都市部に集中しており、東京・大阪・京都だけで、全体の約60%である1万2,670戸と5万9,685燈を占めていた。当時の電燈は高級消費財として扱われており、電燈10燭光（ランプ10台分のぐらいの光の強さ）ひとつだけを日没から午後12時までの点燈すると、月1円もかかった。ちなみに、当時の紡績業の作業員男性の月給がおよそ6円60銭ほどであった。また、米1.5キ

ロが8銭から10銭の時代である。一般市民には電燈は贅沢品であった（中国地方電気事業史 p9）。

中国地方では、1890年（明治27年）5月15日に岡山電燈が開業し、続いて同年10月20日に広島電燈が開業している。

発電自体は、それより前に紡績所で自家発電による電燈の使用がはじまっており、1888年（明治21年）10月に岡山紡績会社が照明として電燈を採用したのを皮切りに、1893年（明治26年）までに玉島紡績所、広島紡績所、倉敷紡績所、福山紡績所が次々に自家発電による電燈の使用を開始している。また、このほかにも海軍学校や政府機関にも電燈が採用され、明治25年には、島根県笹々谷鉱山で汽力発電による10kWの自家発電がおこなわれ、電燈とともに原動機の使用も開始された。これが、中国地方での電力利用の始まりとされている（中国地方電気事業史 p28）。

電気事業者の開業者の推移を見ると、中国地方 5 県では、明治 27 年に 2 社が開業し、1914 年（大正 2 年）までに、45 社が開業している。県別で見ると、未開業も含め、鳥取・島根が各 5 に比べ、岡山県 17、広島県 21、山口県 11 となっている（表 1）。これは、山陽側での工業の発展が電燈・電力の需要を生

表 1 明治27年～大正2年までの開業した電気事業者

年	鳥取	島根	岡山	広島	山口
明治27年	—	—	岡山電燈	広島電燈	—
明治28年	—	松江電燈	—	—	—
明治29年	—	—	—	—	馬関電燈
明治30年	—	—	—	尾道電燈	—
明治31年	—	—	—	—	山口電燈
明治32年	—	—	—	広島水力電気	—
明治36年	—	—	—	加計電燈	—
明治40年	鳥取電燈	—	—	—	—
明治42年	山陰電気	—	—	備後水力 呉電気※	—
明治43年	—	—	津山電気 倉敷電燈	—	岩国電軌※※
明治44年	倉吉電気	—	西大寺電燈	鞆電気 三原電気 三次電気 広島呉電力※※	防府電燈 宇部電気 萩電燈
大正1年	岩井電燈 境電気	浜田電気 出雲電気 隠岐電燈	美作倉敷電気 北備電気 井原電気 真庭電気 岡山電軌※	中国電気 広島電軌	小郡電燈 大島電気 大津電気
大正2年	—	益田電気	児島電気 浅口電気 伊部電燈	吉田電気 芸備電気	長府電燈

※電気鉄道

※※一般供給および電気鉄道兼業。岩国軌道は43年3月より電燈・電力供給開始。広島呉電力は44年10月広島水力電気と呉電鉄の合併により設立。

出典：「中国地方電気事業史」

表2 鳥取電燈の主要施設

発電所名	使用河川	発電所位置	使用水量 (m ³ /s)	有効落差 (m)	水車	発電機	出力 (kW)	竣工年月
荒舟	上池川	鳥取県岩美郡上舟村大字上荒舟	0.20	72.7	ペルトン	三相交流	100	明治40年5月
川中	智頭川	鳥取県八頭郡社村大字川中宇油免	2.55	20.0	フランシス	三相交流	300	明治44年8月
金屋	智頭川	鳥取県八頭郡社村大字金屋	2.80	23.6	フランシス	三相交流	400	大正5年3月

出典:「中国地方電気事業史」

み出したためである（中国地方電気事業史 pp28-29）。

岡山電燈をはじめとし、広島・松枝・馬関・尾道・山口電燈各社の発電施設は、30～50kW の火力（汽力）発電であり、現在から見れば小規模である。全国的に見ても、電力事業の黎明期には火力発電施設が多い。そんな中、全国ではじめて水力発電事業をはじめるのが、明治 25 年 5 月に完成、送電を開始した京都市営の蹴上発電所である。蹴上発電所は、開業当時水量 5.6 m³/s、有効落差 36m、ペルトン式の水車、80kW の発電機 2 基で発電を開始した。

当時の日本の電気事業は、大都市の電燈に供給する「小規模火力」としてスタートしたが、「大規模水力」による電力供給を目的とした蹴上発電所は、特異な存在として位置づけられている（中国地方電気事業史 p12）。当時の発電施設としてはかなり大規模なものであり、これ以降の発電所の「大規模化」のはじまりでもある。実際、蹴上発電所はその後様々な発電機が輸入・導入され、1895 年（明治 28 年）末には 19 台、合計約 1,800kW と、当時の水力発電所の中で「大規模水力」を実現させている。

中国地方で初めての水力発電所は、1899 年（明治 32 年）に稼動した広島水力電気の水力発電所である。蹴上発電所と同様に、この発電所は当時では先駆的事业である「長距離・高圧送電」を実現した「大規模」水力発電所であった（中国地方電気事業史 p75）。

明治 32 年 3 月に竣工した広発電所は、黒瀬川の水を使用し、広島県賀茂郡広村宇滝の久保に位置した。水路は全長約 1.3km におよび、使用水量は 1.03 m³/s、有効落差は 81.8m、水車はペルトン社製の 300 軸馬力が 3 台、発電機は GE 社製三相交流 1,150V、出力 250kW 発電機 3 台を使用し、合計出力 750kW であった。広発電所は、広から広島市と呉市に最長 26km の送電線で配電し、この配電距離は、当時最長であり、多くの専門家が見学に訪れた。

水力発電施設の建設が進んでいなかった中国地方において広発電所の設備は全国的に見ても先駆的・例外的な規模であった。

さて、明治 20 年代に全国で相次いで設立された他の水力電気会社は、15～60kW と 100kW 以下の規模の

ものが多く、主にその役割は小都市近郊の電燈の需要に対応するものであった。

しかし、広発電所のような大規模・遠距離送電の発電所の登場により、明治 30 年代以降は、大規模化の傾向が少しずつではあるが全国的に進みつつあった。

たとえば、明治 40 年に中国地方で開業した鳥取電燈の設備は次のようになっている（表 2）（中国地方電気事業史 pp69-70, p156）。

明治 40 年 5 月に竣工した荒舟発電所は、出力 100kW、明治 44 年 8 月に新設した川中発電所は 300kW、そして、大正 5 年 3 月に完成した金屋発電所は 400kW と、少しずつ出力が上がっているのがわかる。このように、電気事業開始から、1920 年代、30 年代へと進む間に、水力発電施設の中で「小型」と「大型」の差がすぐに開きはじめていった。

3. 「大規模化」のはじまり

3-1. 水力発電の経済性

「大規模化」という変化は、電気供給状況の動きや電燈使用者となった他産業部門の発展が大きく影響している。当時の日本は、明治政府により富国強兵・殖産興業の政策が取られており、とくに、綿糸紡績業の機械化・電氣化が進んでいた。綿糸紡績業は、大きく発展し、欧米からの輸入綿糸を押し付け海外市場へと進出し、一躍「産業の精華」の地位に躍り出していた。そんな時期にはじまった電気事業は夜間の電燈供給を主なサービスとし、夜間の工場作業の手元を照らし、紡績業の発展を支えていた。そのために、産業発展とともに電気事業も発展した。

そして、更なる需要が生み出される。それは、昼間の電力供給の開始である。電燈普及による需要の伸びに対応するために、設備を拡充した東京電燈が事業を拡大し、昼間の電力供給を開始した。その結果、工場における更なる電動機の導入を促し、工場の電氣化が進んだ。この需要の増加が、水力の価値を高めることとなる。

昼夜の発電となったことにより、燃料を必要とする火力発電所は、燃料費の増加に伴いコスト高に陥った。また、運転費、支出全般、収益が、石炭価格

表3 水・火力別発電力の推移 一般供給

年	水力		火力		合計	
明治40年	25,691kW	34.50%	48,782kW	65.50%	74,419kW	100%
41年	44,341	43.1	58,451	56.9	102,792	100%
42年	57,126	48	61,895	52	119,021	100%
43年	79,271	47.7	87,037	52.3	166,308	100%
44年	116,331	51.9	107,896	48.1	224,227	100%
大正 1年	199,180	57.6	146,557	42.4	345,737	100%
大正 2年	285,752	62.2	173,363	37.8	459,115	100%

出典:「中国地方電気事業史」

の変動に大きく影響されるようになった。

一方、水力発電は、発電所建設に火力発電とは比較にならないほど大きな初期投資が必要である。しかし、一度建設してしまえば、火力の耐用年数が20年といわれるなか、50年と長く、かつ、24時間フル稼働したとしても、燃料費が一切かからず、運転費用がふえることはない。また、当時の夜間電燈の需要が無い昼間に、水力による発生電力を動力用電力として供給する選択肢も生まれた。電化が進む工場に24時間、低コストで、しかも安定的に電力を供給することが可能になったのである。

こうした水力発電の経済性が、水力の「大規模化」をさらに進める要因となる。

水力発電所の「大規模化」を本格化させたのが、東京電燈が明治40年に完成させた山梨県大月市駒橋の駒橋水力発電所である。この発電所は、送電距離76km、送電電圧5万5,000V、調整池式の出力1万5,000kWというまさに大規模水力発電所として誕生した。

都市部に低廉な電力を大量に供給する体制が作られ、技術的にもほぼ完成された(中国地方電気事業史 p17)。

この発電所の建設は、日本の水力発電事業躍進のはじまりとして位置づけられている(日本電気事業史 p42)。そして、経済的にも時代の要請に合致した「大規模」水力発電所は、その後次々と建設される。一般供給における水力・火力の比率でも、1907年(明治44年)についに逆転し、水力51.9%、火力48.1%となり、明治が大正になった翌年、大正2年には水力62.2%、火力37.8%となる(表3)。

中国地方でも総出力において水力6,758kW、火力が5,199kWと水力が火力を上回り、電力供給は、完全に水主火従時代へと移行する。

このような「大規模水力」への流れの本格化は、水力発電の経済性や大規模化によるスケールメリット、石炭価格の不安定などが要因となっていた。

この発電所の「大規模化」は、大正・昭和と進むうちにさらに明確になる。一方、小規模な水力発電

施設は電気事業の表舞台から姿を消すこととなる。

このあと水力発電は、電気事業者の増加による自由競争の激化、それと平行した慢性不況下でのカルテルの形成、戦時統制下とめまぐるしく変動していくなかで、さらに大規模化していく。

一方、小規模水力が「小水力」として表舞台に現れ、中国地方で多く建設されるのは、戦後の激しい電力不足の時期になってからである。

4. 電気事業者の合併と集中から見る水力発電所の変遷

電気事業のはじまりとその経過、そして水力発電の「大規模化」への流れを1914年(大正3年)頃まで概観した。次に、水力発電の変遷を1914年(大正3年)の第1次世界大戦頃から1945年(昭和20年)の第2次大戦までを概観する。

1914年(大正3年)から終戦までの日本は、めまぐるしい変動を経験する。第1次世界大戦の勃発による好景気、大戦後の反動恐慌、慢性的な不況状態、そして戦時体制、第2次世界大戦と、電気事業は日本経済の激しい変動に大きく影響され進んでいった。

第一次世界大戦の好景気を受けて電燈・電力需要は急増し、大正10年頃までに電気事業者は増え続け、事業者間の競争は激化していった。そして、合併と吸収がはじまった。その後の反動恐慌において、その傾向はさらに加速し、事業者数は減少傾向に入る。恐慌下において全産業で合併が進み、大企業へと集中していく。都市部の電気事業では、5大電力(東京電燈・東邦電力・大同電力・宇治川電力・日本電力)が形成される。中国地方も同様に電気事業者の合併が進んでいった。

大戦ブーム時に急増した電力需要により電力不足に陥っていたなか、猪苗代発電所が大正4年に完成する。出力3万7,500kWで、特別高圧11万5,000kWによって東京までの230kmを送電したこの発電所は、大規模水力の有用性をはっきりと示した。好景気と石炭の高騰の後押しもあり、大水力電気会社が多く出現し、水力の大規模化はさらに促進された。

表4 広島電気が継承した発電所

発電所名	発電所位置	出力(kW)	継承年月	摘要(継承・開発元)
亀山	広島県安佐郡亀山村	2,100	大正10年8月	広島電燈
棕梨川	広島県豊田郡河内町	980	大正10年9月	広島電燈
広第一	広島県賀茂郡広町	750	大正10年10月	広島呉電力
広第二	広島県賀茂郡広町	700	大正10年11月	広島呉電力
河内	広島県佐伯郡河内村	200	大正10年12月	広島呉電力
江川	広島県又三郡木村字	3,000	大正10年13月	広島呉電力
永野山	広島県御調郡諸田村	750	大正10年14月	広島呉電力
布野	広島県又三郡布野村	50	大正10年15月	広島呉電力
旭	鳥取県日野郡旭村字荘	2,000(250)	大正15年8月	山陰電気
江尾	鳥取県日野郡江尾村	1,000	大正15年8月	山陰電気
下畑	鳥取県東伯郡竹田村下畑	150	昭和2年12月	倉吉電気
下西	鳥取県東伯郡竹田村下西	500	昭和2年12月	倉吉電気
牧	鳥取県東伯郡旭村欠戸	940	昭和9年12月	倉吉電気

※旭発電所の()内は、初期の出力

表5 広島電気合併後の水力発電新規開発

発電所名	発電所位置	出力(kW)	竣工年月
太田川	広島県安佐郡久地村	6,000	大正14年4月
河面	広島県芦品郡安佐村	1,000	大正15年6月
熊見	広島県又三郡作木村	11,000	昭和2年10月
加計	広島県山県郡加計町大字加計	12,600	昭和5年4月
川平	鳥取県日野郡江尾	1,250	昭和6年8月
栗栖川	広島県佐伯郡四和村栗栖	2,500	昭和7年10月
下山	広島県山県郡芸北町細見	10,500	昭和9年11月
王泊	広島県山県郡芸北町細見	2,200	昭和10年5月
土居	広島県山県郡戸河内町土居	8,000	昭和13年11月
打梨	広島県山県郡戸河内町向山	22,500	昭和14年7月
黒板	鳥取県日野郡日野町下黒坂	15,000	昭和15年7月

出典:「中国地方電気事業史」

電気事業の変動と水力の大規模化の傾向は、中国地方の電気事業者の所有する発電所の変遷にもあらわれている。例えば、明治27年に開業した広島電燈は、芸備電気や中国電気などを買収している。また、明治44年に開業した広島呉電力は、馬木水力電気株式会社を買収するなどし、大正5～10年の間に12の事業所を買収・合併している。

そして、この二つ事業者が大正10年8月に合併し、中国地方の中心的存在となる広島電気が誕生する。その広島電気の継承した水力発電と新規開発したものに、大規模化の流れが見て取れる(表4・表5)。表4が広島電気が継承した発電所の一覧である。当然のことながら、発電所が竣工したのは大正10年以前のもものがほとんどである。広島電燈が開発した亀山発電所(出力2,100kW、使用水量27.80m³/s、有効落差13.6m、フランシス水車、三相交流)や広島呉電力が開発した江川発電所(出力3,000kW、使用水量27.80m³/s、有効落差13.6m、フランシス水車、三相交流)などは規模が大きいものの、その他はほとんどが

1,000kW未満であった。広島電気が誕生し新規に開発したものは、一転して大規模のものが多く、すべて1,000kW以上であり、中には1万kWを超えるものも建設されはじめている。

表6は、大正6年4月に、旧出雲電気と松江電燈が合併し、新たに誕生した出雲電気の水力発電施設の変遷である。出雲電気は、旧出雲電気が建設した窪田発電所(出力3,000kW、使用水量2.40m³/s、有効落差28.5m、フランシス水車、三相交流)と旧松江電燈の北原発電所(出力920kW、使用水量3.06m³/s、有効落差40.0m、フランシス水車、三相交流)などから出発し、その後、他の電気事業者を合併している。表6に見られるように、合併時に継承したもののほとんどが1,000kW未満であるのに対して、合併後に新設された発電所は1,000kWを超える規模になっている。また、大正15年3月に合併し、中国合同電気株式会社となる中国水力電気と姫路水力電気の水力発電施設の一覧と、中国地方で初めてとなる県営の電気事業である山口県営電気の水力発電所一覧(表7・8・9)

を見てみると、2、3の例外を除けば、やはり新設された施設のほうが規模が大きくなっている。このように水力発電の大規模化が本格化する一方で、電気事業の黎明期のころに建設された小規模発電所は、吸収・合併の嵐の中で、老朽化や再開発のもとで次々に廃止されていく。広島電気では、継承した1,000kW

以下のガス力・汽力発電所11箇所を廃止し、水力では江川発電所（3,000kW）を昭和2年10月に廃止している。出雲電気は、石見水力工業から継承した南谷発電所（50kW）を昭和8年9月に廃止した。山口県営電気では、昭和4年3月に中外電気から継承した木谷川発電所（360kW）を、昭和8年8月には美祢水力電気

表6 出雲電気の水力発電所の変遷

発電所名	発電所位置	出力(kW)	移動区分	年月	摘要(継承・開発元)
窪田	島根県筑川郡窪田村	300	継承	大正6年4月	旧出雲電気
北原	小原郡日登村	920	継承	大正6年4月	旧松江電燈
湯村	大原郡温泉村	1,000	新設	大正8年11月	—
周布川第一	那賀郡大内村	250	継承	大正11年9月	旧浜田電気
周布川第二	那賀郡大内村	400	継承	大正11年9月	旧浜田電気
乙立	筑川郡乙立村	1,500	新設	大正13年6月	—
太田川	広島県安佐郡久地村	6,000	新設	大正14年5月	—
日原	鹿足郡日原村	330	継承	昭和2年5月	旧石見水力電気
南谷	鹿足郡津和野村	50	継承	昭和2年5月	旧石見水力工業
粕渕	邑智村粕渕村	1,200	新設	昭和2年5月	—
豊川	美濃郡豊川村	3,720	新設	昭和3年9月	—
匹見	美濃郡匹見村	1,870	継承	昭和3年9月	旧匹見水力工業
新日原	鹿足郡日原村	6,770	新設	昭和13年8月	—

表7 中国水力電気の発電設備(大正14年末現在)

発電所名	発電所位置	出力(kW)	移動区分	年月	摘要(継承・開発元)
羽出	岡山県苫田郡羽出村	400	継承	大正11年1月	備作電気
久田	岡山県苫田郡久田村	6,000	継承	大正11年1月	備作電気
富	岡山県苫田郡富村	570	継承	大正11年1月	岡山水電
勝山第一	岡山県真庭郡勝山町	3,200	新設	大正11年8月	—
羽山	岡山県川上郡成羽町	60	継承	大正13年6月	備中電気
影石	岡山県英田郡栗倉村	52	継承	大正13年9月	吉野川水力
筏律	岡山県勝田郡勝田村	40	継承	大正14年4月	勝田水力電気

表8 姫路水力電気の設備(大正14年末現在)

発電所名	発電所位置	出力(kW)	移動区分	年月	摘要(継承・開発元)
南小田第一	兵庫県神崎郡寺前村	900	継承	明治42年2月	姫路電燈
草木	兵庫県宍粟郡繁盛村	690	新設	大正3年5月	—
南小田第二	兵庫県神崎郡寺前村	720	新設	大正8年5月	—
越知谷	兵庫県神崎郡越知谷村	153	継承	大正11年2月	中播電気
神野	兵庫県宍粟郡神野村	1,000	新設	大正12年9月	—

表9 山口県営電気事業の水力発電所の変遷

発電所名	発電所位置	出力(kW)	移動区分	年月	摘要(継承・開発元)
大井川第一	山口県阿武郡柴福村	640	継承	大正13年4月	山陽電気
大井川第二	山口県阿武郡柴福村	200	継承	大正13年4月	山陽電気
阿武川	山口県阿武郡川上村	2,840	継承	大正13年4月	山陽電気
木谷川	山口県玖珂郡広瀬村	360	継承	大正13年4月	中外電気
小瀬川	山口県玖珂郡坂上村	2,700	継承	大正13年4月	中外電気
錦川第一	山口県都濃郡須金村	3,350	新設	大正13年10月	—
錦川第二	山口県玖珂郡美川村	6,580	新設	昭和2月11月	—
日峯川	山口県美彌郡共和村	40	継承	昭和8年4月	美祢水力電気
小瀬川第二	山口県玖珂郡小瀬村	2,840	新設	昭和13年10月	—
間上	山口県都濃郡加見村	5,600	新設	昭和15年8月	—

出典：「中国地方電気事業史」

表10 日発中国支店の水力発電開発一覧

発電所名	使用河川	発電所位置	使用水量 (m ³ /s)	有効落差 (m)	水車	出力(kW)	竣工年月
君田	江川水系神野瀬川	広島県双三郡君田村大字植田	14.00	83.70	フランス	9,620	昭和16年12月
新北原	斐伊川水系斐伊川・阿井川	島根県仁多郡温泉村	25.00	77.80	フランス	15,600	昭和17年11月
澄川	高津川水系匹見川	島根県美濃郡匹見町大字広瀬	14.00	86.37	フランス	9,700	昭和18年7月
吉ヶ瀬	太田川水系太田川	広島県山県郡筒賀村筒賀	20.00	114.10	フランス	18,900	昭和19年4月
勝山第二	旭川水系旭川	岡山県真庭郡勝山町	18.00	35.80	フランス	10,600	昭和20年1月
	旭川水系新庄川	岡山県真庭郡勝山町	5.50	129.67	フランス		昭和19年9月
川手	斐伊川水系深野川	島根県飯石郡田井村	3.00	40.80	フランス	900	昭和19年12月
神野瀬	江川水系神野瀬川	広島県双三郡	10.60	99.35	フランス	7,600	昭和20年2月※

※一部発電開始

出典：「中国地方電気事業史」

から継承した日峯発電所（40kW）を廃止している。

以上見てきたように、大正時代の前半期は、電気事業の躍進期と位置づけられているように（日本電気事業史 1941 p46）、第一次世界大戦の好景気により、電力需要が飛躍的に伸長し、大規模水力への道が開かれた。そして、多くの電気事業者が大規模水力開発へと突き進んでいった。大正12年頃から大規模水力発電所が竣工していったのだが、これは大正時代の前半期の電力需要の伸びを考慮してのことであった。

ところが、日本は大正10年から反動恐慌に見舞われてしまう。これにより、一般産業界は次第に不振、電力供給は過剰状態へとうつり、電力事業界は混乱した。表からもわかるように、昭和に入っても大規模水力発電所の竣工が続き、電力の過剰状態は深刻化していった。そんな中、全国都市部で力を持っていた東京電燈・東邦電力・大同電力・宇治川電力・日本電力が1932年（昭和7年）に5大電力連盟を形成し、競争を排除し、独占へとすすんだ。

そして、1936年（昭和13年）、戦時体制への移行の中、混乱状態の電気事業にも国家統制が必要であるという世論が高まりを受けて、政府は電力国家管理案を発表する。1938年（昭和13年）に電力管理法が公布さら、翌年、第二次世界大戦の開戦する1939年（昭和14年）に日本発送電株式会社が設立され、完全に国家管理体制へ移行した。

中国地方は日発中国支店の管轄となり、既存の発電所の多くは日発に所有権が委譲された。そして、日発の水力発電所開発はさらなる大規模化へと進んでいった（表10）。

第一次世界大戦前後から第二次世界大戦まで、日本の電気事業は大きく変動した。自由競争のもと、事業者が乱立し、競争は激化、反動恐慌のあおりを受けて、電気事業界は混乱した。その結果、電気事業の国家管理の必要性が叫ばれはじめ、昭和7年の電

力連盟の結成、昭和14年の「電気事業法」の改正など、カルテル統制の補強が行われた。

軍部台頭とともに電力事業は国家の管理下におかれる道を進んだ。水力の規模はこの時期に、さらに大規模化へと進み、小規模水力は老朽化や再開発のもと廃止されていった。この時期、出力1万kWを超える大規模水力発電所の出現により、1,000kW未満の水力発電所は、「小水力発電」として区別されるようになる。それは、出力の規模だけでなく、そのほかの特徴を、大規模なものと小規模なものとで分ける言明が戦後登場するからである。そして、この変化が戦後の中国地方での「小水力」の急増につながっていく。

5. 敗戦後の電力危機と小水力開発へ

5-1. 全国の電力供給の状況

昭和6年から15年という長い戦争時代を経て、第2次大戦は1945年（昭和20年）8月15日、日本の無条件降伏で幕を閉じた。敗戦国となった日本は、連合国の直接支配を受けることとなり、米軍中心の長い占領時代が始まった。それとともに、激しい電力不足の時代がはじまる。

ここで電力不足を原因とした、小水力への注目が集まった時代背景を整理する。

終戦直後は、電力需要は減少し供給過剰になると見通されていた。事実、戦時下に稼動していた軍事工場が相次いで停止したことにより、電力消費量は低下していた（中国地方電気事業史 p260）。

しかし、その後一転し、昭和21年から供給不足となる。

第一の原因は、戦災による直接的な被害であった。戦争時の爆撃などにより多くの発電設備が損壊し、発電能力が著しく低下した。特に被害が大きかったのは都市部周辺に位置した火力発電所であった。爆撃の被害を受け、戦災前に可能であった出力の約

44%が失われ、配電設備の約20%が使えなくなっていた(中国地方電気事業史 p358)。一方、水力は都市遠方に位置していたことから空襲等の被害は少なく、可能出力には火力ほどの影響はなかった。しかし、戦時下の厳しい状況での経営が長く続いていたために、発電設備は老朽化、さらに不完全な補修などから、荒廃化が進んでいた。実質15年以上稼動しているものが約52%と半数を超えていたこともあり、事故も多く起こっていた(中国地方電気事業史 p358)。これを補助すべき火力発電所も空襲による被害に加えて、老朽化が進み、さらに発電用の炭の調達が困難になっていたこともあり、出力が大幅に減少していた。

第二に、敗戦による占領政策がある。一時期ではあったが、敗戦国である日本に賠償責任が嫁せられており、火力発電所が徴収対象になっていたり、占領軍による日本経済の改変のための民主化政策により、財閥の解体などが進み、電力業界再編を控え経営状態が不安定になっていたり、電力供給の悪化の要因となった。

以上のような状況下で、電力需要が増加傾向を見せはじめる。一般家庭用需要の増加である。特に電燈需要が、昭和19年の21億3,200kWから、昭和21年には42億6,600kWへと急上昇した(中国地方電気事業史 p359)。また加えて、薪炭・石炭などの燃料不足が電熱利用度を高めたことも増加につながった。統制下により著しく電力使用を押さえ込まれていた反動もあったのだろう。

産業用電力の需要も昭和21年から増加傾向を見せはじめ、電燈・電力の需要量は、1945年(昭和20年)の164億5,800kWhから、1951年(昭和26年)には373億9,700kWhまで増加した(中国地方電気事業史 p359)。

このような需要の増加にたいして、資金難と資材難のために供給側の増強が進まず、昭和21年7月には、一部で使用制限を実施する状態となった。また、翌年の昭和22年の台風被害により水力発電所が被害を受けた。その影響で、さらなる電力不足が進み、電力危機は深刻化し、11月には全国平均約20%の電力使用制限がおこなわれた。この影響で、工場などの生産は停滞、生産費が高騰した。また、一般家庭での停電の頻発などにより国民の間で不安が高まった。しかもこの状況を打破する根本的解決策は見つからず、日発の電力需給予想において昭和25年には約300万kWの電力不足になると予想されるほどであった(中国地方電気事業史 p359)。

5-2. 戦後の中国地方の電力状況(昭和20年から25年まで)

日本全国では以上のように戦争による被害、占領国による国家変革、統制下の電気規制の反動などから電力不足状態となっていたが、中国地方も例外ではなかった。

全国同様、敗戦後の数ヶ月は、電力の過剰供給が目立っていた。当時の日発中国支店が出した1945年(昭和20年)の「事業報告書」によると、敗戦直後の中国地方の電力需要は、戦時中ピークの3分の1に低下していた(中国地方電気事業史 p364)。その年は、近年に比べ豊水だったためもあり、発電量が増え、余剰状態であり、火力発電を使用せずとも、十分にまかなえる状態であった。つまり、敗戦直後は電力不足は無く、むしろ供給過剰に対する対策がとられ、例えば、農業の電化や電気製塩などが進められ、電熱器の使用が奨励されていた。

農業の電化は、戦後の食糧確保とあいまって促進された。例えば、昭和21年3月に中国配電でも農事電化係を設け、専門委員会が各支店に配置された。電気温床施設の改良・電動機の普及・誘蛾灯の普及などが進められた。昭和23年ごろまでには農業の電化は戦前には見られなかったほど促進されていた。また、塩不足対策、そして、過剰電力を消費するために、電気製塩事業も政策レベルで促進さ、一時期は施設等への補助金が支給され、中国地方では火力発電所に電気製塩施設が併設された(中国地方電気事業史 p364)。

しかし、この電力過剰問題は一年足らずで、極度の電力不足問題へと姿を変えた。戦時中は電力量調整や燈火管制などにより極度に電力消費が抑えられていた。終戦によりその燈火管制が1945年(昭和20年)8月20日に解除され、その後、電燈用需要が急激に回復した。産業用電力は早期回復しなかったものの、1946年(昭和21年)の7月の渇水期には電力不足を危ぶむ声が新聞に掲載されるような状態となっていた(中国地方電気事業史 pp364-365)。

それは、石炭不足とともに、戦時中の設備修繕の手抜きや、戦後の物資不足で思うように修繕が進んでいなかったという供給側の状態に問題があった。8月には、電休日指定され、電力不足が表面化していく。また、供給事情の回復の足かせになったのが、敗戦による賠償問題であった。同8月に、中国地方にある8つの火力発電所のうち、三幡・坂・松枝・宇部西・小野田の5発電所が賠償対象に指定され、徴収準備が進められたのである。その後東西冷戦構

造が顕在化し、徴収は取り消されるのだが、この徴収準備のために修繕の遅れ、供給条件をさらに悪化させた(中国地方電気事業史 p365)。

8 月に表面化した電力不足が本格化するのが同年 11 月に入ってからだ。この年の夏は、全国的に水不足となっており、特に中国地方は昭和 14 年以来の大渇水といわれた。石炭不足とともに、発電状況が悪化したのだった。同年 11 月の「日本電気新報」によると、需要電力 40 万 kW に対して、13 万 kW しか提供できていないと伝えている。同じ月の 17 日付の「合同新聞」では、「総停電の一步前、“一世帯一燈”の励行を」を報じている(中国地方電気事業史 pp365)。

電力不足は翌年にも続く。終戦からの電燈需要伸びに加えて、前年昭和 21 年に産業用電力の需要も回復をはじめていた。昭和 22 年 2 月 23 日付の「中国新聞」には、中国地方全域にわたって、夜間の完全停電になったことが伝えられている(中国地方電気事業史 p366)。

このように、一時期は電力過剰状態であった状況は、一転し電力不足へと陥った。それは、電力過剰時期に農業の電化や電熱器の普及対策がとられたこと、すぐに電燈需要が回復し始めたこと、翌年の渇水のための水力発電の発電能力の低下、石炭不足と修繕の遅れによる火力発電の供給状態の悪化などが原因であった。特に中国地方の電力不足は深刻で、電力危機を脱するのは、電気事業が再編成された後、昭和 20 年代末まで待たなければならなかった。

5-3. 中国地方での戦後の電力危機に対する対策

終戦後の昭和 20 年代前半の中国地方は、前述のような激しい電力不足に見舞われていたが、これに対し、早い段階から対策がとられた。はじめは自主規制に任されていたが、電力不足が本格化した 1946 年(昭和 21 年)11 月に省令をもって、「電気需給調整規則」が公布施行され、全国的に電力規制が敷かれた。これにより、新規受電・増加受電・使用目的の変更などが許可制に、超過使用の電力量には超過加算料金制がとられるなどの内容であった。その後、改定されるごとに強化されていった。

そして、この電力の消費規制は常態化し、大口電力の 3 割から 5 割制限にはじまり、電休日の指定が週 2 日から 3 日に、状況により隔日にまで強化させた。一般家庭では一家一燈がすすめられ、しばしば先に触れたように、全面停電に及んだ。1951 年(昭和 26 年)2 月の中国配電の緊急制限の実施要綱には、

「一般のネオンサイン、広告燈、暖房用電熱器、電気ボイラーの使用禁止」「電燈は日中午前 7 から午後 4 時半まで、電熱器は夕方 4 時半から 8 時まで使用不可」「電力契約者は週一回使用できない」などのような記載がある(中国地方電気事業史 p368)。しかし、このような制限はあったものの、守らせるのは難しかったようで、家庭用電力の盗電が常態化し、工場用電力の電休日も守られていなかった。

このような状況のなか、電力危機を乗り切るために、多くの対策が打たれた。消極的な節電運動に始まり、電力使用の合理化とともに、電源開発などの対策が進められた。節電運動では、電力不足の本格化した 1946 年(昭和 21 年)の秋に中国配電の各支店を中心に、各県の商・工・水・農の団体、自治体を交えて進められた。合理化のために、各県の電力協議会や広島商工局などに合理化委員会を発足させ、合理化運動に取り組んだ。1948 年(昭和 23 年)1 月中国配電にも、電力危機突破対策委員会が独自に組織され、使用合理化の普及活動から技術的な設備改善などの対策が進められた。また、この合理化運動の一環として、「電力使用合理化強調期間」や広島商工局が各県の合理化委員会と行った「電力使用優良工場の認定と優遇」などのキャンペーンもおこなわれた。

この一方で電源開発も進められたが、その進展には障害が多かった。戦後の資材難、政府のエネルギー政策の石炭への偏重があり、また電気事業再編成問題も控えていた。大口の発電計画は早期実現困難と目され、一時は小規模水力発電に重点が置かれることもあった。また、実現はしなかったものの、1947 年(昭和 22 年)ごろ山口県のように再編成問題をにらんで戦前の統合政策により廃止された県営発電所の復活を進めようとしていたところもあった。詳細は後述するが、この二つの動きがその後の中国地方の「小水力」発電の建設ラッシュの端緒であると考えられる。

中国地方での電源開発が積極的に計画され始めるのは、電力不足が常態化した昭和 23 年に入ってからである。この年の 2 月に、都万第二発電所・倉見川第二発電所などの新設計画や能率が低下していた各発電所の補修計画などが立ち上がる。

5-4. 中国地方電力増強 5 ヵ年計画

全国的な電力危機に直面していた日本であったが、その抜本的解決策は見つからずにいた。根本的に解決するには安定した電源を開発するのが一番である。

しかし、戦後間もない当時の電気事業者には、電源開発を進めるための十分な資本がなかった。それは、1947年（昭和22年）に政府によって創設された復興金融金庫の資金提供が必要であったことや、1950年（昭和25年）からはじまった米国による見返資金からの貸付が行われたことからみてもわかる。しかも、昭和20年代前半は、政府のエネルギー政策が石炭中心に推移していたために、積極的な電源開発は、昭和20年代後半に行われた財政投融资の展開を待つこととなる。

よって、この昭和20年代前半から中盤までの間の電源開発は、地元の電気事業者が主体となりおこなわれ、中国地方も例外ではなかった。また、行政・地方自治体や需要家団体などと結束し、政府に対し陳情などで働きかけた。このような活動のきっかけになったのが、昭和23年5月に政府によって出された「経済復興計画第1次試案」であった。この案の中に、昭和22年度を基準とした電力増強の5カ年計画が掲げられていた。

中国地方では、この政府試案をもとに、電力復興推進について具体的施策を樹立する目的で結成された中国地方電力復興推進協議会と、中国地方の総合復興開発を立案する組織としてはじまり発展した中国地方総合開発委員会により、電力不足が深刻化した昭和23年には初めて「中国地方電力増強5カ年計画」が策定される。この計画は、経済復興計画第1次試案

にある中国地方の生産計画を想定し、それに必要となる電力の確保および増強対策であり、昭和27年度には電力不足を解消することを目標としたものであった。この計画において、昭和22年度の需要電力量が実績19億7,000kWhであったことから、昭和27年度には29億7,000kWhになると推定した。この推定より、同27年度までに電源の補修改良計画がだされ、水力13万6,000kW、火力7万5,000kW、合計21万1,000kWを目指すものとされた（中国地方電気事業史 p372）。

水力発電所拡充5カ年計画も立ち上げられており、以下の表11のように、水力に関しても、戦前の開発同様に積極的な姿勢が示され、小規模水力の拡充も計画されている。中国電気事業史によると、この表に含まれない多数の小水力発電所の計画があったとされている（中国地方電気事業史 p373）。

このように電力不足対策では地方自治体、電気事業者、産業界を巻き込んで進められていた。そして、中国地方の電源開発も活発化していった。このような背景の中で、小水力発電の建設計画も立ち上がっていた。その後、政府の補助金等の政策が整備されると、小水力発電所の建設に一気に火をつける形になる。中国地方に小水力発電の建設ラッシュが訪れるのが昭和25年から45年である。五カ年計画が立てられた時期は、中国地方の小水力の胎動期として位置づけることができる。

表11 水力発電所拡充5カ年計画表

竣工年	地点名	増加出力(kW)				増加電力量(千kWh)		工程				
		最大	常時	渇水時		自己	下流	昭和23	24	25	26	27
				11月	2月							
昭和23年	倉見川第二	1100	500	480	480	8000	-	2	12			
	小計	1100	500	480	480	8000	-					
昭和24年	秋越	45	45	45	45	350	-		1	8		
	勝山第二	3300	240	890	1450	20510	-		1	10		
	神野瀬	11300	7290	17760	12000	32100	11500		1	12		
	新湯村	8510	2150	3940	5100	53900	-		1	12		
	竹市	3000	550	970	920	15820	-		1	12		
	森原	6300	2700	3820	3730	35600	-		1	12		
	五里山	-	下3310	3310	3310	-	11800		1	12		
	間上堰堤	300	50	50	50	2000	-		1	9		
	小計	32755	16335	30785	26605	160280	23300					
	柴木川第三	3200	740	1190	1570	18700	-			4		
昭和25年	五里山第一	2100	-	2100	2100	7300	-			4		
	沖ノ山	-	下2250	2250	2250	-	9820			4		
	幡郷	2100	560	2100	210	15890	-			4		
	小瀬川第三	4000	1300	1200	900	26000	-			4		
	粕淵第二	△800	△455	-	-	-	-			6	12	
	小計	10600	4395	8840	8920	67890	9820					
昭和26年	明塚	20000	5100	15300	20000	117000	-		3		10	
	樽床	10300	下3460	7770	9610	35200	9220			3		
	長門峡	9540	2090	4720	8470	56500	-			3		
	倉見第一	2400	500	480	350	18000	-			3	10	
	小計	42240	11150	28270	38430	226700	9220					
昭和27年	玖波	10300	下流域減 差引2780	2780	2780	下流域減 差引40600	-				4	9
	亀山	3900	-	-	-	20000	-				4	
	錦川第一	19800	10100	9850	8830	78000	-				4	
	錦川第二	15700	10560	10560	10560	69500	-					
	小計	49700	23440	23190	22170	208100	-					
	計	136395	55820	91565	95475	670970	42340					

「中国地方電気事業史」p373より

注：増加出力及び電力量は本計画にともなう既設発電所の出力増減を加除したものを示している。

出典：「中国地方電気事業史」

表12 中国電力の小水力発電所需給契約口数ならびに発電所の最大出力の推移

年度	鳥取		島根		岡山		広島		山口		合計	
	契約口数	出力(kW)	契約口数	出力(kW)	契約口数	出力(kW)	契約口数	出力(kW)	契約口数	出力(kW)	契約口数	出力(kW)
昭和28年	7	725	2	300	1	600	4	501	1	300	15	2,426
昭和29年	11	1,206	4	575	1	600	7	826	1	300	24	3,507
昭和30年	11	1,206	6	865	1	600	10	1,248	1	300	29	4,219
昭和31年	12	1,476	7	955	1	600	10	1,248	1	300	31	4,579
昭和32年	13	1,918	9	1,145	1	600	14	1,778	1	300	38	5,741
昭和33年	16	2,293	9	1,145	1	600	19	2,257	1	300	46	6,595
昭和34年	18	2,493	10	1,240	1	600	19	2,257	1	300	49	6,890
昭和35年	18	2,493	10	1,240	1	600	22	2,662	1	300	52	7,295
昭和36年	19	2,493	11	1,425	1	600	24	3,042	1	300	56	7,860
昭和37年	19	2,493	11	1,425	1	600	28	3,602	1	300	60	8,420
昭和38年	21	2,763	13	1,825	1	600	30	3,937	1	300	66	9,425
昭和39年	21	2,763	14	2,075	2	1,095	31	4,087	1	300	69	10,320
昭和40年	21	2,763	14	2,075	4	1,795	32	4,537	2	750	73	11,920
昭和41年	21	2,763	14	2,075	4	1,795	33	4,677	2	750	74	12,060
昭和42年	21	2,763	14	2,075	5	2,275	34	4,807	3	1,030	77	12,950
昭和43年	22	2,906	14	2,075	5	2,275	34	4,807	3	1,030	78	13,093
昭和44年	22	2,921	14	2,075	5	2,275	34	4,807	3	1,030	78	13,108
昭和45年	22	2,921	14	2,075	6	2,815	34	4,807	3	1,030	79	13,648

出典:「中国地方電気事業史」

6. 小水力の拡大

6-1. 農協を中心とする小水力の増加

中国地方で小水力発電所の建設が盛んにおこなわれるようになるのが、1950年（昭和25年）にはじめられた「対日援助見返り資金」による融資の決議からである。そして、その数を飛躍増加させるのが、1952年（昭和27年）に制定された「農山漁村電気導入促進法」である。

日本政府は、昭和25年5月16日に「米国対日援助見返資金の私企業に対する貸付について」「米国対日援助見返資金より貸し付けるものとし総司令部の許可あり次第許可金額を許可の条件に従ひ実行する」と閣議決定した。また、同年7月24日にも参議院本会議で「電源開発に対する対日援助見返資金融資の促進に関する決議」を行っている。この年、全国では16箇所の小水力発電の開発申請がなされたが、中国地方だけで13箇所を占めていた(前田 2002 p7)。

その後、昭和27年12月29日に「農山漁村電気導入促進法」が制定され、長期・低金利融資が可能になると、一気にその数を増やす。その中心となったのが農協が経営する小水力発電である。導入促進法が制定される以前から農協による小水力発電は建設されていたが、その数は少ない。現存する小水力発電で一番古い発電所は、広島県の神石高原農業協同組合が経営する豊松発電所（24kW）であり、昭和2年11月に建設されている。その次は、昭和8年に建設された鳥取県の山守電気共同利用農業協同組合の山守発電所（90kW）である。この導入法が制定されたあとに建設数は一気に増加し、昭和30年代前後で約90施設が中国地方に建設されている(秋山 1980 p55)。そもそもこの法律は、その条文、第一条にあるように

「電気が供給されていないか若しくは十分に供給されていない農山漁村又は発電水力が未開発のまま存する農山漁村につき電気の導入をして、当該農山漁村における農林漁業の生産力の増大と農山漁家の生活文化の向上を図ることを目的」として制定されたものであるから、農村地域の団体である農協が開発の主体となったのは当然と言える。

小水力発電の増加は、昭和26年に再編成した中国電力の小水力発電所受給契約数の増加にも現れている。昭和28年では、鳥取7件、島根2件、岡山1件、広島4件、山口1件、合計契約口数15件、総出力2,426kWであった。その後、増加の一途をたどり、昭和45年には、鳥取22件、島根14件、岡山6件、広島34件、山口3件、合計79件（発電所数83）、合計出力約1万3,000kWに及んでいる(中国地方電気事業史 p834)（表12）。

水力発電所の運営形式は3つあり、①発生電力のすべてを自家消費に充当する単独式、②自家消費したのちの余剰分を売電する余剰売電方式、③電力会社の配電線に連系して一括売電する連系式がある(中国地方電気事業史 p834)。

もともとは、単独式、余剰売電式が数箇所存在していたが、自家消費分を中国電力の一般供給とし、発電所の発電分はすべて連系式として売電する要望が高まった。そこで、少しずつ変換を進め、昭和45年度末には、すべての小水力発電所が連系式となった。

当時の農村部の電力需要の状況もその一因となっていた。農山村での電力需要は小水力発電の発電量の15%程度しかなかったために、自家需要だけでは経営が成り立っていなかった。いくつかの例外を除けば、導入促進法が制定された翌年の昭和28年以降

に建設された農協の小水力発電はほとんどすべて、連系式発電所として建設され、経営は非常に順調であった。なぜならば、当時の中国電力の発電原価が1 kWhあたり4〜5円付近であったのに対し、小水力発電の原価は、導入促進法の助成と低金利融資措置のおかげで、3円前後で済み、その上、売電に際して、中国電力が売電価格を3円30〜50銭程度に設定していたからだ。

この時期は、先にも述べたように農村地区での電力需要は低く、かなりの余剰電力が発生していたので、農協の小水力発電の経営は潤っていた。

6-2. 小水力の先駆者

中国地方でこれだけの小水力発電所が建設されたのには、いくつかの理由がある。ひとつは、地形的に恵まれていたことがある。山間部が多いその地理的特徴から、総面積に占める可住地面積の比は26.1%で、全国平均の33.1%より少なく、一方で、日本海へ流れ込む江の川、日野川、千代川、高津川、天神川などがあり、瀬戸内海へ流れる川として、太田川、旭川、高梁川、吉井川、芦田川、沼田川、佐波川などの多数の河川が存在し、小水力発電所の立地条件に恵まれていた。また、先に述べたように電力会社への売電により利潤を得ていたことも農協による開発を積極的にした。事実、ひとつの農協が4箇所の発電所を建設したほどであった(秋山 1980 p59)。

一番大きな要因と考えられるのが先覚者の存在である。先覚者とは、中国電力の前身であった中国配電の元取締役であり、電気製造所長を務め、退職後にイーメル工業株式会社を創立した織田史郎、その人である。

織田史郎は、当時の日本の状況を考慮して、小水力発電が国益となり、とくに日本の食糧を支える農村のためになると考えた。

織田はその著の中で、次のように述べている。戦争を伴う「国土の拡張や新資源の獲得」は不可能であり、「限られたる国土の中で限られたる資源を最高度に活用して国の経済力」を高め、生活を向上させていくしかない。「わが国土は昔から資源に乏しい」が、「水力資源だけは地理的環境に恵まれている」。また、「農村は8,300万を超える日本人の食料自給問題について重大なる責務を負わされている上に、農村自体の経済が極度の行き詰まりに当面して費用に苦渋を嘗めつつある。このままで推移すれば農村は自滅する」可能性がある(織田1952

pp1-3)。

そこで、織田は小水力発電により、農村地区の電力問題解消と、農産物以外での収入により経営を安定させようと考えた。

織田は、小水力発電のメリットを次のように述べている。まず、開発可能地点が多い。織田は、5万分の1の地図を使い、西日本一帯には地点数1992は開発可能地点があり、発電力総計約114,640kWと予想している(織田 1952 p7)。

この調査は、落差を10〜150m以内とし、将来にわたり大発電所の開発可能である主流・大きな支流を避け、小河川・溪流を対象とし、さらに人家のないところも避け、出力10kW〜300kWの範囲で調査をおこなっている。

このような限定を加えて織田が調査をおこなったのも、小水力の特性をよく理解していたからだ。当時の大水力の特性と比較しつつ、「小水力の用途は大水力のように大都市や工業地帯の大需要を対象とするものではなくて、農村の小需要を地元において供給しようとするものであるからその使用効率が非常に高く、農村の需用電力を大水力に依存している従来の非能率的なやり方と比較にならない利益がある」と、そのメリットを十分に理解していた。

また織田は、小水力発電の方式を連系式自家発電とすることを強く勧めている。発生電力の消費法を単独式自家発電、連系式自家発電とし、前者を自家消費のみ、後者を電力会社へ売電し、使用分を買い戻す方式とした。前者は、発電所以外に配電線や屋内線、付随する施設の建設を伴う上、電力を使用しない時間帯は使用率が下がり不経済であるが、後者では、一年中発電し余剰分を売電することで間接的に利潤を得ることが出来る。さらに、当時の農村の年負荷率は、60%を得ることはなく、30%に達しない時期もあることから、利潤を得られることを指摘している(織田 1952 pp11-12)。

織田は現場レベルでの普及にも力をいれ、その著「小水力発電」(自費出版)では、小水力を実際に導入するための手引書として、詳細な事項を記載している。

このような主張、および調査を1947年(昭和22年)ごろから継続しておこなっていた織田の存在は大きかったと考えるのが妥当であろう。

事実、織田は中国電力の前身である中国配電の元取締役を務めており、そのお膝元である中国地方に小水力が多く普及したうえ、さらにそれが織田の主張どおり農家、農協を中心として拡大していること、

そして、経営・技術的知識が少なかったであろう農協経営者側から連系式の運営方式への転換を求める要請が出されたことなどから、その影響がはっきりとかがえる。

6-3. 県営の小水力発電

農協を中心とした小水力発電所の建設ラッシュは、昭和40年代前半になると収束し、昭和45年以降はほとんど建設されなくなる。次に中国地方の小水力発電の開発の主体となるのは各県であった。

中国地方において、戦後初めて県営の水力発電所が稼動したのが、1953年（昭和28年）の島根県の三成発電所（出力2,830kW）である。その後、各県で開発が進められており、鳥取県営袋川発電所（仮称）が平成23年6月稼動予定となっている。表18・19・20からわかるように、発電所の形式は、ダム式・ダム水路式・水路式から構成されており、農協の小水力発電所とは違いダム式・ダム水路式がその多くを占めている。発電出力も1,000kWを超えるものが少なくない。最大のもので山口県営の新阿武（しんあぶ）川発電所出力19,500kWがあるが、平均的に1,000kW前後かそれ以下のものが多数を占めている。

現在小水力発電としては1,000kW未満を指していることが多いので、ここでは発電規模が小さい水力発電所を多くもつ鳥取県と岡山県の企業局の水力発電を例に見ていく。なお中国地方各県営発電所の一覧は、本稿の最後で紹介する。また、現在広島県は水力発電による電気事業をおこなっていない。

6-4. 島根県企業局

島根県では、昭和26年（1951年）10月、奥出雲町三成に三成発電所の建設を開始し、昭和28年10月15日に発電を開始した。ここから、その電気事業がはじまった。三成発電所は、有効貯水量1,138千 m^3 を誇り、砂防堰堤としての役割を持つ三成ダムから取水し、最大有効落差58.76mを利用して、最大使用水量6.00 m^3/s 、最大出力2,830kWで稼動している。島根県は、三成発電所をはじめとして、中規模の水力発電所を含め、合計12発電所、13発電機で水力発電事業をおこなっている。島根県の水力発電開発の特徴は、ダムに複数の発電所を併設し、ダムを最大限有効利用しようという姿勢がうかがえる点である。

飯梨川上流約3.4km地点に洪水調整・都市用水の供給を目的に建設された布部ダムには、大小3つの発電所がある。飯梨川第一発電所は、布部ダムの常

時満水位からの最大有効落差98.75m、最大使用水量3.70 m^3/s 、最大出力3,000kWで、年間発電電力量約1,457万kWhの発電をおこなっている。飯梨川第二発電所は、第一発電所の発電に使われた水の位置エネルギーを利用した発電所であり、昭和43年11月1日に発電を開始した。第一発電所の約3.1km下流に位置し、第一発電所の放水口から取水し、有効落差46.43m、最大使用水量3.70 m^3/s 、最大出力1,400kWで、年間発電電力量約680万kWhの発電をしている。平成3年4月26日に発電を開始した飯梨川第三発電所は、布部ダム直下に位置し、ダムからの放流量を利用して、有効落差42.40m、最大使用水量0.80 m^3/s 、最大出力250kW、年間発電電力量約150万kWhで発電している。

八戸ダムも布部ダム同様に3つの発電所が開発されている。八戸川第一発電所は、昭和33年1月1日に運転を開始した当時は5,600kWで発電していたが、昭和51年4月より最大出力が6,000kWとなった。これは、八戸川総合開発事業で八戸ダムならびに八戸川第二発電所が建設されたことによる。その後、流水の有効利用と発電効率を高めるために2号機を増設し、昭和57年4月1日から運転を開始した。現在では八戸川支流の家古屋川の勝地取水口からの取水と合わせて、最大使用水量12.00 m^3/s 、最大出力6,300kW、年間発電電力量約3,440万kWhの発電をしている。八戸ダム建設とあわせて建設された八戸川第二発電所は、八戸ダム直下に位置し、昭和51年4月に運転開始、ダムの常時満水位からの最大有効落差30m、最大使用水量10.0 m^3/s 、最大出力2,500kWで、年間発電電力量約830万kWhの発電を行っている。平成12年10月に運転開始した八戸川第三発電所は、第二発電所と同様の八戸ダム直下のダム式で、ダムからの河川維持流量を利用して、有効落差54.40m、最大使用水量0.60 m^3/s 、最大出力240kW、年間発電電力量150万kWhの発電をおこなっている。

三隅川発電所は、昭和36年4月に運転開始し、上流約6.3kmの地点にある、三成ダム同様に、砂防堰堤を増補・建設された木都賀ダムの常時満水位時の最大有効落差191.00mを利用して、最大使用水量4.70 m^3/s 、最大出力7,400kW、年間発電電力量約3,505万kWhの発電をしている。昭和38年4月に運転開始した浜田川発電所では、上流約1.5km地点に洪水調節・発電用水の供給を目的に建設された浜田ダムの常時満水位からの最大有効落差111.64m、最大使用水量2.30 m^3/s 、最大出力2,000kW、年間

発電電力量約 830 万 kWh の発電をしている。

小規模発電所では、昭和 36 年 9 月 16 日に発電を開始した矢原川発電所（100kW）から、御部発電所（460kW）、勝地発電所（770kW）がある。矢原川発電所は昭和 36 年 9 月に運転開始、隅川支流矢原川から取水し、流れ込み式により、最大使用水量 0.50 m³/s、有効落差 29.79m、最大出力 100kW で、年間発電電力量約 57 万 kWh の発電をしている。御部発電所は、三隅川総合開発事業による洪水調節、発電用水の確保を目的に建設された御部ダムから取水し、最大使用水量 2.00 m³/s、最大有効落差 29.76m、最大出力 460kW、年間発電電力量約 236 万 kWh の発電をしている。勝地発電所は、平成 7 年に農協より譲り受けた勝地川発電所を再開発し平成 12 年 10 月に運転開始した。八戸川支流の家古屋川から取水し流れ込み式で、最大使用水量 3.00m³/s、最大出力 770kW、年間発電電力量約 340 万 kWh の発電をしている。島根県企業局では、平成 8 年（1996 年）4 月から、発電所を統合制御するシステムを稼働させ、遠方監視制御を東部と西部 2 箇所で一括制御をはじめ、上記の小水力発電所も遠隔操作によって稼働している。

6－5．岡山県企業局の小水力発電

岡山県企業局が小水力発電を開始したのは昭和 54 年 4 月から発電を開始した黒木えん堤発電所（100kW）である。岡山県企業局は 1,000kW 未満の小水力発電の開発に力をいれている。それは、昭和 48 年に起こった第一次石油ショック時の石油高騰と、それに伴う石油代替エネルギー開発の重要性の高まりがその理由であった。代替エネルギーとして、純国産エネルギーであり、循環利用できるクリーンなエネルギーとして再評価されていた水力に注目し、調査・検討後に開発に取り掛かった（光畑 1987 p135）。

岡山県企業局が開発した小水力発電の方針は、既存施設で無駄にされているエネルギーの有効利用である。つまり、長年無効放流されていた水力の有効利用を目的としている点が特徴的である。

昭和 54 年 4 月に運転を開始した黒木えん堤発電所は、黒木ダムが放流する河川維持用水を利用し、有効落差 44m、最大使用水量 0.35 m³/s、最大出力 100kW で発電している。また、農業防災、農業用水の確保のためのダムの放流水を利用しているのが、加々美ダム直下の越畑発電所と久賀ダム直下の久賀発電所であり、昭和 57 年 4 月に運転を開始した。越畑発電所は、有効落差 24.5m、最大使用水量 1.20 m³/s、

最大出力 200kW で発電している。久賀発電所は、有効落差 21m で、最大使用水量 1.20 m³/s、最大出力 190kW である。加々美ダムは灌漑用水の確保だけではなく、農業防災を目的としてもものであるため流域面積も広く、洪水時には貯水し、渇水時に放流しているので、持続的に放流でき小水力発電に適したものであった（光畑 1987 p136）。

昭和 58 年 11 月には岡山県企業局としてはじめての水路式発電所として倉見発電所の運転を開始し、倉見川取水えん堤で取水し、有効落差 77.5m、最大使用水量 1.20 m³/s、最大出力 660kW で発電をおこなっている。昭和 59 年 3 月に運転を開始した滝ノ谷発電所は、黒木ダムへ注ぐ阿波支水路が放流口と黒木ダムの湖面との遊休落差を利用し、有効落差 15.32m、最大使用水量 1.10 m³/s、最大出力 120kW で発電している。昭和 59 年 6 月、全国ではじめてとなる土砂災害防止のための砂防堰堤を利用した発電所として、梶波発電所が運転を開始、有効落差 9.7m、最大使用水量 2.60 m³/s、最大出力 180kW で発電している。また、昭和 61 年 10 月には 2 例目となる阿波発電所の運転を開始した。既存の砂防堰堤を利用するために、既設のダム下流側に張りコンクリートを施工し、その上部に取水用の溝を設け取水する方式をとっている。阿波発電所はそのほかにも強化プラスチック複合管（HRPM）を採用するなど積極的な開発を試みた例である。有効落差 54.9m、最大使用水量 0.85m³/s、最大出力 360kW で発電している。平成 3 年 5 月には公営電気事業として全国初のゴム堰を利用した寄水発電所の運転を開始、有効落差 42.0m、最大使用水量 4.60m³/s、最大出力 1,500kW で発電している。平成 9 年 3 月にはゴム堰堤利用が県内で 2 例目となる水路式の大町発電所が運転を開始し、有効落差 79.9m、最大使用水量 1.80m³/s、最大出力 1,200kW で発電をおこなっている。平成 7 年 3 月に、1975 年に着工した津川ダム直下に津川発電所を併設・運転を開始、最大有効落差 46.65m、最大使用水量 1.00 m³/s、最大出力 360kW で発電をおこなっている。

平成 10 年 8 月に運転を開始した千屋ダム直下の千屋発電所（出力 3,000kW、有効落差 66.3m、最大使用水量 5.5 m³/s）がダム利水放流を有効利用し発電している。平成 13 年 3 月にはゴム堰を利用した水路式の真加子発電所（出力 1,200kW、有効落差 54.9m、最大使用水量 2.80 m³/s）を、平成 17 年 3 月には国土交通省が建設した苦田ダム直下に苦田発電所（出力 4,600kW、有効落差 33.1m、最大使用水量 170 m³/s）

を建設し、利水放流水を利用した発電を開始、平成18年3月には三室川ダム直下に利水放流を活用して発電を行う三室発電所（出力460kW、有効落差56.2m最大、使用水量1.10 m³/s）を建設し、発電をおこなっている。

以上が、島根県と岡山県の企業局の水力発電所である。

県営の水力発電の開発がはじまったきっかけは、農協のような切迫した地域や社会事情が影響したわけではないことは、各県営発電所の発電開始時期をみればわかる。どちらかと言うと、高度経済成長に差し掛かり、経済回復に伴う電力需要の急増を背景にしていると思われる。そして、その多くは、昭和30年代から現在に至るまで続けられている。また、農協の小水力発電の開発と同様に、法整備による後押しがあった。それは、昭和25年5月に国土総合開発法が制定された後に、その建設がはじまったことにある。これは、県営の小規模発電所の形式にダム式やダム水路式が多い理由とも関係している。この法の第一章・第二条に「国又は地方公共団体の施策の総合的且つ基本的な計画」とあり、さらに、「土地、水その他の天然資源の利用に関する事項」と「水害、風害その他の災害の防除に関する事項」、「電力、運輸、通信その他の重要な公共的施設の規模及び配置並びに文化、厚生及び観光に関する資源の保護、施設の規模及び配置に関する事項」などがある。このことが、「発電のみを目的とする開発が困難な地点および河川総合開発の効果が大きい地点」の開発を可能とした。この法律により、いわゆる多目的ダムとして、発電目的でないダムに水力発電所を併設し、河川維持用水の放流を利用した発電や複数の発電所の建設、砂防堰堤を利用した発電所の開発などが進んだ。また、砂防堰堤を利用した発電の開発の方向も生み出した。

さらに、この流れを後押ししたのが、昭和32年4月に制定された「特定多目的ダム法」である。「多目的ダムの建設及び管理に関し河川法(昭和39年法律第167号)の特例を定めるとともに、ダム使用权を創設し、もって多目的ダムの効用をすみやかに、かつ、十分に発揮させることを目的」としたこの法律により、多目的ダムの管理が都道府県知事の管理によるものとなったことが、県企業局による開発を活発にした。

このように、県営の小規模水力発電の開発は、事業主体が地方公共団体であったこと、法律による強い後押しがあったことなどにより、現在もその開発

は断続的に続けられている。

7. 取り残された小水力

7-1. 失速した農協の小水力開発

ここまで、中国地方における小水力の歴史を戦後から現在までたどってきた。

ここで注目すべき点は、現在でも県営の小水力発電開発は続いている一方で、農協などの小水力発電開発はほぼ停滞してしまっている点だ。

事実、現在の中国小水力発電協会の会員の中で、昭和45年以降に新たに開発されたのは、平成元年10月に建設された鳥取県の日南町小水力発電公社の新日野上発電所（出力660kW）だけである。かなりの勢いをもって開発が進んだ農協などの小水力発電がなぜこれほどまでに失速したのだろうか。

昭和27年12月29日に制定された農山漁村電気導入促進法を契機として、農協を中心とした小水力発電は増加をはじめた。先に述べたように、中国電力発電後の小水力発電所需給契約口数(表4)の増加を見ればその増加傾向は明らかである。契約口数は中国地方全体で昭和28年度は15であったのが、昭和45年度までに79まで伸びていた。総出力では、2,426kWから約1万3,000kWに達している。

秋山によると、中国地方の農協などが経営する小水力発電の施設が昭和30年前後に約90近く建設されたという(秋山 1980 p55)。しかし、その後、ダムの建設や施設の老朽化、災害、経営不振などにより、昭和55年には74施設に、2007年では59施設(1,000kW未満)まで減少した(秋山 1980 p55)。現在では、確認できたもので、53施設が残存するのみである(表22)。

廃止の理由はさまざまだが、経営不振が最大の理由である。

中国小水力発電協会が昭和42年度から53年度の間に起こった会員の発電事業の損益状況の記録によると、毎年損益がでている(表13)。昭和53年度だけ、調査対象68施設の中で利益が出たのが10施設であり、残りの58施設では赤字となっている(秋山 1980 pp56-57)。損失金は、合計約8,990万円であり、平均1施設あたり130万円の損失金を出している計算になる。

赤字の原因は、売電料金が据え置かれていたことに起因している。当時の小水力発電の売電料金は、各発電所の原価計算をもとに設定されていた。1980年当時は、1kWhあたり最低で4円72銭から最高で7円60銭であり、74施設の平均は6円51銭であった。これ

表13 損益総括表(合計)(単位:千円)

年度	昭和42年	昭和43年	昭和44年	昭和45年	昭和46年	昭和47年	昭和48年	昭和49年	昭和50年	昭和51年	昭和52年	昭和53年
累計施設数	51	52	53	46	62	68	73	71	72	54	64	68
事業収入	181,594	211,625	202,181	186,128	264,512	315,586	257,917	315,348	368,100	289,180	334,165	312,871
事業費用	170,813	184,351	190,541	167,580	239,137	285,763	298,899	302,796	344,705	268,085	331,214	330,750
人件費	51,413	56,814	63,801	57,832	77,996	90,904	108,222	109,483	122,188	95,924	124,154	132,044
借入金利息	46,805	48,960	45,537	37,313	49,530	61,402	57,795	55,673	51,242	37,760	40,014	34,158
減価償却費	47,007	52,061	53,802	46,389	73,519	81,812	78,485	78,530	81,009	64,005	70,368	78,365
その他	25,588	26,516	274,401	26,046	38,092	51,645	54,397	59,110	90,266	70,396	76,678	86,183
専属損益	10,781	27,270	11,640	18,548	25,375	29,823	△40,982	12,642	23,395	21,095	23,437	△8,879
内部資金利息	17,048	18,095	18,430	14,454	19,978	21,776	26,611	24,963	31,297	25,014	26,043	30,535
管理部費用配分	24,234	25,039	25,545	16,086	20,124	25,113	22,431	27,526	34,261	29,614	35,305	39,605
事業損益	△30,510	△15,864	△32,335	△11,992	14,727	△17,066	△90,024	△39,847	△42,163	△33,593	△37,911	△79,019
事業外収益	3,698	3,769	3,675	2,026	7,152	14,845	13,458	9,742	9,748	17,244	5,118	13,015
事業外費用	816	468	3,526	-	1,775	6,901	-	200	5,316	920	1,836	-
諸引当金戻入	896	429	1,150	1,449	762	-	9	21	1,155	1,191	1,604	1,039
諸引当金繰入	8,292	8,592	7,776	5,741	10,258	8,768	11,034	11,015	24,098	19,062	20,914	21,893
当期純利益	△35,024	△20,726	△38,812	△14,258	18,846	△17,890	△87,591	△41,299	△60,674	△35,140	△53,939	△86,858
特別損益	△690	-	△165	-	2,124	△1	△4,298	11,501	△3,001	△3,424	△11	△3,039
当期順利益(包括)	△35,714	△20,726	△38,977	△14,258	16,720	△17,891	△91,889	△29,798	△63,675	△38,564	△53,950	△89,897

出展: 秋山武 1980

は昭和55年4月の電力会社の電灯、電力料金の一斉値上げにより、小水力発電売電料金も見直された後の料金である。それ以前は、昭和53年10月～55年3月までの平均が4円74銭、昭和49年10月～53年9月の平均は3円96銭であった。昭和49年9月以前の20年間は、3円53銭程度であった。つまり、昭和49年の値上げまでの20年間、売電料金はほとんど変わっていなかったのだ(秋山 1980 pp56-57)。

その売電料金は当時のどのように設定されていたのか。農山漁村電気導入法の第9条1項には、「農林漁業団体で当該農山漁村につき電気の導入の事業を行おうとする者は、その造成、復旧若しくは取得しようとする発電施設又は送電配電施設の利用上必要な電気の供給又は発生する電気の託送若しくは売買について、電気事業者に協議を求めることができる」とある。そして、4項には「一 電気の供給については、当該農林漁業団体が真に必要とする最低量をこえず、発生した電気の託送又は売買については、当該施設を維持するため真にやむを得ない程度をこえないこと」、「二 電気事業者の電気の供給、設備、経理その他の事情を考慮し、一般需要者及び電気事業者に不当な負担を課さないこと」と定められている。売電する側からすれば、高く売りたいと思うのが常だが、このように、電気事業者に対して過度の負担がかからないような金額設定が定められている。当時の電力会社の発電原価は約4～5円/1 kWhであったが、一方の農協などの小水力発電の原価は導入促進法の助成や低金利措置のために3円前後であった。これに、法律に定められているように、維持するのに必要である経費を考慮し、売電料金は3円30～50銭あたりに設定されていた(秋山 1980 p59)。したがって、前述したように、導入促進法制

定以後の農協小水力発電は黒字経営であり、小水力発電開発の適地をもっている農協は積極的に開発に取り組んだ。織田が主張したように小水力発電は農協等の経営に大きく貢献していた。

小水力発電は、初期投資において費用がかかるにせよ、燃料がかからないので長期的に見て維持費の負担が軽い。そういったメリットの下、後押しされた小水力発電であったのだが、推進者であった織田も予想していなかったことが起こる。

それは、日本の高度経済成長と、それと平行して起こるエネルギー革命と技術革新、そして、中国電力の近代的経営管理体制の確立である。

7-2. 高度経済成長と人件費の高騰

昭和30年代～40年代、特に1955年から1973年までの18年間の間に日本は高度経済成長に入り、物価・人件費が急激に高騰する。その影響が農協の小水力発電の経営にも広がったのは言うまでもない。人件費があがり、経営コストが増大すれば、商品となる発生発電量に限界がある小水力の経営が苦しくなるのは当然であった。事実、損益表(表5)にも人件費の増加が顕著にあらわれている。また、昭和30年代の後半から人件費の上昇に伴う経営悪化のための売電料金引き上げの要望が小水力発電所からあったことを中国電力も記録している(中国地方電気事業史 p835)。農協側も、昭和44年2月には発電所の経営に関する救済措置として、売電料金の適正化、借入金利息及び固定資産税の減免措置などを関係大臣に要請している(中国地方電気事業史 p65)。まず、直接的に経営を圧迫することになったのが、この人件費の高騰であった。

表14 中国電力の電源開発実績

年	水力		火力		合計		全国に占める比率 (%)
	実績 (kW)	構 成 比 (%)	実績 (kW)	構 成 比 (%)	実績	26～45年度に 対する比率	
昭和 26～ 30	105,530	49.1	109,230	50.9	214,760	8.9	6
昭和 31～ 35	169,370	37.4	283,385	62.6	452,755	18.7	5.2
昭和 36～ 40	59,700	9.1	596,100	90.9	655,800	27.1	3.9
昭和 41～ 45	350,300	31.9	747,160	68.1	1,097,460	45.3	4.8
計	684,900	28.3	1,735,875	71.7	2,420,775	100	4.7

出典：「中国地方電気事業史」

7-3. エネルギー革命と電源開発の変化

次に、エネルギー革命と技術革新である。まず、1950年代に中東やアフリカにて相次いで大油田が発見される。これにより、今までエネルギーの主役であった石炭がその座から引き摺り下ろされ、新たなエネルギー石油へと移行した。大量に、そして、安く石油が供給されるようになると、火力発電などの燃料としても使われはじめる。これと平行して、電源開発にも変化が訪れる。

電源開発は、日本の電力不足の時期から、その需要にこたえるべく、一段と大規模化の傾向を示していたわけだが、日本全国の5年間ごとの年平均着工出力をみると、昭和26～30年度は約124万5,000kW、昭和31～35年度約278万6,000kW、昭和36～40年度約400万1,000kW、昭和41～45年度約1,033万3,000kWと急速に着工規模が拡大しているのがわかる。

この間に、火力の大容量化が進行し、昭和38年度には火主水従へと移行する。中国電力では、昭和30年代前半は一般水力黄金期といわれ、貯水池式水力発電所の開発を積極的に進めていた。しかし、昭和30年代後半になると、高度経済成長の電力需要の急増に伴い、水力の絶対量では対応できなくなった。豊富で低廉な石油の流入により電源開発を大型新鋭火力発電へと移行していく。そして、昭和36年を境に、水主火従から、火主水従へ逆転する(長本 1980)。

ちなみに、中国電力の20年間での開発実績は表14のようになる(中国地方電気事業史 p527)。

昭和26年から昭和45年までに開発されたものの総実績を100%とすると、後半の10年間で全体の72%が開発された。このことから、この時期の電源開発が急速に伸びたことがわかる。技術革新のもと、新鋭火力発電所の建設に重点が置かれ、ユニットの容量の増大、高温・高圧化が可能になり、そして、重油や原油専用の設備が増強された。5箇所

大容量発電所が建設され、最大出力が1万kWを超える水島(125,000kW)、下松(156,000kW)、岩国(220,000kW)、下関(156,000kW)、玉島(350,000kW)が建設されていった。低廉な石油と技術革新、大規模化により、火力発電コストが大幅に低下し、新鋭火力発電所の発電原価はなんと2円40銭辺りまで減少した(秋山1980 p59)。

7-4. 中国電力の近代的経営管理体制の確立

低廉豊富な石油と技術革新とともに、小水力発電の売電料金の据え置きを要因となったのが、中国電力の近代的経営管理体制の確立であった。

昭和36年に櫻内乾雄が第2代取締役役に就任すると、経営近代化の構想を打ち出し、中国電力の経営の合理化を進めた。まず取り掛かったのが、トップマネジメントの強化による職制改革であった。地域別分権管理制度とそれを基礎とする本・支店視点別長期計画制度を発足し、昭和39年4月に支店業績把握制度と昭和44年6年に年度経営計画制度を確立させ、近代的経営管理へ進んでいった。このほかにも、現業機関の整備・事務管理の近代化、総合機械化など各分野で経営合理化が徹底的に進められていった。そして、技術革新による熱効率の向上や送電ロスの低下なども加わり、昭和41年10月には平均3.91%の値下げを含む料金改正をおこなった(中国地方電気事業史 1974 p518)。

こういった事情から、中国電力は農協などの小水力発電の売電料金の引き上げ要求に対し、やむをえないものには料金改定に応じたが、同時に、発電所の自動化によるコスト低減を要請し、「新規の小水力発電所建設計画については、火力・原子力発電所の大容量化によるスケールメリットを追求している現状の中で小規模発電所の存在意義のすくないことを強調し、極力、計画の中止をうったえた」(中国地方電気事業史 p835)。

7-5. 売電料金の据え置き

このような社会的、経済的、技術的事情から、農協の小水力発電の開発はその勢いを失っていった。また、建設された発電所の経営は、売電価格の据え置きなどにより、困窮していった。

昭和41年の中国電力の電気料金の値下げののち、中国小水力発電協会は、県当局や農林水産省、通産省などの行政に対し売電価格の引き上げの請願書を提出している。また、導入促進法にある電気事業者への協議申し入れを頼りとしたが、「この法の適用は、新たに事業を行うものであって、すでに事業を行っているものではない」と退けられ、導入促進法改正の要請もおこなった(秋山 1980 p60)。しかし、売電価格は引き上げられることなく、20年間据え置かれ、この間にいくつかの発電所は売却、または廃止されることとなった。

織田が思い描いた小水力発電による農村地区経営への貢献は、高度経済成長期の低廉な石油の流入と技術革新によって逆に農村を苦しめる形になってしまった。しかし、そんな農協の小水力発電を救う出来事が起きる。

8. エネルギー危機と水力の見直し

前述のように、農山漁村電気導入促進法が制定した1952年(昭和27年)後の売電料金は3円30銭~3円50銭だったが、22年後の1974年(昭和49年)について見直されることとなる。この引き金となったのが、1973年(昭和48年)に起こった石油ショックと、それに伴う石油価格の高騰であった。燃料である石油の値上げにより、中国電力などの電力会社は電灯・電力料金の値上げを行った。それにともない、小水力発電の売電価格も一部手直しされた。平均3円96銭(昭和49年10月から53年9月)から、第二次石油ショックがおこった1978年(昭和53年)の見直しで平均4円74銭(昭和53年10月~55年3月)となる。そして、1980年(昭和55年)4月の改定では、中国電力側はそれまでの原価計算に対するきわめて厳しい姿勢から一転し、農協側の要求を受け入れ、1kWhの売電価格は、最低4円72銭、最高7円60銭、平均6円51銭となった。これは、従来までの人件費の扱いを改めたためだ。以前は、人件費の積算は、1施設あたり0.5人、同じ事業主体で2以上の発電所を経営する場合、1施設あたり0.25人を加算するものであった。この積算を改定し1施設あたり1人とし、複数経営の場合は0.5人加算とした(秋山 1980 p61)。この改定は、人件費高騰に苦しんでいた農協の申請を受け入れた

形になった。

しかし、秋山によると、石油ショックの影響で小水力の売電価格が段階的に引き上げられたが、経営を立て直すには不十分だった(秋山 1980 p61)。

まず、電力会社の電気料金の上げ率をみてもわかるように、小水力発電の売電価格の上げ率に比べて大きな差がある。

表15 改定前の料金からの値上げ率

改定年月	電力料金	小水力発電売電料金
昭和49年10月	60.79%	18%
昭和51年10月	21.90%	15.60%
昭和55年4月	67.25%	37.30%

出典：秋山 1980

電力会社の説明によると、「電灯電力料のアップは石油価格上昇が主因をなすもので、資本費、運転費はそう上がっていない。電灯電力料の値上げが小水力発電売電料値上げに寄与する部分は小さい」、つまり、石油の価格が上がったための料金改定であり、水の料金は上がっていないというものであった(秋山 1980 pp61)。

そのために、農協側にとっては、この売電料金の値上げ率は不十分なものでしかなかった。また、原価算定方式をとってはいるものの、割高である小水力発電の売電料金を抑制するために上限を設けていたことも厳しい状況を生んだ。1980年(昭和55年)の改定では、改定前の上限6円60銭から1円の値上げ。これに対して、売電価格は1円77銭値上がりしたために、上限に引っかかる施設が4施設から17施設に及んだ(秋山 1980 p62)。

値上げされた施設は実は多くなかったのである。

この上限価格は、電力会社の水力発電原価の平均を取っており、スケールメリットの大きいダムや揚水式水力発電と小水力発電とを同様に位置づけている。また、火力、水力といったすべての発電方式の平均コストではなく、水力発電のみの平均コストを最高限度と定めている。1980年当時の火力発電の発電原価は18円程度であったことを考えると、同じ電気ではあるが、その差は、非常に大きかった。小水力発電の特性を考えると当時の火力発電原価と同等に扱ってほしいと言うのが農協側の思いでもあった(秋山 1980 p62)。

その後、売電価格の改定は、昭和58年7月の豪雨の災害普及目的で、10施設の売電料金を改定、昭和62年にも昭和60年7月の豪雨のため7施設の売電量改定など部分的におこなわれた。大きな改定は、2001年(平成13年)8月31日に中国電力が算定基準を提示し、

原価積み上げ方式から変分加減方式へ変更され、同年9月26日売電料改定は平均1.4%増とすることで農協側と合意、1kWhあたり最小6円2銭、最大12円95銭、平均9円46銭となった（中国小水力発電協会 2002 pp11-12）。

日本経済に大きな影響を与えた石油高騰が、経営に苦しんでいた農協小水力を救うという結果になったのはなんとも皮肉である。しかし、この石油高騰は小水力電力の売電価格の上昇にみられるように、小水力を含む水力自体を見直させるきっかけとなった。

1973年の第一次石油ショックから、1975年の総合エネルギー調査会で脱石油政策推進による石油依存度の低減へと進み、1978年の第二次石油ショック、1979年のエネルギー＝サミットといわれた東京サミット、そして、代エネ法（石油代替エネルギーの開発及び導入促進に関する法律）の制定と、日本のエネルギー政策は現在のベストミックス方式へと動き出した。この過程において、小水力を含む一般水力開発の価値が改めて直されていく。水力は、純国産の循環エネルギーであり、安定して供給が可能であり、燃料が不要であることから発電コストが安定しており、発電時に公害等を引き起こさない、そして、その山間僻地という適地の特性からローカルエネルギーとして大きな役割を果たすと期待された（広田 1985 pp15-18）。

昭和55年度に石油代替エネルギー開発に対する開発促進策が打ち出され、「中小水力発電開発費補助金制度」などの各種助成策も整備され、中小水力発

電開発が活性化した（梶田 1982 pp16-19）。これは、新規着手数、地点数ともに倍増していることからわかり、特に公営電気事業者の開発が活性化している。昭和57年度の新規着手予定35地点のうち24地点を公営電気事業者が占めており、翌年の58年度の予定分においても半分を公営電気事業者が占めている（表16・表17）（梶田 1982 p17）。

もちろん、このなかには先に述べた岡山県企業局などの小水力開発が含まれており、県営の小水力開発の背景にもなった。このように、世界的なエネルギー危機が小水力に与えた影響の大きさが見て取れる。

9. 新エネルギーとしての小水力

石油ショックにより、農協の小水力はその窮地を何とか脱し、公営電気事業者を小水力開発へ動かしした。しかし、中国地方の小水力開発は、公営電気事業者が続けているものの、その開発スピードは著しく低下した。

岡山県企業局の昭和50年代の開発ラッシュ以降は見ると影もない。島根県と岡山県営以外で、その後開発されたものは、平成元年に発電を開始した山口県営の小瀬川発電所（最大出力630kW）や鳥取県の日南町小水力発電公社の新日野上発電所（最大出力660kW）、平成4年に山口県営の末武川発電所（1,600kW）、平成15年3月には北広島町立の小規模水力発電所である町営の川小田発電所（720kW、有効落差20.00m、年間発電量420万kWh）、平成15年4月に岡山県の吉井川下流土地改良区の新田原井堰発電

表17 昭和52年から昭和57年まで電調審決定状況（一般水力・事業者別）

年度	9電力		電源開発		公営		その他		合計	
52年度	55.04kW	11			1.53	2			56.57	13
53年度	3.76	2	3.71	2	3.87	4	1.05	1	12.39	9
54年度	5.06	2			3.47	6	0.32	1	8.85	9
55年度	39.79	10			2.118	12	0.7	2	42.608	24
56年度	15.62	10	7.62	2	4.939	9	0.14	1	28.319	22
57年度※	7.24	7	3.57	2	10.3	24	1.05	2	22.16	35

注)出力(単位:万kW)と地点数

※昭和57年12月時点

表16 昭和47年から56年の電調審決定状況（一般水力・出力規模別）

		昭和47年	昭和48年	昭和49年	昭和50年	昭和51年	昭和52年	昭和53年	昭和54年	昭和55年	昭和56年
10,000kW以上	出力(kW)	240,400	80,200	255,500	51,900	141,300	558,400	103,700	73,000	392,900	248,200
	地点数	7	3	10	4	5	11	5	4	9	9
10,000kW～5,000kW	出力(kW)		18,300	7,400	7,000	6,000		20,100	7,800	22,400	21,100
	地点数		3	1	1	1		3	1	4	3
5,000kW～1,000kW	出力(kW)	4,900					7,300		7,000	8,200	12,900
	地点数	2					2		3	5	7
1,000kW未満	出力(kW)							100	700	2,580	990
	地点数							1	1	6	3
合計	出力(kW)	245,300	98,600	262,900	58,900	147,300	565,700	123,900	88,500	426,080	283,190
	地点数	9	6	11	5	6	13	9	9	24	22

所(2,400kW)などが開発されている。また、平成19年に岡山県の津山市にある津山市水道局がポンプ逆転水車を採用した小田中第一配水池発電所(37kW、有効落差25m、使用水量0.2m³/s)が開発されている。

10. おわりに

ここまで、中国地方の小水力のあゆみを見てきた。日本で電気事業がはじまった当初は小規模の水力が各地で活躍していたが、電気事業の中心ではなかった。電燈の普及とともに電力の需要が高まり、電源開発は大規模化し、現在の「中規模」レベルへと進んだ。そんな中、水力発電が主流となりえたのは、資源は乏しいが豊かな水に恵まれている日本の地理的特徴を生かした結果であった。

もちろん、中国山地が東西に連なり山陰での降雨安定している中国地方にも当てはることである。全国各地で大規模な水力発電の開発が進んでいき、小規模の水力発電所は時代に取り残されていった。

しかし、戦後の不安定な電力供給状態などにより小水力発電が見直され、中国地方では数多くの小水力発電が開発された。しかし、低廉豊富な石油の流入と技術革新、高度経済成長でその勢いは失われた。そして、石油ショックというエネルギー危機を背景に、再び注目を浴びた小水力は公営事業者によって再び開発されていった。そして、現在、日本を含め、世界的に地球温暖化という危機に直面し、小水力は再び注目を集めている。

1997年に地球温暖化問題への対策として、各国の温室効果ガスの排出量の削減目標がCOP3京都会議で決議される。その同年、日本では新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネ法)が施行された。そして、2002年のヨハネスブルグのサミットの翌年、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)が施行され、1,000kW未満のダムを伴わない小水力発電が新エネルギーと認定されることとなったのである。これをきっかけに、小水力発電開発が活気付くかと思われた。しかし、現在までのところ太陽光・風力発電にくらべてその開発は伸び悩んでいる。そこで、2007年の改定でRPS法の対象を拡大し、水力においては、1,000kW以下の水路式のみからダム式でも利水放流発電と維持流量発電までを対象範囲としたのである。

なぜ新エネルギーとして認定され、再び注目が集まっているのにも関わらずその普及が進まないのか。それは、小水力発電の建設自体に、乗り越えなければならない障害が多いからである。

まず、その経済性である。小水力発電は、太陽光や風力に比べてエネルギー変換率が高いうえ、設備利用率も高い、また、燃料が不要で、耐用年数が長く、利用可能量も時間・日・年間で変動が小さいなど多くのメリットがある(小林 2006 pp5-9)。その一方で初期費用がかかってしまうというデメリットがある。歴史的に見ても、導入促進法や中小水力発電開発費補助金制度などが整備された時期に開発が増加しているのを見れば、初期費用が普及のネックになっているのがわかる。

しかし、現在、RPS法の制定により、売電価格が引き上げられ、長期的に採算が取れる形になった。加えて、07年度以降は、RPS法に該当する小水力発電所には33%以内~50%以内で導入時に補助が出ることになった。それでも、やはり費用の回収に時間がかかってしまうために、開発が進まないのが現状である。

加えて、普及の障害となるのが、その手続きである。新エネルギー財団が小水力発電の問題点を調査したところ、トップが事業資金、2位以下が既得水利権、河川法、電気事業法とつづいている(板倉、佐藤、大和 2003 p581)。開発時の資金面に加えて、建設までにおこなう申請手続きが問題点として挙げられている。たとえば、河川の水を利用するので、河川法に基づき、水利権の申請を国土交通省に。発電による電気事業工事をおこなうので、電気事業法に基づき経済産業省へ報告を出さなければならない。加えて、売電に関して電力会社との協議が必要になる。補助金の申請等では、補助金により担当の省庁・行政法人が違う。農山漁村電気導入促進法は農林水産省、中小水力発電開発費補助金は経済産業省といった具合である。このように、小水力発電所を建設するまでに非常に手間がかかる。

水利権や電気事業法に関しては少しずつであるが改善されている。しかし、同じ新エネルギーである太陽光や風力には、太陽光利権・風利権といったものはない。水利権だけでも、他の新エネルギーとくらべて小水力開発には足かせとなりえる。それに加えて、多くの申請や手続きが必要となるため、事業者の出足はさらに悪くなっている。

現在差し迫った課題として、残存する設備の更新がある。初期コストがかかるのと同様に、設備の更新にもそれなりの費用がかかってしまう。導入時に対する補助は多く整備されているが、更新に関するものは少なく、事業者の負担は大きい。これも、早急に解決しなければならない課題である。そうでな

中国地方の小水力の歴史

ければ、せっかく残存している小水力が廃止に追い込まれかねない。この更新の問題は、小水力発電が多く残存している中国地方にとっては死活問題ともいえる。

一方、中国地方はその小水力の多さから注目を集めてもいる。全国で小水力を推進する動きも活発化

している。小水力が太陽光・風力と肩をならべるためにも、これらの障害に取り組む必要があるのは言うまでもない。そして、この先も中国地方の小水力発電が存続し、電力の安定に、ひいては人類の地球との共生に貢献することを期待したい。

表18 島根県営の水力発電施設

発電所名	所在地	水系河川名	形式	出力	最大使用水量	有効落差	水車	発電機	発電開始
三成発電所	奥出雲町三成	斐伊川水系斐伊川	ダム水路式	2,830kW	6.00m ³ /s	58.76m	縦軸フランシス	交流三相同期	昭和28年10月15日
八戸川第一発電所	江津市桜江町江尾	江の川水系八戸川・八戸川支流家古屋川	水路式	5,600kW (1号機)	10.50 (10.00) m ³ /s	65.21 (63.38)m	縦軸フランシス	交流三相同期	昭和33年1月1日
				1,500kW (2号機)	2.75 (2.00) m ³ /s	68.87 (62.21)m	横軸フランシス	交流三相誘導	昭和57年4月1日
三隅川発電所	三隅町下古和	三隅川水系三隅川	ダム水路式	7,400kW	4.70m ³ /s	193.50m	横軸フランシス	交流三相同期	昭和36年4月14日
矢原川発電所	益田市美都町宇津川	三隅川水系矢原	水路式	100kW	0.50m ³ /s	29.79m	横軸フランシス	交流三相誘導	昭和36年9月16日
浜田川発電所	浜田市上河内	浜田川水系浜田川	ダム水路式	2,000kW	2.30m ³ /s	111.64m	縦軸フランシス	交流三相誘導	昭和38年4月1日
飯梨川第一発電所	安来市広瀬町布部	斐伊川水系飯梨川	ダム水路式	3,000kW	3.70m ³ /s	98.75m	縦軸フランシス	交流三相同期	昭和43年4月1日(昭和42年12月1日一部運
飯梨川第二発電所	安来市広瀬町菅原	斐伊川水系飯梨川	水路式	1,400kW	3.70m ³ /s	46.43m	横軸フランシス	交流三相誘導	昭和43年11月1日
八戸川第二発電所	江津市桜江町八戸	江の川水系八戸川	ダム式	2,500kW	10.00m ³ /s	30.00m	横軸フランシス	交流三相誘導	昭和51年4月1日
御部発電所	三隅町上古和	三隅川水系三隅川	ダム式	460kW	2.00m ³ /s	29.76m	横軸フランシス	交流三相誘導	平成2年4月26日
飯梨川第三発電所	安来市広瀬町布部	斐伊川水系飯梨川	ダム式	250kW	0.80m ³ /s	42.40m	横軸フランシス	交流三相誘導	平成3年4月26日
八戸川第三発電所	江津市桜江町八戸	江の川水系八戸川	ダム式	240kW	0.60m ³ /s	54.50m	横軸フランシス	交流三相誘導	平成12年10月1日
勝地発電所	江津市桜江町勝地	江の川水系八戸川支流家古屋川	水路式	770kW	3.00m ³ /s	33.20m	縦軸フランシス	交流三相同期	平成12年10月1日

注:八戸川第一発電所の()内の数字は、1号と2号を同時運転としたときの値

表19 岡山県営の水力発電施設

発電所名	所在地	水系河川名	形式	出力	使用水量	落差	水車	発電機	発電開始
黒木えん堤発電所	津山市加茂町黒木	吉井川水系倉見川	ダム式	100kW	0.35m ³ /s	44.00m	横軸フランシス	交流三相誘導	昭和54年4月
越畑発電所	苫田郡鏡野町越畑	吉井川水系香々美川	ダム式	200kW	1.20m ³ /s	24.50m	横軸クロスフロー	交流三相誘導	昭和57年4月
久賀発電所	美作市久賀	吉井川水系梶並川	ダム式	190kW	1.20m ³ /s	21.00m	横軸フランシス	交流三相誘導	昭和57年4月
倉見発電所	津山市加茂町倉見	吉井川水系倉見川	水路式	660kW	1.20m ³ /s	77.50m	横軸クロスフロー	交流三相誘導	昭和58年11月
滝ノ谷発電所	津山市加茂町倉見	吉井川水系加茂川	水路式	120kW	1.10m ³ /s	15.32m	立軸チューブラ	交流三相誘導	昭和59年4月
梶並発電所	美作市梶並	吉井川水系梶並川	水路式	180kW	2.60m ³ /s	9.70m	横軸フランシス	交流三相誘導	昭和59年7月
阿波発電所	津山市阿波大杉	吉井川水系加茂川	水路式	360kW	0.85m ³ /s	54.90m	横軸フランシス	交流三相誘導	昭和61年11月
寄水発電所	真庭市田口	旭川水系新庄川	水路式	1,500kW	4.60m ³ /s	42.00m	横軸フランシス	交流三相同期	平成3年6月
津川発電所	津山市奥津川	吉井川水系津川川	ダム式	360kW	1.00m ³ /s	46.65m	横軸フランシス	交流三相誘導	平成7年4月
大町発電所	苫田郡鏡野町大町	吉井川水系香々美川	水路式	1,200kW	1.80m ³ /s	79.90m	横軸フランシス	交流三相同期	平成9年4月
千屋発電所	新見市菅生	高梁川水系高梁川	ダム式	3,000kW	5.50m ³ /s	66.30m	横軸フランシス	交流三相同期	平成10年8月
真加子発電所	真庭市真加子	旭川水系下和川	水路式	1,200kW	2.80m ³ /s	54.90m	横軸フランシス	交流三相同期	平成13年4月
苫田発電所	苫田郡鏡野町久田下原	吉井川水系吉井川	ダム式	4,600kW	17.00m ³ /s	33.10m	横軸フランシス	交流三相同期	平成17年4月
三室発電所	新見市神郷油野	高梁川水系三室川	ダム式	460kW	1.10m ³ /s	56.20m	横軸フランシス	交流三相誘導	平成18年4月

表20 鳥取県営の水力発電施設

発電所名	所在地	水系河川名	形式	出力	使用水量	落差	水車	発電機	発電開始
小鹿第一発電所	東伯郡三朝町神倉	天神川水系小鹿川	ダム水路式	3,600kW	2.00m ³ /s	221.60m	縦軸フランシス	交流三相同期	昭和32年10月23日
小鹿第二発電所	東伯郡三朝町三朝	天神川水系小鹿川	ダム水路式	5,200kW	2.60m ³ /s	249.88m	縦軸フランシス	交流三相同期	昭和33年4月30日
春米発電所	八頭郡若桜町大炊	八千代川水系八東川	ダム水路式	7,900kW	4.00m ³ /s	242.16m	縦軸フランシス	交流三相同期	昭和35年12月9日
日野川第一発電所	日野郡日野町福長	日野川水系印賀川	ダム水路式	4,300kW	4.00m ³ /s	127.00m	縦軸フランシス	交流三相同期	昭和43年1月30日
佐治発電所	鳥取市佐治町河本	八千代川水系佐治川	ダム水路式	5,000kW	3.60m ³ /s	164.80m	縦軸フランシス	交流三相同期	昭和58年4月1日
新幡郷発電所	西伯郡伯耆町金廻	日野川水系日野川	水路式	9,200kW	36.00m ³ /s	30.40m	縦軸渦巻カプラン(1号機)	交流三相同期	昭和63年9月30日
							縦軸フランシス(2号機)	交流三相同期	
加地発電所	八頭郡若桜町中原	八千代川水系加地川	水路式	1,100kW	0.56m ³ /s	242.10m	横軸バルトン	交流三相同期	平成8年8月2日
袋川発電所(仮称)	鳥取市国府町殿	袋川	ダム式	(1,100)kW	—	—	—	—	平成23年6月(予定)

表21 山口県営の水力発電施設

発電所名	所在地	水系河川名	形式	出力	使用水量	落差	水車	発電機	発電開始
木屋川発電所	下関市	木屋川水系木屋川	ダム式	1,850kW	7.00m ³ /s	32.00m	縦軸カプラン	同期式	昭和30年2月
佐波川発電所	山口市	佐波川水系佐波川	ダム水路式	3,500kW	8.00m ³ /s	55.14m	縦軸フランシス	同期式	昭和31年9月
菅野発電所	周南市金峰	錦川水系錦川	ダム式	14,500kW	21.00m ³ /s	81.60m	縦軸フランシス	同期式	昭和40年8月
水越発電所	周南市	錦川水系錦川	ダム式	1,300kW	12.00m ³ /s	13.69m	横軸プロペラ	誘導式	昭和40年9月
徳山発電所	周南市	錦川水系錦川	ダム水路式	6,500kW	6.00m ³ /s	131.61m	縦軸フランシス	同期式	昭和40年10月
新阿武川発電所	萩市	阿武川水系阿武川	ダム式	19,500kW	30.00m ³ /s	76.75m	縦軸フランシス	同期式	昭和50年3月
本郷川発電所	岩国市	錦川水系本郷川	水路式	260kW	0.40m ³ /s	85.30m	横軸フランシス	誘導式	昭和58年7月
生見川発電所	岩国市	錦川水系生見川	ダム式	1,800kW	3.50m ³ /s	64.50m	横軸フランシス	誘導式	昭和59年6月
小瀬川発電所	岩国市	小瀬川水系小瀬川	ダム式	630kW	3.00m ³ /s	29.27m	横軸クロスフロー	同期式	平成元年4月
末武川発電所	下松市	末武川水系末武川	ダム式	1,600kW	3.60m ³ /s	57.20m	縦軸フランシス	誘導式	平成4年3月

表22 中国地方の農協等の経営する小水力発電

県名	農協名	施設名	水系河川名	形式	出力(kW)	使用水量(m ³ /s)	有効落差(m)	水車	発電機	発電開始
鳥取県	八束町電化農業協同組合	丹比	千代川	水路式	175	0.25	95.10	横軸フランシス	三相誘導	昭和33年8月
	大村電化農業協同組合	大村	千代川	水路式	200	0.24	113.70	横軸フランシス	三相誘導	昭和36年6月
	別府電化農業協同組合	別府	千代川	水路式	117	1.40	12.18	横軸フランシス	三相誘導	昭和29年10月
	富沢電化農業協同組合	富沢	千代川	水路式	120	0.40	42.70	横軸フランシス	三相誘導	昭和28年11月
	天神野土地改良区	南谷	千代川	水路式	90	0.50	24.00	横軸フランシス	三相誘導	昭和28年9月
	山守電気共同利用農業協同組合	山守〔廃止〕	天神川	水路式	115	1.00	10.80	横軸フランシス	三相誘導	昭和32年4月
	鳥取中央農業協同組合	小河内	天神川	水路式	130	0.25	73.00	横軸フランシス	三相誘導	昭和31年4月
	東伯町農業協同組合	古布庄	加勢能川	水路式	260	0.50	69.40	横軸フランシス	三相誘導	平成11年3月 ^(注)
	日南町小水力発電公社	新日野上	日野川	水路式	660	4.00	23.10	クロスフロー	三相誘導	平成2年1月 ^(注)
	鳥取西部農業協同組合	石見	日野川	水路式	90	0.44	23.50	横軸フランシス	三相誘導	昭和28年11月
		上中山	甲川	水路式	117	0.40	41.04	横軸フランシス	三相誘導	昭和29年11月
		米沢	日野川	水路式	135	0.35	52.30	横軸フランシス	三相誘導	昭和32年4月
		根雨	日野川	水路式	125	0.25	68.87	横軸フランシス	三相誘導	昭和34年1月
		畑	日野川	水路式	142	0.23	84.90	横軸フランシス	三相誘導	昭和33年12月
		溝口	日野川	水路式	180	0.54	44.55	横軸フランシス	三相誘導	昭和34年9月
島根県	広瀬町役場	布部	飯梨川	水路式	225	0.91	33.50	横軸フランシス	三相誘導	昭和29年8月
	伯太町役場	伯太	伯太川	水路式	95	0.61	21.00	横軸フランシス	三相誘導	昭和34年4月
	仁多町役場	仁多	斐伊川	水路式	185	0.85	29.50	横軸フランシス	三相誘導	昭和37年3月
	雲南農業協同組合	三沢	斐伊川	水路式	90	0.75	15.70	横軸フランシス	三相誘導	昭和32年3月
		赤名	江の川	水路式	90	0.27	44.49	横軸フランシス	三相誘導	昭和32年2月
	吉田村役場	田井〔廃止〕	斐伊川	水路式	100	0.60	22.30	横軸フランシス	三相誘導	昭和32年6月
	島根おおち農業協同組合	都賀	江の川	水路式	190	0.50	50.15	横軸フランシス	三相誘導	昭和38年6月
		角谷	江の川	水路式	250	0.60	56.35	横軸フランシス	三相誘導	昭和40年3月
	柿木村役場	柿木	高津川	水路式	200	1.85	14.55	横軸フランシス	三相誘導	昭和28年12月
	石見銀山農業協同組合	三瓶	静間川	水路式	210	0.40	71.85	横軸フランシス	三相誘導	昭和39年1月
岡山県	津山農業協同組合	桑谷	吉井川	水路式	420	1.10	52.30	横軸フランシス	三相誘導	昭和40年12月
		西谷	吉井川	水路式	480	0.60	109.00	横軸フランシス	三相誘導	昭和42年12月
	香々美川土地改良区	香々美	吉井川	水路式	540	0.85	86.60	横軸フランシス	三相誘導	昭和45年8月
	びんご農業協同組合	羽山	高梁川	水路式	495	0.42	156.70	横軸フランシス	三相誘導	昭和39年9月
	西栗倉村役場	西栗倉	吉井川	水路式	280	0.55	68.90	横軸フランシス	三相誘導	昭和41年3月
	下原利水農協	旧下原〔廃止〕	-	-	-	-	-	-	-	-
山口県	山口東農業協同組合	稗原	錦川	水路式	300	0.36	113.10	横軸フランシス	三相誘導	昭和42年6月
広島県	広島市農業協同組合	関川第一〔廃止〕	大田川	水路式	52	0.50	15.38	横軸フランシス	三相誘導	昭和25年10月
		砂谷	八幡川	水路式	100	0.25	56.55	横軸フランシス	三相誘導	昭和34年2月
		水内川第一	大田川	水路式	170	0.50	46.62	横軸フランシス	三相誘導	昭和29年4月
		湯来〔廃止〕	大田川	水路式	180	0.69	34.77	横軸フランシス	三相誘導	昭和35年9月
		芸北	大田川	水路式	94	0.46	28.80	横軸フランシス	三相誘導	昭和28年12月
		豊平(七曲)	大田川	水路式	100	0.90	16.26	横軸フランシス	三相誘導	昭和28年10月
	佐伯中央農業協同組合	所山	小瀬川	水路式	205	0.23	118.24	横軸フランシス	三相誘導	昭和39年1月
		潜竜	大田川	水路式	95	0.20	67.70	横軸フランシス	三相誘導	昭和37年4月
		吉和	大田川	水路式	450	1.33	45.10	横軸フランシス	三相誘導	昭和40年11月 ^(注)
	四和電化農業協同組合	四和	小瀬川	水路式	180	0.97	25.50	横軸フランシス	三相誘導	昭和36年4月
	広島千代田農業協同組合	壬生	江の川	水路式	162	1.10	19.90	横軸フランシス	三相誘導	昭和32年10月
	世羅郡農業協同組合	三川ダム	芦田川	ダム式	145	0.45	40.00	横軸フランシス	三相誘導	昭和43年3月
	福山北農業協同組合	藤尾	芦田川	水路式	77	0.20	53.70	横軸フランシス	三相誘導	昭和34年1月
	神石高原農業協同組合	豊松	高梁川	水路式	24	0.11	33.00	横軸フランシス	三相誘導	昭和33年7月
	三次農業協同組合	天神	江の川	水路式	130	0.38	47.40	横軸フランシス	三相誘導	昭和36年2月
		河戸	江の川	水路式	150	1.50	13.30	横軸フランシス	三相誘導	昭和39年8月
	庄原農業協同組合	別所	江の川	水路式	213	0.74	38.82	横軸フランシス	三相誘導	昭和30年10月
		明賀	江の川	水路式	83	0.85	14.00	横軸フランシス	三相誘導	昭和30年8月
		法京寺	江の川	水路式	205	2.00	14.44	横軸フランシス	三相誘導	昭和37年12月
		永金	高梁川	水路式	140	0.43	44.80	横軸フランシス	三相誘導	昭和41年12月
		田森	高梁川	水路式	100	0.36	38.67	横軸フランシス	三相誘導	昭和33年12月
		竹森	高梁川	水路式	200	1.15	24.26	横軸フランシス	三相誘導	昭和36年4月
		小奴可	高梁川	水路式	165	0.70	32.95	横軸フランシス	三相誘導	昭和37年11月
		高暮	江の川	水路式	155	1.10	19.20	横軸フランシス	三相誘導	昭和32年10月
		口南	江の川	水路式	95	1.05	13.00	横軸フランシス	三相誘導	昭和37年10月
	志和堀電化農業協同組合	志和堀	大田川	水路式	95	0.50	25.76	横軸フランシス	三相誘導	昭和29年7月

注) 再開発

提供: 全国小水力利用推進協議会・イー・エム・エル工業株式会社

中国地方の小水力の歴史

表23 中国電力の(1000kW未満の)小水力発電一覧

県名	発電所名	所在地	水系河川名	発電形式	出力(kW)	使用水量(m ³ /s)	有効落差(m)	水車	発電機	発電開始
島根	川手発電所	雲南市吉田村	斐伊川水系 深野川	水路式	900	3.000	40.80	横軸フランシス	同期式	昭和19年12月
	窪田発電所	出雲市佐田町	神戸川水系 神戸川	水路式	600	2.920	28.79	横軸フランシス	同期式	大正4年11月
	出羽川発電所	邑智郡邑南町	江の川水系 出羽川	水路式	670	2.230	40.60	横軸フランシス	誘導式	大正13年12月
	粕淵第一発電所	邑智郡美郷町	江の川水系 早水川	水路式	160	0.800	28.15	横軸フランシス	誘導式	大正8年2月
	南谷発電所	隠岐郡隠岐の島町	春日川水系 春日川	ダム水路式	100	0.195	71.23	横軸フランシス	誘導式	昭和21年9月
	油井発電所	隠岐郡隠岐の島町	油井川水系 油井川	ダム式	200	0.155	183.10	横軸ベルトン	誘導式	昭和26年3月
鳥取	荒舟発電所	鳥取市国府町	千代川水系 上地川	水路式	240	0.418	72.80	横軸フランシス	誘導式	明治40年5月
	下畑発電所	東伯郡三朝町	天神川水系 田代川	水路式	392	0.333	148.00	横軸ベルトン	誘導式	明治44年6月
	下西谷発電所	東伯郡三朝町	天神川水系 天神川・田代川	水路式	400	0.890	81.80	横軸フランシス	同期式	大正7年6月
	牧発電所	東伯郡三朝町	天神川水系 天神川	水路式	820	2.500	43.63	横軸フランシス	同期式	大正10年1月
岡山	奥津水槽発電所	鏡野町	吉井川水系 羽出川	水路式	470	1.300	47.07	横軸フランシス	誘導式	昭和31年4月
	湯原堰堤発電所	真庭郡湯原町	旭川水系 旭川	ダム式	360	0.800	59.16	横軸フランシス	誘導式	昭和30年6月
	作西発電所	真庭郡新庄村	旭川水系 新庄川	水路式	73	0.153	65.91	横軸フランシス	誘導式	大正12年5月
	富発電所	鏡野町	旭川水系 目木川	水路式	570	0.835	95.32	横軸フランシス	同期式	大正11年2月
	小阪部調整池発電所	新見市唐松	高梁川水系 小阪部川	ダム式	500	6.400	10.35	横軸プロペラ	誘導式	昭和37年4月
広島	魚切発電所	広島市佐伯区	八幡川水系 八幡川	ダム式	700	1.810	53.00	横軸フランシス	誘導式	平成15年4月
	河内発電所	広島市佐伯区	八幡川水系 八幡川	水路式	200	0.780	37.90	横軸フランシス	同期式	明治40年4月
	川西発電所	比婆郡東城町	高梁川水系 成羽川	水路式	75	1.060	10.91	横軸フランシス	誘導式	大正4年11月
	布野発電所	双三郡布野村	江の川水系 布野川	水路式	220	1.113	26.36	横軸フランシス	誘導式	大正8年10月
山口	向道発電所	周南市向道	錦川水系 錦川	ダム式	500	2.780	23.75	横軸フランシス	同期式	昭和27年4月
	大井川第二発電所	阿武郡阿武町	大井川水系 大井川	水路式	535	1.113	61.45	横軸フランシス	誘導式	大正7年8月

出典：中国電力「電力設備の概要2008-2009」・水力発電所データベース

参考文献

秋山武、農協小水力発電の歴史と問題点、協同組合経営研究月報、通号 323、1980 年
板倉正和、佐藤雅之、大和昌一、これからの小水力発電(特集 2 水力発電)、富士時報、76(9)、通号 822、2003 年
織田史郎、小水力発電、1952 年
梶田直揮、最近の中小水力開発の動向、電気鉄道、鉄道電化協会、36(12)、1982 年
小林久、日本の小水力資源 小水力エネルギーの特徴と資源ポテンシャル、太陽エネルギー=Solar energy、日本太陽エネルギー学会、32(5)、2006 年
国土総合開発法(昭和二十五年五月二十六日法律第二百五号)
島根県、企業局電気事業の水力発電のページ、
<http://www.pref.shimane.lg.jp/kigyo/denki/suiryoku/> 参照日 2009/02/15
総合研究開発機構(NIRA)戦後経済政策資料研究会、経済安定本部戦後経済政策資料 第 21 巻、日本経済評論社、pp157-160、1995 年
http://www.ndl.go.jp/horei_jp/kakugi/bib/bib/01037.htm 2009/02/07
中国小水力発電協会、創立50年のあゆみ、pp11-12、2002年
中国地方電気事業史編集委員会、中国地方電気事業史、1974 年
中国電力、電源設備の概要 2008-2009、2008
通商産業省公益事業局、「電気事業の現状：電力白書」(昭和 36 年度版)

電源開発に対する対日援助見返資金融資の促進に関する決議、第 8 回(臨時)国会、昭和 25 年 7 月 24 日参議院本会議
http://www.sangiin.go.jp/japanese/san60/s60_shiryoku/ketsugi/008-08.htm 2009/02/07
電力土木技術協会、水力発電所データベース、
<http://www.jepoc.or.jp/cgi-bin/hydropp/index.cgi>
特定多目的ダム法(昭和三十二年三月三十一日法律第三十五号)
独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構、新エネルギーガイドブック 2008 年
長本隆夫、中国電力における水力開発の展望、わが国における水力開発の展望(中小水力開発特集号)、電力土木、通号 169、pp24-48、1980 年
日本電気事業史編纂会、日本電気事業史、電気之友社、1941 年
農山漁村電気導入促進法(昭和二十七年十二月二十九日法律第三百五十八号)、最終改正：平成一九年五月二五日法律第五八号
前田忠邦、創立 50 周年によせて、創立 50 年のあゆみ、中国小水力発電協会、2002 年
光畑房和、岡山県の小水力発電開発について、電力土木、通号 206、1987 年
広田正典、中小水力開発の現状と問題点、動力 35、日本動力協会、通号 170、1985 年

【研究ノート】

大学における英語スピーキング力の養成について —学習者を中心とした音読アプローチ—

盧 宏亮*・松田雅子**

How to Develop English Speaking Ability in the University Level —Learner-centered Reading Aloud Approach—

Koryo RO and Masako MATSUDA

Abstract

As a result of a needs analysis, it is found that almost half of the students of the Faculty of Environmental Studies in Nagasaki University hope to study speaking in English more often compared with other three activities; listening, reading, and writing. In response to their need, the Reading Aloud Approach (RAA) based on the Kakyo-style Learning Method was proposed, and experiments using this approach were done twice in the first and second terms of 2008. For four weeks participants would choose 3 days in a week and on each day they should (1) read aloud certain sentences 3 times, (2) record them in a mini-tape recorder, (3) and write them down in a notebook after reciting them 3 times. In the beginning and at the end of each experiment, two interviews in English were made, recorded and transcribed. Also, participants were asked to answer a set of questionnaires. After comparing the transcriptions in terms of vocabulary, fluency, and sentence complexity, it can be concluded that RAA is effective as a method to develop students' English speaking abilities. Especially, participants felt confident about their pronunciation when they made a presentation in English on environmental problems at the end of the term.

Keywords : Speaking ability in English, Reading aloud, Recording, Kakyo-style Learning Method

1. はじめに

グローバルな規模で進展する国際化の時代に、英語のスピーキング力養成への社会的関心がこれまで以上に高まっている。平成15年3月、文部科学省は「『英語が使える日本人』の育成のための行動計画」を発表した。また、同省は昨年12月には、2013年から実施の高校学習指導要領の改定案を発表し、「英語の授業は英語で行うのが基本」としている。

そうした現状に対して、大学の全学教育における英語教育では、従来主として読解力の養成に重点が置かれて来たため、効果的なスピーキングの指導方

法が確立しているとはいえない面がある。コミュニケーション能力の養成のためには、リスニングとスピーキングの二つの分野が重要であるが、リスニング活動は多くのクラスで積極的にとりいれられている。(宮原等 1997) 次のステップとして、実際に自分の意志や考えを伝えることのできる、コミュニケーションの技術を身につけることを目指した、より効果的なスピーキングの学習法とその普及が必要であると考えられる。しかし、実際に英語のスピーキング力伸張を実証的に検証した研究は、まだ驚くほど少ない。(高山 2006:37) その点から考えると、本研究ノートの基礎となる盧宏亮の平成20年度生産科学研究科修士論文『大学における英語スピーキング力の養成について—学習者を中心とした音読アプローチ—』は実験とその評価方法に不十分な点があるが、スピーキング力養成のための研究として、

* 長崎大学生産科学研究科

** 長崎大学環境科学部

受領年月日 2009年 5月 31日

受理年月日 2009年 5月 31日

評価できる点がいくつか見られる。ここに研究ノートとしてまとめて、次に進むステップにしていきたいと考える。

近年、繰り返し音読することによって、英語運用能力の向上を図ろうとする学習書が多数出版され、音読による英語学習が一種のブームとなっている（Yonekawa 2005 : 12）。音読が英語スピーキング力の養成に役立つとする立場の代表的な主張が国弘（2000）で、「只管朗読」という漢文の学習法を応用し、音読で語彙・文法などの知的記憶を運動記憶に変えることができると述べている。また、岩村も「体で覚えた英語は忘れない、英語の筋肉鍛えます」というキャッチコピーを掲げ、NHKのラジオ英語講座（2006）で音読を中心とした練習方法を展開している。中国でも音読による英会話の勉強が盛んで、李陽による音読やパフォーマンスによるクレイジー・イングリッシュが注目を集めている。

本研究では、音読に加えて、北川の科挙式勉強法（北川 2005 : 34）を取り入れ、適当な教材（岩村 2006）を組み合わせ、音読アプローチ、すなわち「音読・反芻・筆写」の学習法を構想し、その効果を測る実験をおこなった。課題文を見ながら音読し、テープレコーダーに録音する、さらにテキストを見ないで繰り返しながら、筆写するという家庭学習である。北川の経験知による学習法の考案に加えて、脳科学を専門とする川島隆太の、音読・計算・筆記のトレーニングが脳の前頭前野を活性化するという仮説も、科挙式学習法の有効性をサポートすると思われる。（川島 2005）また、録音をしながら口頭練習を定期的に行うことは、音声言語の処理にかかわるとされる、脳のブローカ野の訓練になると考えられる。

これは、（1）家庭学習の指針を与えるということと、（2）スピーキングの訓練にレコーダーによる録音を行なうという点に特色がある。長崎大学環境学部の学生に音読アプローチの実験を実施し、その効果を検証する。英語のスピーキング力をどのようにして効果的に養成できるか探ることが、本研究の目的である。

2. 英語のスピーキング力とは

「スピーキング」あるいは「スピーキングの力」と一口に言っても、そのイメージは多様である。正しい発音で英語を話したり音読したりすることができる、日常会話ができる、スピーチやディスカッション、ディベートなどが出来る、といったことを思

い浮かべる人が多いだろう。さらに、現行の学習指導要領で「英語で積極的にコミュニケーションをとろうとする態度」の育成が盛り込まれるようになったことを受けて、「態度」という概念をスピーキング能力の一部として重視する考えもある。

本研究で養成する「英語スピーキング力」とは、きわめて限定的に考え、口頭で英語によって応答する能力、及び物事を説明する能力のことをさすことにする。これはスピーキング能力の基礎的な部分であり、トレーニングによる改善を比較的容易に行うことができ、また、その有意な差異の測定も可能であると思われるからである。

3. スピーキング活動の導入

英語教育関係の文献では、スピーキングの学習と指導については、教師の経験に基づく主張や指導実践報告が多い。その数は、Japan Exchange and Teaching (JET) Program による外国人講師とのチーム・ティーチングの導入（1987年）や、新学習指導要領による「オーラル・コミュニケーション」の高等学校必修科目としての導入前後から目立って増加している。一方、馬場（1997 : 51）が述べたように、スピーキングの指導の基盤となるべき理論的研究や、指導効果を客観的に調査・評価した科学的・実証的研究は驚くほど少ない。その理由として、次の二つが考えられる。

1) スピーキングの指導の難しさ

スピーキング能力の養成は、英語だけではなく、現代の外国語教育において主要な目標として注目されている。その理由として、近年の著しい国際交流の拡大や通信技術の発達などから生じる音声言語の必要性といった外的要因が挙げられよう。更に、外国語、特に英語を話すことに対して学習者が持つ欲求、期待も大きな位置を占めている。長崎大学環境学部の二年生と三年生合わせて79人へのアンケート調査結果において英語を学習することから期待するものとして、リーディング、ライティング、スピーキング、リスニングの中から「英語のスピーキング力を一番身に付けたい」という回答は非常に上位（49%）を占めている。

しかしながら、このような学ぶ側からの期待に反して、特に公教育の一環として英語を教えられる場合には、十分な口頭表現能力を養成するには至っていないのが現状であろう。その原因の第1として、スピーキングがすべての言語技能の中で最も複雑で

あることが考えられるようである。特に学校の教室という限られた条件下で、目標言語（英語）との自然な接触がなく口頭表現の機会も少ない EFL (English as a Foreign Language) 学習者にとっては、伝達能力を獲得するのは至難だと思われる。

また、教師側の指導にも原因が考えられる。スピーキングの指導はほかの技能より教師側の負担が大きいと、一見、より「知的」に見える訳読中心のアプローチへ指導の中心を移しているが、ある程度、学習が進んだ段階までスピーキング指導を後回しにしようとする態度も見られる。その上に、教師が会話力やコミュニケーション力を養成する教育を受けてきていないということも大きな要因だろう。教員に対する研修や勉強会によって、このような指導上の弱点を改善する必要がある。

2) スピーキング力の客観的評価の難しさ

英語のスピーキング指導に限らず、指導には測定と評価がつきものである。スピーキング能力の測定・評価を考える際には、馬場（1997：28）は主に次の3点について考える必要があると指摘している：

- (1) 対象：何を測定・評価するのか
- (2) 方法：どのように測定・評価するのか
- (3) 波及効果：評価される内容は学習者にどのような影響を及ぼすのか。

スピーキング力は、文法やリーディング力と違って、筆記テストで測定することはできない。スピーキングの評価でもっとも大切なことは、どのようなスピーキング力を育てたいのか教師が具体的な目標をもつことにある。コミュニケーション能力の捉え方にはいくつかあるが、代表的なものとして、文法能力、談話能力、社会言語能力、方略能力の4つの要素がある（Canale 1983）。この分類は、コミュニケーションという視点から、スピーキング力の構成要素を再構築しているといえよう。

音読アプローチの実施において、学習者の音声面の学習意欲を喚起するといったことや、毎週「音読・反芻・筆写」をすることにより、学習事項の定着のほか、学習の動機づけを図ろうとするようなことがこれにあたるのではないかと考えられる。こうした二次的産物とも言うべきものをテストングの分野では馬場（1997：32）が提起したように、波及効果（backwash effect または washback effect）と呼んでいる。それゆえに会話のテストをやること自体に意義があるといえよう。

筆記テストは一見すると客観的評価であるように

見える。それは数字としてスコアが出るからである。スピーキングテストでは、文法・語彙・音声（発音、抑揚、リズムなど）の要素を、客観的に図る指針はほとんどないといっても過言ではない。したがって、学習法の実験を行っても、客観的な評価をすることは難しい。

学習法の効果について実験を行う場合は、その学習法を使わないグループをコントロールグループとしてスピーキングテストを行い、両方のグループを比較するという方法が考えられる。本研究の場合は、実験の初期段階で、他のクラスの協力を仰ぐことができなかったのも、この点は改善すべき点である。

4. ニーズアナリシスー学生へのアンケート

長崎大学の学生が英語学習についてどんな希望をもち、学習に取り組んでいるのかについて、アンケート調査を実施した。アンケートを実施する対象として、長崎大学環境学部において、前期総合英語IIIの授業を受ける2年生クラス（34人）、後期総合英語IIIの授業を受ける2年生クラス（24人）、後期言語コミュニケーションAIIの授業を受ける3年生クラス（21人）を合わせて、79人の学生である。

1) アンケート結果

アンケートの様式は、9問の質問（最後の1問は自由記述）に答える形式である。その中で、音読アプローチに最も関連性があると思われるものを挙げてみる。

表1 アンケート結果

(1) 英語に興味を持っていますか	
1. ほとんどない	24%
2. 少し持っている	44%
3. とても興味がある	28%
4. その他	4%

(2) 英語力を伸ばすとしたら、どの分野に力を入れたいと思いますか。	
1. リーディング	14%
2. ライティング	8%
3. スピーキング	49%
4. リスニング	29%

(3) 今、英語の勉強は一週間にどれ位していますか。	
1. ほとんどしない	21人 (27%)
2. 30分以下	47人 (59%)
3. 1時間以内	8人 (10%)
4. 2時間あるいはそれ以上	3人 (4%)

(5) 資格試験を受けたことがありますか。

- | | |
|---------------------------------------|------------|
| 1) いいえ | 41 人 (52%) |
| 2) はい (資格試験名) | 38 人 (48%) |
| (英検 : 18 人 (47%)、TOEIC : 20 人 (53%)) | |

(7) あなたはこの授業に積極的に参加できたと思いますか。

- | | |
|--------------------------|------------|
| 1) 忙しくて積極的にとりくめなかった | 4 人 (5%) |
| 2) 課題だけは何とかこなした | 50 人 (63%) |
| 3) 課題だけではなく、授業中もがんばったと思う | 23 人 (29%) |
| 4) その他 | 2 人 (3%) |

2) アンケート分析

英語に興味を持つ程度についての調査によると、英語に「とても興味がある」と「ほとんどない」の比率はほぼ同じである。それぞれの比率は 28%と 24%である。中間にある「少し(興味を)持っている」の比率は約半分に近く 44%を占めている。

英語のスピーキング能力を身に付けることに興味を持つ学生は圧倒的に多く、約半分の比率を占めていることはアンケート調査によってわかった。次にリスニング 29%であり、第三位はリーディング 14%である。ライティングは一番少なく、8%しか占めていないという結果である。長崎大学生は、英語のスピーキング力の養成に対する強い願望を示しているといえるだろう。

大学生が一週間に自宅でどれくらい勉強するか、英語の学習時間についての調査結果では、一週間に自宅で 2 時間あるいは以上英語を学習する人はわずか 3/79 (4%) である。一週間に自宅で 1 時間以内英語を学習する人は 8/79 (10%) である。一週間に自宅で 30 分以下英語を学習する人は 47/79 (59%) である。一週間に自宅でほとんど英語を勉強しない人は 21/79 (27%) である。

「放課後の予習・復習は英語の実力を身に付ける重要な要素だと思われる」(宮原 1997 : 89)。また、大学での単位認定には、授業時間 1 時間に対し、2 時間の自宅学習をすることが前提になっている。したがって、大学において自宅学習の中に音読活動を取り入れることは、学習課題を明確にし、放課後に十分な予習・復習時間を確保するために、適切なタスクであるといえる。また、アンケートの質問 6、7、8 の結果による(ここでは 6、8 は示していない)と、授業では音読などのスピーキング活動を取り入れることで、英語学習への意欲・関心を顕著に増加させ、授業中の学習の雰囲気をもより活発化させられ

るようだ。

3) 中・韓・日 3 か国の大学生に対するアンケートとの比較

1997 年に大学英語教育学会九州・沖縄支部研究プロジェクトチームは、『このままでよいか大学英語教育—中・韓・日 3 か国の大学生の英語学力と英語学習実態』(宮原等 1997) という報告書をまとめている。その調査によれば、日本では、授業における希望重点領域として、66.9%の学生がスピーキング力を伸ばしたいと考え、一方授業において聴くこと・話すことの教授がなされていると答えた学生は 57.0%である。これはリスニング指導のみが行われているのか、スピーキング指導のみか、あるいは両方なのかは不明である。しかし、学生の英語の予習時間は、全くしないと 30 分以内の合計は 64.7%、復習では、全くしないと 30 分以内の合計は 92.9%である。日本語を母国語とし、外国語として通常は英語を使用しない環境にある者が、スピーキング力を伸ばすためには、それぞれの個人の大きな努力が必要である。しかし、この調査からも、聴くこと・話すことの活動に対する学生の関心は高いが、特に、日本人学生の予習・復習の時間はきわめて限られていることがわかった。したがって、課外学習のなかに、スピーキング力養成のための訓練を取り入れることは、学生のニーズに答え、また課外学習時間の確保につながると思われる。ここでの問題は、どのような学習法を取り入れるかであるが、いろいろな学習法を検討した結果、音読アプローチ、すなわち「音読・反芻・筆写」学習法を構想するにいたった。

5. 音読アプローチ「音読・反芻・筆写」学習法の実験

音声面を重視した(1)音読トレーニング (2) 科挙式学習法を参考にして、音読アプローチを組み立てた。

音読については前述のとおりである。科挙とは、周知のごとく、中国伝統の上級官吏登用試験である。中国の清朝末期(1904 年)に廃止されるまで、千年以上にわたって実施されてきた。日本風にいえば、かつての高等文官試験、いまの国家公務員 I 種試験ということになる。この試験に受かるための、いわゆる科挙式の学習法は「暗記に始まり暗記に終わる」とされる。

北川の友人余氏は中国出身で、アメリカ国務省に英語—中国語通訳・翻訳官として採用された。この

ような経歴を支えていたのは、「音読・反芻・筆写」という英語の科挙式学習法であったと余氏は自己分析している。彼の学習法は高度な英語を習得する上で、特に効果的ではないかと北川は観察している(北川 2005 : 34)。

1) 科挙式勉強法を取り入れた音読アプローチの導入

「音読、反芻、筆写」の科挙式学習法がスピーキング力養成において効果があるのではないかと考え、岩村の教材をとりあげ、音読、反芻、筆写の三つのアクティビティを組み合わせ、音読活動を組み立てた。長崎大学環境科学部において、前期と後期の言語コミュニケーションを受ける3年生の学生たちに協力してもらいそれぞれ約1ヵ月の実験を行い、「音読・反芻・筆写」という音読アプローチの効果を検証した。

(1) 音読アプローチの試み 1

2008年度前期に音読アプローチの実験を行い、その結果について概観する。

音読アプローチの実験1の概要は以下の通りである。

表2 実験1の概要

使用教材	NHK ラジオ、『英会話レッツスピーク』（岩村圭南）2006年2月号テキスト。 *テキスト選択の基準 (1) 音読重視の会話学習 (2) 教材の内容がストーリー性を持ち、大学生にとって、興味深い。音声モデルの発話者が、俳優や声優など、専門的な音声訓練を受けている
対象	長崎大学環境科学部3年言語コミュニケーションAⅠ受講生10人
期間	前期5月～6月：約1ヶ月間
調査目的	- 実験の前後に2回インタビューを行い、録音したインタビューのデータの分析を通し、「音読、反芻、筆写」を中心とする科挙式学習法の効果を検証する。 - 口頭練習によって、口を実際に動かし、話すための筋肉を鍛え、スピーキング能力をアップさせることを確かめる。 - 学生の英語への勉強意欲をアップさせる。
調査方法	10人の学生に、 (1) 『英会話レッツスピーク』テキスト練習部分、

(2) 教材の音声収録されたCD、 (3) ミニカセットテープレコーダー、 (4) 空の60分テープ	を渡し、週3回CDを聞いて、定められた文章を3回音読し、テープレコーダーで3回繰り返し自分の音声をテープに吹き込み、提出する。練習箇所は、Let's Read Out Loud! (音読しましょう) である。 - 録音した後、暗記した文章を思い出しながら記録ノートに3回筆写の練習し、筆写ノートを提出する。 - 毎週、課題文の小テストを行う(授業担当者) - 実験に協力してもらう学生たちに実験の前と後に約5分間インタビューを行い、録音する。学習法を始める前の第一回インタビューと終了後の第二回インタビューの録音を比較し、その効果を分析する。 - 始める前と、終了後にアンケートを書かせて、回収し分析する。
--	---

(i) インタビューの概要と分析

* 第一回のインタビュー：

学習法を始める前の第一回インタビューについての分析を行った

(A) 話す分量については、平均一人あたり1センテンスしか答えられなかった。

(B) 質問に対して答えるまでの反応時間はやや遅く、平均約3秒間であった。

(C) 「Father...me...」、「Snow beautiful」、「Businessman」のような不完全な文を作って用いた。

(D) 単語や表現の選択において、類義語の誤用の問題も出てきた。似たような意味の単語のことだが、場面や状況に応じて使い分けていない。

(E) 一つの文章に「and」が連用された。

(F) 「reading books」の原形のまま「read book」を用いていた。

* 第二回のインタビュー：

(A) 話す分量が前回に比べて平均一人あたり3センテンスまで増えてきた。

(B) 答えるまでの反応時間は前より早かった。

(C) 全体的に不完全な文の使用は前より少なくなった。

(D) 「and」の文章中の連用はまだ存在する。

(E) 「at」「to」などの前置詞の誤用がある。設

定された場面や状況も含めて英文を音読、暗記してしまうのだから、場面や状況に応じた適切な表現や前置詞の使用や類義語の使い分けなどにも習熟することができるのではないと思われる。詳しいデータについては、盧（2009）を参照されたい。

(ii) アンケートの比較分析

第一回目と第二回目のアンケートの比較分析を行った。

*第一回目のアンケートのまとめ：

- (A) 英語に対する自信：英語に少し自信を持っているのは3人であった。
- (B) 英語に対する興味を持って勉強意欲があるのは10人中5人である。
- (C) 発音に自信があるのは2人しかいなかった。

* 第二回目のアンケートのまとめ：

- (A) 英語に少し自信がついたのは3人から5人になった。
- (B) 英語への勉強意欲がある人は最初の5人から6人となった。
- (C) 一番著しく表れてきたのは発音への自信である。2人しか自信を持っていない最初と比べ、「ちょっと発音が良くなった気がした」と選んだ人は5人となった。「あまり変わっていない」と選んだのは2人で、残りの人は「どちらも言えない」を選んだ。
- (D) コミュニケーションに対する積極性は最初の4人から6人に増えてきた。発音が良くなった気がして、コミュニケーションへの積極性もついていったということだろうと考えられる。文法に自信がついたかどうかという質問に関して前回「全くない」を選んだ人が8人から5人まで減った。原因を分析すると、恐らく繰り返し読む、覚えることを通じて、文脈の中の文法、あるいは単語間のつながりなどが自然に頭に残り、習慣形成がなされたと思われる。

学生たちは、「音読・反芻・筆写」という学習方法を繰り返すうちに、あるいは自分の英語を客観的に聴くことにより、自分の短所を見出し、発音と発話を改善しやすくなったようである。音読が上達すれば、その成果は会話のスピーキング能力にも反映される。しかし、短所として多くの場合、自分の英語のあまりの稚拙さに愕然とすることもあるようで

ある。実験後のアンケートのコメント欄には、次のような感想がみられた。

Aさん：「最初自分の声を聞いた時、あまりの発音の悪さにショックを受けた。どんなに発音の仕方や言葉間のつながりに気をつけていたつもりでも、やはりネイティブとはかけ離れたところにいたと気づくことができたので、自分の声を録音してみるというのはすごく効果的であると思う。」

Bさん：「練習し始めの頃、シャドーウイング（CDの音読について読むこと）もついていくのに精いっぱい、突っかかりながらだったけど、徐々に慣れてきた。」

Cさん：「一か月の読むと筆写は大変でしたが、意外と時間がちょっと短かったなと思いました。もう少し時間を延ばしたら、もっと効果が表れてくると思います。最初のインタビューの時より最後のインタビューのほうはすらすら文が出てきた気がしました。」

一か月という短い期間であったが、アンケートによればかなり学生自身が自覚する効果が出ている。科挙式学習法による音読の実験を通して、英文の音に慣れさせ発声法を訓練するのは、一定の効果があるといえる。

(iii) これからの改善点

実験の成果をインタビューによって測ろうと試みたが、客観的な評価に対する考察の詰めに甘いところが多いことに改めて気づかされた。そこで、どのような評価が妥当か、TOEIC、英検、SSTなどのテストと比較した結果、後期には評価方法にSSTを一部取り入れたテストを用いて、音読アプローチ実験を行うことにした。

SSTは英会話教材会社アルクと早稲田大学が共同で開発したスピーキングテストである。このテストは次の5つの内容に分かれている。

- 1：簡単な質問に答えて英語発話のウォームアップ
- 2：イラスト1枚を見て内容を表現し、発話に関連した質問に答える。
- 3：ロールプレイ。受験者は試験官が指定する役割を演じた後、発話に関連した質問に答える。
- 4：6コマの絵、または4コマの絵を見ながら試験官の指示に従い、ストーリーテリングを行う。
- 5：ごく簡単な質問に答え、テストを終わる。

以上のSSTテストの試験内容から、1,2を取り入れ、

イラストの内容として課題に出した教材のイラストと新しいイラストを使い、それに対して質問することで、評価を行なおうと考えた。SST は全部終えるのに 15 分かかり、録音された発話を、訓練を受けた 2 名から 3 名のネイティブの試験官が、1-9 のレベルで判定する。また費用もかなり高額で、実際の教育現場では今のところ使用は難しいといえる。

(2) 音読アプローチの試み 2

後期において、協力者の人数を増やし、実験の期間を延ばし、より「客観性」のあるやり方で、更に音読活動の効果を検証していこうと考えた。

(i) 実験の概要

音読アプローチの実験 2 の概要は以下の通りである。

表 3 実験 2 の概要

教材	NHK ラジオ、『英会話レッツスピーク』（岩村圭南）2006 年 2 月号テキスト								
対象	長崎大学環境科学部の言語コミュニケーション A II の授業を受ける三年生 1 クラス全員（18 名）（男性 9 人；女性 9 人）								
期間	11 月から 12 月の月上旬まで（約 4 週間）								
調査目的	・実験の前後に 2 回録音模擬テストを行い、録音した模擬テストのデータの分析を通し、音読アプローチの効果を検証する。 ・口頭練習によって、口を実際に動かし、話すための筋肉を鍛え、スピーキング能力をアップさせることを確かめる。 ・トレーニングによる習慣形成を実証する。								
準備 機材	1) 『英会話レッツスピーク』テキスト練習部分、 2) テキスト内容が録音された CD、 3) 2 回のインタビュー用 20 分の空テープ 18 本、 4) 家庭学習用の 90 分の空テープ 18 本、 5) ミニカセットテープレコーダー 11 台、 6) 筆写用ノート 18 冊 ● 第一回テープレコーダーによる録音会話テスト								
調査 方法	<table border="1"> <tr> <td>時</td><td>2008 年 11 月 5 日</td></tr> <tr> <td>場所</td><td>長崎大学環境科学部 342 号室</td></tr> <tr> <td>人数</td><td>17 人</td></tr> <tr> <td>方法</td><td>1. テープレコーダーの台数が限られているので、18 人を 2 グループ（10 人と 8 人）に分けてテストを実施した。各グループの学生に対して、自己紹介、趣味について話</td></tr> </table>	時	2008 年 11 月 5 日	場所	長崎大学環境科学部 342 号室	人数	17 人	方法	1. テープレコーダーの台数が限られているので、18 人を 2 グループ（10 人と 8 人）に分けてテストを実施した。各グループの学生に対して、自己紹介、趣味について話
時	2008 年 11 月 5 日								
場所	長崎大学環境科学部 342 号室								
人数	17 人								
方法	1. テープレコーダーの台数が限られているので、18 人を 2 グループ（10 人と 8 人）に分けてテストを実施した。各グループの学生に対して、自己紹介、趣味について話								

	す課題および図 4 枚が書かれた問題用紙 A4 一枚を、20 分間の空テープと一緒に配る。 2. 順番に ① 自己紹介 ② 趣味紹介 ③ イラストの説明を英語で述べる。 3. 一斉にスタートすると同時に、レコーディングのプロセスも始まる。時間の制限がなく、与えられた課題をすべて完了したら、レコーダーをストップさせ、作業時間を記録する。データとして回収する。 第一回目のデータ採取は終了となる。								
	週三回 CD を聞いて、定められた文章を 3 回音読し、テープレコーダーで 3 回繰り返し自分の音声をテープに吹き込み、提出する。練習箇所は、Let's Read Out Loud!（音読しましょう）のコーナーである。録音した後、暗記した文章を思い出しながら記録ノートに 3 回筆写の練習し、筆写ノートを提出する。 英語スピーキング能力を伸ばすことを目標にして、12 月 3 日まで連続して四週間練習する。 ● 第二回テープレコーダーによる録音会話テスト <table border="1"> <tr> <td>時</td><td>2008 年 12 月 10 日</td></tr> <tr> <td>場所</td><td>長崎大学環境科学部 342 号室</td></tr> <tr> <td>人数</td><td>17 人</td></tr> <tr> <td>方法</td><td>11 月 5 日実施の 1 回目のテストと同様である。</td></tr> </table>	時	2008 年 12 月 10 日	場所	長崎大学環境科学部 342 号室	人数	17 人	方法	11 月 5 日実施の 1 回目のテストと同様である。
時	2008 年 12 月 10 日								
場所	長崎大学環境科学部 342 号室								
人数	17 人								
方法	11 月 5 日実施の 1 回目のテストと同様である。								

(ii) 後期実験のデータ整理及び分析

第二章セクションの英語スピーキング力の評価についてのところで、すでに述べたように、語彙、流暢さ、発話の複雑さを英語スピーキング力の評価基準として、分析していこうと考える。

(A) 語彙

前期のインタビューおよび実験で現れた一定の効果に基づいて、後期においては、「音読・反芻・筆写」という学習法の効果をより数値化して表したいと考えた。語彙に焦点に当てると、和泉絵美等(2005)が紹介したコーパス (WordSmith4) を参考にし、18 人 (スピーキングテストに欠席したものが 1 名いたので、実際は 17 人) の参加者に対して、第一回目と第二回目に使用した単語をそれぞれ統計に表した。

表 4 実験前後の語彙数比較 (単位: 語)

学生	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1回	76	56	134	90	126	178	144	166	117
2回	104	89	130	117	134	224	157	172	130

学生	10	11	12	13	14	15	16	17	平均
1回	87	100	105	133	122	118	145	150	120
2回	105	112	121	153	143	127	166	144	137

第一回目のスピーキングテストでは 17 人の一人当たりの平均単語使用数は 120 単語である。最少単語数は 56 単語であり、最多単語数は 178 単語である。一ヶ月後、第二回目のスピーキングテストでは、17 人の一人当たりの平均単語数は 137 単語である。第一回目の時最少単語数は 89 単語であり、最多単語数は 224 単語である。個人最大の差は 46 単語であり、最少の差は -6 単語である。第一回目の時と比べると、平均 17 単語数が増えてきたことがわかった。

(B) 流暢さ

英語のスピーキングと言えば、その流暢さ、滑らかが大きな関心を持たれている。後期の実験において、与えられたタスクを完成する時間、あるいは話しの速さについて、第一回目と第二回目とは比較することにより、「音読・反芻・筆写」という学習法を使用して英語を話す速度を改善する。

表 5 実験前後の完成時間比較 (単位: 分. 秒)

学生	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1回目	5.34	4.12	4.53	5.3	5.13	5.4	5.21	5.44	5.2
2回目	5.19	4.07	4.39	5.24	5	5.33	5.16	5.37	5.05

学生	10	11	12	13	14	15	16	17	平均
1回目	4.55	5.12	5.11	5.2	5.19	5.31	5.44	5.38	5.12
2回目	4.3	5.03	5.01	5.13	4.58	5.03	5.31	5.29	5

後期の第一回目と第二回目の実験でタスクを完成する時間を比較した。全体的に、参加者の全員は 4 週間の音読練習を通して、タスクの完成する時間を短縮している。ところが、この評価方法として「音読・反芻・筆写」学習法が流暢さの改善に一定の効果を表しているが、一方、精確さと妥当性の面では足りない部分は多いと思われる。これについて、今後の課題としてさらに研究していく必要がある。

(C) 発話の複雑さ

音読活動を通して、17 人の発話者の第一回目と第二回目との平均一文あたりの長さ (単語数) を整理し、まとめて比較した。

①第一回目のデータ採取結果により、個人の平均一文あたりの最短は 4.3 単語であり、最長は 7.1 単語である。協力者全員の平均一文あたりの長さの平均値は 6.1 単語である。

②第二回目のデータ採取結果により、個人の平均一文あたりの最短は 4.4 単語であり、最長は 8.1 単語である。全員の平均一文あたりの長さの平均値は 6.5 単語である。

表 6 一文あたりの単語数 (単位: 語)

学生	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1回	5.8	4.3	6.4	4.7	6.1	6.4	6.5	7	5.8
2回	6.1	4.4	5.2	5.3	6.1	6.6	6.5	7.2	6.5

学生	10	11	12	13	14	15	16	17	平均
1回	5.2	6	7.1	6.8	6.4	5.9	7.1	6.6	6.1
2回	5.3	7	8.1	7	7.2	6.7	8	7.2	6.5

第一回目のデータと比べると、一人あたり一文につき平均 0.4 単語が増えてきた。これは学生が音読練習に基づいて、実験を受ける際に、身に付けた英語を効果的に使った結果、沈黙の時間も減ったことなどの変化から、学生のスピーキング能力はやや伸びたとと言える。「音読・反芻・筆写」という音読アプローチの一定の効果も検証されたといえるだろう。

(iii) アンケート結果

後期の実験を行った後、協力者全員を対象として、感想を聞くアンケートを実施した。ここでは典型的コメントをいくつか取り上げて、以下にまとめた。

A さん: 「文法の知識についてはある程度勉強したのだが、その知識をスムーズに使うまでには至っていない。未だに過去形について話す時には、一瞬頭の中で考えてから話している。これはしょうがない気もするが、頭で考えているうちは会話はうまくならないような気もする。よくわからない。」

B さん: 「発音については、まだまだ曖昧な単語が多い。特に日本語ではあまり違いを区別しない母音の単語 (例えば、coat と court とか) などばかり

と発音を覚えていないと、いつまでたってもダメですね。これも音読で毎日何回も繰り返して、一つ一つ覚えていくしかないと思います。」

C さん：「正直に言えば、すらすらと英語が出てくるようになっていないと思います。原因としては実験期間が短いのではないかと思います。でも、テープへの吹き込みをしたことによって、文を覚えやすくなりました。面白い学習法でした。」

D さん：「英語を話しながら、3 回書くことを週に 3 回する事で、英語に触れる機会が増えてよかったと思います。できるだけ今後もこの学習法を続けていきたい。」

E さん：「週に 3 回自分の声をテープに吹き込んで、音読練習、及び英文を書くときよく覚えているという実感はありました。しかし、急に英語のスピーキング力が伸びたという気はしませんでした。」

F さん：「筆写をしていると、文法の言い回しがわかるようになった。また、録音も楽しかった。英語への勉強意欲が増えてきた。最後が最初よりかなり状況説明ができたと思う。間違えることを恐れず、伝えることを優先的に行った。」

G さん：「普段より英語の書く回数が増えたので、英文を思い出しやすくなった。また、CD について、発音しながら筆写するのは効果があると思う。」

また、この実験の後、環境問題についての英語によるプレゼンテーションを行ったが、その結果はこれまでと比べきわめて優れていた。その中で、2 名が音読アプローチ実験の感想を書いたもので、その成果について参考になると思われる。

H さん：「私は、正直今回の実験協力依頼を受けた時に、英文を吹き込んだり、書いたりするだけで英語の能力が上がるとは到底思えませんでした。また、短期間で効果が出るならば誰しも英語を話すことが出来ると思っていました。

しかし、口頭発表テストの時に以前よりも流暢に英語を話すことが出来ていると自分でも思いました。それは、今回の実験の内英文を吹き込むトレーニングが要因であったと考えられます。このトレーニングによって、今まで自分が気付かなかった発音の癖

を無意識の内に修正していたのです。

従来の英語勉強方法は、とにかく英単語や英文を書いて意識的に覚えるというものが多いと考えられます。そのことにより、確かに英単語や文法の知識を習得することが出来るかもしれませんが、知識だけで英語を話すことは出来ません。また、ネイティブに通じません。ネイティブに通じる英語を話すには正しい発音が必要であると考えられます。この発音をより良くする一つのトレーニング方法として、英文を吹き込んで自分で聞くということは効果があると今回の実験を通じて感じました。」

I さん：「私は、ろ君の今回の実験を通して、英語に対する学習意欲の向上を感じています。と言いますのも、今まで英語を自主的に学習する機会というものがなかったのに、「週に 3 回、発声と筆記の練習を定期的に行う」ことを 1 ヶ月繰り返した結果、語彙もその分増えましたし、何よりも一般生活の中に英語が浸透したことを強く実感しているからです。今回の実験がなかったら、私は今まで通りの英語と関わりのない生活を続けていたでしょう。英語力が定着したというよりは、英語と関わりの深い生活を定着させるのに寄与したと言えます。結果として、DVD を借りてきても英語で聞くようになるなど、英語に対する関心が増しました。

また、発声練習の成果は、期末テストのプレゼンテーションで発揮されたと思います。どのように話せば相手に伝わるのか、このことを考えるいい機会でした。発声練習の段階で、話すスピード、ボリューム、イントネーションを意識しました。

総じて、今回の実験が生徒の英語に対する関心を高めたと感じています。」

(iv) 音読アプローチの実験とその結果についての考察

前後期を通して、長崎大学環境科学部の 3 年生に協力してもらった結果、音読アプローチ学習法が、英語のスピーキング能力の養成に対する効果は検証されたと思われる。第二回目（後期）の実験において、前期のインタビュー方式を変えて、録音テスト方式にしたのは、同じ場所、同じ時間に、学習者と評価者を同席させることが時間的にも、空間的にも、難しいといった現実的な問題があつて、生のインタビューが困難であったからである。

音読練習の時に、自分の声をテープに吹き込むことは、学習者が自分のコミュニケーション能力を客

観的にとらえることができる効果的な手段だとも思える。自分の癖や反応を聴くこともできるから、自己分析・評価することにより、効果的なコミュニケーションをとる力を発達させる基盤を作ることができる。

アンケート結果で、学生の感想にも「何回もの音読を通して英文が分かりやすくなって楽しかった」という意見が多く、「音読・反芻・筆写」の学習法の有効性が確認された。また実験についても、授業後の調査や学生の感想から、学習者の理解や興味関心を高めるのに有効であることが分かった。授業で音読活動を導入したことにより、英語の授業が楽しいと思う学生の割合が上に推移したことから、学生が音読活動を中心とした授業を好意的に捉えていることがわかる。また、積極的に英語で話すことができた学生の割合が高まったことから、学生のスピーキングに対する関心・意欲は高まったことが考えられる。

具体的な学生の感想からは、「話すことは楽しい」や「恥ずかしがらずに相手に言えば、わかってもらえる」など、能力の伸びを裏づける心理的な変化を示す意見が見られた。これは、「音読・反芻・筆写」という学習法を通して、学生自身が英語で音読練習を繰り返した結果、間違いを恐れることなく、英語のスピーキングに自信がもてるようになったからであり、音読を中心とした学習法の効果が出てきたと考えられる。

これらの結果から、音読スピーキング活動によって、学生は自信を感じることができ、意欲的な取り組みにつながったり、実際に目標が達成できた結果、一層の自信につながったりしていたと考えられる。つまり、大学において音読活動を取り入れることは、学習課題を明確にし、英語スピーキング力の養成に一定の成功体験をもたらし、実感するための方法として、有効であったといえる。

6. おわりに

言語学習において音声の要素を含めるか否かが、外国語習得の成功の大きな鍵となると考えられている。本研究は音読、反芻、筆写とスピーキング力養成との関係に特に焦点を当て、実験を行なった。

大半の学生はスピーキング力を高めたいと希望しているが、家庭学習の時間がきわめて少ないことが確認された。音読アプローチは、(1) 家庭学習の指針を与える、(2) スピーキングの訓練にレコーダーによる録音を行なったという点に特色がある。

実際に英語を話さないと、ブローカ野の訓練ができないので、英語が話せるようにならない。このアプローチでは訓練の方法として手軽に使えるレコーダーを使用し、一定の効果をあげることができた。

パソコンソフトやICレコーダーを使つての録音など、音声面で外国語学習を取り巻くメディア環境は、驚くほど短期間に変化し、長足の進歩を遂げている。これらを学習に取り入れながら、コミュニケーションの原点というべき対面での会話力や社会言語能力をどのように培っていくのかが、これから問われてくるだろう。

参考文献

- 岩村圭南 (2006 年)、『NHK ラジオ英会話レッツスピーク』2 月号日本放送出版協会
- 川島隆太 (2005 年)、『脳を鍛える新聞の読み方』中央公論新社
- 北川達夫 (2005 年)、『知的で美しい英語 3 ヶ月間速習秘伝』学習研究社
- 國弘正雄 (編) (2000 年)、『英会話・ぜったい・音読』講談社
- 高山芳樹 (2006 年)、「自己モニターを伴う一ヶ月集中音読練習のスピーキング力への影響」『東京学芸大学紀要 第 58 集』pp.37-44 東京学芸大学人文社会科学系
- 馬場哲生 (1997 年)、「英語スピーキング論—話す力の育成と評価を科学する」『英語教育リサーチ・デザイン・シリーズ⑥』河原社
- 宮原文夫・名本幹雄・山中秀三等 (1997 年)、『このままでよいか大学英語教育—中・韓・日 3 カ国の大学生の英語学力と英語学習実態』松柏社
- 盧 宏亮 (2009 年)、『大学における英語スピーキング力の養成について—学習者を中心とした音読アプローチ』長崎大学生産科学研究科修士論文
- Canale, M. (1983), “From communicative competence to communicative language pedagogy” in *Language and Communication* by (eds.) J. Richards and R. Schmidt. Longman
- Yonekawa, A. (2005), “A Study on the Effectiveness of Oral Reading” in *Leo*, pp.34

【研究ノート】

2つの「哲学的人間学」 —「近代の超克」再考（その6）—

菅原 潤*

Rethinking of "the Attempt to Overcome the Modern"(6)

Jun SUGAWARA

Abstract

There are two authors who published the book "Philosophical Anthropology": Kiyoshi Miki and Iwao Koyama, who belong to "Kyoto School". Whereas Koyama wrote it in order to insist on the cultural pluralism, Miki inquired into problems about nation by means of his conception of 'social body' in the same title of book as Koyama. Miki's view of nation produced a new concept of 'the east asian nation', which was developed in the discussion with Masaaki Kosaka under the theme "Philosophy of Nation".

Key Words : pluralism, body, nation

1. 高山岩男と三木清の接点

前回見たように、保田与重郎は三木清の一連の文学的エッセーに刺激を受けて三木の提唱する新しいヒューマニズムの構築の一助になろうと試みた。けれども三木の眼からすれば保田は主観的に過ぎて社会的視野を持たないロマン主義者に過ぎず、三木自身はかつて接近を試みたマルクス主義者との提携を視野に入れたネットワーク作りを目指していった。こうした三木の営みのうちに彼の未刊の著作である『哲学的人間学』（1933～37年）が位置づけられるのである。

ところで、三木の著作と同じ題名の『哲学的人間学』を完成させた哲学者がもう1人いることに注視すべきである。その哲学者とは、広松渉の言う「近代の超克」で最も重要な役割を果たしたとされる高山岩男である。第1回目の連載で詳しく述べたように、厳密に言えば高山は座談会「近代の超克」に参画しておらず、この座談会の前に京都学派の論者の

みで催された「世界史的立場と日本」で彼独自の「世界史の哲学」の立場で論陣を張ったことで知られている。こうした活動をしたために高山は日本の侵略戦争の典型的なイデオログとして見られがちだが、当初の高山の立場は現在の言い方からすれば文化相対主義的な見地から西洋と東洋、日本と中国の対等性を主張する穏健なものであり、それが西洋史家との鈴木成高との論争を経るうちに次第に侵略主義的な言動に傾いたと言うべきである。この事情については、次回詳しく取り上げたい。

このように見てゆけば、三木と高山の間には共通の書名の著作を完成させようとしたことに加えて、前者は新しいヒューマニズム、後者は文化的多元論に興味があるという具合に、問題関心が重なっているように思われる。ヒューマニズムと文化の問題は直接関係がないという向きもあるかも知れないが、保田が三木の思索のうちにミュトスを問題にする次元を見出したことを想起すれば、両者の関心はかなり接近することになるだろう。残念ながら両者が公の場で議論をしたことはないのだが、幸い京都学派の1人である高坂正顕が三木と「民族の哲学」（1941年）というテーマで対談をしているので、そこでの

* 長崎大学環境科学部

受領年月日 2009年 5月 31日

受理年月日 2009年 5月 31日

議論から三木と高山の異同が浮き彫りになるだろう。やはり第1回目の連載で竹内好の文章を引用して

「近代の超克」を解き明かすキー・パーソンの1人として三木清の名を挙げたが、広松とは別の意味で高山岩男も重要な役割を担っていると言える。

先ずは三木と較べると馴染みの薄い高山の「哲学的人間学」(1938年)から見ておこう。

2. 生の哲学・文化への関心 ― 若き高山の遍歴

一般に高山は「世界史的立場と日本」に参加した高坂正顕、西谷啓治と一括りにされることが多く、また戦後京都大学に復帰した後も目覚ましい活躍をした西谷と較べると目立たない存在と見られがちである。けれども西田幾多郎が存命中に西田哲学の解説を任されたのが高山であること、彼の専門であるヘーゲル理解が現在の研究水準でも見るべきものがあると評価されているⁱことなどを考慮すれば、戦前では西田、田辺の学風を継ぐ正統的な後継者と見なされたのが高山岩男であり、京都学派は彼を中心に動いていたと考えるのが適切である。

それでは高山のオリジナルな思想とはいかなるものなのだろうか。先に触れたように彼の専門はヘーゲルなので、高山の思想そのものもヘーゲルの影響下にあると見る論者が多い。この連載でたびたび言及している広松もその1人である。けれども高山自身は、ヘーゲル哲学に対するある種の違和感を、田辺哲学を回想する一節で次のように表明している。

私達が京大に入った頃はカントの「目的論」が支配的な時代でしたが、その後間もなく「弁証法の論理」の論文が京大の機関誌『哲学研究』にまる2年に涉って載せられ、〔田辺〕先生の哲学に大きな転機を来すことに至ったことは前に述べました。こうして先生は弁証法家の立場に移って来たわけで、前に申した面会日の談論風発の日など、ベーゲルにぞっこん参っていました私まで、お前の考えは非弁証法的だと、何だか罪を犯しているような風に叱られたものです。

私は弁証法万能のような考え方には実は賛成できないことを感じていた者で、唯物弁証法・観念弁証法の何れかに傾くのではまだ弁証に徹していないことは無論で、その意味では先生の絶対弁証法は至極尤もなのですが、私は汎神論は皮剥けば無神論に他ならぬように、素朴な汎弁証法は警戒を要するという言い方を致していました。目的論的(合目的的)の存在領域もあれば、表現的(生

命・表現・了解)の領域もあり、これに対して弁証法的という精神領域もあると考えていいのではないかと考え、『哲学研究』誌に昭和6年から8年まで5回に涉って論文を書きました。まあ田辺先生に対するプロテストなのですが、当時の私の頭では処置困難な難問で、尻切れ蜻蛉のような明快な結論のない論文に終わってしまったことを覚えておりますⁱⁱ。

厳密に言えばここで表明されているのはヘーゲル哲学への違和感ではなく、ヘーゲル的な弁証法で何もかも説明しようとする田辺の態度への反発だが、こうした考え方のもとで高山は原理的には弁証法と相容れない哲学者の思索を吸収し始める。この営みのなかで彼にとって重要なのは、カッシーラーとの出会いだった。

哲学科に入学当時、倫理学主任教授の藤井健治郎先生は演習講読に現象学派のシェーラー(Max Scheler)のDer Formalismus in der Ethik und die materiale Wertrthikという数百頁の大著を使っておりました。私は確か入学2年目に出席致しましたが、1回に進む頁数は少なくて役に立たず、ただカント倫理の形式主義に対する批判が関心をそそったので自分独りで読み始めました。ところが読めども読めども現象学派特有の本質直感という方法の詮義で、実質的な価値倫理には入らぬのです。……ところがその後に出たWesen und Formen Sympathie (1992) は、大著などといえぬ中位の厚さのものです。これには痛く打たれましたし、教わるところの多き本でした。……このシェーラーから示唆を受けましたのは、第1章「生」の部門、即ち「人間の原本的社会性」(人間と生命)の領域に関する問題に就いてであります。これより遥かに多くの教示を得たのがカッシーラー晩年の大著『象徴形式の哲学』3巻(Ernst Cassirer, Philosophie der Symbolischen Formen. 1925-29)でありました。この哲学者は新カント派と呼ばれる人々の1人ですが、初期の自然科学関係の研究より、中期には「科学」の段階に至る以前段階に存する言語や神話など、彼が「象徴形式」と名づけたものの研究に移りました。……私が欧米の哲学界で現代の碩学と実感する人の1人で、私は『象徴形式の哲学』の思想よりも、彼がその思想形成の素材に引用する広汎な哲学外の文献を数々教わった恩義には感謝に堪えぬものがありますⁱⁱⁱ。

高山の精密な研究で知られる花沢秀文によれば、高山はヘーゲルの『精神現象学』や華嚴經の哲学的論理の他に、論理性では解き明かせない生命の問題に対し深い関心を有し、その延長上で「生の哲学」の立場のディルタイやジンメルの文化の本質論、および諸文化の連関論^{iv}の研究に向かったとされるが、後に『文化類型学』（1939年）として結実する文化の多元主義の事情を考慮すれば、これに加えてカッシーラーの哲学が高山哲学の形成に大いに寄与したと考えるべきだろう。

3. 生活形式から文化形式へ ―『文化類型学』への道

こうした高山の思想遍歴を念頭に置いた上で、彼の『哲学的人間学』の序の次の部分を見ておこう。

私は哲学は単なる理性の学ではなく、人間の哲学でなければならぬと思う。換言すれば人間学的に方向づけられた人間的哲学でなければならぬと思う。神話否定の理性と共に誕生した哲学は、さらに理性を包越する「人間」の哲学に生長して行くべきものではなからうか。これが私の年来ひそかに抱く信念であり希望である。……存在をすべて人間に対する存在とする人間学の基本命題はそれゆえ、人間を現実界において実存する者とする命題に還り、この命題はさらに遡って人間を自然環境において生存する者とするより根源的な命題に還り、人間学はここにその確固たる出発点を求めようとする。人間学はこの生命の状況より労働や文化を通して理性に進み、さらに理性の限界に達して超越者に直面するに至る人間の自覚的發展を解明しようとするのである。私は「精神の現象学」のごときものに対し、むしろ「人間の現象学」とでも称すべきものを意図したのである^v。

後年の述懐で高山はこの著作の執筆の動機は「田辺先生の「種の論理」に対するプロテスト」^{vi}と述べているが、先述の人間学、生の哲学、文化への関心により理性一辺倒の哲学の中身を豊かにすることが『哲学的人間学』の意図だということが了解できるだろう。

それでは、この『哲学的人間学』はどのような構成になっているのか、またこの著作はカッシーラーからの影響が認められる『文化類型学』とどう関係するのか。そこで高山は、社会存在の論理を考える際に重要な人間の根源現象とされる「生」「作」「成」

を用いて説明する。

「生」は生む・生まれるを中心とした生命のことで、血と性と土地が基幹になります。これが「種の論理」を考える場合、種というものに最もふさわしいものですが、私はこれと本質を異にした人間の根源現象に「作」、即ちものを作るという重大な事象があるのを除外してはならぬと考えるのです。……併し「種」は更にもう一つあります。それが「成」（成る）という人間生命、人間労働、人間社会の形成に潜む基本的な形成活動で、他からの説明の不可能な「表現」の領域です。……言語・慣習・神話などがその代表的なもの、やがて発達して文明社会の言語となり、法と道徳に岐れ、哲学・宗教・科学などに分化するその根源で、私は「種」はここにも存すると考えるわけです^{vii}。

このように考えれば、文化の領域は最後の「成」の段階に位置づけられることが分かる。高山は『哲学的人間学』の第3章の文化の人間学的研究のなかで、「直接的な一途な向上の経路をたどる」生活形式とは別の、文化形式の多様な発展の意義を次のように強調する。

元来ホモ・サピエンスの理性哲学においては、文化形式より区別せられるべき言語、習俗、芸術、神話等の生活形式に独立固有な意義は認められ難い。けだし理性は普遍妥当性を有し、その普遍妥当性は単に我々人間のみならず理性的存在者一般に及ぶとせられるのであるが、言語、習俗、芸術、神話等は我々人間のみ有するものであり、それらは民族によりてそれぞれ異ってかかる妥当性を有せず、しかも普遍妥当性を有し来るときもはや言語、習俗、芸術、神話ではありえないからである。要するにこれらの生活形式は理性的のものではなく、固有のアプリオリを有せぬものと考えられる。……もし習俗や慣習にアプリオリが存するならば、それは所詮法律や道徳に支配する実践理性に還元帰着せしめられると考えられるのである。これが前述のごとく文化の発展をもって理性的進歩と考え、文化の進展につれて生活形式が消失すると考えられる思想的根拠であり、やがて言語、習俗、神話等の研究が哲学正統の領域に属せぬものとせられ、多く実証的研究に委ねられて、「象徴的形式の哲学」のごときものが十分の意味をもって成立しえなかったゆえんである^{viii}。

続けて高山は最後の文章の後にカッシーラーの『象徴形式の哲学』に関する註を付し、そのなかで「我々はこの研究が原自然の解明と労働の現象学とを欠き、さらに超越を深く問題とせざる点において、到底一致し難い」^{ix}と書いているが、この逆を考えればいささか「直接的な一途な向上の経路をたどる」ヘーゲル的な生活形式の現象学の上に、多様な文化形式を論じる部門を打ち立てる構想を高山が持っていたとすることが出来る。

続く『文化類型学』において高山は、文化の多様な展開が民族と密接に関係していると論じる。

人類の文化が民族によってそれぞれ違った姿をなしていることは、あらためて注意する必要もない明瞭な事実である。われわれが東洋文化や西洋文化について語り、さらに日本文化・シナ文化・インド文化・ギリシャ文化・ローマ文化等について語り得るのは、要するに文化に民族性の相違が存するからである。文化と民族とはきわめて密接な関係をもっている。文化は必ず民族文化である。ところが文化は一般に精神の所産であると考えられる。したがって文化と民族との関係は文化と民族精神との関係でなければならぬ^x。

そして民族精神の複数性が強調される。

民族精神の特性を鮮明に把握するには、どうしても比較研究をまたなければならぬ。しかしかかる比較研究が成立するためにはそれ相応の現実的な根拠がなければならぬであろう。比較研究を可能ならしめる現実的根拠とは何であるか。それは民族は決して一個だけ存在するのではなく多数に存在し、したがって民族精神もまた多数存在するという現実の歴史的事実にある。ただ一人の人間とは人間の意義をなさぬごとく、ただ一つの民族とは元来民族の意義をなさない。諸民族は必ず世界の中に同時に並存し、民族は互いに共同的主体として、換言すればわれ等と汝等として交渉し合う。諸民族の互いに交渉し合う所、そこに歴史的な世界が開かれる^{xi}。

このように論じた上で高山は「民族精神をそれぞれその特性において把握しようとする学問をわれわれは文化類型学と称しようと思う」と言うが、同時に注意したいのは、この引用文のなかで「歴史的な世界」という語が現れていることである。『文化類型学』

の次に来る高山の主著は有名な『世界史の哲学』だが、この著書でも高山は普遍的世界史と特殊的世界史の区別および歴史的世界の多元性という、『文化類型学』における主張を踏襲しているのである。この事実とはしばしば座談会『世界史的立場と日本』と結びつけられて論じられることの多い『世界史の哲学』の隠された一面なのだが、このことについては次回詳しく論じることとし、ここでは高山の「哲学的人間学」が次第に民族の問題に傾斜していくことを確認することとしよう。

4. 三木における「社会的身体」

高山の『哲学的人間学』がヘーゲル的な弁証法に飽き足りず文化への関心を表明し、その傾向が続く『文化類型学』における民族文化の複数性の主張に結実するのに対し、三木の『哲学的人間学』は前回論じた「新しいヒューマニズム」ないし「パトス」への関心に彩られている。後者はしばしば三木の前著である『歴史哲学』との比較で論じられることが多いが、ここでは前回扱った彼の「シュエストフ的不安」を受けた議論の連関で考察することにしたい。

先ず三木は、必ずしも動物から完全には区別されない「生のうちに含まれる第一次の人間学」に加えて、「外的には生と、一方では芸術、他方では哲学と、の間に位することによって特徴付けられる」もう一つの人間学の領域があると考えた。この領域は「生そのものに属せず、寧ろ生の表現である」が、その表現は次第に学的に反省された上で方法的に自覚されてゆくと考えられ、その内容が「哲学的人間学」として高められるという。ここで注意したいのは、ここで言われる自覚は単なる自己意識に限定されず、主観を超えた領域に及んでいるとされることである。

もし自覚が単なる自己意識に過ぎないならば主体的と云ってもただ主観的であるのと異なることなく、人間学は主観主義もしくは自我主義であると云われるであろう。主観の概念は客観の概念に対してある。主観であるのは自己であり、物は固より自己以外の他の人間も凡て主観に対する客観と考えられる。……然るに現実には主体であるのは単に自己のみでなく、他の人間も同じく主体である。主体の概念は、自己が主観として他の凡ての客観に対するという見方を破ることによって達せられる^{xii}。

今日で言う相互主観性ないし間主観性の議論がここ

で示唆されているが、ここから三木は「社会」という概念を導き出す。

私の存在の根拠であるものは、同時に汝の存在の根拠であることなしに、私の存在の根拠であることもできぬ。なぜなら私はただ汝に対してのみ私として限定されるから。我々は我々の存在の根拠であるものから社会的に限定されてくるのである。かかる存在の根拠が最も深い意味に於ける「社会」に他ならない。その際云うまでもなく社会は主体として考えられねばならぬ。社会は、それに於ては個人が却って客体——或は寧ろその表現——と見られるような主体である。そこでまた社会的立場を離れて真に主体的な立場は存し得ない。社会は我々の存在の根拠として我々にとって超越的である^{xiii}。

ここでの「主観」と「主体」、「客観」と「客体」の使い分けは西田哲学を踏襲したものだと考えられる。その上で三木は「我々にとって超越的な」社会の特徴を、身体的なものに関連させて論じる。

人間学に於ける我々の立場は行為的自覚の立場である。それは人間を身体から抽象することなく、しかも主体的に、且つ社会的に把握する。主体的と云っても客体的な見方をその弁証法的契機として含むものでなければならぬ。人間は内的にして外的な、或は主体的にして客体的な存在である^{xiv}。

このような議論を踏まえた上で三木は「社会的身体」という論点を提起し、その関連でパトスを論じてゆく。

我々の身体は我々の存在の基底としての自然の限定であり、我々はこのものから身体的に限定されてくるのである。かかる自然はもちろん客体的自然でなくて主体的自然でなければならず、社会的身体とも呼べるべきものである。……主体的なものとして身体は精神の外にあると同時に精神の内にある。そこに精神に対する身体の弁証法的関係が見出される。身体はパトスのものである。パトスとは主体的内面性^マに於ける自然である。然るにパトスに於いてはば2つの方向が区別される。一方、我々はつねに一定の状態にあるものとして身体を持っている。……然るに他方、パトスは単に受動性でなく、却って根源的な能動性を意味し

ている。アリストテレスに於て質料はデュナミスとして可能性という意味と共に力という意味を有したが、身体は主体的な意味に於て恰もかくの如き意味のものである。かかるものとしてパトスは原初的な能動性を含んでいる^{xv}。

そしてパトスの二重性を社会にも適用し、そこから民族の問題が取り上げられる。

身体というのは固より単に個人的身体のみでない。人間存在の基底とされる自然も身体の意味を有し、社会的身体と見られ得る。我々は身体によって個体として限定されるが、同時に我々は身体を媒介として我々の存在の根柢たる社会に帰入するのである。身体はかような意味に於て弁証法的性質を具えている。例えば、民族の基礎とされる血や地の如きものは、元来、客体的自然をいうのでなく、却って主体的自然的なもの、社会的身体的なもの、パトスのものを意味する。社会も身体を持っている。或は社会はKörperschaftであり、しかもそれは根源的には主体的な意味に解されねばならぬ。我々の身体は母なる大地の分身であり、表現である。民族はその本性に於てパトスの結合である^{xvi}。

ここまでの三木の議論を見ると、先ほどの高山の議論と同様に三木が民族の問題に関心を寄せていることが分かる。ただし高山が『哲学的人間学』のなかで生命と労働の問題を論じた後に民族を文化との関連で考察するのに対し、三木の『哲学的人間学』では民族は文化との関連ではなく、身体と密接に関わるパトスとの関係で把握されているという違いがある。言い方を換えれば、高山において民族は人間精神の発展過程に媒介されているのに対し、三木の場合は「血と地の結合」というかたちで直接的に要請されているのである。

また、前回の議論との関連で言うと、『哲学的人間学』において三木は、シェストフ的不安を論じた議論の延長でパトスの問題を詳しく論じていると考えていいだろう。既に述べたように三木は「文学における世代の問題」（1933年）において、パトスは2つの方向で個人の自己意識を超越すると論じた。そのうちの1つは自己意識の背後に潜む無意識の方向、もう1つは個体を越えた社会的方向なのだが、ここで三木は後者の方向を「社会的身体」と名づけ、「行為的自覚」の基体に据える。三木はその文学的エッ

セー「行動的人間について」(1935年)においてシェストフ的不安から「能動精神」への転換を主張するが、その背景には『哲学的人間学』の議論が潜んでいると言えるだろう。

このことは三木のパトス論が保田の望んだミュトス論よりも身体論に傾斜したことを示唆し、そこから雑誌『コギト』では中島栄次郎と松下武雄の議論が三木に近いことが帰結する。逆に言えば、三木の議論はミュトスに少なからぬ関心を示した保田から離れた方向に展開したわけで、三木の「能動主義」に対する保田の反発も、私淑していた論者に裏切られた気持ちの表明だと考えられる^{xvii}。

5. 「世界主義」は可能か——「民族の哲学」の論点

話を高山岩男と三木清の関係に戻せば、両者は「哲学的人間学」という同名の著作を手がけたにとどまらず、その著作で追求していたテーマが「民族」だという点でも一致していたことがこれで示された。それならば、2人は互いの議論をどのように見ていたかを知りたいというのが自然である。冒頭で述べたように、残念ながら両者は互いの著作を論評し合う機会を持たなかったのだが、高山と気脈を通じている高坂正顕が「民族の哲学」をテーマにした対談を三木と行っているの、ここから両者の意見の異同を探ってゆきたい^{xviii}。

話の口火を切るのは高坂である。最近「民族」がよく話題になっているという記者の発言を受けて高坂は先ずナチス張りの「血と土」から民族を捉える考え方を批判し、自然的世界とは別の歴史的世界の主体として民族を考える見方を主張する。

高坂 民族ということを考えて行くときに、民族をただ客体的な自然概念として考えるのは間違いで、主体的な内容というものと絡合せて考えてゆかなくちゃ民族というものは十分に決定ができないだろうと思う。そのように民族というものは、文化を創ってゆく主体ということになるが、その創った文化が、逆に民族の生活を限定し返して来ますから、民族が歴史を創って行くと共に、同時に逆に歴史の中で民族が創られるということにならなくちゃならない。つまり民族というものは、現在においてもつねに新らしく出来つつあるんだ、ということになる^{xix}。

ここでの高坂の発言は、労働の現象学を経て民族文化の問題を考えると高山の『哲学的人間学』の

枠組みを基本的に踏襲していると言って構わないだろう。これに対して三木は、ナチス張りの民族論が生物学的な見方から出発していることにもっと拘るべきだと言う。

三木 自然的素質というようなものを考えないとすると、民族論というものはかなり力が弱くなってきはしないかね。自然的なものの重要性を認めないで、それがただ歴史的に形成されるものだと考えるなら、階級というようなものもそうなので、民族主義的な歴史論というものの根拠が弱くなりはしないかね^{xx}。

言うまでもないことだが、この三木の発言の意図はナチス的な自然主義的民族論を賛美することではなく、民族を考えるためには「血と土」といった自然的要因に向かい合わなければならないことを強調することにある。このことを言う背景には、既に着手している彼の『哲学的人間学』の社会的身体が潜んでいるわけだが、高坂の発言にある「文化」という語に三木が反応していないことは注目すべきである。

しばらく歴史的世界の形成に民族が寄与するかどうかの議論を交わした後、三木は高坂の議論の土俵に乗って、もしも民族が歴史的に形成されるならばそれは「世界」に行き着くのではないかという問いを投げかける。この問いかけに対して高坂は「民族と世界の相互限定」だと答えるが、この答えに対して三木は執拗に食い下がる。

三木 相互限定というだけでは、どちらが究極のものかわからない。民族は世界の自己限定として生ずると考えることができる。ところが今日の民族論は、スピノーザ的な自己保存と自己発展の衝動というような一種の自然主義的な考え方が基礎になってはしないか。例えば、今の日本においても大陸発展は日本民族の自己保存の衝動だというように説明されている。

高坂 今までの民族論、そして現在普通に行われている民族論というものもよくないと思うのだ。民族の意義というものは、単に民族保存ということだけからでは十分には基礎づけられないと思うね。それだけでなく、民族の自己保存は、他民族の自己保存と共に、広い世界という共通の場面で行われている。その中で民族の自己保存の意義を認めてゆくためには、どうもさっきの自然的本能というだけじゃピッタリしないのではないですかね。

三木 そうすれば、歴史は究極は世界から考えてゆかねばならぬということになりはしないかね。

高坂 それだけでは世界主義になるかも知れないが、世界というものを決めるのは逆に民族なんだ、逆に^{xxi}。

そして議論は「世界主義」を認めるかどうかに収斂してゆく。

三木 自然主義的な民族論が出てきたには歴史的必然性というものがあると思う。そういう自然主義がもっている批判的意義を認める。しかし究極は世界史の立場から見られるので、民族主義もそういう意味の世界主義までもって来てその中で考えねばならない。

高坂 もしそうならば、今仰ったような点の批判は私も認めます。しかし、それから上は世界主義でもいいし、個人主義でもいいということになると、はじめに民族主義を認めた意味がなくなって来やしませんか？

三木 究極は世界主義ということになる。民族も世界史の中で考えられるのだから。

高坂 もしはじめの出発点をその限りに於てにせよ認めるとすれば、どうも僕の帰結の方が正しいと思う。三木君のでは世界主義になって了う。

三木 そこは世界主義でいいんじゃないか。

高坂 世界主義という言葉が誤解を招きますよ。単なる世界主義では主体のない世界になってしまう恐れがある^{xxii}。

このように両者の主張は真っ向から対立し、歩み寄りが見られないまますれ違った議論が終始する形で対談は終了する。

6. 民族は複数のか ― 高山、高坂と三木の争点 ―

以上の高山と三木の代理戦争の感のある「民族の哲学」の対談から浮かび上がったのは、両者はいずれも「民族」に関心を有する点では一致するものの、その民族観が大きく異なるということである。いささか図式的に言えば、高山ないし高坂が民族が複数存在することを前提に議論を進めるのに対し、三木はこの前提を認めないか、あるいは重要視しないで考察しているということである。このことは民族が複数存在しなければ決してあり得ない民族の興亡についての両者の意見の差異からはっきり見えてくる。まずは高坂の民族観を見ておこう。

高坂 民族というものはそれ1つだけでは成り立たない。1つの民族が他の民族と対した場合に初めて民族と謂える。世界中が同一民族であつたら民族ではない。民族の族とか人種の種なんかということは謂えない。民族という以上は他の民族と対して考えられている。他の民族と対しているという以上、どうしても交渉なしでは済まされない。その間に戦争が起ってみたり、両方に共通するような文化的なものがあってみたりする。そういう関連の中で民族の興亡ということがある――と考えるね^{xxiii}。

これに対して三木は、1つの民族が他の民族にとって代わるという見方を主張し続ける。

三木 ある民族は栄え、或る民族は滅ぶというとき、そこにヘーゲルのいった世界史の審判というようなものが考えられないかね。

高坂 つまり、或る1つの民族が他の民族を媒介にして自分の大を成すのですよ。その際、媒介にあり手段になるものは皆文化的な意味をもつ。経済にしても何にしても。

三木 他の民族を媒介にするというのは、その民族を滅ぼして？

高坂 そうではない。それは旧い形の観方だと思う。

三木 少くとも今まではそういう形をとって来た。

高坂 それはイギリスが植民地政策的にやって来た仕方なんで、そのやり方は却って今或る行詰りに面している。植民地政策式のやり方でもって、他の国を利用するということは過去の形態だ。

三木 君の媒介というものは、民族ではなく文化の概念が中心になりはしないかね。

高坂 そこで新しい意味の民族概念が必要だと思う。

三木 そうして、君の考えでゆけば、東亜民族というような1つのものが出て来ると考えられないかね。

高坂 そのように考えるのは民族の否定だ^{xxiv}。

この激しいやりとりのなかで興味を引くのは、三木において文化の概念は文化の複数性を保証するものではなく、「東亜民族」といったある1つのものを特徴づけるものとしてしか捉えられていないことである。また、例えば東アジアのなかで日本民族と中国

民族が抗争し続けると考えるのではなく、新たな「東亜民族」が誕生すると言う件などは、彼の主張する「東亜協同体論」がある意味では座談会「世界史的立場と日本」よりも侵略主義的なものだという風に解釈することもできる^{xxv}。いずれにせよ三木において民族は、高坂や高山のように社会的な媒介を経て考察されるものではなく、人間の個体的な身体性との類比で樹立されるものであり、それゆえ何らかの複数的な概念を経ずに「世界主義」的な色彩を持つものとされているのに注意したい。

このように民族の複数性を考慮せずに個体的なものから普遍的なものへと飛躍する見方は、座談会「近代の超克」で小林秀雄が披露する日本の近代の受容の仕方の分析、そして保田与重郎が幾多の「日本主義的」批評のなかで繰り返し説いた日本人の生き方にも反映されているように思われる。つまり日本人のあり方が例えば中国人との対比で相対化されず、個別的なはずの日本人のあり方が無媒介的に普遍的な帰結をもたらすというものの見方である。こうした自民族に閉塞したものの見方から高坂ないし高山は免れているようにも見えるが、少なくとも高山岩男は鈴木成高との議論を通じて、やはり自民族的中心主義的な立場に移行したことを、次回で詳しくみておこう。

註

i 例えば中岡成文は、高山の『ヘーゲル』が青年時代のヘーゲル思想を重視し『論理学』に批判的とする現在のヘーゲル研究の基本的な問題設定を打ち出していることを高く評価している（『ヘーゲル』『弁証法入門』『弁証法の歴史』『高山岩男著作集』第2巻、玉川大学出版部、2007年、716-720頁）。

ii 高山岩男『京都哲学の回想——旧師旧友の追憶とわが思索の軌跡』燈影舎、1995年、111-112頁。

iii 同上、121-123頁。

iv 花澤秀文『高山岩男——京都学派哲学の基礎的研究』人文書院、1999年、58頁。

v 高山岩男「哲学的人間学」『高山岩男著作集』第2巻、玉川大学出版部、2007年、13-14頁。

vi 高山岩男『京都哲学の回想』、116頁。

vii 同上、119-121頁。

viii 高山岩男「哲学的人間学」、236頁。

ix 同上、238頁。

x 高山岩男「文化類型学」『高山岩男著作集』第3巻、玉川大学出版部、2008年、21頁。

xi 同上、25頁。

xii 三木清「哲学的人間学」『三木清全集』第18巻、岩波書店、1968年、142頁。

xiii 同上、146頁。

xiv 同上、147頁。

xv 同上、151-152頁。

xvi 同上、153頁。

xvii 保田は「時評的文学雑記」（1935年）のなかで「能動精神の1人の主張者も、文学者として呻いているという。呻くについての一切の事情がわかる。社会的なものから進み政治的な事情までも。ところで彼らは、知識階級論にゆく。このゆき方を以て隔てとするのは、一般を解決することによって、呻き（個別的）を解決するとなす文学者の思考を、僕の文学観はとらぬとするとところにある」（『保田与重郎全集』第7巻、講談社、1986年、289頁）と書き、名こそ挙げないが三木の能動精神を批判している。今までの議論から見れば、保田はシェストフ的不安に踏みとどまりそれを「不安の精神」として捉え直して、「日本主義的」批評に向かったと言えるだろう。

xviii 高山は「高坂正顕『歴史的世界』を読む」（『思想』2月号、1938年）のなかで高坂の著書を好意的に評価しており、広松も京都学派の論客として高山と高坂を同格に論じているので（『〈近代の超克〉論』講談社学術文庫、1989年、36～79頁）、両者の立場に根本的な差異はないと考えてよいと思われる。

xix 「民族の哲学 三木清・高坂正顕対談」『文芸』12月号、1941年、4頁。

xx 同上、7頁。

xxi 同上、9頁。

xxii 同上、13頁。

xxiii 同上、10頁。

xxiv 同上、10-11頁。

xxv この点を詳しく論じたものとしては、米谷匡史「三木清の「世界史の哲学」、『批評空間』19号、1998年、40-68頁を参照。

【翻訳解説】

「東アジアにおける三十三年」タイの部、再度の日本 翻訳

園田 尚弘*

Eine Übersetzung aus dem Erinnerungsbuche “Dreunddreißig Jahre in Ostasien” von Max v. Brandt

Naohiro SONODA

*長崎大学環境科学部

受領年月日 二〇〇九年五月三十一日

受理年月日 二〇〇九年五月三十一日

Zusammenfassung

Vorliegende Übersetzung schildert die Reise nach Tailand der Delegation der preussischen Regierung. Der Graf Eulenburg und sein Gefolge führen im Dezember zu ihrem dritten Reiseziel Tailand, um dort den Vertrag abzuschliessen. Max von Brandt schreibt im Kapitel 8 und 9 über den Aufenthalt in Tailand. Im Vergleich mit schwierigen Verhandlungen mit Japan und China konnte die preussische Delegation den Vertrag mit Tailand relativ schnell und reibungslos abschliessen. Graf Eulenburg schickt Brandt gleich nach der Abschliessung des Vertrags mit Tailand nach Berlin voraus, den Vorgang dort berichten zu lassen. Nachdem Brandt in Berlin einige Monate verbracht, sollte er als erster diplomatischer Vertreter der preussischen Regierung wieder nach Japan abreisen. Im Kapitel 9 schildert Brandt die unruhige Lage in Shanhai und das ruhige und lustige Leben in Nagasaki.

VII タイ

バンコクの投錨地で―フランスの要求と外交上の困難―投錨地での不健康な環境―上陸―パックナム―プラクラン―河を遡る―バンコク―浮かぶ家―クロム・ルアン・ラングサ親王―私たちの家―不気味な同居人―アジアのヴェネツィア―町と人々―現代的な杭上家屋―橋―寺院―水上の生活―親王の家と博物館―国王―舞踊を見る―タイの音楽―カラフム―国王の個人的拝謁―署名―ヨーロッパ諸国の植民地競争―に関する国王の意見―国王の子供たち―クリスマスのお祝い―コンスタンス氏―晴

れがましい拝謁―行列―びんろう―王座のある広間で―黄金の仏陀―廷臣たち―条約交渉―獲得した許可状―タイの寺院建築―プラチェデとプラクラン―巨大な仏陀像―寺院での悪い待遇―ワト・ポ―道德判定としてのワニ―蛇物語―ワト・チェン―ジャンクの寺院―ワト・スタト―タイのフレスコ―キンナリ―自然のものは醜くない―ワト サケット―女性戦士隊 amozongarde―犯罪者あるいは僧侶―聖水の祝福―プラバトへ―空腹な晩―ライゼマルシャル氏―象の不足―素晴らしい騎行―困った宿泊場所―村長さん―仏陀の足跡―カトリックの殉教学の中の仏陀―象に乗る―ア

ユタヤ―金の山―第二の王の鼻かぜ―闘鶏―カラフムのところでのディナー―ロイヤル クイーン コンフォートの死体―死体の取り扱い―指の練習―国王の語学力―ある親王の葬式―年の市―廷臣と僧侶のための贈り物―影絵芝居―死体の焼却―王の贈り物―灰の使用―ドイツの同国人―外国の代表者―ロバート・シヨンバーク卿―パルゴワール司教―条約調印―私は使者としてベルリンへ行く―喜ばしい見通し―テーティス号でシンガポールへ―海の危険―帰国の旅で―振り返って―レーフフェス氏―帰郷

日中はモンスーンでなんとか耐えられる暑さの中での旅、そして夜は快適でなくもない長い旅の後で、私たちは十二月十五日にバンコクの町があるメナム川の河口の投錨地で錨を下ろした。暗くなつて、陸の方向探知が閉じられていく状況のもとで、船が測鉛でもつてゆっくりと投錨地に近づき、浅くなつていく水深だけが目的地に近づいていることを示しているときには、いつも不愉快なものである。投錨地で私たちの連れの一隻か二隻の船に出会えるという期待があつたが、信号にも、砲声にも、ロケットや青い炎にもぜんぜん応答がなかつたので、この場合、期待はますます耐え難いものになつた。しかしテーティス号とエルベ号はすでに到着していた。そのことは真夜中頃、錨をおろす時に明らかになつた。テーティス号はすでにほとんど一ヶ月前に到着していたのである。

翌朝、私たちの二隻の船のほか、パリにいたタイの使節をパリから運んできた一隻の大きな輸送船と、十隻あるいは十二隻ほどの海上貿易船が投錨地にいるのを私たちは見た。海は鉛のような灰色をしていて、目には極めて不快で、ほとんど黒のような色合いだった。陸があるのだということについては、ずっと遠くにぼんやりした、青緑の帯を見ることができ、やつと知ることができた。その帯も知っているものだけに陸だと分かるだけで、その他のものにとつては、どんなものにも見えるのだつた。私たちの到着後、派遣団の秘書であるピーシエル氏が、彼に政府から任された蒸気船で投錨地に現れた。そして上司に、タイで彼のためになされていた準備について報告した。ピーシエル氏はテーティス号でスペインとオランダの植民地を訪れていた。彼は

タイに來た後、バンコクに出かけていた。そこで彼はドイツ商業会の会長のマルクヴァルト氏のところで歓迎を受け、ヤハマン船長とテーティスのいく人かの士官とともに、第一王の個人的拝謁を許されていた。ピーシエル氏はバンコクからのいろんな喜ばしくないニュースを持つてきた。バンコクでは、フランス政府からなのか、あるいはフランス代表のドウ・カステルノ伯爵からのものなのか知らないが、過度の要求が、疑念と憤激を呼び起こしていた。

フランス人たちは、シヤム湾にある以前イギリスの東インド会社によって違法に所有され、あとで明け渡されたプロ・コンドーレ島を所有していた。そのうえフランス政府に借り上げられ、戦艦の設備を備えた蒸気船「フォルモザ号」が、バンコクにやつてきた。船は、商船のときは、武器、弾薬を河口のバクナムで下ろす、戦艦のときは、そこでそれ以上の航海の許可を待つという、条約で決められていたような手続きをとらなかつた。さらにドウ・カステルノ伯爵がまさにこの時期にさまざまな要求を、とくにメコン沿いの一地域を割譲するよう、不適切と思われる言葉で、王に要求していた。そしてもしこれが容れられなければ、退去すると脅かしていた。そのとき混乱をさらに増すために、十二月十日に一隻のフランス軍艦が投錨地に現れたのだ。船はパリにいたタイの使節を故郷に運んできたのだ。使節団は第一王にあてたナポレオン三世の直筆の文書を持参した。同時に、王にはレジョン・ドヌール大十字勲章が授与された。地位では第一王と同等だが、政治的にはまったく取るに足りない第二王のために使節はオフィシエ勲章を持つてきた。この勲章の受け取りを王は怒つて拒絶した。この件についてはまた述べるつもりである。第一王はフランス皇帝の文書と勲章を彼自身の公使の手から晴れがましい拝謁のかたちで受け取った。しかしフランス軍艦の船長が士官の大部分と五十人の水兵を伴つて現れたときには、王は艦長が求めた厳かな拝謁を拒絶し、個人的拝謁を行った。そのあとすぐ彼は、さらなる要求とわずらわしいことを避けるためにバンコクを去つた。これが、一八九三年に、フランスとタイのあいだの敵対行為勃発につながる紛争の発端であつた。

私たちもこの出来事の巻き添えになつた。私たちのために定められた家に宿泊していたフランス人たちがゆつくりとしか家を空けようとしなかつたし、

家を空けることを決心した後で、家の掃除と修理に数日が必要であったので、私たちのタイ上陸は、それでやつと十二月二十一日と決められた。不愉快な遅延であった。なぜなら投錨地での滞在は、船上での通気の不足と鉛色の海の反射による太陽の照りつける反射で非常に不快で、危険でなくもないと分かったからだ。投錨地にとどまらなければならなかった私たちの船ではめだつて眼病のものが増えた。滞在が続いた二ヶ月のあいだにこれまでの旅程全体で失った数よりも多い人々を失った。責任はある程度までそれらの人々自身にあった。彼らははつきりと幾度も引き潮のとき湾と河口の汽水を飲まないうような警告を受けていたが、陸地へ船をこぐ際に、安全上身体に良くない飲み物への誘惑に抗しきれなかったのである。それによって彼らは致命的結果に導いた。赤痢、マラリア、チフス感染への芽を取り入れたのであった。

定められた日に小さな河蒸気船とそれより大きな蒸気船が現れた。小さなほうは私たちの荷物と召使たちで一杯のジャンクを引っ張った。大きな船には、プラ克蘭の兄弟、つまり外務大臣と港の管理者ブッシュとピーシエル氏、私たちのために契約したアメリカの宣教師でスミスという通訳が乗った。船は若い英国育ちのタイ人によって案内された。この男は靴と靴下を履いていて、とても気取って見え、上手に英語を話し、自分の仕事をうまくこなした。タイの高官は乗船しているあいだ幾度もトイレを取り替えた。そのほかはキンマークを噛み、お茶を飲んでいた。従者たちは、タイで高位のしるしである黄金のキンマーク入れと皿とポットをもって、彼の周りにしゃがんでいた。

約一時間半の航海の後で、私たちはパクナムに上陸した。外務大臣はそこで私たちを迎え、ホールで提供されたヨーロッパ式の食事を振舞った。一時間後、私たちはさらに船の旅を続けた。その際すでに私たちの到着のときにプロイセンの旗に敬意を表していた緑のなかに姿を隠していた要塞が、公使に同じように敬意を表した。河の航行それ自体は、魅惑的で面白かった。船はまず平らなマングローブでびっしりと覆われた岸に沿って走った。その岸の背後にはとくにアレカ椰子がたくさんそびえていた。それからかなり古い、あるいは新しい、部分的に武装した、あるいは一部武装していない要塞

と河の真ん中に置かれ、しっかりと固定された寺院のあいだを航行した。とうとう私たちはだんだんと街に近づいた。そのことは川面の頻繁な交通と、浮かんでいる家がしばしば現れることで確かめられた。この家は竹のいかだの上に建てられた家であった。たいていの場合小屋と呼ぶのが正しい表現であろう。小屋はやしの葉で葺かれていて、所有者は小屋に錨をおろすか、そのそばにある適当と思われる杭に船をつけた。街ではこれらの浮かぶ家がメナム河のあらゆる岸に一行、あるいは二列になって並んでいた。バンコクに到着する前に、暗くなつた。浮かんでいる家のなかには、どこもひとつかそれ以上の明かりがともっていた。聞いたところによれば、悪霊とその影響を追い払うために、岸には高い棒にちょうちんが掲げられていた。私たち用に決められていた、見たところ二階建ての、その部屋がどこもあかあかと照らされた家の前の橋の上には、燃えているたいまつを持った二、三十人の召使たちが立っていた。水位が低いために私たちはその上陸用の橋に船を着けることができなかった。王の異母兄弟のクロム・ルアン・ラングサ皇太子が私たちの上司を迎えた。そして彼のボートで家に運んでくれた。ほかのボートが私たちのために同じことをしてくれた。二階のひとつの河に張り出している大きな部屋でヨーロッパ風の食事が提供された。旺盛な食欲をもって私たちは食事を味わい、それから簡素だが、十分の家具が置いてある寝室に行った。

次の朝は私たちに驚き以上のものをもたらした。私たちの家は重々しい、石の、アルカードが通っている下の建物の上にあったのだ。下部の建物は満ち潮のときは、水が大きな庭に出たり、入ったりするつくりになっていた。この建物の周りには広いヴェランダが取り付けられてあって、そのヴェランダに向かって外のほうに三方に部屋が接していた。それらの部屋が天井を持たず、直接屋根に達していたせいで、部屋はさらに高く、さらに風通しが良く見えた。屋根石の覆いの下に、屋根の最初の覆いになっている椰子の葉の茂みの中に無数の蛇が巻きついていたので、このつくりはいくらか気味悪かった。葉の少ないところでは蛇が動く音が聞こえた。あるいは葉のあいだを輝やいている蛇の体が滑っていくのが見えた。ほとんどが確実に毒蛇だという事実のために、蛇が近くに来ることはけっして愉快ではなかったが、モンテスキ

ユーが言うように、人はなんにでも慣れるものだ。そのうちにわたしたちもこれを部屋に付き物のものと考えた。最初のうちは寝る前に入念に、枕の下、シーツを、その下に訪問者がいないか調べたし、よく振った後でなければ靴下を履くことはなかったが、私たちはすぐにこの予防策をやめてしまった。そして大きな音でさらさら音がしても、ぜんぜん頭を上げることがをしなかった。ちなみに、バンコク滞在中にこれらの蛇と接触したというものは一人もいなかった、と私は付け加えることができる。これらの部屋の窓は外に向かつていた。ドアと高い開口部はヴェランダに通じていた。それでそこからはだれも部屋の中を覗くことはできなかった。第四の方角におかれた河に張り出した家は、一階に大きな部屋があった。その部屋は前方に広いヴェランダが付いていた。二階にはいくつかの寝室があった。その家はもっぱら私たちの上司と軍艦の船長たちがバンコクに来るときに使われた。内部の庭の周りにはある部屋は私たちとその他の訪問者のためのものであり、船の水夫や水兵が仕事のために町に来るときは、彼らはヴェランダの床の上にハンモックをつるして宿泊した。

バンコクは、これまでセイロンや日本や中国で見たすべてとくらべても、大いに驚くべき印象を与えた。この町はアジアのヴェネチアと呼ばれるが、それは不当ではない。力強い流れの岸に位置しているこの町には、メナムのいくつかの支流と大小の無数の運河が張り巡らされていた。その一方で少なくとも私たちが訪問していた頃には、王城の近くとパクナムへの道程にだけ、乾いた陸地はかなり大きな平地があっただけだった。「水の母」メナムのなかの二列、三列、あるいは四列の浮かぶ家が印象の風変わりなさまを高めていた。交通はすべてボートで行われた。かなり大きな船も、小さな船もあった。小さなほうのボートの多くは女性が漕いでいた。彼女たちは遠くからだ、左肩の上の肩帯と頭の両側の巻いた髪でやと男性から区別できた。女性たちの服装と髪型はほとんど男性のそれと同じだった。服は白いサロンである。つまり上も下もゆつたりした。ペチコート風の衣服で、腰でしまり、前の部分は後ろに通っていて、腰帯で結ばれている。それで全体はぴったりした半ズボンに見えた。それに白い、短い上着を着ているのだ。頭は八センチぐらい

頭の中間の部分を剃っている。剃っていない部分には、四センチぐらいの硬い毛が生えている。人々の頭からはまるで靴ブラシが生えているように見えた。子供たちはサロンだけを身に着ける。手首と足首のまわりに、肩から腰まで、そして頭の真ん中の毛の周りに、髪の毛が剃られ、この国で普通の髪型にされる前には、黄金の鎖や銀の鎖、ジャスミンに似たきつい香りの白い花で編んだ花飾りをつけている。ごく小さな子供たちは裸で、あるいは銀の小さな鎖か、紐で結ばれた小さなハート型の金属製の小さな板を身につけている。

木と茂みと椰子と屋根のあいだからいたるところに金の切妻と屋根それにほっそりしたプラチエディ、いくぶん長い鐘の形で本体から伸びている糸巻き状の尖頭がそびえている。本体は四角のテラス状の基部の上に載っているのである。それらの尖頭の多くは黄金製かあるいは金箔で覆われていた。そうでない場合は白いスタッコで出来ていた。その中には飾りのために、色とりどりの陶器あるいはさまざまなかたちとアラベスク模様の平皿、深皿がはめ込まれていた。私は何時間、何日も、バンコクの川と運河を動き回った。そして町の一部分から地図すら作り上げた。私は無数の寺院を訪れ、見学した。それでも私は私の目に提供される次々と交替する光景に飽きることはなかった。流れを活気づけている無数の大小のボートが行きかう最高に明るい日光に照らされた流れから、私のボートのこぎ手の櫂は、私を竹とバナナの木の陰に連れて行った。その中では最高の水位の上の杭の上にある、椰子の葉で葺かれ、壁は葦でできた小屋が、最高に現代的でもろい杭の上の家だが、近くに人間がいる可能性があると私に思い出させるのであった。大小の流れの上にはときどき手すりのない粗末な木造の橋が、あるいは厚板だけがかけられていた。その厚板には一枚の板が高いところに、あるいはほかの板は下のほうに向かっていた。私がそのような渡りの地点に近づくと、そこを通過しようとする人は誰でも立ち止まった。そしてうずくまった。なぜなら私ではなく、王のボートがその橋を通過しようとする瞬間にその橋を通り過ぎることは、死に価する犯罪であつただろう。香の香りが漂い、聖者の圧倒的柱が黙って、穏やかに外国からの闖入者を見下ろす暗い、影になった

僧院の広間の中には、頭を丸めた、黄色い服を着た僧がうごめいていた。タイ人は何年間か寺か僧院で過ごしたか、これから過ごさなければならぬのである―彼らはいいてい彼らの偶像の愛想の良い無関心さをまねていたが、ときどき好奇心と恥知らずな物乞いで不愉快な存在になった。角の多い砂利が敷かれた―後になってロシアの街々は薄い靴でこれらの庭で我慢しなければならなかった苦痛をしばしば思い起こさせた―寺院の庭は明るい日光に照らされていた。しかし庭を取り囲んでいる道では、安らぎと影とたくさんの偶像が見出せた。それらの偶像は祭壇や台の上に、戸棚の上に整列して置かれていた。しかしながらこれらの光景よりも私をひきつけたのはメナム河であり、そこでの多彩な生活であった。ここには小さなボートがやってきた。その中では黄色い服装をした僧が托鉢をしていた。あちらではほかのそんなに大きくない、女性がこぐボートがあり、その女性たちは巨大な房のバナナを市場に持っていくたり、あるいは市場からの買い物をもって帰っていた。ここにはかなり大きな、ハンダースかそれ以上のこぎ手によって動かされているボートがあり、それに乗って皇太子や、あるいはかなりに位の高い人が訪問をしたり、あるいは役所に出かけていた。そしてそちらにはもっと大きな、雑貨全部を載せた、一人あるいは二人の中国人が住んでいるボートがあった。それらの雑貨をもって人々は家から家へと行商をするのである。産物を載せた周辺地域からの無数のボートで作られる混雑の中を、大きな巨人、つまり一艘の浮かぶ家が満潮、あるいは引き潮とともに流れをのぼったり、あるいは下ったりした。

二日目に公使は私たちを伴って、何度か公使を訪れていたクロム・ルアン・ウラングサ親王のところに答礼の訪問に出かけた。巨大な肥満と最近襲った卒中のためにいくらかからだが不自由になっていた年寄りの人は、ビンロウで黒くなった歯と赤い唇と歯肉で河馬を思い起こさせた。彼は長く手入れしていない家で私たちを迎えた。彼は二階にある博物館を見せたいといった。そこは数少ないタイの産物と、何らかの欠陥のあるヨーロッパの洗濯台とナイトテーブル、それにありとある帽子を並べていた。そのコレクションは外国からの船長たちが納めたもののように思われた。この年寄りはこの芸術品

のコレクションと、ヨーロッパ文明に対するそのほかの関わりを少なからず自慢した。彼の家の入り口の上には金のアルファベット文字で H・R・H・P・K・L・W・(クロム)が架かっていた。そして応接室には額に入れられてどこかアメリカの学部、間違いでなければ、フィラデルフィアの博士(医者)の免状がかけられていた。これらのいくらかこつけない見世物よりもっと面白かったのは―ちなみにこの老人は彼の半分の兄弟である第一の王とともに、いかなるときも、外国との往来と通商条約の熱心な擁護者であり、タイの偉大な人々の外国人に対する反感と反抗を抑えることに貢献した―私的なダンスの機会であった。王子は、市内の彼の家の前にもやっていた、太りすぎのために好んで使用していた浮かぶ家で、私たちにこのダンスの楽しみを与えてくれた。まず最初に彼は、第一の王がいろんな機会に下賜した、第一の妻あるいは妻たちのひとりに開かせた戸棚においてあった金の器を見せた。彼の呼び声で皇太子妃が四つんばいになって現れたが、服装、外見において私たちが河で見た人たちとなんら変わらなかったし、以前のいくらかの美しさもみてとれなかった。夫君は彼女が彼の命令を実行した後では彼女にはまったく気を使わなかった。それから若くて、すらりとした八人の踊り手が現れた。彼女たちは美しかったかもしれないが、サフラン色に塗った、厚化粧の下では判断できなかった。彼女たちはサロンを着、金の布地の肩帯を付け、肩には同様の翼を、正しくは角状の飾り物をつけ、頭にはティアラのような先のとがった帽子をかぶり、指には長い指サックをしていた。すべてのものが金か金箔で、豊かに宝石が付けられていた。ダンスは運動と静止でできていて、静止状態では脚と足はまったく動かず、体の残りの部分はほとんど使用されなかった。ただ手と指だけが信じられないくらいに曲げられた。指覆いがその指の動きに独特の表現を与えていた。女性たちが静止しているときに、朗読者が演目の説明を含んでいるテキストを読み上げた。この上演のための音楽は、太鼓、巨大な木のカスタネット、フルート、鐘と木のハーモニカでできていた。最初の楽器では、演奏者はとても低い足をもった二重の丸いフレームの真ん中に座る。フレームの中には金属性のシンバルが下がっている。ジャワで楽器ないしは音楽隊全体がそのように呼ばれるあのガメラ

は、もし遠くから川面越しに聞けば、独特の不愉快でない印象を与えるのだが、この音楽は室内楽には絶対適していなかった。服装と装飾品以外は格別驚くようなこともない踊り手と同じように、観客もなかなか面白かった。彼らは大抵、親王の男女の孫たちで、みな膝までのズボン、つまりからげたサロンを着て、腕や脚と上半身にはたくさんの黄金の装飾品を身に付けていた。彼らはこの間中、ずっと大きな葉巻を口にくわえ、くゆらしていた。私たちは皇太子のところから第一首相のカラフムのところに行った。彼は名前と称号を全部言えば、チャウ ファヤ スリ スリヨンセ サマン ボン ビス デ マハ プルス ラトリドム サムトラ フラ カラフムという名前であった。小さな、真面目な男性は重要な人物だった、彼の品位のある態度は、彼の召使を監視するための興奮状態でいささか妨げられていた。彼がなぜ重要人物かといえば、彼の父のおかげで第一位の王は王位についたからであり。一八二五年のペンディン・クラン王の死亡に際して、当時二十歳の正当なペンディン・クラン王の嗣子は側室の息子の義兄弟に譲歩しなければならなかった。そして命を救うために僧院に逃げ込まなければならなかった。王位簒奪者が一九五一年に死去したとき、彼の息子が王位を確保しようとした。蜂起の企てを強力に押さえつけた当時のカラフムによって、その試みを妨げられた。そして僧院から迎えられた正当な嗣子が正統な後継者と認められたのである。私たちはカラフムの誕生日の祝いのために彼のところに出かけた。清潔なすべての部屋が小さな祭壇、偶像、それに陳列品で飾られているのを見た。それらのものはタイの習慣にしたがって、家の主の友人や客から、この日のために貸されたのである。贈られたのではない。

親切的な年寄りの外務大臣訪問で私たちの一連の訪問は終わった。

第一の王はオイレンプルク伯爵をまず私的な拝謁ということで迎えたいという希望をもらしていた。そこで十二月二十四日の午後がそれにあてられることになった。伯爵は、私たち、つまり三人の随員と通訳を連れて、その午後、河の反対側の岸にある王宮に出かけた。そこで私たちは最初の建物で侍従に迎えられた。彼はその広間で挨拶を述べた。そしてやっと王が一時間後―待たせることは東洋の概念に従えば、身分が高いという印である―わた

したちを応接する用意ができていると伝えさせた。私たちはさらに二つの建物を通って、王の私室に通じている階段まで行った。その上り口には侍従が立っていた。私たちを出迎え、各々に手を差し出した王は、すぐに良い印象を与えたが、歯のない、びんろうを嚙むために赤くなった口でその印象も損なわれた。フラ バド ソムデチツシュ プラ パラメンドル マハ モンクト、 プラ コム クラウ、チョウ ユ ファ 陛下は、金刺繍の膝までのズボンにサロンを着ていた。ダイアモンドのボタンつきのきっちりした青い絹の上着を着ていた。その上にはレジョン・ドヌール十字勲章と、おそらくタイの勲章として、大きなエメラルドのブローチが光っていた。頭にはスコットランドの帽子、普段は素足の脚と足には黄色のスリッパを履いていた。私たちが王の要請で大きな、長いテーブルについたあとで、王は手ずから私たち一人ひとりにグラスに注ぎ、彼の名刺が入った食器―そろいを与えた。上司は国王自筆の名刺、私たちは印刷されたものをもらった。それにはシアマ大王、プラ パラメンドル マハ モンクットと書かれていた。私は若く、向こう見ずであった。私はタイ王の称号として知られている白い象の君のサインが欲しかったので、じつと不満の念を持って、名刺を眺めていた。すると王は私に何を望んでいるかを訊ねた。このときの記念に陛下の自筆の言葉を書いていただければ、幸せですがと、答えると、年老いた王は笑い、筆とインクを持ってこさせた。そして私たち若者に与えられた名刺に印刷された名前の下に、「二八六一年十二月二十四日、統治三八七七日目」と描き始めた。というのもこのゆつくりした、手間のかかるやりかたを書くとは言えなかったからだ。こういうわけで全体の時間はかなり長くかかった。拝謁のあとで私は上司からしたたか叱責された。随員の名刺に書き入れるためよりもっと良い時間の使用方法があったと上司が述べたのはもっともであった。しかし *verba volant, scripta manent*、「言葉は逃げさるが、書いたものはとどまる」。私は今でも、王が自筆で書き加えた日付入りの名刺を所有している。ところでこのときの対話は、王が、アジア諸国にとっては、ヨーロッパ諸国の植民地獲得競争によって危険が増大することについて述べた限りで、面白くないこともなかった。彼の発言ははっきりと次のようなことを示

していた。つまり彼の見解では、外国貿易と交通の必要性は、アジア人に対して外国人には適用される民族の権利の原則が適用されないことで、増大する危険性を含んでいることを、王が認識していることを。未来は王によって予見された危険を彼の国にとつてもまた実証したのであった。そしてもしプロイセンが植民地を狙うとしたら、きっと熱帯地方には求めないだろうという伯爵の答えに未来はすでに取り消し以上のものを与えたのである。

この政治的会話の愉快なおまけになったのは王の半ダースほどの子供たちがいたことであつた。彼らは以前に述べた魅力的な若者らしいタイ式の服装をしていた。本当にかわいらしい子供たちで、部屋中を歩き回り、私たちに葉巻や火を持ってきた。しかし彼らは大きな愛情を彼らに抱いているように見えた。厳しい父親に近づくときは、四つんばいでひざまずきながら近づいた。謁見の前と後で宮殿の中庭で見た軍隊は、緑と青と赤の上着で、白いズボンで、はだしであつたが、まったく困つたことをせず、ぜんぜん戦闘的な印象を与えなかつた。

夜、私たちは使節団のなかでクリスマスの晩を祝つた。上司のための工夫をし、私たちのなかに小さな驚きをつくり、庭で多くの提灯を棕櫚の木に飾り、クリスマスツリーにして、河で花火をし、パンチの飲み物を用意した。これは相當な温度ではあつたが、悪くない味であつた。私は江戸と北京での長い滞在期間中、クリスマス晩には、すべてのドイツ人を、事情が許す場合は、私の知人のすべての子供たちを、両親と一緒に、ドイツのクリスマスツリーの回りに集めることを常に自分の義務だと考えていた。私が故郷から離れ、長い独身生活をしていたにもかかわらず、ドイツ人の心をもっとも深く感動させるものに対する感情と理解を、家族関係を失わなかつたのはこの習慣を守つたことに帰せられると思う。しかしときたまこのクリスマスの晩には幾分かつけないシーンもあつた。北京でいつものようにかなりの数の子供と大人が参加したクリスマスの晩に、有名なフランスの政治家、当時の北京のフランス公使コンスタン氏が彼の妻と参加した。贈り物をされた人たちのなかに公使館の二人の雇員とそのうちの一人の妻もいたという事実と、私たちドイツ人が彼らに拍手でもつて幸運を祈り、健康を願つて乾杯したこ

とがフランス人の同僚には最初いくらか不思議に思われたようだ。それで彼はとうとう私のところにやってきて、言つた。「ドイツ人は不思議な人たちですな。ドイツ人は世界でもっとも貴族主義的民族だという評判をとっています。しかししばしば民主主義的だと幾分うぬぼれている私たちフランス人よりもっと民主主義的ですね。」そこで私はかれに説明した。私が両親のところでも、軍隊においても、この日の喜びを、家族に近しい人であれ、中隊あるいは大隊といったもつと遠い人であれ、ある意味で家族に属する人とともに祝うことを習慣にしているのです。私は外国でもドイツで行つてきたやりかたをいつも厳格に守つてきました、と言つた。私の同僚を少しびっくりさせたこの説明は明らかに彼の心に適つたようであつた。

二十七日には王に拝謁し、皇帝ヴィルヘルム陛下からタイ国王への親書の伝達が行われることになつてゐた。しかしタイにおける状態は、最初の拝謁以来、とても良い方向に変わつてはいたが、それでも事態が普通になるまでには多くの事柄が解決されなければならなかつた。クロシュール氏は彼の伴の者とともにハンモックで宮殿の第一の間まで運ばれた。それから刀が取られ、ソックスで汚い宮廷を拝謁の間まで歩かねばならなかつた。もちろんそれ以後の公使についてはそれほど悪いやり方はなされなかつたが、しかしジョン・ボーリング卿は、彼の要求を貫徹したとはいへ、一八五五年においてもなお、制服とともに刀剣を帯びる権利について長く論争しなければならなかつた。私たちもまたどのようにに拝謁すべきかについてカラフムと外務大臣とかなり長い議論をした。タイ人たちは地面では王に対して私たちの足を見せないように要求した。しかしオイレンブルク伯爵はこのやり方を許さなだけでなく不可能であると説明した。そこで妥協が図られた。クツシヨンが地面におかれること、伯爵には二枚、彼の随員にはそれぞれ一枚が置かれ、どうしても我慢できない場合は足を見せてもよいということになった。

私たちはそれで満足しなければならなかつた。タイ人は立つこと、あるいは椅子などについては聞こうとしなかつたからだ、そして最後には次のように言つた。フランスの代表もアメリカの代表もそうした。それで満足できなかった、拝謁はできない、と。彼らは最初の意見を主張するので、譲歩する

ほかなかった。

この大いなる日の朝、私たちはとても早く起床した。というのも、この拝謁に出席するために家は客や船の士官で溢れていたからである。彼らはこの機会を利用してできる限り多く町を見物しようとしていた。上司が音楽とこの日を光輝あらしめるため投錨地から召集した水兵の随員を先に送り出した後で、私たちは午後二時に出発した。七十から八十フィートの長さの赤く塗られた、金箔の刺繍で飾られた四十人のこぎ手のボートが行列の先頭をつとめた。ボートのなかには天蓋の下に、金箔の聖壇に似た棚の中の皿に私たちの国王の親書が載せられていた。オイレンブルク伯爵はそれによってタイの王宮で保証されるのである。先頭のボートには若干のタイや外国の船が続いた。そのなかには艦長のヤツハマン大佐、それに士官たちと私たちが座った。行列のしんがりはやはり四十人のこぎ手をもった大きなボートで、公使と使節団の秘書と通訳を乗せていた。少し離れてみれば、全体はとてもきれいで、華やかに見えたかも知れない。近くでは王のボートのこぎ手の上着の穴と、ボートの色と、金箔の剥落が印象を悪くした。陸地に着くと、国王の親書に敬意を表して放たれた大砲の轟音の下で行列は整列した。まず先頭はタイの音楽隊と何人かの国旗のもち手、それから親書がその下に載せられているタイ人に囲まれた天蓋、アルコナ号の音楽隊、水兵たち、最後に薄い金箔の小さな駕籠に座った上司が続いた。その乗り物は日本の竹の支えで固定され、同じ赤の上着の四人の肩に担がれていた。私は行列の間、上司の状況をうらやましいとは感じなかった。その危うさを上司自身が感じているように見えた。彼の後ろには従者が続いた。みな盛装で、部分的には許可され、しかし大部分は鞍が置かれていない馬にのり、あるいは駕籠に乗って、従った。私も駕籠に乗った組だった。駕籠は綱で二本の支えに固定された四枚の板で出来上がっていて、その上には薄いスポンジの敷物がおかれていた。駕籠はそれぞれ二人の男によって担がれた。タイのエチケットに従えば、脚を組んで座らねばならないだろうと思うが、しかしそれは私にとってもこの乗り物を選んで、他の者にとっても、あまりに命に触る危険があるように見えたので、その上に馬乗りになって座った。行列は座席の危険と威厳とを考える必要の

ない冷静な観衆には言うに言われぬ滑稽な印象を与えたかもしれない。同時に全体と、私たちが次の瞬間に目にしたことは、滅びつつある文明にとって際立って特徴的であった。すべてが尊大で、汚れていて、ぼろぼろだった。われわれが通った道は破れた上着を着て、錆びた槍を持ったタイの槍もちにさえぎられた。彼らの後ろには数千の見物人が立っていて、見慣れないものに驚いていた。宮殿の門の前には五頭の象がいた。私たちが脚を踏み入れた第一の庭の中には、その背中の塔にさび付いたかぶとと、胸当てをし、盾と槍と三叉の矛を持った武装兵を乗せたさらに八頭の象で溢れていた。そのほかに王の厩の馬具をたくさん着けた馬と、可能な限りの、あるいは考えられないような武器を持った兵士のごちゃごちゃした群れと、すでに個人的拝謁のときに目にした三つの部隊の正規のタイの歩兵がいた。このたびはクロム・ルアン・ヤングサ親王と外務大臣が私たちを迎えた。元氣をつけるためと、楽しみのためにシガーのほかにキンマークが出された。しかし誰もそれに手を出さなかった。このインドシナでたいへん普及している嗜好品は、びんろうの実と、貝殻から作られ、ウコンで赤く塗られた石灰と、新鮮なびんろうの葉からできている。びんろうの実には石灰を塗られた壘老樹の葉に包まれる。そして一緒にかまれると、唾液を強く変え、赤い唇と赤い口、黒い歯を生み出すのである。これはかまないものにとっては、避け難いたん壺の形であれ、かむものの跡をいたるところで見なければならぬので、不快である。

十五分後に音楽が、国王が拝謁に見えたことを知らせた。国王はすぐに私たちを迎える準備ができていると告げさせた。私たちの前で展開された光景は、非常に驚くべきものであり、真に東洋的豪華さはさもありんという印象を与えた。国王はわたしたちが入ってきた扉の反対側に、大広間の長い側にすわっていた。床よりかなり高い、三つのへきがんのようなボックス席の真ん中の席の黄金の王座の上に座っていた。彼は全身金色の服を着ていて、頭上には、彼の権威の象徴である七層になっている黄金の傘が捧げもたれていた。そして彼の周りには、同じような服装をした抜き身の剣を垂直に立てた近衛兵がひざまずいていた。ボックス席を覆っているうす闇は、最初、王の姿を見

分けることを困難にした。彼は不動の黄金の仏陀のように見えた。それは居合わせたものに及ぼすはずの印象でもあった。このボックス席の向かいに私たちのために定められていたクッションがおかれていた。とても広い広間の残りの空間は、床に伏せているタイのえらい人たちで一杯であった。それらのうちでカラフムのような数少ないものはひじをクッションで支えていたが、ほかのものはみな膝とひじで支えて伏せていた。各人のそばには金のびんろの箱、お茶の容器などが置かれていた。大抵のものがタバコを吸ったり、びんろを嚙んだり、たえずつばを吐いたりしていた。光が連なった窓を透して落ちていた。それらの窓は王座の反対側の広間の長い側にとりつけてあった。同じ側にあった細身の金箔の柱に支えられた列拱廊には、バンコクにいる外国人、アラブ人、ラオス人、中国人が伏せていた。全体の印象はこのほか豪華で、眼をおどろかすものであり、わたしたちと行をともしした襪を着た行列とはまったく違っていた。拝謁はその種の重要行事、国家行事がたどる経過と同じように経過した。使節秘書が国王の親書を白い象の王のボックス席の前にあるテーブルの上においた。オイレンブルク伯爵が数歩前に進み出て、英語で書かれた呼びかけの文章を朗読した。それから国王は王座の階段を下りて使節の手から信任状を受け取った。そしてタイ語で書かれた答札の文書を使節に渡した。そのあと、私たちは用意されたクッションに座った。葉巻が勧められ、謝絶された。国王と私たちの上司との間で、私たちの通訳を介して会話が交わされた。その会話は、伯爵に前もって渡されていたある本からとられた文書の内容を国王が朗読することで終わった。それから国王は立ち上がって、宝石と羽で飾られた帽子を脱いで、三度挨拶した。拝謁は終了したが、その日の楽しみは終わらなかった。私たちは城の他の翼廊に案内された。そこでデイナーが供された。それが終わると、国王が現れ、彼が知らない同席者が紹介された。国王は手ずから各々のものにシェリー酒を注いだ。そしてプロイセン国王の健康をと述べた。私たちは彼の希望に応じて大声で万歳を唱和した。やっと彼は庭に降りて行った。そこではアルコナ号の音楽隊が国王の気に入ると思われるいくつかの曲を演奏した。彼は慇懃に私たちのもとを去った。その後で、私たちは徒歩で、たいまつに照らさ

れてボートへ行き、家に帰った。

拝謁が終わるとすぐ条約の交渉が始まった。そのためにタイ政府は五人の信任受領者を任命した。クロム・ルアン・ヨングサ親王とカラフムと外務大臣以外にバンコク知事とカラフムの兄弟の五人である。全権委任者が一月六日に信任状を交換し、同じ月の二十三日には交渉がすでに終わったという事実から分かるのとおり、交渉は全体として波乱なく、滑らかに進んだ。しかしながら交渉の経過に何も困難なことがなかったわけではない。なるほど日本や中国のように、すでにほかの諸国に認められている通商と政治上の特権がタイ人によって留保されるということは起こらなかった。しかしオイレンブルク伯爵がドイツ人のバンコク在住の商人との話し合いと、すでに存在している条約に対してなされる停止についての彼らの申し出を受け入れたことに基づいて、条約の計画に取り入れていたいくつかの新しい取り決めはかなり長い議論の後でやっと、そして国王に訴えるという形で実現されたのであった。本質的に問題であったことは、商人たちの多くが使っている労働者が、彼らの主人が知らないままに借りられている隷属民や奴隷であったという事実から生じる損害に対して商人を守ることであった。また塩、米、干し魚の輸出を禁ずるタイ政府の権利を制限し、すでに港にいる外国の船には禁止後においても、それらのものを積むことを受け入れさせることも大切だった。第三の、もっとも難しい事柄は、タイにおける外国人による土地の獲得であった。これはバンコクの中では十年滞在してやっと許されたのであった。このことは新しく来たものが先に来ていたものによる呵責のない搾取にさらされるということであった。この点でもタイ政府は譲歩した。政府は内部の町の壁の中と、河の右岸の狭い地域を除いて、どこでも住める権利を許可した。それゆえオイレンブルク伯爵は、タイにおいて、以前の条約に比べてとても進んだものを獲得したと自慢することができた。

交渉の速やかで円滑な経過と、タイ人が条約のタイ語によるテキストの清書に二週間を要するという事情から、バンコクをくまなく見てまわるだけでなく、いくつかの興味深い儀式に参加し、国の奥に、今は廃墟になっている、以前の首都アユタヤと、仏陀の仏足跡がある有名な巡礼地プラバトに遠足を

する機会に恵まれた。

バンコクを寺院の都市と呼んでも間違いないだろう。少なくとも川岸のいたるところに新しい、あるいは古い、多少とも保存の良い、あるいは保存の良くない寺院の屋根と塔が、繁茂した植物の中からそびえ立っている。これらの寺院は剃髪や死者の焼却などの厳かな機会に、そしてそれに先立つ儀式のために利用されている。寺院の建築はインドシナ全般によく見られるものである。比較的到低い壁、鋭い破風を備えた屋根、曲がった角の稜線は、同じようにその屋根で終わっていて、屋根の端は同じように植物で覆われている。その結果、熱帯の太陽の光で黄金のようにきらきら、ぎらぎら光っていた。屋根の表面も色とりどりのレンガで覆われていた。そしてその装飾された表面はたいはいほかの色の広い縁で特に強調されていた。そして広くない、しばしば二列の柱でさらに狭く見える、その高さがゴチック建築を想起させる寺院の内部は、内部の薄暗さで神秘的印象を与えた。薄暗い内部からは狭い側に置かれた入り口の反対側の後ろの壁から、豊かに金箔を塗った仏陀の像がほのかに輝きでた。これらの像の多くは巨大であった。横たわっている、涅槃に入り、死んだ仏陀を表す、ワト・ポ寺院の像は百六十フィートの長さで、高さは五十五フィートあった。巨大な像は、その他の像と同様、粗雑な金属を核に、その上にセメントを塗り、その上に再び厚く金箔を置いたものであった。像は粗野であったが、それでもその像が二百フィートの長さ、八十フィートの縦の広間全体を占有しているので圧倒的な印象を与えた。組んだ両足の足裏には真珠層で、小さな正方形で動物と人間としてのさまざまな異なった仏陀の化身が表されていた。つま先には十の神聖な付属物、車輪、日傘、はすの花、象の鼻などが模写されていた。

このように多くの豪華な寺院をもったバンコクの豊かな装飾は、街自体は一七六六年のビルマ人による古い首都アユタヤの破壊の後になってようやく政府と宮廷の置かれる場所になっただけに、ますます不思議に思われる。すでに廃墟になっている多くのところと、今にも崩れそうな寺院やプラチェディス（尖頭）を見ると、これは気候の不利と建築基盤の不確かさと並んで、東洋の諸国に共通の習俗あるいは不道徳にその原因が求められねばならない。

つまり建物の建設には配慮されるが、その維持には配慮されないのである。トルコでは後継者は、彼の前任者によって建てられ、住まわれた宮殿に移ることなく、それを朽ちるままにまかせ、新しい宮殿を建てさせるように、敬虔なタイ人も、あるいは中国人も、新しい寺院を建てることで、神々に感謝と敬意を示すと、満足し、その寺院の管理あるいは維持には注意を払わないのである。王の寺だけがこうした崩壊に気をつけている例外となっている。

これらの寺院の中で最大のものが、すでに述べたワト・ポ寺院である。この寺は第一の王の宮殿に接していて、宮廷や庭、僧院、ホール、拝殿で一つの町の区画を作っている。いたるところに建物の集まり、人工の岩石群、奇怪な石像が見受けられる。第一の宮廷の庭の池には大きな鰐がいる。そんなに深いとは見えない水の中には大きな、平らな、かなりの距離をおいておかれた石で作られた道がある。そこを小さなタイの子供は小銭をやりと走っている。かれらから二、三フィート離れて巨大な動物の鼻が伸び上がっている。しかしこの動物はあまりに太っているか、あるいはあまりに怠惰である。おそらくはこの両方だろう。自分の目の前で踊っている肥えたあぶり肉にもぜんぜん注意をしていない。子供たちの一人が足を滑らせて、水に落ちたとき、ワニが何をするかは私は詮索しないままにしておきたい。タイ人は、善人だけが無事にこの道を通ることができると言う。悪い人間は間違はなくワニに引きずり込まれると言う。私たちの誰もがこの道を歩こうとしなかったのは、この伝説と、自分が不完全だという感情のためだろう。

もう一つの動物の話は血を見るような話ではないが、あまり気持ちが良いものではなかった。ある日、二人のタイ人が八フィートから九フィートの巨大な蛇をもって私たちのところにやってきた。彼らはその蛇を長い竹に弱い紐で縛っていたので、頭の後ろと尻尾だけを縛られていた蛇は竹の下に約二フィート垂れ下がっていた。蛇は支えをもたず、恐るべき筋力を使うこともできなかったのだ、完全に無害だった。後に第一近衛連隊の医師になった補助医師のフリーデル博士がかれらから蛇を買い取った。蛇は空のワインの箱に入れられた。その上に板をおいて釘を打った。板は蛇に空気を十分に与えられるような隙間をあけて、そしてその中心が二十五センチメートルはあつ

た蛇が逃げられないように並べられていた。それから箱は、中身を入れた箱が船に送られるまでヴェランダの涼しい隅に置かれた。二、三日あとに、何人かのある船の船員がやってきた。彼らはアルコナ号の音楽隊員とともに、いつものようにヴェランダにハンモックを置いて宿泊した。夜、私たちは恐ろしい騒ぎで目を覚まされた。ベツトから飛び起きて、私たちは夜着を着たままヴェランダに駆けつけた―ピジャマはそのような夜の活動には、そのほかの衣装がいらないので、びったりである―私たちは、人々が大慌てで四方八方に逃げ出しているのを見た。蛇は牢獄から逃げ出していたのだ。―そのとき私たちはそのときまで知らなかったことを学んだ。つまり蛇は頭を通り抜けることができるのはどこでも全身通り抜けることができるということとを―蛇は人々のうちのいく人かの上を這っていったのだ。彼らは蛇の冷たい皮膚が触れたことで眼を覚まし、彼らの叫び声でそこにいる人々全体が騒ぎ、逃げ出したのであった。蛇が庭に下りようとしていた場所に私たちが着いたとき、ヴェランダの壁に蛇の数フィートの尻尾がまだ見えていた。私たちの数人が逃走をさせないために蛇を掴み、何人かの船員がそれに加わり、ついに半ダース以上の人間が力いっぱい引つ張った。しかし蛇の抵抗に打ち勝てなかった。蛇はうろこと筋肉でしつかりと壁にまきついていたので、ほんの一寸チですらも動かすことは不可能だった。とうとうたまたま乾いていた庭に二、三人が下りて、蛇が逃げるのを防ぐために棒で叩き殺してしま

った。

もう一つの大きな寺院、ワト・チェンはパヤタクによって建てられたものである。この人はビルマ人を追い払い、一八七一年に現在の国王の祖父で、現王朝の設立者によって打ち倒されるまでバンコクで統治していた。この寺院は王宮の向かいのメナム川の右岸にある。バンコクの最大のプラプラングを有していて、その高さは約九十メートルと称される。このプラプラングは八角の、八つの小さい塔を備えた基部からそびえている。いくつかの狭い通路をもっていて、丸い先端部に続いている八角形の屋根で終わっている。建物の階のいくつかは悪魔の顔を持った人物で支えられ、他のいくつかの階は空想的動物で支えられている。その間にたくさんの花や葉の彫り物、各々三

つの象の頭の集まり、さらにその他の装飾がある。白い漆喰で覆われた建物の飾りは外国つまり中国やタイの陶器の色鮮やかなタイルでできていて、少し離れてみると、規則的な装飾模様をなしていて、まことに麗しい光景を呈していた。寺院のさまざまな庭には大きな象や鐘塔、プラチェディス(尖頭)、神像が等身大以上の大きさをたくさん立っていた。さらに多くの十八世紀オランダ兵士のバロック的像が立っていて、オランダの交易とオランダの影響の衰微を眺めていた。寺院の内部の壁はフレスコ画でさまざまに飾られていた。それらは仏教説話からの物語を含んでいて、後代のインド芸術の影響が見られた。ワット・コ・ケイはメナム河畔の寺院で、そのファッサードは大きなジャンクの形に建てられていた。マストの場所にプラチャディスがあるのだ。寺院はあるジャンクの乗組員の捧げ物ということであった。彼は恐ろしい嵐のとき、もしこの危険をのがれられたらここに来るといふ誓いを立てたのであった。ワト・スタトも同じように大きな寺院で、現在住んでいる僧侶の数よりはるかに多い僧侶のために建てられている。約七十メートルの四十棟の建物は前後に四棟、十列に並んでいて、私たちが訪ねた当時はほんの少ししか住まわれていなかった。この細かく室に分かれた建物は、特別の祝祭あるいはそのような機会にここに来る訪問者や巡礼のために定められていた、と私としては考えたい。この建物には数千人を難なく泊めることができただろう。大抵の広間は同様にフレスコ画で飾られていた。小さな広間のフレスコが私の注意をもつともひきつけた。その広間のなかでは狩をする人、追われるもの、踊るもの、楽を奏するもの、入浴するキンナリを描いたかなり大きめの絵の下に、広い縞が走っていた。それはタイの日常生活からとった自然主義的な珍しい素朴な絵で溢れていた。水浴する子供たち、川を渡した板の上に立ちながら小さな商売をする少年、年上の子供の後で小さな息子の背中を洗っている母親―小さないたずら坊主の魅力的な絵の下にすでに五十年前にそうしたものが小さな壺の上にかかれていたように、シゼンニハミニクイモノハナイ―広場のシーン、お祭りのような行列が、とりわけ鋭敏な眼と生まれながらの芸術家の創作の喜びを証明している。スケッチは、というのもそれ以上のものではなかったが、鋭い、特徴的な、黒い輪郭を示

していた。その輪郭は光と影の暗示もなく、あるいはかたどりの試みもなく、明るい色で一杯だった。小さな寺院で私が図を描き、特に特徴的なキンナリを、とりわけ狩の際に射撃によつて傷ついているキンナリを模写していたとき、そこにいた私たちの通訳は、半ば心配しながら、半ば怒る口調で私に尋ねたものだった。「この話をあなたは信じてはいないのでしょ？」

私たちが訪ねた寺院のなかでもっとも興味深かったものの一つはワット・サケットであった。そこでは大抵の死体は焼かれ、あるいははげ鷹と犬に食わせるために投げ捨てられる。寺院のもっとも大きな庭を囲んでいる広間にある偶像はすべて黒い色であった。残念ながら、私たちが寺院の広間の一つの中で私たちの想像をこえる金箔の巨大な仏陀を見つけたとき、私たちは死と、消滅と悲しみの考えと広くかわつていっている推論をこのことと結びつけた。彫像の黒い色とそれがどんな関係があるかは他の人の調査を待たなければならぬ。破壊の場所―私はそれ以外の表現を思いつかないが―ほどこいやらしいものを私は想像できない。高貴な人々の死体のためには、火葬用のしつかりした基部の上に建てられた四方に開かれた石の狭い空間が使われる。大多数の人は戸外で少ない木を積みかさねた小さな薪の上で焼くのである。そのため金を調達できない―タイでは材木は高いのである。なぜならいたるところに見受けられる棕櫚の木は燃えないからだ―人の死体は、あるいは特に信心深い人々の死体は広い囲いの中に投げ込まれる。その囲いの杭の上には大きなはげたかがとまつており、周りには死肉を待っている疥癬にかかった犬がうろついている。そこに死体が投げ込まれるときは、運び手がその死体を離す前に、といていくくらいすぐに動物の間で荒々しい争いと戦いが生じる。そしてすぐさま死体からは肉がなくなり骸骨だけが残っている。はげたかは物憂そうに垣に飛んで戻り、犬は骨を日陰に引きずっていく。再び静けさが戻ってくる。それは死の静けさであるが、ここの静けさだけには崇高なものは何も含まれていない。十分の数の骨が集められると、僧侶がそれを焼くか、あるいは信仰の篤い男がそれに必要な金か木を渡す。それから灰は、焼かれた死体の場合と同じく、特別の儀礼のもとで河へ流される。―私たちがワット・サケットではある高貴なタイ人の死体の焼却に立会い、あとではワ

ット・シェンで国王の異母兄弟の一人が焼かれる場に居合わせた。あとのほうの儀式にはもういちど戻ってくることにする。最初のものはとても控えめに行われた。銀メッキした薪が積み、その上には金箔の木の箱が置かれていた。その中に死体が収められていた。箱の上部は開いていて、下部は鉄格子で閉じられていた。箱の中では死体の子宮のなかで胎児がとる格好で（日本でも死人はこの格好である）うずくまっていた。箱のなかの空いた部分は鉋屑で埋められた。積んだ薪に火が点けられたあとで、箱の側面はずっと水でぬらされた。死体が火で完全に焼却されてしまうまでに、死体に火がつかないように、そして崩れてしまわないようにすることがとても大切なことなのである。

私たちがバンコクで立ち会ったもっとも興味深い儀式の一つはロ・ケン・チャ（ゆりか）の呼び名でよく知られている収穫祭であった。これはインド起源と思われる、この祭りではブラーミンは主役をつとめることはほとんどない。国王はオインブルク伯爵に一月九日に私たちが見たいと思っている大きな行列があると知らせていた。二時に始まる予定のこの行列は、東洋的正確さで二時間遅れでやつと始まった。時間は私たちにとって長くは思われなかった。なぜなら通りで、広場で、私たちの席が取られていて、活発な生活にぎわっていたからである。しばらくの間私たちは大衆の注目の的であったが、私たちの近くにやってきた巨大な動物、国王の象によって、われわれに対する注意は逸らされたのであった。行列の前にはヨーロッパ風の服装をした二人の国王の宮廷女性に乗っていた。彼女らは真っ白に化粧していた。ヨーロッパの女性に似るためだったのかは、私には分からない。夫人たちが男性のように乗っていたのが、その様子の奇怪さを一層高めていた。十二頭の象が、国王の子供たちとともにそのあとにしたがっていた。象一頭づつに、たくさんの数の女性たちが、付いていた。それから緑、黄色、赤などの色とりどりの服装で、二列になって人々がやってきた。ある人は単一の色で、またある人はふた色の服で、錆びた槍と剣をもって。それから国王の女性たちによる防衛隊、そして最後に国王の親衛隊の一部が来た。女性親衛隊がまとまつた隊として登場するのを見たのは初めてだった。ほかの儀式のときにはしば

しば彼女たちが部署についているのに出会ったが、そのときには彼女たちは国王の妻たちがいる広間の見張りをしていた。当時バンコクで買われた写真を私は今も持っている。その写真には三人の美人のアマゾネスが山地スコットランド人の服装で写っている。この服装をしたアマゾネスを見たことは一度もなかった。赤い上着と短い白いズボンをはき、素足といった、イギリス人を真似たアマゾネスを見たことがあるだけである。私が顔をおがんだアマゾネスはとりわけ美しいといったこともなかった。そのため私が当時聞いた話、つまり国王は気に入らなくなった妻たちを部隊に召集したということもありえないことだとは思えなかった。行列の主役たるカラフムの弟は四人の男の肩に担がれた金箔の椅子に座り、何人かの白い衣装の人々に伴われていた。そして官吏と旗もちのたくさん群れが付きしたがっていた。彼の衣服は黄金と宝石で溢れていた。行列全体は謁見の際に私たちを迎えた行列よりはるかに良い印象を与え、整っていて、行儀がよかった。後に聞いたところによれば、以前は行列とそれに続く儀式の主役は農業大臣であった。二、三年前からは毎年ほかの人物に出来事をまとめるよう委託がなされ、このためにこの人物は多くの金を使わせ、また使わせなければならなかった。行列は大きな、数千人の人間で一杯の広場で終わった。その広場にはカラフムの兄弟が美々しく飾られたテントの下に座っていた。彼は椅子に座り、右足を左足の上に置いていた。儀式が続く間彼はこの姿勢で我慢しなければならなかった。なぜなら彼の右足が地に触れれば、来るべき年はひどく悪しき年になるという前兆を意味していたからである。四人の白い服装のブラミンが彼のそばに立ち、二人が彼の右に、二人が彼の左に、その他のものが彼の前に立ち、彼の動きを詳しく観察していた。聞くところによれば、もし彼が儀式に反した場合は、彼らは彼の宝石を奪い、実際に彼を虐待する権利があるというのであった。罪人を地位の喪失と彼の財産の没収で罰するかなり古く、厳しい法律が廃されたとき、そうしたこともあったかもしれない。しかし私がタイにいたときは、古い儀式に反したものの、古い儀式に愛着している民衆の不満とあざけり以上の厳しい罰は適用されなかった、と考えたい。

広場には二十五メートルから三十メートルの高さの、横に渡した木で結ば

れた二本の柱にブランコが取り付けられた。その綱は十六ないしは十八メートルの長さと思われる。座席となる四角の板の上には白い帽子と白い服を着た四人の男たちが立っていた。彼らはブランコの綱にしっかりつかまっていた。―厳罰を免れた犯罪者とある人々はい、ブラーミンの僧侶だと正確に言った人々もいた―ブランコの反対側に高い棒の先に銀貨―当時の隊の球状の硬貨、ティカル―を入れた小さな財布が取り付けられていた。それをこの人たちは口でとることになっていた。ブランコが結わえられている綱で動かされた。ブランコが十分に動き始めたあとで、綱は取り去られるので、ブランコに立っている人たちは、自分でますます高く揺れるよう配慮しなければならぬ。私が見届けたところでは、人々の一人が歯で財布を掴もうとして幾度か失敗した後、手でそれを落とした。三度繰り返された出来事は肝を冷やすに足るものがあったが、不幸な出来事は起こらなかった。三つの、獲得された賞金は十五、五、十ティカルであった。当時のレートでは約四十五、三十、十五マルクであった。見世物が終わった後、観客は白い服装の人々から水をかけられた。彼らは牛の角で桶からその水を汲んでいた。この水掛を私たちの上司は真面目に謝絶し、受け入れられたのである。

条約のタイ語テキストの清書のために必要な時間を利用して、使節団の長は国の古い首都、あるいはその遺跡と有名な巡礼地プラバト、すなわち「聖なる足」を訪ねることができた。国王とカラフムは彼らの蒸気船「ロイヤルシート」と「アロー」(王座と矢を自由に使わせてくれた。後のほうの船には団長とA・オイレンブルク、ブンゼンとベルク、前者の船にはピーシエルとルチウス、それに私が乗り込んだ。私たちは一月三十日夜九時にバンコクを出発した。アロウ号は二、三時間後に出航した。アロウ号は翌朝十時ごろアユタヤに到着した。私たちは二時間後にようやく到着した。アロー号の船上で朝食を済ませた後、一時間後にさらに先に進んだ。昼食は夕方皆でアロー号の船上でとることになっていた。私たちは六時直後に、すなわち夕闇が迫る頃到着した。そこは翌朝そこから出発する予定の場所であった。低い水位のためにそこにびったり船を着けることはできなかった。しかしアロー号は来なかった。私たちは公使の料理人と料理を計算に入れていた。飲み物と葉

巻はたっぷりあったとはいえ、食料品は僅かしか用意していなかったもので、じつに満たされない、面白くない夜を過ごした。なぜなら私たちが船上で腹に入れることが出来たものは、四人の空腹のヨーロッパ人の胃を満足させることはできなかったからである。

翌朝八時になってようやくアロー号が現れた。アユタヤで期待されていた食料は部分的にしか到着していなかった。大切なもの、鶏やアヒルはなかった。

私たちが後で聞いたところでは、国王の官吏たちはそれらのものを接収していたが、アロー号の船上に持つてくるよりは自分の手元に置くほうを選んだのであった。そこで伯爵の通訳はメナムの支流に並んでいる水上の家々で買物をするために街へ出かけて行かねばならなかった。彼が帰ってきたときには流れが変わり、アロー号は潮流と強い流れに逆行をしなければならなかった。ついに蒸気船は闇のなかで、中国人一人と米の荷物を載せたボートにぶつかり、沈めてしまった。持ち主と船員は救われたが、そのような事故を避けるために、オイレンブルク伯爵は夜は錨を下ろすことを命令した。伯爵に付けられたタイ人の旅行役は、中国人がわめき、叫びながら伯爵の足元にひれ伏したときに、タイに特徴的なやり方で国王の船の進路を邪魔したといつてひどくしかりつけた。そして伯爵が中国人に損害を賠償しようとしてもそれを認めようとしなかった。とうとう中国人はお金を受け取った。そして旅行役はたくさん不快な真実を聞かざるを得なかった。なぜなら事故はまさしく彼の不誠実と準備不足のせいであつたからだ。この男はあとでその無能の証拠をさらに明らかにすることになった。プラバト訪問者が陸上旅行を始めることになっている場所に二隻の蒸気船が着くことができなかったの、旅を続けるためにタイ人は呼び寄せるために出かけていった。クロム・ルアン・ラングサ親王が私たちのために命じていた二〇頭の象を私たちは待ちに待った。二時ごろやつと七頭の象と二、三台の水牛車が現れた。水牛車と象四頭に荷物と召使が乗せられた。残った三頭に公使とピーシエル、アウグスト・オイレンブルク、ブンゼンとルチウスが分散して乗った。すべての支障がなくなるまで、オイレンブルク伯爵は出発しようとしなかった。しかし私たちの説得で三時過ぎに出発することになった。ベルク、リヒトホーフ

エンと私は通訳と後に残った。通訳は馬を調達するために村に送られた。五時ごろようやく彼は四頭の馬を連れて現れた。しかし馬はねずみといったほうが適當だったろう。なぜならそれらはまったく大きくなかったからだ。鞍の替わりに馬たちはぼろぼろの紐で腹に下で結んだクッションを付けていた。はみの替わりには口に通した紐があつた。それに馬の足は信頼するに足るとはまったく思えなかった。しかし役に立とうが立つまいが、私たちは前進しなければならなかった。そこで私たちはやせ馬によじ登り、迫ってくる闇の中へ、見知らぬ土地へと馬を進めた。最初に旅行役に追いついた。彼は水牛車のなかでゆったりと座っていた。私たちは彼に親しく挨拶した。通訳は忠実にそれを翻訳した。暗闇が降りてから私たちは伯爵と付き添いのものを乗せた象に追いついた。通訳は彼らのところに留まった。馬で象の列を通り過ぎるのは容易ではなかったし、愉快でもなかった。なぜならこれらの大きな象は足で道を妨げたからである。しかし道が広くなっているところで幸運にも通り抜けることができた。しかし象は怒ってブーブーと鳴いた。そしてそのうちの一头は私たちにちよつと突きを食わせた。その間に当たりは真つ暗になった―熱帯では周知のようにうす闇はない―私たちが馬で通っていた厚い竹の森はその影を道に投げかけていた。それで私たちは文字通り目の前の手を見ることができなかった。象の列と牛車の列を苦勞して、叫び声の中で幸いにも通り抜けたが、道がひどく悪くなったので、私たちは馬を下りなければならなかった。そして手綱、すなわちその代わりの紐を取つて馬を引いていかなければならなかった。状況は実際愉快ではなかった。私たちはすでにクッションを失っていたので、やせた裸馬に乗つていくのはけつして楽ではなかった。私たちはどこにいいのかさっぱり分からなかった。道の左右の厚い森は道から離れるのを妨げた。また暗闇のなかで私たちが別の道を見逃したこともあつたかもしれない。私たちは疲れ、空腹で、のどが渇いていた。それに虎をめぐるさまざまな話が頭をよぎる。プラバトの近くにはたくさん虎がいるということであつた。そのため遠くにほのかな明かりを見つけ、そのあとすぐにいくつかの板張りの小屋を見つけたときはほっとした。そこではわたしたちは先に送っていた荷物と召使を見つけたのであつた。しかし

私たちの苦勞と怒りには終りがなかった。私たちが連れて行かれた家はある汚物で一杯だったので、そこに足を踏み入れるのを私たちは拒んだ。そのうえその家は自称巡礼という輩で溢れていた。私たちはやつのことでほかの板張りの小屋の中に仮の宿を見つけた。そして到着するはずの上司と荷物を待った。九時過ぎにとうとうオイレンプルク伯爵が私たちと同様に不機嫌な様子で到着した。どうしようもなかった。旅行役に到着するまで待たざるを得なかった。国王に個人的不満を訴えるという脅かしの混じった怒りがこの人物の頭上で炸裂したので、彼自身が怠惰なタイ人を立ち直らせた。今やついさつきまで起こっていたことは飛散した。かなり大きな竹の小屋に過ぎなかったが、ともかく王が最近プラバトに住んだ家が開放された。掃除され、清潔なマットが敷かれた。私たちの荷物は運び込まれ、少なくとも半ばは文明的なやり方で、台無しになった食事を取ることができるように、箱類で必要な家具がしつらえられた。私は前もって軽く叩いたり、たくさんドイツ語で話しかけたりして、ブラブラしている二、三人のタイ人を力づけていた。そのうちの一人に鶏を数羽買わせ、一人には火をつけさせた。伯爵に敬意を表するために来ていた一行のメンバーにこの低次元の仕事をさせたことがあとで明らかになった。このうちの一人は彼が買った鶏のために、何ダースもの鶏を手に入れられる値段を払うことで仕返しをしたのであった。翌朝私たちは聖なる場所を訪ねた。四角の柱で囲まれた小さな正方形の建物で、その七層の屋根は金箔の先端で終わっていた。汚れた内部はしまりのない豪華なものだった。どの方角にも五メートルもない小さな空間の壁は、黄金と金色に輝くガラスのモザイクで覆われていた。その上には四フィート以上の長さ、一、五フィートの幅、三フィートぐらいの深さを持った仏陀の足跡があり、その四つの壁には金の薄板が貼り付けてあり、その半分は女性たちの供え物、金と銀の装飾品で一杯であった。重々しい銀色の手すりがあり付けてあった。戸の敷居と床を覆っている敷石は同様に重量のある銀で、敷石は帯状の銀の薄板で編まれた敷物で覆われていた。足の跡の上方には天井から金メッキの天蓋が下がっていた。その天蓋はそれに付いている金色の素材のカーテンと同じように、たくさんの宝石がちりばめられていた。聖な

場所が取り巻いている、一六〇二年に発見された足跡は、ゴータマ・ブツダが地上で印した最後の前の歩みに由来するといわれる。もっとも近いものは、後の伝説にしたがえば、セイロンのアダムスピック *Adamspick* に印されていて、そこから天に消えたということである。

世紀後十二世紀にギリシャ教会の聖人の下で初めて言及された後で、ブツダがカトリック教会の聖人たちのあいだに一つの場所を見つけたことを誰も知ることはないだろう。私たちがシヤカムニ、あるいはゴータマとして仏教の教祖となったシツダルタ王子を再発見するのは、信仰深いパルラームによって宗旨を変更するインドのヨザファト王子の話の中においてである。その話に興味を持つ人はボランディストのアクタ・サンクトルム *Acta Sanctorum* のなかで十一月二十七日のところを読んだらいいだろう。

外壁が多くのガラスモザイクで飾られ、戸とよろい戸が真珠でこの上もなく豊かにはめ込まれた礼拝所は、約七メートルの四角の大理石の岩の張り出しの上に立っていた。そこまでは約五十段の階段がとり付けられていて、階段は巡礼の膝で平らに磨かれていた。まわりには平地からはかなり急峻に直接せりあがっている大理石の塊があつて、その崖や張り出しの上に寺院やプラチャデイスがあつた。それらは部分的に林で見えなくなっていた。少し高いところからは限りなく広がっているように見える竹の林越しに眺望が得られた。竹の森は野生味に富んでいたに違いない。しかし普段質素な私たちの食事を豊かにした二、三羽の鳩と私たちに無関心な猿の群れを二つ、日中の散歩の際に見ただけだった。

二月二日に荷物を積んだ牛車がとても朝早く送り出された。その二、三時間後に私たちは後を追った。このたびはみな象に乗った。象の十四頭は私たちのために用意されたものだった。タイの象の象かごは気持ちの良い、装飾に富んだインドの象かごとはずいぶん違っている。それは軽い鞍の形の土台の上におかれた木の座席でできている。その席は低い木の部分で取り巻かれている。象たちは河までの二十二キロメートルの長い道程を約四時間ぐらいで歩いた。私たちがついこの間夜間にたどった道を今昼間見てみると、よくも首や脚を折らずに済んだものだ、そして象がこの道を歩くことができたも

のだと思われた。前にはとてもぬれていた道全体は象の渴いた足跡で蜂の巢みたいに穴があいていた。上司と彼の付き添いを乗せた象は、暗闇のなかで足をつきたい場所を一々鼻で触れて見なければならなかった。タイの象はインドの象みたいに乗せるときに膝をかめない。人が乗る上のほうに前足を上げる。乗り込むのは結構愉快でないことなので、宮殿や市役所などでたびたびこの乗り降りがあるときには、石か木の説教台の形の足場が取り付けられる。そこへ階段か梯子で上る、そうすると象駕籠にたどり着くのは簡単になるのである。―インドでと同じように象の首に座った象使い、コルナクは曲がった鉤のついた棒で動物を操るのである。

私たちは夜のうちにアユタヤに着いた。翌朝私たちはその遺跡を見てまわった。多くのものがもう見る事ができなかった。本来の町、つまり住民たちの住まいはすでに消えていて、それらが建っていた場所はジャングルに覆われ、ジャングルからはいくらか保存の良いいくつかの寺院とプラチャディスガそびえているだけだった。今でも利用されている寺院のひとつでは二、三人の中国人が祈り、貢物を捧げていた。十四世紀末にできた巨大なピラミッドである、黄金山は二十メートルの高さの土台の上にそびえ、それと黄金の先端は一〇〇メートル以上の高さがあると思われる。この黄金山は四つの広い通路が続いているその内部に巨大な金箔の仏陀の像を納めている。五日の朝、私たちはバンコクに帰っていた。河の旅はかなり単調だった。川岸は森で覆われることもなく、いきものを見ることは稀で、たいていは泥の中にいる水牛の群れだけが目についただけだった。アユタヤやプラバトの河の港のタルアに近づいたときだけ、水上の活発な生活が少し変化を付けてくれた。私たちがもつとも教えられる事が多かったのは旅行係りとの関わり合いだった。バンコクでは可能な限りの安楽さが予定されていた。国王が私たちの付き添いを自ら選んでいた。後で知ったことだが、かなりの金銭を彼に用立てていた。かなり長く続く仕事でもなく、ひどく難しい仕事でもなかった。だから国王から委託を受けたこの人は、もし義務を十分に果たさなかったら危険だ、そのうえ国王に訴えられるだろうと知っていたに違いない。にもかかわらず、バンコクに背を向けるや否や、彼は受け取った金を隠し、彼の義務

を何一つ果たさなかった。それは半ばは怠慢から、半ばはすべての東洋人に生得的な、外国人に対する軽蔑の念から出たことであつた。困った扱いを受けて初めて、彼は動き始めた。しかしそれも空騒ぎであつた。

第一国王とは親しい関係を持ったが、第二国王とはまだ会っていない。というのも彼は外国人がバンコクに来るといつも外交的鼻かぜに見舞われるからだ。国の最高の官吏についてはタイ人の高い階級の生活と活動を詳しく見る機会が与えられた。私たちは太ったプリンスと呼んでいた親王とカラフムと外務大臣のところでコンサートとダンスに同席した。私たちはこれらの人たちの一人の住まいの近くでタイ人の大好きな闘鶏を見た。これは私たちにとつての競馬やレガッタみたいなものである。十人に一人のタイ人は分かれられない連れに見える雄鶏を腕に抱いている。両手のあいだに鶏を自分の前にもつて、二人のものが座っているときには、きつと話は前の戦いか、これからの戦いのことか、それについての賭博の話である。私たちはカラフムのところで広間で完全にヨーロッパ式に料理され、提供されたディナーを食べた。その広間はある蒸気船の食事用広間を模したもので、そこからは側面にあるドアから小さな部屋へ通じていた。このときはホストとお客のなかの生まれながらの高位の人々は、普通のサロンにヨーロッパ式カットの入った、たつぷりと刺繍をした制服を着ていた。

伯爵をくりかえし個人的謁見に、あるいは公式行事に招待した国王に会う機会がもつとも多かった。こうした個人的拝謁の際に国王が宮殿の庭園にある寺院に連れて行ったことがある。そこには数ヶ月前に亡くなった彼の第一夫人の死体が大きな金箔の壺に焼却に付されるまで保存されていた。壺は豊かに金が使われ、造花と陶器の花瓶、照明と陶器の置物などで飾られた、打ち抜かれた一種のピラミッドの中に置かれていた。壺からは長い布が垂れていたが、その意味を最初私たちは測りかねた。僧侶が死者の罪を彼女からその布で祈って追ひ払うということであつた。死者のそばで祈っている僧侶が祈りの後、あるいは祈りごとに他の機会に見たことがある布や帯を棺からはがすのである。死体が積まれた薪の上に載ると、死者の罪の許しのための僧侶の祈りが成功したという印として、最後の帯が落ちるのである。身分の高

人たちの死体は焼却の前に、子宮の中の子供の姿勢で、壺またはほかの容器で人工的に乾かされる。これは口から内臓へ水銀を流し込むことで速められるということである。外に出てくる液体は集められ、僧侶によって毎日、河に流される。表現が適当かわからないが、棺台の反対側に「ロイヤル クイーン コンフォート」の写真がかかっている。ちなみに国王は彼女をそう言い表している。このあと庭での散歩になった。国王は支え手が彼の頭の上にかざしている七層のパラソルの下を歩いた。こどもたちが彼を取り巻いていた。その中には六年後か七年後にコレラで死亡した七歳のかわいらしい長女の王女もいた。私たちが会ったタイ人は国王の姿を目にすると、膝と肘を地につけて伏し、国王が通り過ぎるまで、その姿勢を保っている。私たちは小さい皇太子や王女たちとともに仲良くなった。私たちが来ると、彼らはいつも親しく挨拶し、私たちのポケットのなかでぴかぴかの制服のボタンを探した。彼らはほかのタイ人と同じくそのボタンがとても好きだった。その日オイレンブルク伯爵は子供たちに配る小間物で一杯の小さな籠を持参していた。伯爵が籠を開けると、きれいな宝石が入っていた。分け前を手に入れるために国王の子供たちが次々やってきて、最終的には三十人か三十一人がやってきた。その中の幾人かはまだ腕に抱かれていた。国王は四百人の女性と無数の女性の召使を所有しているということであった。というのもそうして女性だけが宮殿の中では彼にかしづいているのであった。王位について結婚してから十年にしかないが、彼の生きている子供の数は六十七人に達していた。

ともかく遅くなったので、庭の中の家にはいった時には、テーブルにいらんだブランディと緑のグラスをはっきり見ることができなかった。国王はいつもやるように、自らグラスに酒を注いでくれた。彼は話に熱しになるあまり、どのグラスに注いだか忘れてしまった。それで指を中に突っ込んで、確かめた。簡単でも確かでもあるやり方である。国王は好んで英語をしやべった。しかしそのことは彼のお言葉を賜ったものにとってはかならずしも嬉しいものではなかった。なぜなら国王の齒のかけた口で矯正されることもない彼の不完全な発音のせいでとても理解しがたかった。国王は人が彼の話を

理解しなかったように見えるときには、すぐイライラした。彼は寺院にとどまっていたときには英語だけでなく、その地域の言葉のたいていのものも習得した。さらに仏教とキリスト教の神学も詳しく学んだ。これはアジアの王の宮廷の女性たちの中で育った若い親王としては立派な熱意と持続力を示している。

私たちの近くのワット・シェン寺院で行われたかなり前に亡くなった国王の異母兄弟の一人の死体焼却にあたっては、そうした場合に見られる習慣を観察することができた。二十メートル以上の高さの棺台の壇上にたつぷりと金を使った死者の棺があった。棺台の下部にはパピエマーシェ（紙）製の木々と灌木、猿と小鳥がいる岩の多い場所が表されていて、棺台の上部は白いカーテンと金のスパンコールで飾られていた。少し低いところにはほかの二つの簡素な棺が置かれていた。そのなかには死者の二人の子供、以前に亡くなっていた息子と娘の死体が入っていた。その棺はそれぞれ金欄で結ばれていた。父親の棺からは長く白い帯が地面まで垂れていた。全体の上には垂れた覆いをつけた大きなテントが設けられていたが、棺を見ることができた。棺台の周りには壇と、さまざまの階級のパラソルが多かったが、故人の位階を示すものと火花がくくりつけられた棒があった。それらの設備の足元では無数の僧侶たちがひざまずき、祈りの言葉を唱えていたが、この周りには寺院の内部と外部に年の市の騒がしい生活が溢れていた。数ダースもの屋台やテントが店を開き、その中では中国の俳優、タイやマレーのダンサー、手品師や曲芸師が技を披露していた。なんでもありだが、葬式に居合わせているとだけは考えられなかっただろう。日没後すぐ他の会葬者同様白い服を着て、国王が棺台を取り巻いている垣根のなかに現れた。彼は右腕に黒いリボンをつけていた。それは西洋の文明への譲歩を示すのであろうか。彼はいつものようにかなりの数の彼のこどもたちをつれ、長槍あるいは連発銃で武装した近衛兵を連れていた。国王は棺台の向かいの低い壇の置かれた王座に座ったあと、二十歩あるいは三十歩離れて彼の前に腹ばいになっている彼の大臣やえらい人々に向かって実につっけんどんな言葉を投げた。すると全員が四つんばいで壇の階段のそばに近づき、金銭の贈り物を受け取った。四十人の僧

侶たちもそうした場合につきものの下賜物を贈られるのである。その贈り物と服の黄色い生地、日用品、茶の道具、喜捨鍋、小さな手漕ぎボート、そして洋風の木綿のパラソルであった。仏陀が涅槃でそのようなこまごましたものと出会えば、仏陀は僧侶たちに何を言うだろうか？このあと私たちは招かれて、私たちのために隣の広間に用意されたディナーを食べた。同じときに棺台の前ではさまざまな宗教的儀式が行われ、王の前で一人の僧が説教をした。私たちが再び葬式に戻ったあとで、影絵芝居が上演された。それは英雄と怪物との戦いを内容としていた。黒い厚紙から切り取られた人物をみて不思議に思われたのは、そのプロフィールが、以前フレスコ画で見たのだが、古いエジプトの記念物の人物にそっくりだったことだ。私は後年中国の影絵芝居の人物でも似たものを見つけた。中国の影絵芝居はタイのものより精巧で、もつと色彩に富んだ、透明なチョウザメの浮き袋から作られていた。最後に国王は手ずから花火に火をつけた。花火はかなりぱちぱち音を発し、ふつうより硫黄の匂いが強かった。このあと皆帰途についた。死体の焼却は第二日目の夜に行われた。ときたま二週間続くこともある年の市は終わり、曲芸師がいる屋台と、うるさい観客は姿を消していた。全体は真面目で、品位のある印象を与えた。棺台の上では最後のシーンのためにすべてが整えられた。一部の飾り、とくにプラチエディをそなえた棺のふたと、壁掛けの一部が取り払われた。その代わり棺台の背後の広間がカーテンで仕切られたそのカーテンの後ろには宮殿の女性たちがいた。彼女たちは、いやらしいアマゾンネス部隊の女性たちに見張られていた。棺台の向かいには国王が彼の子供たちに囲まれて座っていた。彼の前には再び無数の祈っている僧がいた。彼らは手に広い棕櫚の団扇を持っていて、それを顔の前にかざしていた。しばらくして国王が立ち上がった。棺まで階段を上り、死体を聖水でぬらした。そして再び階段の一番下まで戻ってきた。そこで彼は膝まずいてお祈りをあげた。それから三度、棺と僧侶に対して頭を下げた。僧侶に対しては再び贈り物を、たいていの場合黄色い生地を分け与えた。それから僧侶たちは白い帯を棺から取った。再び国王は棺のところまで登り、彼に手渡された火で火葬用の薪に火を点けた―王たちの埋葬にあたってはそれに用いられる炎は、

日本の木材をすり合わせておこすのだそうだ。それから彼は再び王座に座り、彼の前にぬかずいている有力たちになかに銀貨が隠してある緑のレモンを投げた。四つんばいでこの人たちはレモンを追いかけた。私たちもまた死体焼却の際にはいつでも贈られるガラスふたの小さな紙の箱をもらった。そのなかには、緑の紙の花の下にごく薄い金の薄板で作られた蝶と、花の下に小さなボール状の銀貨が入れられていた。それと小さな銀貨か、薄い金の小さな指輪が入っている小さな財布をもらった。翌日の晩には荷物をたくさん積んだボートの行列が河を下っていくのを見た。それはその前の晩に焼かれた親王の灰をもった国王であった。灰は特別の儀式が執り行われる中で町の川下にあたる川のなかへ投げ入れられた。親戚はたいてい灰の一部だけを思い出として手元に置いた。それは粘土と混ぜられて仏陀の像となり、銀箔がかけられる。関係者がふつうそれを運ぶのである。

これまでバンコクにいる外国の代表者、あるいはそこに滞在していた外国人についてまったく触れてこなかった。後者については私たちは二つのドイツの会社社長マルクヴァルト氏とピッケンバック氏と交際した。彼らは共通の祖国の忠実な息子として当然敵対する兄弟であった。前者のパートナーであるレッラー氏は結婚していて、彼の妻は私たちがバンコクで近い知り合いになった唯一の女性であった。私たちは同国人にとっても親切に迎えられたが、祖国の政治的分裂が、もつとも離れた地域においても、祖国の息子たちの個人的関係にも反映されているのを確信しなければならなかったことは、とても残念であった。フランスの公使カテルノ伯爵は憤りながらサイゴンに赴いていた。彼の代理、デイストリア氏と息子のカテルノ子爵は、遠くの外国で出会うのを常とする彼らの同国人の特性をすべて具えていた。英国の代表、ロバート・シヨンバーク卿は英国領ギアナの探検者デヴィクトリア・レギアを一八三七年に発見していた。一八五七年以来彼はバンコク勤務を命じられていた。私たちがバンコクに到着したときには、彼は数年あとの一八六五年に彼の死を招くことになる病気にすでに苦しんでいた。彼は生まれはドイツ人であった。プロイセン＝ザクセンのフライブルク出身で、一八二九年、二十五歳であとにした祖国のベルリンの近くで死亡した。総領事の第一通訳

クノル大佐は以前タイの第二国王の親衛隊を教育し、率いていたが、アジア諸国での長い滞在と、アジアの人々との絶えざる付き合いが生み出す類の少し変わった人物であった。彼は後にタイにおける英国の利益を代表し、私の思い違いでなければ、この国についての本を公表した。これら諸氏の外交的能力については分らない。江戸や北京で起こったこととは反対に、私たちはバンコクでは与える側であり、受け取る側ではなかった。オイレンブルク伯爵によって締結された条約は以前のすべての取り決めより疑いもなく高度に前進したものであった。バンコクで出会った人物で私にとって一番興味深かった人物は、教皇代理でマロス司教デ・パレゴワール司教であった。彼はタイについての有名な著作を出している。老人は実際より老けて見えた。彼は六十歳にもならないのに、つらい仕事と必要なものがかけていることで、彼の年給は二百五十ドルで、司祭の年給は百ドルで最も貧しいタイ人の生活しか送れなかった。早く老けてしまっていた。そのうえ彼はしばらく前に彼を襲い、肉体的に弱めた卒中の後遺症に苦しんでいた。しかし精神的には依然としてしっかりしていた。私たちがタイを離れてしばらくして彼は亡くなった。私は彼の宣教師二人とともに昼食をとにしたときの彼を眼前に見る。小さな家、小さなみすばらしい設備の部屋で、唯一つの料理としてカレーの米、おいしくもなく、食欲をおぼえることもないタイの料理を食べている。これは生活を快適にするもの、ヨーロッパの人間にとってどうしても不可欠のものも犠牲にした真の宣教師の姿である。彼はこうした環境の下で、真に内的確信であるに違いないもののために生きたのである。

二月七日にクロム ルアン ヨングサ親王の家で私たちの条約は署名がなされた。とくにタイの秘書にとっては楽な仕事ではなかった。彼らはおおよそ二百回さまざまな印章を押し、全権委任者の名前を書かなければならなかった。というのも彼らは高官よりよくわかっていたからである。最後の一部の署名が終わると、王宮の連隊は二十一発の祝砲を撃った。そして私たちは伯爵に対して、大事な困難な課題を成功裡に完遂したことにここから祝意を表した。これによって伯爵は、アジアの三つの国で、我慢するだけの状態から外国貿易の同等の権利を持ったメンバーに、そこに住んでいるドイツ

人を加えたのである。

翌日オイレンブルク伯爵は私を呼び寄せた。そしてすぐさまタイとの条約文をもってベルリンに旅行する準備をするように言った。さらに彼が私を日本公使の地位につけることを提案し、同時に私が一八六三年一月一日に日本での新しい役目に就任することが出来るまで、新たに任命され、派遣される中国主任公使に上海に同行させるように願ひ出たことを付け加えた。そうした事情を考慮して、彼は私を故郷に早く帰して、伯爵や使節団のほかの同僚と同じに帰郷するよりいくぶん長く私の両親と過ごせるように伯爵は希望したのである。この話は私を驚かせた。感動させた。私は遠征の間熱心に働き、観察したと正直に申し述べる事ができる。江戸滞在の間も日本と外国の貿易についてかなり長い論文を完成し、上司に提出していた。しかし外交の仕事でこんなに早く用いられるとは予想していなかった。というのも随員に任命されるとき、この仕事のあと更なる任用の要求をしてはならないとはつきりと言明されていたからである。友人や後援者は当時、これはこうした場合の慣行なのだと教えてくれていた。しかしもしこれに関する説明が私に求められても何も言わないように注意していた。ちなみにそうしたことが求められることはなかった。しかるに今突然思いもかけず、すぐにも独立した、目下の希望を上回る地位を得る実現性の高い可能性を前にしたのであった。日本とドイツを隔てる遠さにもかかわらず、通信の遅さと困難さにもかかわらず、私はこの地位は信頼のできるポストだと考えた。私は上司に対して彼の善意と好意に対して感激をこめて感謝することが出来るだけであった。そして彼の信頼にこたえるために全力を尽くすことを約束することができたのであった。

二月十日に私はバンコクを去った。第二国王の蒸気船で、アルコナを訪ねたがっていた彼の息子、ゲオルク親王を連れて投錨地に向かった。そこで私はテーティス号に乗船することになっていた。ほとんど二年間にわたってすべてを分かち、よいことも悪いことも体験した同行者たちと別れることは辛かった。しかし帰郷と私の希望に沿った仕事が始まるという展望が深い悲しみを許さなかった。私は前方を見ていた。過ぎ去った方を見ていな

かった。

十二日にシンガポールに向けて出航したテーティス号での航海は速く、快適だった。しかしもともと穏やかな海ですら危険をもたらすという証拠がふたたび証明された。私たちは波がないときは六ないし七ノットで走った。空は晴れていて、太陽が現れたが、海の上には霧がかかっていた。霧は透明に見えたが、実際はそうではなかった。突然新たな風がヴェールを裂いた。すると十二ケール先に太陽に照らされて長く延びた砂洲が見えた。その上には帆船の残骸が横たわり、死を思い起こさせた。船は向きを変えた。無邪気に見える監視役の士官の頭の上には雷が落ちた。全体として旅は愉快的印象を残さなかった。

二月十七日に私はP&O蒸気船でシンガポールを後にした。旅それ自体については語るべきものはない。今度の旅行の場合は愉快的仲間と一緒にでなかった。それゆえ過去と未来が私にもたらす使命についてじっくり考える十分な時間があった。私が日本と中国とタイで見たことについての当時の印象を総合しようとする、それらは中国がその巨大さ、持続力のせいで、そして帝国の三分の一が反乱者の手のなかにあるにかかわらず、興奮とか、神経性の興奮がどこにも見受けられないことで私をもっとも驚かしたということに帰着する。反対に外国人は中国人よりはるかに神経質であり、中国当局や住民に何かを見るときは、炎が実際に彼らの身近に燃えているときだけである。

そのことは賢明でないし、实际的でもない。しかし決して宿命論ではないこの落着きは印象的である。日本では江戸で経験した事実上の閉鎖状態と、他の外国人と私たちの狭い交際のせいで、私たちの目下の関心事と衝突する限りで、日本の国内事情に注意を払っただけであった。ごくわずかであったが土地と人々、とくに身分の低い人々は、とても私の氣に入った。彼らに再会することを喜んでいたが、私の前に横たわる使命の難しさと危険について私はぜんぜん分からなかった。タイは大いに私の興味を引いた。そこで私たちが見たものとはとても独特で、アジアでそれまで見たものとはまったく違っていたので、建築と文化、住民の習慣と習俗に関する感嘆と驚きから覚めなかった。しかしすぐに私は、タイの民衆も政府も、彼らの近隣諸国の歴史に

決定的に関与することはできないことがわかった。第一国王が西洋の文化から習得したものは彼だけのものであり、彼の大臣ですら西洋とはごく表面的に接触しているだけであった。力のある人々と官吏は上に向かっては屈従し、下に向かっては尊大であった。そしていつも怠惰で信頼しがたく、真の東洋人だった。彼らは中国人よりはるかに劣等だった。彼らが他の力のある国々の政治によって影響され規定されない限りは、国の全貿易と将来は中国人の手の中にあつた。——ところで私のところとあたまを眺めてみると、私は詩人の次のような言葉を自分に当てはめてみる事ができた。

幸運を示したいものを

神は広い世界に送り出す。

私ははつきりと私を守ってくれた神に対する心からの感謝の念をもってこの二年間を回顧した。

三月十八日に私はスエズに、二十八日にはトリエステに到着した。そこからこれまでのコンスタンチノーブルの代理公使で、上海の主任公使に任命されるためにベルリンに呼ばれたレーフェス氏とともに、私はヴィーン経由でベルリンへ旅立った。偶然に導かれて、私たちはお互いに知り合う機会を持ったわけである。四月一日に、ほとんど二年にわたる不在のあとで私は両親の腕に抱かれた。

IX 再び日本へ

ベルリンで——日本公使に任命される——地位占有の間違った体系——プロイセンの内と外の状況——ビスマルク——シャーンハウゼン氏——軍隊の問題——ヴィルヘルム国王——皇太子——地理上の思い出——旅立ち、レーフェス氏、カドヴィッツ氏、フリドリッヒ皇太子——トリエステでのオーストリア警察のいやがらせ——スエズ——政府顧問ヴィーフラ——不穏な乗客——東洋の絨緞——ガレー——ハリス氏——上海——住宅不足と価格——金銭問題——太平天国と破壊——商人にとつての黄金の収穫と最終の破裂——太平天国と英国人とフランス人の関係——上海の保護が同意される。——訓練を受けた皇帝軍——ロード將軍——上海攻撃が撃退される。——休戦——太平天国軍の失敗——太平天国軍の再度の攻撃——太平軍への遠征——ホープ司令官負傷——プロテ司令官殺害される——上海の前の太平軍——英国軍

とともに―退却時のエピソード―批准交渉―長崎へ―台風のなかで―日本研究―軍備問題―諏訪神社の祭り―能踊り―上海へ―太平軍との戦いのためのロシアの援助提供―ドイツの浮浪者―日本へ―七面鳥と去勢した羊

ベルリン滞在の最初の日々は実にしんどいものだったが、しかしとても愉快で、刺激に富んでいた。ウィルヘルム国王に面会することが許された。国王から率直で、好意的に使節団の体験について質問を受けた。その体験は国王の心を掴んだ。外務省でも私は私が受けた応接に満足することができた。幸いなことに、私たちの上司であるアルブレヒト・フォン・ベルンシュトルフ伯爵の令室が私の虚栄心に冷や水をかけた。彼女は、夫君のために晩に使節の随員によって書かれた日誌を朗読してやったが、彼はいつもきまつて寝入ってしまったと話してくれた。私もこの日誌の編集に責任がある一人で、それにかかわっていることを鼻にかけていたので、愛想の良い、心根のよい夫人の言葉は、ヨーロッパ政治の動きの中では東アジアのできごとに対してどんなに薄い関心しか向けられていないかを知ることになった。政治の専門家が普通簡単に陥りやすい自己の意味の過大な評価から当時も今も私を守ってくれた。ところで限られた範囲ではあったが、しばらくの間、私は面白い人物という怪しい楽しみを享受した。そしてお茶やバターパンの出る会合に招待を受けた。五月はじめに私の上司と使節団の成員が帰還すると、私からこの栄光は奪われた。私はいまや目前に迫った東アジアへの出発が必要とする事柄を解決することに専心することができた。

五月八日に私は日本の公使に任命された。この特異な職名が選ばれたのは、ひとつには日本で任命されるかも知れぬ他の通商の公使へ移行させることができるように、他方では新しく作られた地位に一種の外交的性格を付与することができるようにするためであった。この外交的性格は私に託された関心を日本政府と他の諸国に対して、外交的代表を神奈川・横浜のためだけに任命された公使の場合よりもっと良く認めさせることを可能にするものであった。ツー・オイレンブルク伯爵が外務省で開催された共同の会議で、その会議には上海代表公使に任命されたフォン・レーフェス氏も出席していたが、

そこでなぜ私は日本の代表公使に任命されなかったか、そうすれば私の地位は日本政府と他の国の代表者に対してとても容易にするだろう、と訊ねたときに、それに対する答えはこうであった。つまり、私はあまりに若い、使節の随員がすぐさま代表公使に任命されたら新聞で批判を受けるかもしれない、ちなみに私が期待にこたえたら、一年あるいは二年経ったら代表公使に任命されるだろうということであった。それは「口先だけの約束」であった。外国に行く外務省の役人は今日でもなおそのように扱われている。ちなみに私は付け加えることができるが、代表者への私の任命はやつと一八六七年に行われ、総領事への任命はその一年後であった―私に与えられた地位では任された課題を果たすのに多くの困難にであうだろうというオイレンブルク伯爵の意見は完全に正しかった。そのポストに選ばれた人物の指名を、他の国の同じ使命を課された代表者より低い位にとどめ、それによってそうでなければもっと有効な使い方もできる時間と仕事とエネルギーを不利な地位を同等にするために使わなければならないかを、後になって、他のポストの場合に、私は指摘することができた。しかし大抵私の意見は残念な慣習の尊重のために受け入れられなかった。

私がベルリンで過ごした数ヶ月は政治的には高度に興奮した、動きの激しい時期にあたっていた。ヘッセン選帝公領の体制問題はプロイセンの精力的行動―フォン・ヴィッリゼン將軍のカッセル派遣、二つの軍団の進行の用意、フォン・シドウ特使の恫喝、それにフランクフルト議会でプロイセンとオーストリアによって持ち出されたヘッセン選帝公領の回復の提案―でひとまず解決された。しかし一八六三年三月二十九日に結ばれた普仏貿易協定とそれの条項化（これは八月二日にやつと署名が終わった）のせいで大きな広がりを見せた関税同盟問題は、たんにドイツ自身だけでなくプロイセンとオーストリアの間にも深刻な困難をもたらすように見えた。ヘッセン問題は、私が当時ビスマルク・シェンハウゼン氏と初めて会ったということで私の記憶に生き生きと残っている。彼はそのときまでサンクトペテルスブルクのプロイセン大使で、パリの大使に任命されたところか、あるいは任命されるはずであった。私は日本公使任命をベルンシュトルフ伯爵に感謝してお礼を述べた

いと思っていた。しかし役所では彼をつかまえることができなかった。それで親切なベルンシュトルフ伯爵夫人は私を夜のお茶の席にくるように勧めていた。その場で私はきつと彼女の夫に話をするができるだろうというのであった。わたしが彼女のところについたすぐ後に、ビスマルク氏の到着が告げられ、迎えられた。当時はまだ後年のように恰幅がよくなかったのでひよろりとして、痩せた骨ばった男性は私に独特の印象を与えた。彼はボタンを詰めた黒いモーニングを着て、下着が見えさせない高い、絹の黒いネクタイを締め、いくら長い首に精力的頭をいただいていた。でも当時プロイセンの救い主で、ドイツ統一の創始者を彼の中に認めたというとしたら、それは嘘になるだろう。彼はサンクトペテルスブルクの事情について、とりわけ社会状況について多く話をした。彼はその話にさまざまな適切な逸話で薬味をつけた。彼は大いに文句を言った。そして率直にサンクトペテルスブルクにおけるプロイセン大使の恵まれない財政状態について語った。暖房代だけでも、自分の相当の財産を持っていないプロイセン大使はだれでも数年で破産させてしまうだろう、と彼が詳しく話したことを、私は今でも思い出す。私たち、つまりビスマルク氏と私は、深夜ベルンシュトルフ伯爵が現れるまで待つていなければならなかった。伯爵はそれまで首相のホーエンローエ＝インゲルフィングン公とカッセルからの知らせを待ちながら、会談をしていたのであった。私は短く言葉を述べて姿を消した。ビスマルク氏はその場に残った。ビスマルク氏がベルンシュトルフ伯爵に説明して、もしドイツの戦争の場合にはどうか自分を次官補にしてくれ、そうしたら四週間で素晴らしい市民戦争をして見せるからと言ったのはその晩かもしれない。——しかし当時プロイセンの人々の心を占めていたのは軍隊の再編問題であった。国庫の特別措置を政府に義務付けるハーゲン＝ベルリン条約の国会での受け入れは、結果として一方では五月十一日の国会の解散につながり、他方では新時代のいわゆる省の崩壊あるいはその再建につながったのであった。しかしどちらの方策も、あらゆる方面で、不和が尖鋭化し、決断しなければならぬと気が迫っているという感情を高めることができるだけであった。国王自身がこの事態にどんなに心を動かされているかを知る証拠を私は自ら掴むことに

なった。私が東アジアへの戻り旅に出る前に陛下に別れを告げる前に、私は同じ事情にあったレイフエス総領事とともに食卓をともにすることを命じられた。不和の時代をずっと皇帝のそばで過ごしてきた私の父もまた招待を受けたが、彼は健康状態があまりよくないので招待を謝絶しなければならなかった。食事が終わったあとで、皇帝は並んで立ってイフォン・レーフエス氏と私に近づき、次のように言った。「あなた方は遠くの仕事に赴く。だから当然すぐに帰るといふわけにはいかない。あなた方がいつかここで私を見るかは分からない。しかしそれは祖国の繁栄のためとあらば、どうでもよいことだ」皇帝の声の中には深い感動がこめられていた。彼は私たち二人に手を伸べた。そして部屋出口に歩んでいった。途中で皇帝は振り返って、私に声をかけた。「ブランド君、あなたの父君によりしく伝えて下さい。」国王の退出と参加者の退去の短い間、若い公使は多くの人々の注目の的であった。国王の部屋へ入ったときはまったく注目されなかったのに。皇太子もまた、出発前に私を迎え入れた。私が第十一連隊で連隊司令官としての彼の指揮下において以来、私のことを記憶していた。殿下は二枚の写真を手にもって私のところにやってきて、どちらが欲しいかと訊ねた。一枚はプロイセンの將軍の制服を着ていた。もう一枚はガーター勲章の騎士の服装のものであった。選べばいいというのであれば、二枚とも欲しいという私の答えを聞いて、彼は笑いながら言った。「それでは二枚ともとるがよい。あなたについては私は何の心配もない。あなたはすでに自分の道を歩いているのだ。そういつて彼は私の腕を掴み、私の身体を回して、同席している人々に言った。「ブランドを御覧なさい。私たちの平民服は醜いといつも言われるが、大事なものはどのように着られるかだ。」うぬぼれの疑いを避けるために、私は付け加えざるを得ない。領事の制服は当時は本当に美しく、趣味に富んだものだった。大きな金のエポレットは簡単にそれを着た人を引き立てた。

別れの挨拶のとき時々はいくぶんおかしいことが混じることもあった。たとえば私がある大臣に別れを告げたとき、中国へ行くのにどんなルートをたどるのかという質問に「大陸越えの便で」と答えたときがそうであった。大臣はしばらく頭のなかで地理の記憶をめくってから、一瞬黙って私を見て、

それから言った。アラビア、ペルシャ、インド経由でそうした旅をするのは恐ろしく退屈に違いない。私はもちろん彼の幻想を妨げることはしなかった。

六月の末に私はベルリンを去った。そしてトリエステでフォン・レフェス氏と、彼に付けられた秘書で現在のマドリド在の大使であるフォン・ラードヴィッツ氏と落ち合った。出発する前に、この町のオーストリアの当局と小さな衝突をした。プロイセンとオーストリアの関係は当時申し分ない関係ではなかった。そこでトリエステの下級の役所は通過するプロイセンの役人に無作法を働く権限が自分たちにはあると考えたのだろう。いつもの通り私たちは外交官査証を査証のために警察に送っていた。すると警察に出向くようにという要求がなされた。拒絶すると、私たちがトリエステを去ることを許可しないと知らせが来た。フォン・レーフェス氏はその種の要求に屈しないと決心していた。私たち他のものも同じ意見であった。そこで翌朝私たちは査証書を持たずに、アレクサンドリアに私たちを連れて行くオーストリアのロイド蒸気船に乗った。蒸気船は一時間以上警察によって引き止められた。しかし警察は汽船を完全にとどめておくか、力づくで私たちを船から下ろすかという二者択一を前にすると、警察は第三の道を選んだ。そして私たちに査証を済ませたヴィザを船上の私たちに送ってきた。そのあと私たちは最初の外交的成功を勝ち得たという喜ばしい感情をもって旅を始めたのである。

上海への旅については多くを述べることもない。エジプトで総領事つきの随員、フリドリッヒ ツウ ザーン・ヴィットゲンシュタイン・ベルレブルク親王が私たちの一行に加わった。スエズでは以前の使節団の研究陣のひとつである、政府顧問植物学者のヴィーフラに会った。彼は以前の連隊の同僚の兄弟であり、ちょうどタイからの帰りにインドを通過して植物学上の調査旅行を終えたところであった。スエズのP&Oホテルでは私たちが滞在しているとき、こっけいな出来事があった。いつものことだが、部屋にはぜんぜん氷はなかった。それゆえ蒸気船を待っていたボンベイと東アジアにいく乗客の気分はとくに暑苦しい気分を味わっていた。そのうえボンベイから到着する乗客が加わった。彼らはその船での粗悪な食事となまぬい飲み物について語り、罵ったので、その気分は熱が出たようになった。革命というも

のは周知のようにいつも偶然に起こるものだが、偶然にもその瞬間に半ダースほどの運び手が透明な氷の塊を二つもって姿を現した。どこから、どこへという問いが口々に出てきた。ボンベイからこのP&O代理店へという答えであった。言葉が交わされなかったもので、どうしてだか分からないが、次の瞬間いく人かの英国人がビュッフェにあった斧とナイフを手にとった。五分後には二つの塊は消えてなくなった。しかしそこにいるものは大きなかち割の氷を手にとった。それをもって冷やす飲み物を待っていた。ホテルのテーブル係りの男はこの午後ほど良い仕事をしたことはなかったと思う。氷を手に入れず、飲み物を冷やさずに飲まなければならなかったのはP&O代理店だけであった。

当時のスエズ滞在中に、以前の旅行で事情通で気持ちのよい人として知り合いになっていた領事代理のマイヤーから、私はスエズは東洋のじゅうたんを買うのに最適の土地だということを聞いた。巡礼が戻るときに必要になった絨緞を金が必要なので捨て値で売るのである。私は彼に頼んで、次の巡礼団の到着の際に、二、三枚の絨緞を買ってくれるように頼んだ。何ヶ月もたらずに安い値段で八枚の上等のじゅうたんを手に入れた。それらは私の東アジアの滞在中ずっと大いに役立った。

私たちはガレで再び投宿したロレットホテルの広間で、アメリカ合衆国の以前の駐日首席公使ハリス氏と出会った。彼は政府の交代で呼び戻され、ちょうどヨーロッパ経由で合衆国に戻るところであった。私たちは日本の状態についてかなり長い会話を交わした。その話から私は後で触れざるを得ない多くの新しいこと、興味深いことを聞いた。私の以前の上司はハリス氏と別れるとき、プロイセンの使節団のために尽くしてくれた記念に何が欲しいかと訊ねたことがあった。彼はプロイセンの勲章がよいと答えた。しばらくして彼に授与された星付の二等クローネ勲章を彼は大いに喜んでいた。

八月十八日に私たちは上海に着いた。その状況は良い方向には変わっていないかった。当時造られていた英国人の居住地域は、都市と外国人居住地とその周囲を太平天国軍から守るためにやってきていた軍隊で一杯であった。外国人に関して言うと、この方策は家賃をこれ以上ないほど高騰させていた。

レフエス氏と二人の随員はいくつかのドイツの会社に受け入れてもらえたが、私は自分で泊まる場所を探さなければならなかった。手じかの二つのホテルは数少ない要求にすら十分でなかったし、そのうえ皇帝軍あるいは反乱軍に使ってもらおうとする一団を泊まらせていたので、そのホテルを使うのは不可能だった。探し回ったあとで英国人の居住地域のそれなりの家に道路に面したベランダつきのかかなり広い部屋を見つけた。ベランダには板張りの浴室が取り付けてあった。値段は百ターラー、つまり月八百マルクであった。上海で再会した英国の警察局の天津時代の知り合いが食卓をとにもすること承諾した。それに支払う額は、ワインなしで、そして客と参加者に割り当てられる催しの代金別で月々七十五ターラーあるいは六百マルクに達した。そこで私は住居と食事だけで月々千四百マルク払わなければならなかった。これは年俸一万五千マルク（五千ターラー）、つまり月千二百五十マルクでは月二百五十マルクの赤字を生むことになった。それでも少なくともこの値段で泊まるところと、日々確実なパンを得られたので満足しなければならなかった。軍隊の過剰は他の生活必需品の価格を高騰させていた。そしてそのほかの点でも上海の生活を愉快にはしていなかった。しかしこの時期はそこに住む商人にとっては素晴らしい儲けの時期であった。太平天国軍の暴虐は数千の中国人を外国人地区に追い込んでいた。中国人たちはそこで迫害者からの保護を求め、また現実に保護を受けていた。いたるところで中国人の家が地面から建ち上がり、地所の値段と建物の家賃は途方もなく高騰した。購買と建設のためにお金を貸した銀行は素晴らしい商売をしていた。しかしメダルの裏側もないわけがなかった。太平天国軍の反乱が一八六四年に南京占領でおおかた終わったときに、中国人は外国人の地区から故郷の村や町に帰っていた。新築の家は空になった。建物と地所は価値を失なった。銀行が融資の返還を求めたとき、外国人商人と投機屋を襲った中国での大きな破局の一つが訪れた。数週間前に数万ドルの収入を得ていた人々がわずかの間に乞食になった。そしてさらに大きな額を銀行から借金しなくてはならなかった。長年にわたる激しい、しっかりした仕事のあとでやっと、外国商人たちはこの危機とその結果を克服できたのである。

一八六一年の三月から四月における私たちの滞在以来、上海と周辺で何があったかを理解するためには、外国当局と一八六一年、一八六二年のあいだに発展していた太平天国軍の間の関係を簡単に振り返ってみる必要がある。一八六〇年春、英国とフランスの軍隊が北への進軍のために集結したとき、江蘇省知事と上海の道台は当地の英国とフランス当局に太平天国軍に対抗するために助力を請うた。フランス人はイギリス軍がそうするならばその用意があったが、イギリス軍はこれを断った。太平天国軍に奪われた土地に対して上海を守るために、二つの国の公使たちは一八六〇年五月二十六日に声明を発した。その中で彼らは、上海は外国交易のためにひらかれた場所であり、そこにはたくさん外国人と中国商人が住んでいる、町への攻撃で交易ははなはだしく妨げられる、彼らの陸軍と海軍は上海住民を略奪と殺害から守るために、そして悪人の反乱の動きを封じ、町を守るために攻撃に加勢するために必要な方策を講ずるだろう。同時にかなりの数の裕福な中国商人はかなりの金額を集めていた。彼らは太平天国軍と戦う外国人を雇うために、ウィリアム・ウオーカー將軍のニカラガ遠征に参加したロードというアメリカの冒険家にその金をゆだねていた。これが後のゴードンの「常勝軍」の始まりであった。一八六〇年八月太平天国軍は殺し、奪い、焼き払いながら町に近づいた。彼らは十八日に待ちの近くに陣を構えていた皇帝軍を攻撃し、打ち破った。彼らが企てた中国の町そのものへの攻撃は英国軍とフランス軍によって撃退された。両軍は翌日の攻撃の際に生じた不穏な動きも鎮圧した。同じように二十日に英国人居住区に向けられた攻撃も撃退された。一八六一年二月英国司令官ジェイムズ・ホープ卿と南京の太平天国軍皇帝といわれた天王の間に了解事項ができた。それによって後者は上海の周囲三十マイル（約五十キロ）の円周内で何かを企てることはできなくなった。同盟軍も太平天国軍攻撃を抑制した。そしてロードが太平天国軍に攻撃を仕掛けることを妨げた。―その間に揚子江の谷では皇帝軍は反乱軍に対して数々の成功を収めていた。太平天国軍にとっては南京と漢口の間、揚子江沿いの町安慶を救援することが重要だった。漢口を占領することその計画を実現しようというのであった。一八六一年三月太平軍の四つの大部隊が漢口に向けて動

き出した。二つの部隊は少なくとも部分的に彼らに課された使命を果たした。一つは十一日かけて三百二十キロメートル進んだ後、漢口まで八十キロメートルまで近づいた。しかし他の二つの部隊は皇帝軍に打ち負かされた。その結果計画全体は失敗した。そして三年間の長きにわたって守られていた南京が一八六一年十一月に陥落した。漢口攻撃のために上海の周りからは太平天国軍はいなくなつたが、今度は揚子江中流での敗北のあと彼らは上海に押し寄せてきた。一八六一年十二月に天王は、休戦の経過後、上海を攻撃すると宣言した。一八六二年一月忠実な皇帝、忠王は湖州から上海に向けて動き出した。そのため町の周囲の村々が再び消失した。そして数千の中国人が外国人の居住区に逃げ込んだ。そこだけが太平軍から安全であつた。英国軍とフランス軍の司令官は三十マイル四方内の反乱者を肅清する作戦を始めた。しかし肖塘鎮の背後の塹壕を奪う際に、フーアの部隊は反撃を受けた。その軍と同行していたジェイムズ・ホー卿は脚に弾を受けた。激しい戦いのあとで太平天国軍が取つていくつかの場所、とりわけ上海から約十五キロメートルの七宝を奪うことに成功した。五月に反乱者に対する二回目の遠征隊が送られた。青浦、南橋、嘉定が奪取された。最後に述べた場所の攻撃の際、フランス軍の司令官プロテが戦死した。まもなく夏のためヨーロッパ軍は上海の確保のみに制限せざるを得なくなつた。そして中国人が集められ、外国人に指揮されたフーアの混成軍もまったく成功を収めることができなかった。そこで反乱軍は九月はじめに再び上海に姿を現した。外国人居住区の外側の境界内に位置している町に一番近い村々バブリング ウェル(噴泉)といくらか離れているフアヴァ *Fuwa* が太平軍によって略奪を受け、火をつけられた。そのため英国とフランス軍の司令官は太平天国軍に立ち向かい、町から遠くに追い払うことを決心した。このように近い同盟軍は、ほかの場合と同じく、それぞれの軍はそれぞれの道をとった。ラドヴィッツとヴィトゲンシュタイン親王と私は英国軍に同行した。午後私たちがバブリング ウェルへ向かう道を馬で早足で進んでいたとき、私たちの前方の右手の穀物畑から突然銃火が光った。すべてが驚き、立ち止まった。しかし私たちが見たものが敵なのか、味方なのか誰も分からなかった。年寄りの隊長が、若者たち、前進だ、

と叫んだ。それで疑わしいものをすばやく通過するために、私たちは全速力で道を先に進んだ。後でわかったことだが、それは英国人とインド人の連隊で、そこで出合いの位置を取つていたので。燃えている *Fuwa* の狭い道を進むのはまったく愉快ではなかった。半ダースもの死体が形を損なわれて道の上に転がっていた。そのような死体が道をふさいでいるある地点では首を切られた頭がかかっていた。それは辮髪で窓から出ている竹の棒に結わえられて路上に垂れ下がっていた。そのためそれに触れないようにするために道の端に寄らねばならなかった。村を通り過ぎたあと、米を作っている田んぼの間に出了た。先頭を走っていたのは英国連隊の隊長で、ロドヴィッツと私が彼に続いた。それからいく人かの騎馬の士官、最後に隊列を組んでない連隊であつた。ヴィトゲンシュタイン親王は連隊本部のある英国大佐とともに他の方向へ進んでいた。そのようにして私たちはある別の村に到着した。その村も同じ形と行進の仕方を通り過ぎた。村の反対側の端に差し掛かったとき、約五百ないし六百歩先になり強力な太平軍の部隊に出くわした。私たちはギャロップで前に進んだ。私たちは湖州運河の岸に向かって百五十歩あるいは二百歩の位置にいた。ほとんど一年近く上海の陣営にいたにもかかわらず、このあたりのことは英国人の誰もまったく知っていなかった。太平軍は私たちを見ると、線上に並び、私たちに一斉射撃をした。銃の弾は部分的には私たちの足元を撃った。それから彼らは静かに立ち去った。この事件で不愉快だったのは、村から出てきて、太平軍を見た英国人が銃を構えて、射撃したことであつた。もちろん敵に損害を及ぼすことはなかったが。しかし弾は私たちの背後から耳元で不愉快にヒューと鳴った。私たちの誰も味方によって撃たれなかったのは奇跡であつた。村から出た場所の上流部で太平軍がくつつけたテーブル、椅子とベンチで運河上に一種の渡しを作っていた。二、三人のものが這つていって、帰ってきて、太平軍の残した陣地には火にかけられた米入りの大きな鍋と、二人の首を切られた皇帝軍の兵士の死体があるだけだったと伝えた。それで遠征は終わり、私たちは行進して帰途に着いた。フランス人たちの主張に従えば、彼らはもっと幸運だった。太平天国軍と短い戦いがあった。その際フランス人たちは一ダースもの太平天国軍を殺した

ということだ。

帰りの行進のとき、橋の一つにさしかかった。それは上海近辺でしばしば見るような橋で、三つの大きな石でできていて、中間の水平に置かれた石が本来の渡しになっているつくりであった。二つの他の石はかなり急峻に上昇し、一方は降下していた。石はたいがいかなり狭く、しばしばかなり長く、非常に平らなので、そのような橋を馬で通るのはいやなことであった。私が先頭であった。私は馬を引いていくために馬を下りた。しかし後ろから、馬に乗っていくように声をかけられた。それに従って行動するとどんなことになるか正しく示したと思う。なぜなら私の馬は橋の中間部分で足を滑らせ、おそらく十五フィートほど下の運河の中に転落した。これですべての人が馬を降りた。それ以上の事故なく橋を渡った。私は再び馬に乗り、家に帰った。しかし次のことを付け加えたいと思う。つまり私の馬は夜になって疝痛の発作を起こし、数時間もたたないうちに死んでしまったのだ。私はほんの数日前に百五十ターラー(千二百マルク)でその馬を買ったばかりだったので、私の財政状況はまったく改善されなかった。

町への帰り道でこの町にいきたっている状態を示す二つのシーンを見た。私たちの行進時、農民の群が後についてきた。かれらは軍隊の庇護の下に太平天国軍に対する恐怖から見捨てた村々に帰るのである。これらの群れの一人は穀物畑に隠れ、眠り込んでいた太平天国軍の一人を見つけていた。彼らはこの男を担ぎ棒で殴り殺してしまった。止めに入ることを私たちの誰も考えなかった。なぜなら私たちがファヴァーFawahでみたばかりの蛮行が農民たちが迫害者を野獣のように扱い、殺すのは当たり前だと思わせたからだ。もうひとつのシーンはもっと悲劇的でない種類のものだった。町の近くで小さな池の真ん中で腰まで水中に浸かった一人の太平軍のものがいた。この男がどうしてここにいるのか私は分からなかったが、彼は怒り狂っている農民たちから逃れるため水のなかに逃げ込んだのかもしれない。農民たちは池の三方を囲み、長髪の男を―長髪が反乱者たちの本来の呼び名であった。なぜなら彼らは頭を弁髪まで剃ってなくて、髪全体をはやしていたからである―罵りながら、石を雨あられと投げた。一方四つ目の方向には後に有名になっ

たゴードン少佐と二、三人の英国兵が立っていた。兵隊のなかの一人が長靴と靴下とズボンを脱ぎうとしていた。水の中に入り男を水から出すつもりだった。ゴードンのほうはこの男に一ドルを見せて池の水からこの男をおびき寄せようとした。一ドルがあるいはほかの何か彼の心をひきつけたのかは私は疑問のままにしなければならないが、いずれにしろ彼は水の中から出てきたのだ。そしてゴードンの部下に連れて行かれた。彼がどうなったのか私は知らない。つかまった太平軍の兵士の場合と同じようにきつと外国人の指揮された規律ある軍隊に入れられ、彼の以前の敵と勇敢に戦ったであろう。なぜなら太平軍は大部分農民から構成されていたからである。農民たちに残されていた選択は殴り殺されるか、彼らを家や庭から追放したもののたちの隊列に入るかだけであったからだ。

私は上海ですぐさま、自分がかなり、あるいはまさしく余計物だと確信しなければならなかった。国内の組織と私は何もかわりがなかった。一八六一年九月二日の条約の相互批准の交渉は自明のごとくゆくりとしか進んでいかなかった。というのも中国人から必要となるものは北京から出されないといけないからだ。実際中国の全権委任者が任命されたという通知は十一月はじめになってようやく上海に届いた。それからこの人物、江蘇省知事が彼より地位が下位の総領事と直接交渉することを拒んだのである。ともかく一八六三年一月半ばになってようやく批准の交換がなされた。条約の公表は四月の終わりに至ってやっと、そして七月末にようやく、中国人はプロイセンを除く他の諸国の二十二の批准書に対して中国警察長官の印が押された、印刷された条約の中国語の本文の同数の部数を交換した。このドイツの政治状況に起因する形式についての交渉は、それゆえプロイセンとの批准書交換後さらに六ヶ月以上続いた。つまり条約交渉に要した時日よりもっと長く続いたのである。――

同時に上海の状況がもたらす財政状態が私の心を重くした。私は重い個人的犠牲を払うか、それとも外務省から相当の手当てを要求するか選択しなければならなかった。後者はいまだ本来の地位についていない若い官吏にきつと疑いの目が向けられるだろう。そこで私は長崎に行くことに決心した。長

崎ではもっと安く暮らすことができるのを私は知っていたし、同時にあとの地位にとって役に立つに違いない多くのことを知る機会を得たいと私は望んだ。フォン・レフエス氏はこの計画を承認した。そこで九月の終わりに長崎へ向けて、小さな八百トンの蒸気船「ペンブローク」に乗り込んだ。船には私のほかに中国やほかのところでもよく名前が知られていたアメリカの貿易商社で株式会社ラッセルの支配人エドワード・カニンガム氏と二人の英国人がいた。かれら三人はみんな日本にいる家族のところに行くところだった。

航海がそれまでいかなる点でも幸運で快適だったあとで、出航後二日目の晩方に台風がやってきた。最初の数時間で海は恐ろしく荒れた。船の前方にあった調理室と二人の水夫が波にさらわれた。残念なことに彼らの救助は行えなかった。この天気は夜じゅう続き、翌日もそれに続く夜も続いた。すでに減速していた船はアヒルのように泳いでいた。甲板に打ち付ける波の一つでも船を沈めるのに十分であるということを私たちははつきりと知っていた。客室には十五センチの水がたまり、船が揺れるたびに一方から反対側に動いた。荷物が入れられた船の後ろの空間では箱とカバンが泳いでいた。私たちは冷たい食事をつた。テーブルの上に座りながら食べた。服を着たまま眠った。この不愉快な状況にもかかわらず、乗客の機嫌はよかった。それは主として私たちが船と船長に信頼を抱いていたからであった。それにそんな状態におびえてはいいいことはなかったし、かえって悪くなるばかりであることを知っていたからである。二日目の朝九時ごろに船長と海に慣れている三人の乗客との話し合いで、二日間観測をしていないので日本の沿岸にどのくらい近づいているか分からないので向きを変えることにきまつた。私はその話し合いの間聞き役だった。しかしその試みは二度断念された。それを実行すれば甲板が海で洗われる恐れが大きかったからである。十一時ごろにやっと三回目で成功した。そのあとすぐに雲から顔を出した太陽のおかげで観測ができた。それによると私たちは長崎から六十マイルぐらい離れているだけだということだった。船は再び向きを変えられ、夜九時ごろに出島の前に錨を下ろした。台風が「ペンブローク」の航海を妨げただろうと考えられていたので、長崎では私たちが来ることを誰も予想していなかった。とて

も結構なことであった。なぜなら小さな船が立派に真価を発揮したとはいえ、三人の乗客の家族は並々でない心配をしたであろうからだ。これは私が海で経験した第二の、そして最後の台風であった。私が陸地で経験した台風については思い出をたどる中で触れざるを得ないだろう。台風のために私がもっとも驚いたのはその突然さと海が荒れだす速さであった。突然さを速く、確実に示したのはバロメーターより温度計であった。これらの台風の法則が詳しく知られ、中国沿岸経由でフィリピンから日本に向けて発せられる電報が台風の接近の時間と日時を前もって知らせる今日にあつては、普通は蒸気船にとつてはほかの嵐ほど危険ではない。それに大抵は長い時間は続かないという利点がある。もちろん帆船は台風の中ではあらゆる方向から押し寄せる波のために、大抵の場合同じ方角から風が吹く普通の嵐より大きな危険に遭遇する。

長崎では旧友や古い知己に暖かく迎えられた。ドイツのクニッフラー商会の社長クニッフラー氏が宿を提供してくれた。クニッフラー氏は出島に住んでいた。私は部屋窓から素晴らしい湾を眺めた。湾は秋の移り変わる色合いのなかで日々異なつて、ますます美しくなつた。長崎では何も変化していなかった。私が明るい生活を楽しんだこの小さな平和な場所には、この国の北での出来事の影はかぶさっていないように見えた。一八六一年七月五日に起こつた薩摩藩主の父島津三郎の一行による最初の襲撃で英国人リチャードソンが殺され、彼の随員のマーシャルとクラークが負傷していた。そして一八六二年六月二十六日江戸では再び英国公使が襲われた。しかし長崎では、私は日本の政治の最新の局面の変化や展望、危険性についてほとんど見聞きすることができなかった。それだけにより熱心にケンプファーとツンベルク、シーボルトなどの著作に没頭し、日本の古い歴史、道徳、風習と物の見方についての基礎を固めた。これらは後に大いに役に立った。歴史と民俗の研究を続けた際も、私が後に片付けねばならなかった政治上の、通商上の問題の解決に当たっても大いに役立った。私は中国や日本、それに東アジアについて書かれたドイツ語、英語、フランス語で書かれていたものをほとんど読んだ。そして、短い歴史便覧を作ること、東アジアの問題に取り組む人々や

外交官、領事、公使、職員、報告者に、簡単に早くそして確実に彼らがかかわらねばならない諸民族の歴史的発展の基礎的特長について知る手段を与えろという考えに、ベルリンでも、ロンドン、パリでも、思い至らなかったことを不思議に思った。それによっておそらくは、あとで全部を失ったり、お金や血で支払わなければならない多くの過ちや愚行を避けることができるであろう。

このほか私は長崎滞在を外国人や日本人の商店で上海でよりよく、より安く、滞在に必要なものを備えるために利用した。この場合長崎が昔から、つまり二百年以上前から、オランダ人によって日本の陶器を肥前、特に有田の工場からヨーロッパに提供する場所であったという事実が役立った。それゆえここではヨーロッパ人が使用するために作られた紅茶茶碗、コーヒーカップ、受け皿が見つかった。それらは、形はヨーロッパの陶器の完成度には達していなかったし―いわゆるエッグスタンドの陶器は例外である―色と装飾の点では日本の陶器注文を取り次いでいたものの趣味の悪さを表していたが、いずれにしろ高価でないという利点と、壊れたものがいつでも簡単に取り替えられるというさらに大きな利点を有していた。

長崎滞在のあいだに金比羅山の上り口にある諏訪寺院(訳者注、ブラントは神社と寺を取り違えている)の年祭が豪華に行われた。この寺の祭神は町の守護神である。この祭りの特徴は盛大な神話的歴史的行列である。行列を作っているのは十二以上の巨大な車で、それらは町の各地域によって仕立てられていて、装飾の豪華さを競っていた。これらの車は耳を劈くような声を上げる数百の引き手によって引張られていた。一方で他のものが形の悪い車輪のそばの大きな梃子棒で重い車を動かすのを手伝っていた。あとの車の上部は多くの場合非常に高かったので、平屋ではあったがともかく屋根を越えていた。これらの山車はたいいてい緑の木と枝とたくさんの花で飾られた岩の表していた。その上では神道と能の踊りから採られた人物たちが座ったり、立ったり、踊ったりしていた。能踊りはもともと宗教的な日本最古の時代からのもので、合唱を伴う振り付けをした出し物である。十五世紀の始めに、合唱と並んでテキストの一部を朗誦する一人または二人の俳優が登場すると

いう理由から、仏教の司祭(僧侶)がこれの広がりを持たすけ、関心を寄せた。最古のギリシア演劇の上演の特徴ともなっている踊りと歌の結合は、中国でも特に孔子廟で奉げられる供儀の際に保たれてきた。日本では能踊りは宮廷の、つまりかなり身分の高い貴族階級の娯楽であった。しかしこれに登場する人物たちは民間信仰や俗信からとられたもので、それゆえこの祭りと呼ばれる寺院の祝祭に使用されたのである。

ひとつひとつの車の間には男と女の踊り手が歩いていった。女性のほうは茶屋の女性が集められていた。彼女たちはあるときは路上で、あるときは寺院の前にもうけられた舞台の上で踊りを披露した。ここでは寺院関係者、行政の代表者、町の名士が行列が通り過ぎるのを見物していた。

余韻は一週間続くのだが、主な祭りが行われる三日の間、住民は正気ではなかった。行列、歌、音楽、踊りそれに叫び声が一日中続いた。祭の夜はだれもごく冷静ではなかったといっても言いすぎにはならない。しかしながら秩序を妨げることは起きなかった。雰囲気は快活と呼ばれる気分以上を出なかった。粗野な出来事がないので愉快であった。それは長崎が港町であり、その社会は、私たちの考えでは、いろんな人が混じった社会であるからそれだけ目立ったのである。

私の長崎滞在は終わりに近づいた。私を上海に運んでくれる商船はなかったし、近々それを期待することもできなかった。ロシアの東アジア海軍の艦隊司令官、リチャクチェフ司令官が親切にもロシアのコルベツト艦の乗客に迎えてくれた。その船で彼自身も上海に赴いた。彼は委託を受けて上海に行ったのである。その委託とは、中国政府と江蘇省知事に任命されたばかりで、後にたいへん有名になった李鴻章にロシア政府の援助を、つまり一人の部隊を提供し、太平軍を鎮圧することを助けるというものであった。これは李からも北京政府からも謝絶された。

揚子江の入河口までの航海は船足も速く、幸運でもあった。しかし河口でもやの中に入り、停泊し、二日以上灯台船の近くにとどまらざるを得なかった。この停泊は、その間中、夜も昼も衝突を避けるために船の鐘を鳴らさざるをえず、最後の日には新鮮な食料がなくなったことで、愉快なものにはな

らなかった。

十二月初旬に帰ってきた上海では状況はほとんど変わっていないかった。条約の相互批准交渉はひどくゆっくりとしか進んでいなかった。そしてまた一般の状態で点でも非常によくなっているというとはなかった。しかし太平軍は町から少し遠くに追われていた。しかし訓練を受けた中国軍の司令官のウオード將軍は、九月二十一日、太平軍退治に参加するために赴いた寧波で致命傷を負っていた。そして彼の後継者、アメリカ人のヘンリー・バーグヴィンに対しては中国人の間にも、多くの外国人の間にも不信感があった。これは後になって正当だということが証明されることになった。上海にはいろんな国の不逞なやからがうごめいていて、彼らはいかなる恥ずべき行為にもたくさんのドルを出す用意をしていた。彼らがそこにいることが当時の状況を支配している不穏の感情を増大させていた。このような集団のひとつとは個人的に接触することになった。私がフォン・ロドヴィッツ氏とともに外出していたとき、路上で一人の中国人から一枚の汚れた紙片が渡された。その上には道台門の刑務所に収容されていて、救助を求めている一人のドイツ人の名前が書かれていた。役所を通じてのこの件の探索は、まったく、あるいはひどく時間がかかって不満足な結果にしかならないことが私たち二人には明らかなことであった。当局が否定するような試みを不可能にするために、ことのほか重要だったのは事実を確認することであった。それで私たちは、すぐさま道台門に行つて、できたら囚人になっているといっている人物と接触することに決めた。私たちは幸運に恵まれた。門衛と官吏が分別を取り戻す前に、私たちは門のさまざまな庭を通り抜けていた。そして一人の哀れな状態にいる、重い鎖で大きなカンゲにつながれているヨーロッパ人の前に立っていた。彼はかなりよいドイツ語で自分がドイツ人だと主張した。囚人かどうかに移されるのを防ぐために、私がある場所に残っている間に、フォン・ロドヴィッツ氏は総領事館に帰り、この人物の返還を求める手続きをした。二、三時間後、この人物は中国政府から解放され、私たちの手に渡された。それによって私たちが文明のためによいことをしたのかは、これ以降の経験にしたがつて明らかにしないでいきたい。

十二月十八日に「ペンブ洛克」で私は横浜に向けて出航した。いかなる面からみても旅は愉快なものではなかった。船の内部はまだペンキ塗り立てで、油とニスのおいがして、デッキの下にいるのは耐えがたかった。デッキの上に出れば、雨と水しぶきがそこにいるのを同じように不可能にするし、船は乗客で一杯で、一瞬でも一人になれる場所を見つけないこともできなかった。向かい風と高い波のために船はゆっくりとしか進まなかった。そのことで乗客のみならず、横浜の住民をもイライラさせていた。なぜなら「プレムブロケ」は彼らに二十五日のために切望されていた焼いた七面鳥とマトンをもたらずはすになつていたからだ。七面鳥も羊の両方とも当時日本にはいなかった。日本で生育させようとする試みは、少なくとも一八七五年まではすべて失敗した。羊には飼料がなかったし、若い七面鳥は湿った気候に耐えられなかった。七面鳥はどんなに用心しても、足を濡らし、日陰に入った。そこで上海から入ってくる船はどれもたくさんの役に立つ動物を横浜に運んできた。それはすぐ横浜の外国人の鍋の中に入れられた。しかし天気が悪いときは、そうした積荷の大部分が溺れ死んだり、死んで船の上に放り投げられた。もちろん口さがない連中は、行方不明とされた動物は最後には船長が乗客の皿の上に出てくるといっていた。期待にだまされる人間は間違つてどんなことでも言うものだ。私たちもまた横浜へ動物の荷物をほとんど運ばなかったし、二十五日夜遅くになつてやつと到着したので、祝祭はどこでも通常の焼肉なしで祝われなくてはならなかった。

私は自分の住まいを構えることができるまで、オランダ公使のファン・ポルスグレク氏のところに厄介になつた。

付録

次に訳出した部分はこれまでのプラントの旅の記録よりは時間的には前に行われた旅の記録である。すなわち一八六二年二月の記録である。原書では一三八から一四二ページに相当する。オイレンブルク伯爵の使節団は江戸でのヒュースケン殺害に驚いて、早々に江戸を発ち、長崎に寄港する。江戸の不穏な情勢に比べると、長崎は別世界のように牧歌的である。中国に旅立つ前のひと時、一行は長崎滞在を楽しんでい

る。なお「ブランド最初の長崎滞在」という題は、ブランドの著書の第六章に相当する「日本」から抜き出したために、仮に私がつけた題名である。一部に差別的言辭が出てくるが、歴史的文書であるので、そのまま訳している。

「ブランド最初の長崎滞在」

江戸での最後の日々のただならぬ興奮と航海の極度の緊張の後では、長崎滞在は本当の休養であった。七キロメートルにわたる湾への入り口からして魅力的であった。入り口は簡単に見つからない。それについて証言する機会のは後のほうであるはずである。南西に湾を区切っている小島と、いわゆるパーペンベルクという小島―証拠のない伝説によると、かなり以前のキリスト教迫害の際にカトリックの司祭たちが海に投げ込まれたそうである―の間の狭い水路の中で鋭いカーブがほんの数少ない場所だけで一キロメートルの広さの湾を開いている。この湾の北の端に町は位置しているのである。海岸は海からかなり急峻にせりあがっている。丘と山のふもととは階段状に住まいが設けられている。丘や山の頂や峡谷や谷は木で覆われている。町の近くに。町の上に、つまり湾の東の海岸に墓場が階段状に並んでいる。そこには無数の墓石が灌木と樹木の暗い葉っぱの間から灰色に光っている。波の静かな湾の背後で山々がさえぎっている。短い橋で長崎の陸地とつながれて扇型に海に張り出している小島、つまり出島がある。この島は数世紀にわたってオランダ人の牢であり、一八六一年にいたってもオランダ総領事とオランダ人の多くの居所である。オランダ人以外の外国人は日本人町の外部の東の岸に住んでいた。切り離された地域なので並んというよりは上下になって住むことを余儀なくされていた。江戸のものより小さい種類で、自由に使うことができた日本のポニーが、ヤギのように、急峻なしばしば階段状におかれた平らな石板の小道を登ったり、降りたりしたが、すべての訪問に應えることはまことに簡単な仕事ではなかった。町はきれいで、道の中央が歩道のようになっていて、多くの水路で切断されていた。水路には引き潮のときは水がなかった。住民は昔から外国人に慣れていて親切で、よく気がついた。子供たちが私たちを「唐人馬鹿」(馬鹿な朝鮮人)あるいは「ボタン カチ」(ボタン

をくれ)と歓迎しても、それは本当の不愉快事ではなかった。二本差しの男が接近するときレヴォオルバーに手を置く必要がなく、武器を船上においておくことができるのは本当に気持ちのよい変化であった。長崎に住んでいる外国人は、その多くはオランダ人であったが、そのほかにも英国人やアメリカ人も手を広げて私たちを迎え、私たちの滞在が快適であるようにできるだけのことをしてくれた。彼らの歓待は決してそつけないものではなかった。町の北側にある金比羅山への遠足から始まり、茂木へのピクニックでさまざまな行事は終わった。金比羅山散歩では私たちはその中腹の諏訪神社で、外国人の間では境内にかなり昔の奉納物である青銅の馬によって馬神社の名で知られているこの神社で朝食を摂った。その後、顔に汗をかきながら、頂上に上った。そこからは長崎の湾の素晴らしい眺めが楽しむことができた。後で述べることになるメトマンオランダ総領事のところで催されたたくさん料理とワインの豊かなディナーがこの日を締めくくった。茂木は島原湾沿いの小さなあまり有名でない村で、長崎から徒歩で約一時間半離れている。そこに土地の長が気持ちの良い小さな家と海岸に接した庭を所有している。出島にオランダ人が閉じ込められる際に、一年に一度そこに遠足すること、そこで朝食を摂ることが許されていた。そのことから幾世代ものオランダ人と茂木の村長の間にはある種の親しい関係が出来上がっていた。それゆえオランダ人が私たちに敬意を表するために、祝宴場所としてこの地を選んだのは当然であった。朝早くから長崎の外国人の一行全体が、使節団と士官と士官見習いが、徒歩と馬で長崎から茂木に向かった。朝食で宴は始まった。村とその近辺の散歩の後ディナーが続いた。これはまことにオランダ式で中断がなかった。中断があったとしてもそれはちょっとした間違いで、すぐに再開された。私たちが午後遅く帰途についたとき、一行の一番若い人たちの間には、すべてがうまくいったということからくる状態が広がっていた。子供たちと愉快になった人たちを神は見守ってくれたのだろう。少し年をとっている私たちのためにはこの夜第二回目のディナーをともにする話があった。

そのほかの点でも長崎での生活は多くの変化を提供した。私たちがスエズからガレまで旅行をとにした司令官ブタコフに指揮されたロシアのフレガ

ット船スベトラナは、他のロシア戦艦とともに長崎の港に停泊していた。病気で船上にいたリチャチェフ司令官と知り合いにならなかったとはいえ、士官全員と、とりわけ東シベリア知事の副官ヒトロボ少佐と知り合いになった。少佐は長崎にいる外国人の唯一の女性で、本当に美しく、人当たりの良い夫人とともに短い間ここに滞在していた。オランダ人の中では、しばらく前に出島に日本人のために設けられた学校の医長、ポンペ・ファン・メルダールホルトが一番面白かった。彼は日本人の弟子たちから国内の事情を教えられていた。その弟子たちの中には後に將軍の侍医となった松本も含まれていた。有名なシーボルト博士も長崎に滞在していた。彼はオランダと日本の条約が締結されたあとで長崎に戻ることができた。彼は以前オランダ出島商館医師のとき、江戸の地図とその他の禁制のものを手に入れることができた。後に謀反という理由で死刑を宣告され、そのあと恩赦を受け追放されていた。彼が日本政府によって助言者として江戸に呼ばれたとき、ようやく私は彼と近しく知り合うことになった。

こうして時は速やかに過ぎ去った。残念ながら最後の日々は長崎に到着した噂のせいでいくぶんか曇らされてしまった。水戸の浪人たちが外国の戦艦を襲撃し、流血騒ぎを引き起こしたというのである。私たちの滞在中にはそれに関する確証は得られなかった。後にそれは根拠がないことが明らかになった。しかしそれは後に来るべき出来事に投げかけられた影であった。なぜならその年の七月五日に江戸の英国公使館が夜、襲われたからである。しかしそれは噂ほど悲しい結果とはならなかった。

二月二十四日に私たちはティイス号を曳航しながら長崎を離れた。ティイス号は上海へ単独で向かうために港の外で切り離された。中国で新しい外交上の課題が私たちを待っていたので、私はアルコナ号に戻ることを命じられた。私たちが滞在している間大いに注目と親切な行爲を見せてくれたロシア人たちは投錨地を去るときに、私たちの上司に敬意を表して、あらためて祝砲を放った。アルコナ号がその祝砲に応えるまでに少し時間がかかった。しかしあとでは山によって十倍にも反響した砲声と、青い海と緑の海岸のうえにかかっていた灰色の雲は、清新なそよ風に吹かれ、軽やかな小さな雲に

なつて、素晴らしく魅力的な印象を及ぼした。かくして日本との別離はこのようにうまくいったのである。

○長崎大学環境科学部総合環境研究刊行内規

平成20年3月5日

教授会決定

(趣旨)

第1条 この内規は、『総合環境研究』（以下「紀要」という。）の刊行を円滑にするため、必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 紀要は、和文では『総合環境研究』、英文では『JOURNAL OF ENVIRONMENTAL STUDIES, NAGASAKI UNIVERSITY』と称する。

(掲載論文)

第3条 紀要に掲載することができるものは、学術論文及び学術資料（研究ノート・翻訳・翻刻・目録・図録・年譜・註釈・研究資料等）とし、いずれも未発表のものに限る。

「学術論文」は、環境科学に関する独創的研究の論文で、それ自身独立して価値ある結論あるいは事実を含むものとする。

(紀要の刊行回数)

第4条 紀要は、原則として、年2回刊行する。

2 各年度における紀要は、同一の「巻（Volume）」とし、当該年度第1回刊行のものを「第1号（No.1）」とし、第2回刊行のものを「第2号（No.2）」とする。

(編集)

第5条 紀要の編集実務は、編集委員会が行う。

(編集委員会)

第6条 編集委員会は、総務委員会委員長が委員長となり、総務委員会委員及び委員長が必要と認めた若干名の委員からなる。

(原稿の採否)

第7条 学術論文原稿の採否は、編集委員会が査読者からの査読結果を得て決定する。査読者は、各学術論文について2名とし、学部外の専門家を含まなければならない。

2 学術資料原稿の採否は、編集委員会が決定する。

3 受理できないと判断された原稿は、理由を明記して投稿者に返却する。

(投稿資格)

第8条 紀要に投稿できる者は、長崎大学環境科学部専任教員、環境科学部の教育を担当する生産科学研究科の専任教員及びこれら専任教員の推薦を受け編集委員会が認めた者とする。

(投稿締切日)

第9条 原稿は、原則として、次に掲げる日までに編集委員会に提出しなければならない。
なお、原稿採択日をもって「受理年月日」とする。

(1) 第1号 4月30日

(2) 第2号 10月31日

(校正)

第10条 校正は、原則として2校までとする。

2 校正は、編集委員会を経由して投稿者の責任においてすみやかに行わなければならない。

3 校正は、誤植等の訂正のみに限るものとし、校正時における加筆等は一切認めない。

(経費負担)

第11条 紀要刊行に要する経費は、刷り上がり1ページにつき千円を各投稿者の負担とし、残額を共通費負担とする。ただし、カラー写真、カラー図表等の実費については、別途投稿者の負担とする。

2 共著の場合の前項にかかわる投稿者負担費用は、共著者で負担する。

3 環境科学部専任教員の推薦により投稿しようとする者の投稿者負担費用は、推薦者が負担する。

(別刷)

第12条 別刷は、実費個人負担で必要部数を投稿者に配布する。

(紀要の配布)

第13条 紀要の配布先は別に定める。

(補則)

第14条 紀要に関しこの内規に定めるもののほか、必要な事項については、総務委員会において審議し、教授会において決定する。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

**JOURNAL OF
ENVIRONMENTAL STUDIES
NAGASAKI UNIVERSITY**

Vol.12 No.1

CONTENTS

EU Climate Change Policy and Energy Factors — Background of the EU leadership in the international environmental politics — Yoko WADACHI	1
On the Composition and Formation Process of "Environmental Studies" Empirical Analysis Using the "Journal Community" Theory Kei SUKITA and Kazunori HAYANAGI	15
Succession of Tragic Experiences to Descendants — Study from interviews to a former Peace-guide in Nagasaki — Satomi TOMINAGA and Kazunori HAYANAGI	29
Le recrutement des hommes de la marechaussée en Haute-Normandie (1720-1750) Shinobu MASAMOTO	41
Changes in Descriptions on Prevention of Lifestyle-related Diseases in New Curriculum Guidelines for Elementary and Junior High Schools Ai MIYAZAKI, Osamu NAKAMURA and Yuiko KATAFUCHI	55
Analysis of Curriculum Guidelines and Textbooks Regarding Prevention of Lifestyle-related Diseases in the Field of Nutrition / Dietary Life in Compulsory Education Ai MIYAZAKI, Osamu NAKAMURA and Yuko KATAFUCHI	63
Consideration on the Present State and Issues of Food and Nutrition Education — Based on the questionnaire survey of nutrition teachers, nutrition staff, and school nutritionists — Yuiko KATAFUCHI, Osamu NAKAMURA and Ai HONDA	79
The Study on Children's Waste Sorting in Shenyang City, China. Sei OU, Kenta TOYOZAWA, Yuiko KATAFUCHI, Keikei SETU, Ryuko YAMAGUCHI, Haruna ENDO, Ikkou MARUTANI, Ai HONDA, Yuuko AKINAGA and Osamu NAKAMURA	89
The History of Hydropower in the Chugoku Region, Japan Kentaro NAGAI, Osamu NAKAMURA, Naoki HATANAKA, Masaru NAKAZIMA and Shinichi TOMONARI	97
How to Develop English Speaking Ability in the University Level —Learner-centered Reading Aloud Approach— Koryo RO and Masako MATSUDA	121
Rethinking of "the Attempt to Overcome the Modern"(6) Jun SUGAWARA	131
Eine Übersetzung aus dem Erinnerungsbuche "Dreiunddreißig Jahre in Ost—Asien" von Max v. Brandt Naohiro SONODA	139

**FACULTY OF ENVIRONMENTAL STUDIES
NAGASAKI UNIVERSITY
NAGASAKI, JAPAN
DECEMBER 2009**